

測量業務標準仕様書

令和 5 年 4 月

名古屋市緑政土木局

測量業務標準仕様書目次

第 1 編 共通編

第 1 章 総則

1-1-1	適用範囲	1-1
1-1-2	用語の定義	1-1
1-1-3	受発注者の義務	1-4
1-1-4	業務の着手	1-4
1-1-5	業務の実施	1-4
1-1-6	測量の基準	1-5
1-1-7	設計図書の支給及び点検	1-5
1-1-8	監督員	1-5
1-1-9	業務代理人等	1-6
1-1-10	担当技術者	1-6
1-1-11	提出書類	1-6
1-1-12	打合せ等	1-7
1-1-13	業務計画書	1-8
1-1-14	資料等の貸与及び返却	1-8
1-1-15	関係官公庁への手続き等	1-8
1-1-16	地元関係者との交渉等	1-9
1-1-17	土地への立入り等	1-9
1-1-18	成果品の提出	1-10
1-1-19	関連法令及び条例の遵守	1-10
1-1-20	検査	1-10
1-1-21	修補	1-11
1-1-22	条件変更等	1-11
1-1-23	契約変更	1-11
1-1-24	履行期間の変更	1-12
1-1-25	一時中止	1-12
1-1-26	発注者の賠償責任	1-13
1-1-27	受託人の賠償責任	1-13
1-1-28	部分使用	1-13
1-1-29	再委託	1-13
1-1-30	成果品の使用等	1-14
1-1-31	守秘義務	1-14
1-1-32	個人情報の取扱い	1-15
1-1-33	安全等の確保	1-16
1-1-34	臨機の措置	1-18

1-1-35	履行報告	1-18
1-1-36	屋外での作業を行う時期及び時間の変更	1-18
1-1-37	行政情報流出対策の強化	1-18
1-1-38	暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置	1-20
1-1-39	保険加入の義務	1-20
第2章 測量業務一般		
第1節 基準点測量		
1-2-1	基準点測量	1-21
第2節 水準測量		
1-2-2	水準測量	1-21
第3節 地形測量		
1-2-3	地形測量	1-22
1-2-4	現地測量	1-22
1-2-5	空中写真測量	1-23
第4節 路線測量		
1-2-6	路線測量	1-24
1-2-7	線形決定	1-24
1-2-8	I P 設置測量	1-24
1-2-9	中心線測量	1-24
1-2-10	仮B M設置測量	1-24
1-2-11	縦断測量	1-24
1-2-12	横断測量	1-24
1-2-13	用地幅杭設置測量	1-25
1-2-14	I P 設置工	1-25
1-2-15	仮B M設置工	1-25
1-2-16	成果図作成	1-25
第5節 河川測量		
1-2-17	河川測量	1-25
1-2-18	河川定期縦断測量	1-25
1-2-19	河川定期横断測量	1-26
1-2-20	深淺測量	1-26
1-2-21	成果図作成	1-26
第6節 区域線測量		
1-2-22	区域線測量	1-26
1-2-23	地域の分類	1-26
1-2-24	作業内容	1-26
1-2-25	区域線標示区分	1-27
1-2-26	作業範囲	1-27
1-2-27	資料調整と現地調査	1-28

1-2-28	境界杭の探索	1-28
1-2-29	仮区域線及び仮中心線設定	1-29
1-2-30	区域線及び中心線設定	1-30
1-2-31	区域線及び中心線復元	1-31
1-2-32	中心線再現	1-32
1-2-33	中心線（特定）設定	1-32
1-2-34	中心線（特定）復元	1-32
1-2-35	中心線（特定）再現	1-32
1-2-36	区域線（調査）設定	1-32
1-2-37	区域線（調査）復元	1-33
第7節 準拠点測量		
1-2-38	準拠点測量	1-33
第8節 資料調査		
1-2-39	資料調査	1-33
第3章 測量作業の管理		
第1節 精度管理及び点検測量率		
1-3-1	精度管理及び点検測量率	1-35
1-3-2	基準点測量	1-35
1-3-3	水準測量	1-38
1-3-4	現地測量	1-38
1-3-5	路線測量	1-39
1-3-6	河川測量	1-40
1-3-7	区域線測量	1-41
1-3-8	準拠点測量	1-41
1-3-9	用地測量	1-41
1-3-10	道路区域線（水路境界）明示測量	1-42
1-3-11	道路区域線測量（単価契約）	1-42
1-3-12	道路区域標保全業務（単価契約）	1-43
1-3-13	測量標等保全業務	1-43
1-3-14	道路台帳測量	1-46
1-3-15	未認定道路測量	1-47
1-3-16	復旧測量	1-47
1-3-17	公園台帳測量	1-47
第2節 測量機器の検定		
1-3-18	測量機器の検定等	1-47
第4章 測量作業の安全管理		
第1節 道路上作業時の安全対策		
1-4-1	道路上作業時の安全対策	1-48

第2編 用地測量編

第1章 総則

2-1-1	適用範囲	2-1
2-1-2	作業計画	2-1
2-1-3	現地踏査	2-1
2-1-4	4級基準点測量	2-1
2-1-5	水準測量	2-1
2-1-6	現地測量	2-1
2-1-7	路線測量	2-2
2-1-8	河川測量	2-2
2-1-9	資料調査	2-2
2-1-10	区域線測量	2-2
2-1-11	一筆地測量	2-2
2-1-12	用地測量標設置	2-5
2-1-13	成果品作成	2-6
2-1-14	業務関連図書	2-6

第2章 図書作成基準

2-2-1	総則	2-9
2-2-2	資料調査	2-9
2-2-3	立会予定者一覧表	2-9
2-2-4	境界調整図	2-9
2-2-5	土地境界立会確認書	2-10
2-2-6	立会記録簿	2-10
2-2-7	面積計算	2-10
2-2-8	数値地形図データファイル作成	2-11
2-2-9	用地実測図作成	2-11
2-2-10	現況・用地平面図作成	2-12
2-2-11	記録写真作成	2-13
2-2-12	電子記憶媒体	2-13

第3章 測量業務の作業手順（フローチャート）

2-3-1	測量業務の作業手順（フローチャート）	2-16
-------	--------------------	------

第3編 道路区域線（河川・水路境界）確認測量編

第1章 総則

3-1-1	適用範囲	3-1
3-1-2	業務委託	3-1
3-1-3	資料作成委託	3-1
3-1-4	資料調査	3-1
3-1-5	基準点測量	3-1

3-1-6	現地測量	3-1
3-1-7	区域線測量	3-1
3-1-8	準拠点測量	3-1
3-1-9	補点測量	3-1
3-1-10	調整計算	3-1
3-1-11	座標展開図作成	3-2
3-1-12	求積図作成	3-2
3-1-13	公図拡大	3-2
3-1-14	区域線設定図	3-2
3-1-15	成果品作成	3-2
3-1-16	業務関連図書	3-2
3-1-17	支給品	3-2
第2章 図書作成基準		
3-2-1	総則	3-4
3-2-2	基準点測量	3-4
3-2-3	現地測量	3-5
3-2-4	区域線測量	3-5
3-2-5	準拠点測量図	3-7
3-2-6	資料調査	3-7
3-2-7	座標展開図	3-7
3-2-8	求積図	3-7
3-2-9	公図拡大	3-8
3-2-10	境界杭探索	3-8
3-2-11	業務報告書	3-8
3-2-12	支給品出納簿	3-8
3-2-13	業務記録写真作成	3-8
第3章 測量業務の作業手順（フローチャート）		
3-3-1	測量業務の作業手順（フローチャート）	3-10

第4編 道路区域線（河川・水路境界）測量業務（単価契約）編

第1章 総則

4-1-1	適用範囲	4-1
4-1-2	業務種別の分類	4-1
4-1-3	作業内容	4-1
4-1-4	区域線標示区分	4-2
4-1-5	作業範囲	4-2
4-1-6	現況調査	4-2
4-1-7	座標設定（区域線及び中心線）	4-2
4-1-8	座標復元（区域線及び中心線）	4-2

4-1-9	境界調査	4-3
4-1-10	視準・中心線補鋸	4-3
4-1-11	平面図作成（座標平板）	4-3
4-1-12	成果図作成	4-3
4-1-13	境界確認（半日・1日）	4-3
4-1-14	境界杭設置	4-4
4-1-15	境界杭探索	4-4
4-1-16	成果品作成	4-4
4-1-17	業務関連図書	4-4
4-1-18	支給品	4-4
第2章 図書作成基準		
4-2-1	総則	4-6
4-2-2	区域線設定図	4-7
4-2-3	中心線設定図	4-8
4-2-4	境界調査図	4-8
4-2-5	資料調査	4-9
4-2-6	公図拡大	4-9
4-2-7	現地測量	4-9
4-2-8	座標復元	4-9
4-2-9	視準・中心線補鋸	4-9
4-2-10	境界杭探索	4-9
4-2-11	業務報告書	4-9
4-2-12	支給品出納簿	4-9
4-2-13	業務記録写真作成	4-9
第3章 測量業務の作業手順（フローチャート）		
4-3-1	測量業務の作業手順（フローチャート）	4-11

第5編 道路区域標等保全業務（単価契約）編

第1章 総則

5-1-1	適用範囲	5-1
5-1-2	保全業務の種別	5-1
5-1-3	引照作業（引照）	5-1
5-1-4	復元作業（復元）	5-2
5-1-5	残存確認作業（残存確認）	5-3
5-1-6	作業確認	5-4
5-1-7	成果品作成	5-4
5-1-8	業務関連図書作成	5-4
5-1-9	支給品	5-4

第2章 図書作成基準

5-2-1	総則	5-6
5-2-2	位置図	5-6
5-2-3	引照点設置箇所図	5-6
5-2-4	引照点位置図	5-6
5-2-5	引照・復元・残存確認測量図（保全要綱 第5号様式の2）	5-6
5-2-6	電子記憶媒体	5-6

第3章 測量業務の作業手順（フローチャート）

5-3-1	測量業務の作業手順（フローチャート）	5-9
-------	--------------------	-----

第6編 測量標等保全業務編

第1章 総則

第1節 要旨

6-1-1	適用範囲	6-1
6-1-2	保全業務の種別	6-1
6-1-3	作業確認	6-1
6-1-4	支給品	6-1

第2節 効用の確認（引照作業）

6-1-5	引照作業方法	6-2
6-1-6	効用の確認【引照作業（1）】	6-3
6-1-7	効用の確認【引照作業（2）】	6-3
6-1-8	効用の確認【引照作業（3）】	6-3
6-1-9	効用の確認【引照作業（4）】	6-3

第3節 効用の確認（復元作業）

6-1-10	復元作業方法	6-3
6-1-11	効用の確認【復元作業（1）】	6-4
6-1-12	効用の確認【復元作業（2）】	6-4

第4節 効用の確認（残存確認作業）

6-1-13	残存確認作業方法	6-4
6-1-14	効用の確認【残存確認作業（1）】	6-5
6-1-15	効用の確認【残存確認作業（2）】	6-5
6-1-16	効用の確認【残存確認作業（3）】	6-5
6-1-17	効用の確認【残存確認作業（4）】	6-5

第5節 復旧測量

6-1-18	復旧測量方法	6-6
--------	--------	-----

第6節 成果品作成

6-1-19	成果品作成	6-6
--------	-------	-----

第2章 図書作成基準

6-2-1	総則	6-9
6-2-2	位置図	6-9
6-2-3	引照点設置箇所図	6-9
6-2-4	引照点位置図	6-9
6-2-5	引照・復元・残存確認測量図（保全要綱 第5号様式の1、2）	6-9
6-2-5	電子記憶媒体	6-10
第3章 測量業務の作業手順（フローチャート）		
6-3-1	測量業務の作業手順（フローチャート）	6-12

第7編 道路台帳測量編

第1章 総則

7-1-1	適用範囲	7-1
7-1-2	4級基準点測量	7-1
7-1-3	3級水準測量	7-2
7-1-4	現地測量	7-2
7-1-5	資料調査	7-3
7-1-6	公図拡大	7-3
7-1-7	区域線測量	7-3
7-1-8	準拠点測量	7-5
7-1-9	道路台帳現況調査	7-5
7-1-10	支給品	7-9
7-1-11	作業管理	7-9
7-1-12	成果品作成	7-10
7-1-13	業務関連図書	7-10
7-1-14	その他	7-10

第2章 図書作成基準

7-2-1	路線対照図	7-13
7-2-2	交差部標高図（T・P値）	7-13
7-2-3	多角・中心線網図	7-13
7-2-4	道路台帳平面図	7-14
7-2-5	道路台帳座標測量図	7-17
7-2-6	区域線設定図	7-18
7-2-7	資料調査	7-19
7-2-8	成果品の製本等	7-19
7-2-9	業務関連図書の製本等	7-20
7-2-10	その他	7-20
7-2-11	電子記憶媒体	7-20

第3章 測量業務の作業手順（フローチャート）

7-3-1	測量業務の作業手順（フローチャート）	7-24
-------	--------------------	------

第8編 未認定道路測量編

第1章 総則

8-1-1	適用範囲	8-1
8-1-2	4級基準点測量	8-1
8-1-3	現地測量	8-1
8-1-4	資料調査	8-1
8-1-5	区域線測量	8-1
8-1-6	準拠点測量	8-1
8-1-7	道路台帳現況調査	8-1
8-1-8	成果品作成	8-1
8-1-9	業務関連図書	8-1

第2章 図書作成基準

8-2-1	成果図作成	8-3
8-2-2	区域線設定図	8-4
8-2-3	業務記録写真作成	8-4
8-2-4	電子記憶媒体	8-4

第3章 測量業務の作業手順（フローチャート）

8-3-1	測量業務の作業手順（フローチャート）	8-4
-------	--------------------	-----

第9編 公園台帳測量編

第1章 総則

9-1-1	適用範囲	9-1
9-1-2	4級基準点測量	9-1
9-1-3	道路台帳平面図補正（公園台帳測量）	9-1
9-1-4	現地測量	9-1
9-1-5	公園水準測量	9-2
9-1-6	公園台帳平面成果図作成	9-2
9-1-7	準拠点測量	9-2
9-1-8	成果品作成	9-3
9-1-9	業務関連図書	9-3

第2章 図書作成基準

9-2-1	図書作成基準	9-5
9-2-2	現地測量	9-5
9-2-3	その他	9-6
9-2-4	留意事項	9-6
9-2-5	電子記憶媒体	9-7

第3章 測量業務の作業手順（フローチャート）

9-3-1	測量業務の作業手順（フローチャート）	9-7
-------	--------------------	-----

第10編 河川台帳整備測量編

第1章 総則

10-1-1	適用範囲	10-1
10-1-2	4級基準点測量	10-1
10-1-3	3級水準測量	10-1
10-1-4	現地測量	10-1
10-1-5	準拠点測量	10-1
10-1-6	資料調査	10-1
10-1-7	区域線測量	10-1
10-1-8	境界確認	10-1
10-1-9	多角網図	10-1
10-1-10	河川台帳座標測量図	10-2
10-1-11	河川測量	10-2
10-1-12	河川現況台帳平面図	10-2
10-1-13	河川施設台帳	10-2
10-1-14	起終点杭設置	10-3
10-1-15	記録写真	10-3
10-1-16	成果品作成	10-4
10-1-17	業務関連図書	10-4

第2章 図書作成基準

10-2-1	各種ポリエステルフィルム	10-6
10-2-2	河川現況台帳平面図	10-6
10-2-3	河川施設台帳	10-7
10-2-4	電子記憶媒体	10-12

第3章 測量業務の作業手順（フローチャート）

10-3-1	測量業務の作業手順（フローチャート）	10-12
--------	--------------------	-------

第11編 記録写真作成方法編

第1章 委託業務記録写真作成方法

11-1-1	一般事項	11-1
11-1-2	撮影方法	11-1
11-1-3	写真の編集	11-2
11-1-4	写真帳の提出等	11-2

第2章 杭探索記録写真作成方法

11-2-1	一般事項	11-11
11-2-2	撮影の方法	11-11
11-2-3	写真の編集	11-11

第3章 境界確認立会及び用地測量標記録写真作成方法

1 1 - 3 - 1	境界確認立会記録	1 1 - 1 2
1 1 - 3 - 2	用地測量標記録	1 1 - 1 2

第4章 公園及び仮ベンチマーク写真の作成方法

1 1 - 4 - 1	撮影方法	1 1 - 1 2
1 1 - 4 - 2	写真の編集	1 1 - 1 3

第5章 道路区域標等保全業務（単価契約）記録写真作成方法

1 1 - 5 - 1	一般事項	1 1 - 1 3
1 1 - 5 - 2	撮影の方法	1 1 - 1 3
1 1 - 5 - 3	写真の編集	1 1 - 1 3

第12編 委託業務様式編

第1章 総価契約

(第2号様式)	業務着手届	1 2 - 1
(第3号様式) 甲	業務日程表	1 2 - 2
(第3号様式) 乙	日程表	1 2 - 3
(第4号様式) 甲	業務変更日程表	1 2 - 4
(第4号様式) 乙	変更日程表	1 2 - 5
(第7号様式) の1	業務代理人等届	1 2 - 6
(第7号様式) の2	業務代理人等変更届	1 2 - 7
(第9号様式)	業務関係者に関する措置請求書	1 2 - 8
(第10号様式) 甲	業務下請負届(再委託申請書)	1 2 - 9
(第10号様式) 乙	業務下請負届(再委託申請書)	1 2 - 1 0
(第10号様式) 甲	業務下請負届(再委託申請書)記入例	1 2 - 1 1
(第10号様式) 乙	業務下請負届(再委託申請書)記入例	1 2 - 1 2
(第11号様式) の2	支給品出納簿	1 2 - 1 3
(第13号様式)	事故発生報告書	1 2 - 1 4
(第16号様式)	履行期間延長願	1 2 - 1 5
(第17号様式)	業務完了届	1 2 - 1 6
(第19号様式)	業務完了確認通知書	1 2 - 1 7
(第20号様式)	検査結果通知書	1 2 - 1 8
(第25号様式)	業務計画書	1 2 - 1 9
(第26号様式)	変更業務計画書	1 2 - 2 0
(第27号様式) の1	委託業務成果品一覧表	1 2 - 2 1
(第27号様式) の2	委託業務関連図書一覧表	1 2 - 2 2
(第28号様式)	指示・催告・請求・通知・協議・承諾書	1 2 - 2 3
(第29号様式)	請求・通知・協議・承諾・報告書	1 2 - 2 4
(第30号様式)	業務打合せ記録簿	1 2 - 2 5
(第30号様式)	業務打合せ記録簿 記入例	1 2 - 2 6

(第 3 1 号様式) 甲	業務記録簿	1 2 - 2 7
(第 3 1 号様式) 乙	業務記録簿	1 2 - 2 8
(第 3 2 号様式) の 1	身分証明書交付申請書	1 2 - 2 9
(第 3 3 号様式)	身分証明書	1 2 - 3 0
(第 3 4 号様式) の 1	身分証明書返納書	1 2 - 3 1

第 2 章 単価契約

(第 3 5 号様式)	道路区域線 河川・水路境界測量業務着手指示書	1 2 - 3 2
(第 3 6 号様式)	道路区域線 河川・水路境界測量業務完了届	1 2 - 3 3
(第 3 7 号様式)	道路区域標保全業務着手指示書	1 2 - 3 4
(第 3 8 号様式)	道路区域標保全業務完了届	1 2 - 3 5
(第 4 0 号様式)	道路区域線 河川・水路境界測量業務委託(一)単価契約 整理簿	1 2 - 3 6
(第 4 1 号様式)	道路区域標保全測量業務委託(一)単価契約 整理簿	1 2 - 3 7
(第 4 2 号様式)	業務再委託届	1 2 - 3 8
(第 4 3 号様式) 甲	業務完了届	1 2 - 3 9
(第 4 3 号様式) 乙	単価契約出来高内訳	1 2 - 4 0

第 1 3 編 図式・様式一覧編

(第 1 - 1 号様式)	業務計画書の提出について	1 3 - 1
(第 1 - 2 号様式)	測量機器検定証明書の提出について	1 3 - 2
(第 1 - 3 号様式)	電子計算機用プログラム検定証明書の 提出について	1 3 - 3
(第 1 - 4 - 1 号様式)	基準点測量精度管理表 その 1	1 3 - 4
(第 1 - 4 - 2 号様式)	基準点測量精度管理表 その 1 - 2	1 3 - 5
(第 1 - 4 - 3 号様式)	基準点測量精度管理表 その 1 - 3	1 3 - 6
(第 1 - 4 - 4 号様式)	基準点測量精度管理表 その 2	1 3 - 7
(第 1 - 5 号様式)	水準測量勾配計算簿	1 3 - 8
(第 1 - 6 号様式)	水準測量精度管理表	1 3 - 9
(第 1 - 7 号様式)	簡易水準測量精度管理表	1 3 - 1 0
(第 1 - 8 号様式)	細部測量・地形補備測量・地図編集・数値編集 ・補測編集・数値地形図データ作成精度管理表	1 3 - 1 1
(第 1 - 9 号様式)	縦断測量精度管理表	1 3 - 1 2
(第 1 - 1 0 号様式)	縦断測量成果表	1 3 - 1 3
(第 1 - 1 1 号様式)	横断測量精度管理表	1 3 - 1 4
(第 1 - 1 2 号様式)	I P の設置測量精度管理表	1 3 - 1 5
(第 1 - 1 3 号様式)	中心線測量精度管理表	1 3 - 1 6
(第 1 - 1 4 号様式)	用地幅杭設置測量精度管理表	1 3 - 1 7
(第 1 - 1 5 号様式)	境界点間測量精度管理表	1 3 - 1 8

(第 1 - 1 6 号様式)	品質評価表 総括表	1 3 - 1 9
(第 1 - 1 7 号様式)	品質評価表 個別表	1 3 - 2 0
(第 1 - 1 8 号様式)	土地調査表	1 3 - 2 1
(第 1 - 1 図式)	平面図凡例	1 3 - 2 2
(第 1 - 2 図式)	レイヤー対応表	1 3 - 2 3
(第 1 - 3 図式)	レイヤー名一覧 (区域線)	1 3 - 2 4
(第 1 - 4 図式)	レイヤー名一覧 (保全)	1 3 - 2 5
(第 1 - 5 図式)	線の規格、記載線の種類・太さ	1 3 - 2 6
(第 1 - 6 図式)	出力サイズ表	1 3 - 2 7
(第 1 - 7 図式)	舗装種別記号の大きさ、書体等	1 3 - 2 8
(第 1 - 8 図式)	記載文字および数値の大きさ、書体等	1 3 - 2 9
(第 1 - 9 図式)	公図写し	1 3 - 3 0
(第 1 - 1 0 図式)	縦断面図	1 3 - 3 1
(第 1 - 1 1 図式)	横断面図	1 3 - 3 2
(第 2 - 1 号様式)	立会予定者一覧表	1 3 - 3 3
(第 2 - 2 号様式)	土地境界立会確認書	1 3 - 3 4
(第 2 - 3 号様式)	立会記録簿	1 3 - 3 5
(第 2 - 4 号様式)	面積計算書	1 3 - 3 6
(第 2 - 5 号様式)	面積計算書一覧表	1 3 - 3 7
(第 2 - 6 号様式)	点の記明細図 (I P 、主要点)	1 3 - 3 8
(第 2 - 7 号様式)	点の記明細図 (仮 B M)	1 3 - 3 9
(第 2 - 1 図式)	基準点多角網図	1 3 - 4 0
(第 2 - 2 図式)	現況平面図	1 3 - 4 1
(第 2 - 3 図式)	用地平面図	1 3 - 4 2
(第 2 - 4 図式)	用地実測図	1 3 - 4 3
(第 2 - 5 図式)	用地測量特記凡例	1 3 - 4 4
(第 3 - 1 号様式)	業務報告書	1 3 - 4 5
(第 3 - 1 図式)	区域線設定図	1 3 - 4 6
(第 3 - 2 図式)	中心線設定図	1 3 - 4 7
(第 3 - 3 図式)	区域線調査設定図	1 3 - 4 8
(第 3 - 4 図式)	座標展開図	1 3 - 4 9
(第 3 - 5 図式)	準拠点測量図	1 3 - 5 0
(第 3 - 6 図式)	公図拡大図	1 3 - 5 1
(第 4 - 1 号様式)	業務報告書	1 3 - 5 2
(第 4 - 1 図式)	区域線設定図	1 3 - 5 3
(第 4 - 2 図式)	中心線設定図	1 3 - 5 4
(第 4 - 3 図式)	境界調査図	1 3 - 5 5
(第 4 - 4 図式)	公図拡大図	1 3 - 5 6
(第 7 - 1 図式)	基準点測量 (点検測量比較図)	1 3 - 5 7

(第 7 - 2 図式)	基準点測量 (点検測量比較表)	1 3 - 5 8
(第 7 - 3 図式)	路線対照図	1 3 - 5 9
(第 7 - 4 図式)	多角・中心線網図	1 3 - 6 0
(第 7 - 5 図式)	多角・中心線網図 (多角対照図)	1 3 - 6 1
(第 7 - 6 図式)	交差部標高図 (T・P 値)	1 3 - 6 2
(第 7 - 7 図式)	道路台帳座標測量図	1 3 - 6 3
(第 7 - 8 図式)	道路台帳座標測量図 (面積比較図)	1 3 - 6 4
(第 7 - 9 図式)	道路台帳平面図 (図式・規格)	
	「基準点取付測量委託の場合」	1 3 - 6 5
(第 7 - 1 0 図式)	メッシュ図郭線点検表	1 3 - 6 6
(第 9 - 1 号様式)	測量標 (多角点・多角水準点・基準点) の記	1 3 - 6 7
(第 9 - 2 号様式)	測量標 (基準点) の記	1 3 - 6 8
(第 9 - 3 号様式)	測量標 (水準点) の記	1 3 - 6 9
(第 9 - 4 号様式)	測量標 (道路台帳基準点) の記	1 3 - 7 0
(第 1 0 - 1 号様式)	現地測量 [公園] (現地調査・原図作成)	
	精度管理表 N o 1	1 3 - 7 1
	現地測量 [公園] (現地調査・原図作成)	
	精度管理表 N o 2	1 3 - 7 2
	現地測量 [公園] (現地調査・原図作成)	
	精度管理表 N o 3	1 3 - 7 3
	現地測量 [公園] (現地調査・原図作成)	
	精度管理表 N o 4	1 3 - 7 4
(第 1 0 - 2 号様式)	主要施設調書 建築物及び公園施設調書	1 3 - 7 5
(第 1 0 - 3 号様式)	基本調書	1 3 - 7 6
(第 1 0 - 4 号様式)	許可調書 (公園名)	1 3 - 7 7
(第 1 0 - 1 図式)	公園平面図	1 3 - 7 8
(第 1 0 - 2 図式)	公園平面図	1 3 - 7 9
(第 1 0 - 3 図式)	平面図凡例	1 3 - 8 0
(第 1 0 - 4 図式)	公園各種施設凡例	1 3 - 8 1

第1編 共通編

第 1 編 共通編

第 1 章 総則

1-1-1	適用範囲	1-1
1-1-2	用語の定義	1-1
1-1-3	受発注者の責務	1-4
1-1-4	業務の着手	1-4
1-1-5	業務の実施	1-4
1-1-6	測定の基準	1-5
1-1-7	設計図書の支給及び点検	1-5
1-1-8	監督員	1-5
1-1-9	業務代理人等	1-6
1-1-10	担当技術者	1-6
1-1-11	提出書類	1-6
1-1-12	打合せ等	1-7
1-1-13	業務計画書	1-8
1-1-14	資料等の貸与及び返却	1-8
1-1-15	関係官公庁への手続き等	1-8
1-1-16	地元関係者との交渉等	1-9
1-1-17	土地への立入り等	1-9
1-1-18	成果品の提出	1-10
1-1-19	関連法令及び条例の遵守	1-10
1-1-20	検査	1-10
1-1-21	修補	1-11
1-1-22	条件変更等	1-11
1-1-23	契約変更	1-11
1-1-24	履行期間の変更	1-12
1-1-25	一時中止	1-12
1-1-26	発注者の賠償責任	1-13
1-1-27	受託人の賠償責任	1-13
1-1-28	部分使用	1-13
1-1-29	再委託	1-13
1-1-30	成果品の使用等	1-14
1-1-31	守秘義務	1-14
1-1-32	個人情報の取扱い	1-15
1-1-33	安全等の確保	1-16
1-1-34	臨機の措置	1-18
1-1-35	履行報告	1-18
1-1-36	屋外での作業を行う時期及び時間の変更	1-18
1-1-37	行政情報流出対策の強化	1-18

1-1-38	暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置	1-20
1-1-39	保険加入の義務	1-20
第2章 測量業務一般		
第1節 基準点測量		
1-2-1	基準点測量	1-21
第2節 水準測量		
1-2-2	水準測量	1-21
第3節 地形測量		
1-2-3	地形測量	1-22
1-2-4	現地測量	1-22
1-2-5	空中写真測量	1-23
第4節 路線測量		
1-2-6	路線測量	1-24
1-2-7	線形決定	1-24
1-2-8	I P 設置測量	1-24
1-2-9	中心線測量	1-24
1-2-10	仮B M 設置測量	1-24
1-2-11	縦断測量	1-24
1-2-12	横断測量	1-24
1-2-13	用地幅杭設置測量	1-25
1-2-14	I P 設置工	1-25
1-2-15	仮B M 設置工	1-25
1-2-16	成果図作成	1-25
第5節 河川測量		
1-2-17	河川測量	1-25
1-2-18	河川定期縦断測量	1-25
1-2-19	河川定期横断測量	1-25
1-2-20	深淺測量	1-26
1-2-21	成果図作成	1-26
第6節 区域線測量		
1-2-22	区域線測量	1-26
1-2-23	地域の分類	1-26
1-2-24	作業内容	1-26
1-2-25	区域線標示区分	1-27
1-2-26	作業範囲	1-27
1-2-27	資料調整と現地調査	1-28
1-2-28	境界杭の探索	1-28
1-2-29	仮区域線及び仮中心線設定	1-29
1-2-30	区域線及び中心線設定	1-30

1-2-3 1	区域線及び中心線復元	1-3 1
1-2-3 2	中心線再現	1-3 2
1-2-3 3	中心線（特定）設定	1-3 2
1-2-3 4	中心線（特定）復元	1-3 2
1-2-3 5	中心線（特定）再現	1-3 2
1-2-3 6	区域線（調査）設定	1-3 2
1-2-3 7	区域線（調査）復元	1-3 3
第7節 準拠点測量		
1-2-3 8	準拠点測量	1-3 3
第8節 資料調査		
1-2-3 9	資料調査	1-3 3
第3章 測量作業の管理		
第1節 精度管理及び点検測量率		
1-3-1	精度管理及び点検測量率	1-3 5
1-3-2	基準点測量	1-3 5
1-3-3	水準測量	1-3 8
1-3-4	現地測量	1-3 8
1-3-5	路線測量	1-3 9
1-3-6	河川測量	1-4 0
1-3-7	区域線測量	1-4 1
1-3-8	準拠点測量	1-4 1
1-3-9	用地測量	1-4 1
1-3-10	道路区域線（水路境界）明示測量	1-4 2
1-3-11	道路区域線測量（単価契約）	1-4 2
1-3-12	道路区域標保全業務（単価契約）	1-4 3
1-3-13	測量標等保全業務	1-4 3
1-3-14	道路台帳測量	1-4 6
1-3-15	未認定道路測量	1-4 7
1-3-16	復旧測量	1-4 7
1-3-17	公園台帳測量	1-4 7
第2節 測量機器の検定		
1-3-18	測量機器の検定等	1-4 7
第4章 測量作業の安全管理		
第1節 道路上作業時の安全対策		
1-4-1	道路上作業時の安全対策	1-4 8

測量業務標準仕様書

第1編 共通編

第1章 総則

1-1-1 適用範囲

- 1 測量業務標準仕様書（以下「標準仕様書」という。）は、名古屋市緑政土木局の所管する測量業務（以下「測量業務」という。）に係る**業務委託契約書（測量・調査等業務委託契約約款を含む）**（以下「**契約書**」という。）及び**設計図書**の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他の必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。
- 2 **設計図書**は、相互に補完し合うものとし、**契約書**及び**設計図書**のいずれかによって定められている事項は、契約の履行を拘束するものとする。
- 3 特記仕様書、共通特記仕様書、設計図、標準仕様書または**指示**や**協議**等の間に相違がある場合、または設計図からの読み取りと設計図に書かれた数字が相違する場合など業務の遂行に支障が生じた若しくは今後相違することが想定される場合、受託人は監督員に**確認**して**指示**を受けなければならない。
- 4 発注者支援業務、設計業務及び地質・土質調査業務等に関する業務については、別に定める各標準仕様書によるものとする。

1-1-2 用語の定義

標準仕様書に使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- （1）「**発注者**」とは、**契約書**に明記される名古屋市をいう。
- （2）「**受託人**」とは、測量業務の実施に関し、発注者と委託契約を締結した個人若しくは会社その他の法人をいう。また、法令の規定により認められたその一般承継人をいう。
- （3）「**監督員**」とは、**契約図書**に定められた範囲内において、受託人または業務代理人等に対する**指示**、**催告**、**承諾**または**協議**等の職務を行う者で、**契約書**第7条第1項に規定する者であり、総括監督員、主任監督員、担当監督員を総称していう。受託人には主として主任監督員及び担当監督員が対応する。
- （4）本仕様で規定されている総括監督員とは、総括調査業務を担当し、主に、受託人に対する**指示**、**催告**、**承諾**または**協議**、および関連業務との調査のうち重要なものの処理を行う者をいう。また、**設計図書**の変更、一時中止または契約の解除の必要があると認める場合における発注者に対する**報告**等を行うとともに、主任監督員および担当監督員の指揮監督並びに調査業務の取りまとめを行うものをいう。

- (5) 本仕様で規定されている主任監督員とは、主任調査業務を担当し、主に、受託人に対する**指示、催告、承諾**または**協議**（重要なものおよび軽易なものを除く）の処理、業務の進捗状況の**確認、設計図書**の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査で重要なものの処理、関連業務との調整（重要なものを除く）の処理を行う者をいう。また、**設計図書**の変更、一時中止または契約の解除の必要があると認める場合における総括監督員への**報告**を行うとともに、担当監督員の指揮監督並びに主任調査業務および一般調査業務の取りまとめを行う者をいう。
- (6) 本仕様で規定されている担当監督員とは、一般調査業務を担当し、主に、受託人に対する**指示、催告、承諾**または**協議**で軽易なものの処理、業務の進捗状況の**確認、設計図書**の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査（重要なものを除く）を行う者をいう。また、**設計図書**の変更、一時中止または契約の解除の必要があると認める場合における主任監督員への**報告**を行うとともに、一般調査業務の取りまとめを行う者をいう。
- (7) 「**検査員**」とは、測量業務の完了検査及び指定部分に係る検査に当たって、契約書第30条第3項の規定に基づき、検査を行う者をいう。
- (8) 「**業務代理人等**」とは、測量業務の業務代理人及び現場における業務の施行の技術上の管理をつかさどる主任技術者で契約書第8条第1項の規定に基づき、受託人が定めた者をいう。
- (9) 「**担当技術者**」とは、主任技術者のもとで業務を担当する者で、受託人が定めた者をいう。
- (10) 「**高度な技術と十分な実務経験を有する者**」とは、測量業務に関する技術上の知識を有するもので、特記仕様書で規定する者または発注者が**承諾**した者をいう。
- (11) 「**契約図書**」とは、契約書及び**設計図書**をいう。
- (12) 「**設計図書**」とは、特記仕様書、図面、数量総括表、標準仕様書、現場説明書、設計図書に対する質問回答書及び監督員が受託人に指示した書面及び受託人が提出し監督員が承諾した書面をいう。
- (13) 「**仕様書**」とは、標準仕様書及び共通特記仕様書並びに特記仕様書（これらにおいて明記されている適用すべき諸基準を含む。）を総称していう。
- (14) 「**標準仕様書**」とは、各測量業務に共通する技術上の**指示事項**等を定める図書をいう。
- (15) 「**特記仕様書及び共通特記仕様書**」とは、標準仕様書を補足し、当該測量業務の実施に関する明細または特別な事項を定める図書をいう。

- (16)「**数量総括表**」とは、測量業務に関する工種、設計数量及び規格を示した書類をいう。
- (17)「**現場説明書**」とは、測量業務の入札等に参加する者に対して、発注者が当該測量業務の契約条件を説明するための書類をいう。
- (18)「**質問回答書**」とは、現場説明書に関する入札等参加者からの質問書に対して、発注者が回答する**書面**をいう。
- (19)「**設計図**」とは、入札等に際して発注者が交付した図面及び発注者から変更または追加された図面及び図面のもとになる計算書等をいう。
- (20)「**指示**」とは、監督員が受託人に対し、測量業務の遂行上必要な事項について**書面**をもって示し、実施させることをいう。
- (21)「**催告**」とは、監督員が受託人に対し、測量業務の遂行上必要な事項について**書面**をもって示し、請求することをいう。
- (22)「**承諾**」とは、受託人が監督員に対し、**書面**で申し出た測量業務の遂行上必要な事項について、監督員が**書面**により業務上の行為に同意することをいう。
- (23)「**協議**」とは、**書面**により**契約図書**の**協議**事項について、発注者または監督員と受託人が対等の立場で合議することをいう。
- (24)「**提出**」とは、受託人が監督員に対し、測量業務に係わる事項について**書面**またはその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
- (25)「**報告**」とは、受託人が監督員に対し、測量業務の遂行に係わる事項について、**書面**をもって知らせることをいう。
- (26)「**通知**」とは、発注者若しくは監督員が受託人に対し、または受託人が発注者若しくは監督員に対し、測量業務に関する事項について、**書面**をもって知らせることをいう。
- (27)「**請求**」とは、発注者または受託人が契約内容の履行あるいは変更に関して相手方に**書面**をもって行為、あるいは同意を求めることをいう。
- (28)「**質問**」とは、不明な点に関して**書面**をもって問うことをいう。
- (29)「**回答**」とは、質問に対して**書面**をもって答えることをいう。
- (30)「**書面**」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、署名等したものを有効とする。
 - 1) 緊急を要する場合はファクシミリまたは電子メールにより伝達できるものとするが、後日**書面**と差し換えるものとする。
 - 2) 電子納品を行う場合は、別途監督員と**協議**するものとする。
- (31)「**検査**」とは、**契約図書**に基づき、検査員が測量業務の完了を**確認**することをいう。
- (32)「**打合せ**」とは、測量業務を適正かつ円滑に実施するために業務代理人等と監督員が面談により、業務の方針及び条件等の疑義を正す

ことをいう。

(33)「**修補**」とは、発注者が検査時に受託人の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に受託人が行うべき訂正、補足その他の措置をいう。

(34)「**協力者**」とは、受託人が測量業務の遂行にあたって、再委託する者をいう。

(35)「**使用人等**」とは、協力者またはその代理人若しくはその使用人その他これに準ずる者をいう。

(36)「**立会**」とは、**設計図書**に示された項目において監督員が臨場し内容を**確認**することをいう。

(37)「**了解**」とは、**契約図書**に基づき、監督員が受託人に**指示**した処理内容・回答に対して、理解して**承認**することをいう。

(38)「**受理**」とは、**契約図書**に基づき、受託人、監督員が相互に**提出**された**書面**を受け取り、内容を把握することをいう。

(39)「**申し出**」とは、受託人が契約内容の履行あるいは変更に関し、発注者に対して書面をもって同意を求めることをいう。

1-1-3 受発注者の責務

受託人は、契約の履行にあたって調査等の意図及び目的を十分に理解したうえで調査等に適用すべき諸基準に適合し、所定の成果を満足するような技術を十分発揮しなければならない。

受託人及び発注者は履行に必要な条件等について相互に**確認**し、円滑な業務の履行に努めなければならない。

1-1-4 業務の着手

受託人は、特記仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後14日（土曜日、日曜日、祝日等（名古屋市の休日を定める条例（平成3年7月17日条例第36号）第2条に規定する休日（以下「閉庁日」という。））を除く）以内に測量業務等に着手しなければならない。この場合において、着手とは業務代理人等が測量業務等の実施のために監督員との打合せを行うことをいう。

1-1-5 業務の実施

1 測量業務は名古屋市公共測量作業規程（以下「規程」という。平成21年2月6日付国土交通省国地第1034号承認）及びこの測量業務標準仕様書により実施するものとする。

規程は、作業規程の準則（平成20年国土交通省告示第413号）を準用し、準則の第1条第1項中「準則」とあるのは「規程」と、測量法「第34条」とあるのは「第33条第1項」と、同条第2項中「準

則」とあるのは「規程」と読み替え、「規程は、」の下に「名古屋市が行う」を加える。第2条中「公共測量」とあるのは「この規程を適用して行う測量」と、第3条第2項中「準則」とあるのは「規程」と、第5条第3項第2号中「準則」とあるのは「規程」と、第7条中「準則」とあるのは「規程」、第8条第1項中「準則」とあるのは「規程」と、第17条第1項中「準則」とあるのは「規程」と、同条第2項中「準則」とあるのは「規程」と、附則中「準則」とあるのは「規程」と、附則「平成20年4月1日」とあるのは「承認日」と、それぞれ読み替えたものとする。

- 2 受託人は、主要な測量業務段階のうち、特記仕様書またはあらかじめ監督員の**指示**した箇所については監督員の**承諾**を得なければ、次の作業を進めてはならない。

1-1-6 測量の基準

測量の基準は「規程」第2条の規定によるもののほかは監督員の**指示**によるものとする。

1-1-7 設計図書の支給及び点検

- 1 受託人からの要求があった場合で、監督員が必要と認めたときは、受託人に設計図の原図若しくは電子データを貸与する。ただし、標準仕様書、各種基準、参考図書等市販されているものについては、受託人の負担において備えるものとする。
- 2 受託人は、**設計図書**の内容を十分点検し、疑義のある場合は、監督員に**報告**し、その**指示**を受けなければならない。
- 3 監督員は、必要と認めるときは、受託人に対し、設計図等を追加支給するものとする。

1-1-8 監督員

- 1 発注者は、測量業務における監督員を定め、受託人に**通知**するものとする。
- 2 監督員は、**契約図書**に定められた事項の範囲内において、**指示**、**催告**、**承諾**、**協議**等の職務を行うものとする。
- 3 契約書の規定に基づく監督員の権限は、契約書第7条第2項に規定した事項である。
- 4 監督員がその権限を行使するときは、**書面**により行うものとする。
ただし、緊急を要する場合、監督員が受託人に対し口頭による**指示**等を行った場合には、受託人はその口頭による**指示**等に従うものとする。
なお、監督員は、その口頭による**指示**等を行った後7日以内に、**書面**で受託人に**指示**するものとする。

1-1-9 業務代理人等

- 1 受託人は、測量業務における業務代理人等を定め、発注者に**通知**するものとする。
- 2 業務代理人は、測量業務の履行に当たり必要な知識と経験を有するものでなければならない。
- 3 主任技術者は、**契約図書**等に基づき、測量業務に関する技術上の一切の事項を処理するものとする。また、主任技術者は、測量法に基づく測量士の有資格者であり、かつ、高度な技術と十分な実務経験を有するもので日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。

なお、主任技術者は、原則として変更できない。ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等やむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者とするものとし、受託人は、発注者の承諾を得なければならない。

- 4 業務代理人は、監督員が測量業務と関連すると認めた他の業務の受託人と十分に**協議**の上相互に協力し、業務を実施しなければならない。
- 5 業務代理人は、使用人等の雇用条件、賃金の支払い状況、作業環境等を十分に把握し、適正な労働条件を確保しなければならない。
- 6 業務代理人は、測量業務に際しては使用人等に適宜、安全対策、環境対策、衛生管理、受託人が行うべき地元関係者に対する応対等の指導及び教育を行うとともに、測量業務が適正に遂行されるように、管理及び監督しなければならない。
- 7 業務代理人及び主任技術者は、これを兼ねることができる。

1-1-10 担当技術者

- 1 受託人は、業務の実施にあたって担当技術者を定める場合は、その氏名その他必要な事項を監督員に**提出**するものとする。（主任技術者と兼務するものを除く）なお、担当技術者が複数にわたる場合は、適切な人数とし、8名までとする。
- 2 測量作業における担当技術者は、測量法に基づく測量士または測量士補の有資格者でなければならない。
- 3 担当技術者は、**設計図書**等に基づき、適正に業務を実施しなければならない。

1-1-11 提出書類

- 1 受託人は、発注者が指定した様式により、契約締結後に関係書類を監督員を経て、発注者に遅滞なく**提出**しなければならない。ただし、委託代金額に係る**請求書**、**請求代金代理受領承諾書**、遅延利息**請求書**、監督員に関する措置**請求**に係る書類及びその他現場説明の際に指定し

た書類を除く。

- 2 受託人が発注者に**提出**する書類で様式が定められていないものは、受託人において様式を定め、**提出**するものとする。ただし、発注者がその様式を**指示**した場合は、これに従わなければならない。
- 3 受託人は、契約時または変更時において、委託代金額が100万円以上の業務について、調査業務実績情報システム（TECRIS）に基づき、受注・変更・完了時に業務実績情報として作成した「登録のための**確認**のお願い」をTECRISから監督員にメール送信し、監督員の確認を受けた上で、受注時は契約締結後、閉庁日を除き15日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、閉庁日を除き15日以内に、完了時は業務完了後、閉庁日を除き15日以内に、訂正時は適宜、登録機関に登録申請をしなければならない。なお、登録のできる技術者は、業務計画書に示した技術者とする。（担当技術者の登録は8名までとする。）

また、訂正時には、作成した「訂正のための**確認**のお願い」をTECRISから監督員にメール送信し、監督員の**確認**を受けたうえ、訂正があった日から閉庁日を除き15日以内に登録機関に登録申請をしなければならない。

また、登録機関に登録後、TECRISより「登録内容**確認書**」をダウンロードし、ただちに監督員に**提出**しなければならない。なお、変更時と完了時の間が閉庁日を除き15日以内に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できるものとする。

1-1-12 打合せ等

- 1 測量業正かつ円滑に実施するため、主任技術者と監督員は常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受託人が**書面**（業務打合せ記録簿）に記録し、相互に**確認**しなければならない。
 なお、連絡は積極的に電子メール等を活用し、電子メールで**確認**した内容については、必要に応じて**書面**（業務打合せ記録簿）を作成するものとする。
- 2 測量業務着手時及び**設計図書**で定める測量業務の区切りにおいて、主任技監督員は打合せを行うものとし、その結果について受託人が業務打合せ記録簿に記録し相互に**確認**しなければならない。
- 3 受託人は、支給材料を受けた場合は受領書を**提出**し、その受払状況を登録し備え付け、常にその残高を明らかにしておかなくてはならない。また、受託人は、業務完了時（完了前であっても業務日程上支給品の精算が行えるものについてはその時点）には、支給品清算書を監督員に**提出**しなければならない。
- 4 主任技術者は、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに監督員と**協議**するものとする。

1-1-13 業務計画書

- 1 受託人は、契約締結後閉庁日を除き15日以内に**業務計画書**を作成し、監督員に**提出**しなければならない。ただし、単価契約業務、簡易な業務等については、監督員の**承諾**を得て省略することができる。
- 2 **業務計画書**には、**契約図書**に基づき下記事項を記載するものとする。

(1) 業務概要	(2) 実施方針
(3) 実施日程表	(4) 業務組織計画
(5) 打合せ計画	(6) 成果物の内容、部数
(7) 使用する主な図書及び基準	(8) 連絡体制（緊急時含む）
(9) 使用する主な機器	(10) その他

(2) 実施方針または(10)その他には、1-1-32個人情報の取扱い、1-1-33安全等の確保及び1-1-37行政情報流出対策の強化に関する行政情報流出防止対策に関する事項も含めるものとする。
- 3 受託人は、**業務計画書**の内容を変更する場合は、理由を明確にしたうえで、その都度監督員に変更**業務計画書**を**提出**しなければならない。
- 4 監督員が**指示**した事項については、受託人は更に詳細な**業務計画書**に係る資料を**提出**しなければならない。

1-1-14 資料等の貸与及び返却

- 1 監督員は、**設計図書**に定める図書及びその他関係資料を、受託人に貸与するものとする。なお、貸与資料は、業務着手時に受託人に貸与することを原則とし、これに依らない場合は、業務着手時に貸与時期を受発注者間で協議する。
- 2 受託人は、貸与された図書及び関係資料等の必要がなくなった場合は、ただちに監督員に返却するものとする。
- 3 受託人は、貸与された図書及びその他関係資料を丁寧に扱い損傷してはならない。
万一、損傷した場合には、受託人の責任と費用負担において修復するものとする。
- 4 受託人は、**設計図書**に定める守秘義務が求められる資料については複製してはならない。

1-1-15 関係官公庁への手続き等

- 1 受託人は、測量業務の実施にあたっては、発注者が行う測量法に規定する公共測量に係る諸手続き等、関係官公庁等への手続きの際に協力しなければならない。また、受託人は、測量業務を実施するため、関係官公庁等に対する諸手続きが必要な場合は、速やかに行うものとする。

- 2 受託人が、関係官公庁等から交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を監督員に**報告**し**協議**するものとする。

1-1-16 地元関係者との交渉等

- 1 契約書第9条に定める地元関係者への説明、交渉等は、発注者または監督員が行うものとするが、監督員の**指示**がある場合は、受託人はこれに協力するものとする。これらの交渉に当たり、受託人は地元関係者に誠意をもって接しなければならない。
- 2 受託人は、測量業務の実施にあたっては、地元関係者からの質問、疑義に関する説明等を求められた場合は、監督員の**承諾**を得てから行うものとし、地元関係者との間に紛争が生じないように努めなければならない。
- 3 受託人は、**設計図書**の定め、あるいは監督員の**指示**により受託人が行うべき地元関係者への説明、交渉等を行う場合には、交渉等の内容を随時、監督員に**報告**し、**指示**があればそれに従うものとする。
- 4 受託人は、測量業務の実施中に発注者が地元**協議**等を行い、その結果を条件として業務を実施する場合には、**設計図書**に定めるところにより、発注者が行う地元**協議**等に立会うとともに、説明資料及び記録の作成を行うものとする。
- 5 受託人は、前項の地元**協議**等により、既に作成した成果の内容を変更する必要がある場合には、監督員の**指示**に基づいて変更するものとする。

なお、変更に要する期間及び経費は、発注者と**協議**のうえ定めるものとする。

1-1-17 土地への立入り等

- 1 受託人は、屋外で行う測量業務を実施するため国有地、公有地または私有地に立入る場合は、契約書第10条の定めに従って、監督員及び関係者と十分な協調を保ち測量業務が円滑に進捗するように努めなければならない。なお、やむを得ない理由により現地への立入りが不可能となった場合には、ただちに監督員に**報告**し**指示**を受けなければならない。
- 2 受託人は、測量業務実施のために植物伐採、かき、さく等の除去または土地若しくは工作物を一時使用するときは、あらかじめ監督員に**報告**するものとし、**報告**を受けた監督員は当該土地所有者及び占有者の許可を得るものとする。

なお、第三者の土地への立ち入りについては、当該土地占有者の許可は、発注者が得るものとするが、監督員の指示がある場合は受託人はこれに協力しなければならない。

- 3 受託人は、前項の場合において生じた損失のため必要となる経費の負担については、**設計図書**に示すほかは監督員と**協議**により定めるものとする。
- 4 受託人は、第三者の土地への立入りにあたっては、あらかじめ身分証明書交付願を発注者に**提出**し身分証明書の交付を受け、現地立入りに際しては、これを常に携帯しなければならない。なお、受託人は、立入り作業完了後10日（閉庁日を除く）以内に身分証明書を発注者に返却しなければならない。

1-1-18 成果品の提出

- 1 受託人は測量業務が完了したときは、**設計図書**に示す成果品を業務完了届とともに提出し、検査を受けるものとする。
- 2 受託人は、**設計図書**に定めがある場合、または監督員の**指示**する場合は、履行期間途中においても、成果品の部分引渡しを行うものとする。
- 3 受託人は、成果品において使用する計量単位は、国際単位系（S I）とする。
- 4 受託人は、成果品の**提出**にあたっては、事前に社内検査を実施しなければならない。

1-1-19 関連法令及び条例の遵守

受託人は、測量業務の実施にあたっては、関連する関係諸法令及び条例等を遵守しなければならない。

1-1-20 検査

- 1 受託人は、契約書第30条第1項の規定に基づき、業務完了届を発注者に**提出**する際には、**契約図書**により義務付けられた資料の整備がすべて完了し、監督員に**提出**していなければならない。
- 2 発注者は、測量業務の検査に先立って受託人に対して検査日を**通知**するものとする。この場合において受託人は、検査に必要な書類及び資料等を整備するとともに、屋外で行う検査においては、必要な人員及び機材を準備し、提供しなければならない。この場合、検査に要する費用は受託人の負担とする。
- 3 検査員は、監督員及び主任技術者の立会の上、次の各号に掲げる検査を行うものとする。
 - （1）測量業務成果品の検査
 - （2）測量業務管理状況の検査
 測量業務の状況について、書類、記録及び写真等により検査を行う。

1-1-21 修補

- 1 受託人は、修補は速やかに行わなければならない。
- 2 検査員は、修補の必要があると認めた場合には、受託人に対して、期限を定めて修補を**指示**することができるものとする。
- 3 検査員が修補の**指示**をした場合において、修補の完了の**確認**は検査員の**指示**に従うものとする。
- 4 検査員が**指示**した期間内に修補が完了しなかった場合には、発注者は、契約書第30条第2項の規定に基づき検査の結果を受託人に**通知**するものとする。

1-1-22 条件変更等

- 1 監督員が、受託人に対して測量業務内容の変更または**設計図書**の訂正（以下「測量業務の変更」という。）の指示を行う場合は、指示書によるものとする。
- 2 受託人は、**設計図書**で明示されていない履行条件について予期できない特別な状態が生じた場合、直ちにその旨を監督員に**報告**し、その**確認**を求めなければならない。なお、「予期することができない特別の状態」とは以下のものをいう。
 - （1）1-1-16 地元関係者の交渉第1項に定める現地への立ち入りが不可能となった場合。
 - （2）天災その他の不可抗力による損害。
 - （3）その他、発注者と受託人が**協議**し当該規定に適合すると判断した場合。

1-1-23 契約変更

- 1 発注者は、次の各号に掲げる場合において、測量業務委託契約の変更を行うものとする。
 - （1）測量業務内容の変更により委託代金額に変更が生ずる場合
 - （2）履行期間の変更を行う場合
 - （3）監督員と受託人が**協議**し、測量業務施行上必要があると認められる場合
 - （4）契約書第29条の規定に基づき委託代金額の変更に代える**設計図書**の変更を行う場合
- 2 発注者は、前項の場合において、変更する**契約図書**を次の各号に基づき作成するものとする。
 - （1）**1-1-22 条件変更等**の規定に基づき監督員が受託人に**指示**した事項
 - （2）測量業務の一時中止に伴う増加費用及び履行期間の変更等決定済の事項

(3) その他発注者または監督員と受託人との**協議**で決定された事項

1-1-24 履行期間の変更

- 1 発注者は、受託人に対して測量業務の変更の**指示**を行う場合において、履行期間変更**協議**の対象であるか否かを合わせて事前に**通知**しなければならない。
- 2 受託人は、契約書第20条の規定に基づき、履行期間の延長が必要と判断した場合には、履行期間の延長理由、必要とする延長日数の算定根拠、業務変更日程表その他必要な資料を添付し、履行期間延長願を発注者に**提出**しなければならない。
- 3 契約書第21条に基づき、発注者の**請求**により履行期間を短縮した場合には、受託人は、速やかに業務日程表を修正し**提出**しなければならない。
- 4 発注者は、履行期間変更**協議**の対象であると**確認**された事項及び測量業務の一時中止を**指示**した事項であっても、残履行期間及び残業務量等から履行期間の変更が必要でないと判断した場合は、履行期間の変更を行わない旨の**協議**に代えることができるものとする。

1-1-25 一時中止

- 1 契約書第18条第1項の規定により、次の各号に該当する場合において、発注者は受託人に**通知**し、必要と認める期間、測量業務の全部または一部を一時中止させることができるものとする。

なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動、感染症まん延その他自然的または人為的な事象（以下「天災等」という。）による測量業務の中断について、**1-1-34 臨機の措置**により、受託人は適切に対応しなければならない。

- (1) 第三者の土地への立入り許可が得られない場合
- (2) 関連する他の業務等の進捗が遅れたため、測量業務の続行を不相当と認めた場合
- (3) 環境問題等の発生により測量業務の続行が不相当または不可能となった場合
- (4) 天災等により測量業務の対象箇所の状態が変動した場合
- (5) 第三者及びその財産、受託人、使用人等並びに監督員の安全確保のため必要があると認めた場合
- (6) 前各号に掲げるもののほか、発注者が必要と認めた場合
- 2 発注者は、受託人が**契約図書**に違反し、または監督員の**指示**に従わない場合等、監督員が必要と認めた場合には測量業務の全部または一部の一時中止を命ずることができるものとする。
- 3 前2項の場合において、受託人は測量業務の現場の保全については、

監督員の指示に従わなければならない。

1-1-26 発注者の賠償責任

発注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。

- (1) 契約書第26条に規定する一般的損害、契約書27条に規定する第三者に及ぼした損害について、発注者の責に帰すべき損害とされた場合
- (2) 発注者が契約に違反し、その違反により契約の履行が不可能となった場合

1-1-27 受託人の賠償責任

受託人は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。

- (1) 契約書第26条に規定する一般的損害、契約書第27条に規定する第三者に及ぼした損害について、受託人の責に帰すべき損害とされた場合
- (2) 契約書第38条に規定する契約不適合責任に係る損害が生じた場合
- (3) 受託人の責により損害が生じた場合

1-1-28 部分使用

- 1 発注者は、次の各号に掲げる場合において、契約書第32条の規定に基づき、受託人に対して部分使用を請求することができるものとする。
 - (1) 別途測量業務等の使用に供する必要がある場合
 - (2) その他特に必要と認められた場合
- 2 受託人は、部分使用に同意した場合は、部分使用同意書を発注者に提出するものとする。

1-1-29 再委託

- 1 契約書第5条第1項に規定する「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受託人はこれを再委託することはできない。
 - (1) 測量業務における総合的企画、業務遂行管理及び技術的判断
- 2 契約書第5条第3項ただし書きに規定する「軽微な部分」は、コピー、ワープロ、印刷、製本、速記録の作成、トレース、計算処理（単純な電算処理に限る）データ入力、アンケート票の配布、資料収集・単純な集計、電子納品の作成補助、測量機器等の賃借、その他特記仕様書に定める事項とする。

- 3 受託人は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、発注者の**承諾**を得なければならない。
- 4 受託人は、測量業務を再委託に付する場合、**書面**により協力者との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対し適切な指導、管理のもとに測量業務を実施しなければならない。
なお、協力者は、名古屋市の測量設計業務等指名競争入札参加資格者である場合は、指名停止期間中であってはならない。

1-1-30 成果品の使用等

- 1 受託人は、契約書第4条第4項の定めに従い、発注者の**承諾**を得て単独または他の者と共同で、成果品を発表することができる。
- 2 受託人は、著作権、特許権その他第三者の権利の対象となっている測量方法等の使用に関し、**設計図書**に明示がなく、その費用負担を契約書第6条に基づき発注者に求める場合には、第三者と補償条件の交渉を行う前に発注者の**承諾**を受けなければならない。

1-1-31 守秘義務

- 1 受託人は、契約書第1条第5項の規定により、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
- 2 受託人は、当該業務の結果（業務処理の過程において得られた記録等を含む）を第三者に閲覧させ、複製させ、または譲渡してはならない。ただし、あらかじめ発注者の**承諾**を得たときはこの限りではない。
- 3 受託人は、本業務に関して発注者から貸与された情報その他知り得た情報を**1-1-13 業務計画書**に示す業務計画書の業務組織計画に記載される者以外には秘密とし、また、当該業務の遂行以外の目的に使用してはならない。
- 4 受託人は、当該業務に関して発注者から貸与された情報、その他知り得た情報を当該業務の終了後においても第三者に漏らしてはならない。
- 5 取り扱う情報は、アクセス制限、パスワード管理等により適切に管理するとともに、当該業務のみ使用し、他の目的には使用しないこと。
また、発注者の許可なく複製・転送等しないこと。
- 6 受託人は、当該業務完了時に、業務の実施に必要な貸与資料（書面、電子媒体）について、発注者への返却若しくは消去または破棄を確実に行うこと。
- 7 受託人は、当該業務の遂行において貸与された発注者の情報の外部への漏洩若しくは目的外利用が認められ、またその恐れがある場合には、これを速やかに発注者に**報告**するものとする。

1－1－3 2 個人情報の取扱い

1 基本的事項

受託人は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いにあたっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、「**個人情報の保護に関する法律**」（平成28年5月27日改正法律第51号）、「**行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律**」（平成30年6月27日改正法律第41号）、「**行政手続における特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律**」（令和元年5月31日改正法律第25号）等関係法令に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざんまたは毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 秘密の保持

受注人は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに第三者に知らせ、または不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、または解除された後においても同様とする。

3 取得の制限

受託人は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。

4 利用および提供の制限

受託人は、発注者の**指示**または**承諾**があるときを除き、この契約による事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、または提供してはならない。

5 複写等の禁止

受託人は、発注者の**指示**または**承諾**があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、または複製してはならない。

6 再委託の禁止及び再委託時の措置

受託人は、発注者の**指示**または**承諾**があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取扱うものとし、第三者にその取扱いを伴う事務を再委託してはならない。

なお、再委託に関する発注者の**指示**または**承諾**がある場合においては、個人情報の適切な管理を行う能力を有しない者に再委託することがないように、受託人において必要な措置を講ずるものとする。

7 事案発生時における報告

受託人は、個人情報漏えい等の事案が発生し、または発生する恐れがあることを知ったときは、速やかに発注者に**報告**し、適切な措置を講じなければならない。なお、発注者の**指示**があった場合にはこれに

従うものとする。また、契約が終了し、または解除された後においても同様とする。

8 資料等の返却等

受託人は、この契約による事務を処理するために発注者から貸与され、または受託人が収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等を、この契約の終了後または解除後速やかに発注者に返却し、または引き渡さなければならない。

ただし、発注者が、廃棄または消去など別の方法を指示したときは、当該指示に従うものとする。

9 管理の確認等

(1) 受託人は、取り扱う個人情報の秘匿性等その内容に応じて、この契約による事務に係る個人情報の管理の状況について、年1回以上発注者に報告するものとする。なお、個人情報の取扱いに係る業務が再委託される場合は、再委託される業務に係る個人情報の秘匿性等その内容に応じて、再委託先における個人情報の管理の状況について、受託人が年1回以上の定期的検査等により確認し、発注者に報告するものとする。

(2) 発注者は、受託人における個人情報の管理の状況について適時確認することができる。また、発注者は必要と認めるときは、受託人に対し個人情報の取り扱い状況について報告を求めまたは検査することができる。

10 管理体制の整備

受託人は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定め、1-1-13で示す業務計画書に記載するものとする。

11 従事者への周知

受託人は、従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに第三者に知らせ、または不当な目的に使用してはならないなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

1-1-33 安全等の確保

1 受託人は、屋外で行う測量業務の実施に際しては、測量業務関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保のため、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 受託人は、「道路工事の保安対策の手引」(名古屋市緑政土木局平成26年6月)を参考にして常に測量業務の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。

(2) 受託人は、測量業務現場に別途測量業務または工事等が行われ

る場合は相互協調して業務を遂行しなければならない。

- (3) 受託人は、測量業務実施中施設等の管理者の許可なくして、流水及び水陸交通の妨害、公衆の迷惑となるような行為、作業をしてはならない。
- 2 受託人は、特記仕様書に定めがある場合には所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、測量業務実施中の安全を確保しなければならない。
- 3 受託人は、屋外で行う測量業務の実施に当たり、事故等が発生しないよう使用人等に安全教育の徹底を図り、指導、監督に努めなければならない。
- 4 受託人は、屋外で行う測量業務の実施にあたっては安全の確保に努めるとともに、**労働安全衛生法**等関係法令に基づく措置を講じておくものとする。
- 5 受託人は、屋外で行う測量業務の実施にあたり災害予防のため、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。
 - (1) 屋外で行う測量業務に伴い伐採した立木等を野焼きしてはならない。なお、処分する場合は関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い必要な措置を講じなければならない。
 - (2) 受託人は、喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。
 - (3) 受託人は、ガソリン、塗料等の可燃物を使用する必要がある場合には、周辺に火気の使用を禁止する旨の標示を行い、周辺の整理に努めなければならない。
 - (4) 受託人は、「**建設工事公衆災害防止対策要綱**」(国土交通省告示第496号、令和元年9月2日)を遵守して災害の防止に努めなければならない。
 - (5) 受託人は、測量業務現場に関係者以外の立入を禁止する場合は、仮囲い、ロープ等により囲うとともに立入禁止の標示をしなければならない。
- 6 受託人は、屋外で行う測量業務の実施にあたっては豪雨、豪雪、出水、地震、落雷等の自然災害に対して、常に被害を最小限に食い止めるための防災体制を確立しておかなければならない。災害発生時には第三者及び使用人等の安全確保に努めなければならない。
- 7 受託人は、屋外で行う測量業務実施中に事故等が発生した場合は、直ちに監督員に**報告**するとともに、監督員が**指示**する様式により**事故報告書**を速やかに監督員に**提出**し、監督員から**指示**がある場合にはその**指示**に従わなければならない。
- 8 受託人は、屋外で行う測量業務実施中に「南海トラフ地震臨時情報(調査

中)等」発せられた場合の措置は、以下によるものとする。

- ①「南海トラフ地震臨時情報（調査中）等」が発せられた場合には、継続的に地震関連情報の収集に努め、業務現場内の保全措置が実施されているのか確認、及び作業員や必要に応じ第三者に対する緊急避難措置の再確認を行うなど、有事に際しての備えを行うこと。
 - ② 有事の際に甚大な被害を及ぼす可能性がある業務を行っている場合は、その対応について早急に監督員と協議し、必要に応じて臨機の措置をとること。
 - ③ 上記の措置については、**1-1-13 業務計画書**の第2項（8）連絡体制（緊急時含む）に記載しなければならない。
 - ④ 上記の地震に限らず、**震度4**以上の地震が発生した場合は、直ちに作業を中止するとともに現場内を点検し、その状況を監督員に**連絡**するものとする。
- 9 受託人は、爆発物等の危険物を使用する必要がある場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い、爆発等の防止の措置を講じなければならない。

1-1-34 臨機の措置

- 1 受託人は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置を取らなければならない。また、受託人は、措置を取った場合には、その内容を監督員に**報告**しなければならない。
- 2 監督員は、天災等に伴い、成果品の品質または日程に関して、業務管理上重大な影響を及ぼし、または多額な費用が必要と認められるときは、受託人に対して臨機の措置をとることを**請求**することができるものとする。

1-1-35 履行報告

受託人は、契約書第11条の規定する履行報告書については、**設計図書**で対象業務と明示された場合には、履行報告書を作成し、監督員を経由し発注者に**提出**しなければならない。

1-1-36 屋外での作業を行う時期及び時間の変更

- 1 受注者は、**設計図書**に屋外で作業を行う期日及び時間が定められている場合でその時間を変更する必要がある場合は、あらかじめ監督員と**協議**するものとする。
- 2 受託人は、**設計図書**に屋外で作業を行う期日及び時間が定められていない場合で閉庁日または夜間に作業を行う場合は、事前に理由を付した**書面**によって監督員に**提出**しなければならない。

1-1-37 行政情報流出対策の強化

- 1 受託人は、本業務の履行に関するすべての行政情報について適切な流出防止対策をとり、1-1-13で示す業務計画書に流出防止策を記

載するものとする。

- 2 受託人は、以下の業務における行政情報流出防止対策の基本的事項を遵守しなければならない。

（関係法令等の遵守）

行政情報の取扱いについては、関係法令を遵守するほか、本規定及び発注者の**指示**する事項を遵守するものとする。

（行政情報の目的外使用の禁止）

受託人は、発注者の許可なく本業務の履行に関して取扱う行政情報を本業務の目的以外に使用してはならない。

（社員等に対する指導）

（１）受託人は、受託人の社員、短時間特別社員、特別臨時作業員、臨時雇い、嘱託及び派遣労働者並びに取締役、相談役及び顧問、その他全ての従業員（以下「社員等」という。）に対し行政情報の流出防止対策について、周知徹底を図るものとする。

（２）受託人は、社員等の退職後においても行政情報の流出防止対策を徹底させるものとする。

（３）受託人は、発注者が再委託を認めた業務について再委託をする場合には、再委託先業者に対し本規定に準じた行政情報の流出防止対策に関する**確認・指導**を行うこと。

（契約終了時等における行政情報の返却）

受託人は、本業務の履行に関し発注者から提供を受けた行政情報（発注者の許可を得て複製した行政情報を含む。以下同じ）については、本業務の実施完了後または本業務の実施途中において発注者から返還を求められた場合、速やかに直接発注者に返却するものとする。本業務の実施において付加、変更、作成した行政情報についても同様とする。

（電子情報の管理体制の確保）

（１）受託人は、電子情報を適正に管理し、かつ、責務を負う者（以下「情報管理責任者」という）を選任及び配置し、**１－１－１３**で示す**業務計画書**に記載するものとする。

（２）受託人は、次の事項に関する電子情報の管理体制を確保しなければならない。

１）本業務で使用するパソコン等のハード及びソフトに関するセキュリティ対策

２）電子情報の保存等に関するセキュリティ対策

３）電子情報を移送する際のセキュリティ対策

（電子情報の取扱いに関するセキュリティの確保）

受託人は、本業務の実施に際し、情報流出の原因につながる以下の行為をしてはならない。

- 1) 情報管理責任者が使用することを認めたパソコン以外の使用
 - 2) セキュリティ対策の施されていないパソコンの使用
 - 3) セキュリティ対策を施さない形式での重要情報の保存
 - 4) セキュリティ機能のない電磁的記録媒体を使用した重要情報の移送
 - 5) 情報管理責任者の許可を得ない重要情報の移送
- (事故の発生時の措置)

- (1) 受託人は、本業務の履行に関して取扱う行政情報について何らかの事由により情報流出事故にあった場合には、速やかに発注者に届け出るものとする。
 - (2) この場合において、速やかに事故の原因を明確にし、セキュリティ上の補完措置をとり、事故の再発防止の措置を講ずるものとする。
- 3 発注者は、受託人の行政情報の管理体制等について、必要に応じ、報告を求め、検査確認を行う場合がある。

1-1-38 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

- (1) 受託人は、契約の履行にあたって、暴力団または暴力団員等からの妨害(不当な行為等で、業務履行の障害となるものをいう。)または不当要求(金銭の給付等一定の行為を請求する権利もしくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、またはその要求の方法、態様もしくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。)を受けた場合には、監督員を経由し発注者に報告するとともに、警察へ被害届を提出しなければならない。
- (2) 受託人が前項に規定する妨害または不当要求を受けたにもかかわらず、前項の報告または被害届の提出を行わなかった場合は、競争入札による契約または随意契約の相手方としない措置を講ずることができる。

1-1-39 保険加入の義務

受託人は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び厚生年金保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。

第2章 測量業務一般

本章は、緑政土木局が行う一般的測量業務のなかで、共通するものについて定めるものである。

第1節 基準点測量

1-2-1 基準点測量

- 1 基準点測量とは、規程に基づく、「1級基準点測量」、「2級基準点測量」、「3級基準点測量」、「4級基準点測量」に分けられ、結合多角方式、単路線方式のいずれかで行うものとする。
- 2 1級・2級基準点測量は、名古屋市測量標の内、多角点、多角水準点、道路台帳基準点、街区三角点の新設、移転等のために行う測量作業である。
- 3 3級・4級基準点測量は、測量内容に応じて適宜、使用する。
 - (1) 測点番号は、原則として測量区域の北西端から多角網ごとに付するものとする。
 - (2) 多角次数網図は、計算を行う前に監督員に提出して、承諾を得なければならない。
 - (3) 次数は、3次までを原則とする。

第2節 水準測量

1-2-2 水準測量

- 1 水準測量とは、既知点である水準点に基づき、レベル及びT S等を用いて高低差を測定し、新点（改測点を含む）である水準点の標高を定める作業をいい、規程に基づく、「1級水準測量」、「2級水準測量」、「3級水準測量」、「4級水準測量」、「簡易水準測量」を行うものである。
- 2 水準測量は、国家基準点（水準点）、名古屋市測量標（水準点・多角水準点）の2点以上の既知点を利用して直接水準測量方式で行うものとし、観測点の選点は監督員の指示によるものとする。
- 3 1級水準測量
名古屋市測量標（水準点・多角水準点）を新設、移転する場合に行う測量で「規程（1級水準測量に関する項目）」に準拠して測量作業を行うものとする。
- 4 2級水準測量
2級水準測量の精度を必要とする測量作業に使用する。
「規程（2級水準測量に関する項目）」に準拠して測量作業を行うものとする。
- 5 3級水準測量
用地測量、道路台帳測量、河川測量及び公園台帳測量等における仮

B M設置等の場合に行う測量で「規程（3級水準測量に関する項目）」に準拠して測量作業を行うものとする。

6 4級水準測量

工事用測量における仮B M設置及び縦・横断測量等の場合に行う測量で「規程（4級水準測量に関する項目）」に準拠して測量作業を行うものとする。

7 簡易水準測量

「規程（簡易水準測量に関する項目）」に準拠して測量作業を行うものとする。

8 水準成果値

水準成果値は、原則、国土交通省国土地理院が公表している値（T・P値）を使用する。

第3節 地形測量

1-2-3 地形測量

地形測量とは、数値地形図データ等を作成及び修正する作業をいい、地図編集を含むものとする。

「数値地形図データ」とは、地形、地物等に係る地図情報を位置、形状を表す座標データ、内容を表す属性データ等として、計算処理が可能な形態で表現したものをいう。

1-2-4 現地測量

1 現地測量とは、トータルステーション（以下「TS」という。）等またはGNSS測量機を用いて地形、地物等を測定し、数値地形図データを作成する作業をいう。

現地測量は、4級基準点、簡易水準点またはこれと同等以上の精度を有する基準点に基づいて実施するものとする。

現地測量は、「規定（現地測量に関する項目）」に準拠して測量作業を行うものとする。

（1）地形、地物等の状況により、基準点にTS及びGNSS測量機を設置して細部測量を行えない場合は、TS点を設置することができる。

（2）基準点から放射法で1次点まで認められているが、これによりがたい場合は、監督員の承諾を得て、基準点間の線中点の座標値を距離法により求めて線中点から放射法で1次点のTS点として設置できるものとする。この場合、TS点までの距離は、後視点までの距離以下とする。

2 地形、地物等の測定

（1）TS等による地形、地物等の測定

T S等による地形、地物等の測定は、基準点またはT S点にT S等を整置し、地形、地物等を放射法等により行う作業をいう。

(2) キネマティック法またはR T K法による地形、地物等の測定

キネマティック法またはR T K法による地形、地物等の測定は、基準点またはT S点にG N S S測量機を整地し、放射法により測定する作業をいう。

(3) ネットワーク型R T K法による地形、地物等の測定

ネットワーク型R T K法による地形、地物等の測定は、間接観測法または単点観測法により測定する作業をいう。

3 その他現地測量作業、同作業結果の編集及び図化について疑義が生じた場合は、監督員の**指示**に従わなければならない。

1-2-5 空中写真測量

1 空中写真測量は、航空機から撮影された空中写真を用いて、写真上に写された土地の形状及び地物等を計測し数値地形図データファイルを作成する作業をいい、「規程（空中写真測量に関する項目）」に準拠して測量作業を行うものとする。

2 本業務は、目的に合った都市計画道路、鉄道連続立体交差、河川改修整備等の事業に必要な平面図を作成する。

3 業務内容

(1) 受託人は、「**業務計画**」を作成し、速やかに監督員に**提出**し**承認**を得なければならない。

(2) 標定点測量は、名古屋市測量標（多角水準点）の既設点のほかに、空中三角測量及び数値図化において空中写真の標定に必要な基準点、水準点を設置する。

4 空中写真測量成果図作成

(1) 現況平面図

空中で撮影された写真を用いて各種表現事項を図化機により描画し、図化素図を作成する。図化素図及び現地調査結果に基づき、図式にしたがって編集した素図（編集素図）により現況平面図を作成する。

なお、中心線測量を行った場合は、中心線形及び各点の座標値を記載する。

(2) **提出成果**

ア **業務計画書**

イ 標定点成果表、標定点配置図及び水準路線図、標定点測量簿及び同明細簿

ウ 対空標識点明細票、偏心計算簿、対空標識点一覧図

エ ネガフィルム、数値写真、サムネイル画像、標定図、同時調整成

- 果表、撮影記録、品質評価表
- オ 刺針点明細票、偏心計算簿、刺針点一覧図
- カ 現地調査結果を整理した空中写真
- キ 外部標定要素成果表、パスポイント・タイポイント成果表、空中三角測量作業計画・実施一覧図、写真座標測定簿、調整計算簿
- ク 数値地形図データファイル、品質評価表、メタデータ
- ケ イ〜クに関する精度管理表

第4節 路線測量

1-2-6 路線測量

路線測量は、道路、河川等の線状築造物建設のための調査、計画、実地設計等に用いられる測量をいい、「規程（路線測量に関する項目）」に準拠して作業を行なうものとする。

1-2-7 線形決定

線形決定は、路線選定の結果に基づき、地形図上のIPの位置を座標として定め、線形図データファイルを作成する作業をいう。

線形図の作成は、計算等によって求めた主要点及び中心点の座標値を展開して行うものとする。

1-2-8 IP設置測量

IP設置測量は、地形図上の線形決定により定められた座標値を持つIPを、4級基準点以上の基準点に基づき、放射法により設置する。

1-2-9 中心線測量

中心線測量は、4級基準点以上の基準点、IPから原則として中心点間隔を20m毎で計算した座標値を、放射法により現地に設置する。

1-2-10 仮BM設置測量

仮BM設置測量は、縦断測量、横断測量に先立って、高さの統一性、利便を考慮し、仮BMを現地に設置し標高を定める。

水準測量は、「規程（3級水準測量に関する項目）」に準拠する。

1-2-11 縦断測量

縦断測量は、中心杭、中心点及び地形変化点の地盤並びに中心線付近の主要な構造物の中心点等からの距離、標高を定め縦断図を作成する。

水準測量は、「規程（4級水準測量に関する項目）」に準拠する。

1-2-12 横断測量

横断測量は、中心線の接線に対して直角方向の線上にある地形及び地物の変化点の中心点等からの距離、標高を定め横断図を作成する。

水準測量は、地形、地物等の状況により直接水準測量または間接水準測量により行う。

1-2-13 用地幅杭設置測量

用地幅杭設置測量とは、取得等に係る用地の範囲を示すため所定の位置に用地幅杭を設置する測量をいい、「規程（用地幅杭設置測量に関する作業）」に準拠して作業を行うものとする。

1-2-14 IP設置工

IP設置工は、中心線測量においてコンクリート杭または鋲を設置する。なお、復元ができるように引照点を設置する。

引照点は、なるべく十字方向の選点とし、距離、方位及び方位標を測定し点の記を作成する。

1-2-15 仮BM設置工

仮BM設置工は、起点、終点付近の地盤堅固な場所に鋲等を用いて設置する。

1-2-16 成果図作成

成果図作成

（1）縦断面図面

距離を表す横の縮尺は原則1/500、高さを表す縦の縮尺は原則1/100とする。

（2）横断面図面

縦断面図の縦の縮尺と同一のものとする。

第5節 河川測量

1-2-17 河川測量

河川測量とは、河川の洪水、高潮等による災害発生の防止等のための調査並びに河川の適正利用流水の正常な機能等、治水及び利水の総合的な管理に必要な資料を得るための測量をいい、「規程（河川測量に関する項目）」に準拠して作業を行なうものとする。

1-2-18 河川定期縦断測量

河川定期縦断測量は、左右兩岸の堤防及び構造物の距離、標高を求め、縦断面図データファイルを作成する。

1-2-19 河川定期横断測量

河川定期横断測量は、中心線に対して直角線上に河川の地形、変化点、距離及び標高を求め、横断面図データファイルを作成する。

1-2-20 深浅測量

深浅測量は、河川の水底の地形を調査するために、水面を基準にして水深、測深位置及び水位を測定し、横断面図データファイルを作成する。

- (1) 水深の測定は、音響測深機を用いて行うものとする。ただし、水深が浅い場合は、直接測定によるものとする。
- (2) 測深位置（船位）の測定は、ワイヤーロープ、TS、GNSS測量機等のうちいずれかを用いて行うものとする。
- (3) 水位の測定は、水位標、検潮所若しくは仮水位標による観測または直接測定により行うものとする。

1-2-21 成果図作成

以下の成果図を作成する。

作成については、「**第1編共通編第2章第4節路線測量**」を適用する。

- (1) 河川定期縦断面図
- (2) 河川定期横断面図
- (3) 深浅断面図

第6節 区域線測量

1-2-22 区域線測量

区域線測量は、道路及び水路等を構成する土地の範囲を決定するため、確定図及び公図等に基づいて道路及び水路等の区域線及び中心線を設定する作業を行うものとする。

1-2-23 地域の分類

作業方法別による地域の区分は次のとおりとする。

A地域…復興土地区画整理の行われた地域をいう。

B地域…新法による土地区画整理等の行われた地域をいう。

C地域…旧法による土地区画整理等の行われた地域をいう。

D地域…土地区画整理等の行われていない地域をいう。（通称、除外地ともいう。）

1-2-24 作業内容

1 A地域・B地域

- (1) 区域線設定
- (2) 区域線復元

2 C地域

- (1) 中心線設定
- (2) 中心線復元
- (3) 中心線再現
- (4) 中心線(特定)設定
- (5) 中心線(特定)復元
- (6) 中心線(特定)再現

3 D地域

- (1) 区域線(調査・線的)設定
- (2) 区域線(調査・線的)復元
- (3) 区域線(調査・面的)設定
- (4) 区域線(調査・面的)復元

1-2-25 区域線標示区分

道路及び水路等の区域線標示の方法は、街区交点及び曲折点を再現し、これらを結ぶ線として標示する「区域線標示」と、道路の中心に標示する「中心線標示」がある。

なお、交通量、分離帯などで中心線標示等が困難な場合は、「視準線標示」を行う。

これらの標示と各地域の仕分けは、次のとおりとする。

- (1) 区域線標示……A・B・Dの区域

区域線標示に使用するものは、丸八鋸、十字鋸(No. 1 またはNo. 2)、刻みとする。

- (2) 中心線標示……Cの区域

- (3) 視準線標示……A・B・C・Dの区域

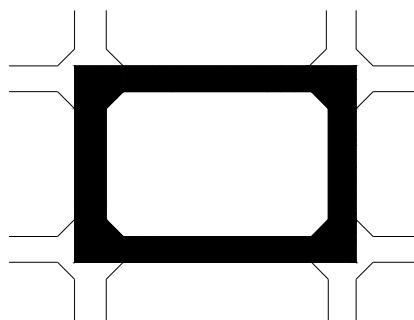
中心線、視準線標示に使用するものは、原則としてコンクリート釘に座金(丸八マーク印入)をつけて設置する。

ただし、中心線及び視準線交点に設置する場合については十字鋸(No. 1)、刻み等とする。

1-2-26 作業範囲

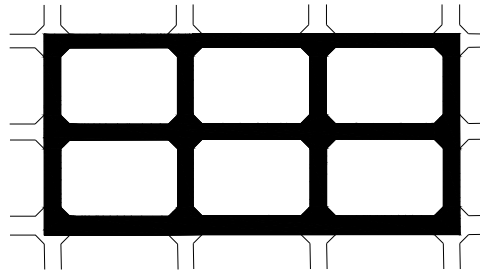
- 1 A・B地域の作業範囲は、一街区とその周辺道路を含めた範囲とする。

図例-1



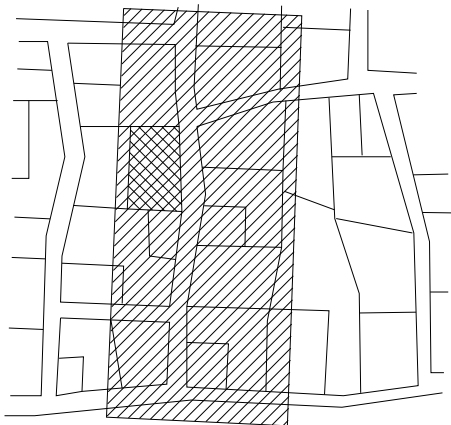
- 2 C地域の作業範囲は、明示路線に隣接する街区とその周辺道路を含めた範囲とする。

図例－2

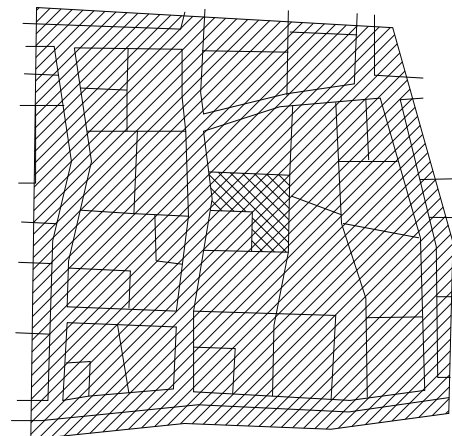


- 3 D地域の作業範囲については、原則として道路構造物（U・L字溝）のある場合は線的に、無い場合は面的に行うものとする。
ただし、地域の特性、目的等により、この限りではない。

図例－3（線的）



図例－4（面的）



1－2－27 資料調整と現地調査

1 資料調整

本市が貸与する各資料の数値の点検及び照合を行い、各筆割距離を街区毎に集計するとともに、間数表示はメートルに換算し、現地作業に対応できる資料を作成する。

2 現地調査

現地と資料との位置関係の**確認**及び境界杭探索等を行い、状況を把握し再現点の作業方法を検討する。

1－2－28 境界杭の探索

1 境界杭探索

境界杭には、街区交点、隅切杭、筆界杭等があるが、本業務において

はこれらのうち区域線または中心線の設定に必要な杭を探索する。

民地内の筆界杭を探索する場合は、土地所有者等の**承諾**を得て行う。

2 記録写真

受託人は、探索によって得られた境界杭は「**第11編第2章 杭探索 記録写真作成方法**」に従い監督員に**提出**しなければならない。

3 杭の引照

杭の引照はC地域において行うものとし、次のとおり引照図を作成し**提出**する。

- (1) 最低二方向に引照をとる。(5 m前後)
 - (2) 引照は、できる限りコンクリート基礎等の永久構造物にとることとする。ただし、受託人は、付近に適当な対象物が無い場合には、監督員の**指示**に従わなければならない。
- ## 4 杭探索後の復旧
- 杭の掘削等により探索した後の復旧は、次の方法により実施する。
- (1) 道路敷地内にある交点杭等は、常温合材により仮復旧を行うがこの場合、埋め戻し土砂を十分につき固め、合材を入れ表面が平坦になるよう転圧し良好な状態に復旧する。
 - (2) 受託人は、道路敷地内の仮復旧箇所について、管内図に明記し監督員に**提出**しなければならない。
 - (3) 民地内の筆界杭等の復旧は、土地所有者との**協議**により実施する。

1-2-29 仮区域線及び仮中心線設定

1 仮区域線設定

(1) 直線の場合

仮区域標は、既存の区域標（台帳鋵、明示鋵）と筆界杭等（杭、刻み、鋵）、現況筆界等の位置関係を測定し、確定数値との比較と検討を行い、現地に無い街区交点や曲折点を仮設定して、次の調査を行う。

- 1) 仮区域標から、各筆界間の検測を行い、確定数値と比較し「±」（プラスマイナス）を用いて表示された標間検測図を作成する。
- 2) 受託人は、仮区域標より視準線を設置「街区点から直角の点、視準線の交点に十字鋵（NO. 1）」し、測角を行うと共に視準線より構造物、各筆界杭との位置関係の測定と現況幅員の測定を行い、各筆の横断面図を作成し、仮成果として仮区域線設定図（標間検測図、横断面図）を監督員に**提出**し点検を受けなければならない。

(2) 曲線の場合

- 1) 曲線部分の設定については、前号により、仮設定された街区交点、曲折点及び現況構造物、境界杭等を座標値として求める実測（多角測量等）を行う。

2) 1) で得た各点等の座標値と既知の曲線データによる座標値との比較検討を行う。

3) 曲線半径、各筆の間口及び奥行距離等の比較検討を行い、仮区域線設定図（標間検測図、横断面図）を作成する。

2 仮中心線設定

(1) 直線の場合

仮中心線は、現地調査及び境界杭探索によって得られた街区交点杭、筆界杭、現況筆界等の位置関係を測定し、道路幅員及び確定数値との比較検討を行い、仮設定して次の調査を行う。

1) 仮中心線から各境界杭、現況筆界及び現況側溝までの距離並びに街区延長等を検測し、検測数値と確定数値を比較して「±」を用いて表示した標間検測図を作成する。

2) 受託人は、仮中心線から構造物、各筆界杭との位置関係の測定と現況幅員の測定を行い、仮横断面図を作成し、仮成果として仮中心線設定図（標間検測図、断面図）を監督員に提出し、点検を受けなければならない。

(2) 曲線の場合

1) 接線となる二つの直線方向について、前号の作業を行い、それぞれの仮中心線を設定し、監督員の点検を受ける。

2) 両方向の交わり点（交点）をつくり、交角を求める実測を行う。

3) 確定図等の資料によりBC、EC点及び街区交点を仮設定する。

4) 仮区域標、各筆界杭、各筆の現況構造物（L・U字溝、ブロック塀等）の位置を座標値として求める実測（多角測量等）を行う。

5) 1)～4)の作業により曲線半径（仮半径）と仮中心点（座標値）を算出する。

6) 仮中心点から各筆界杭、現況構造物との各位置（個々の半径である）を算出し、その中で最も現況に合致した半径を求める。

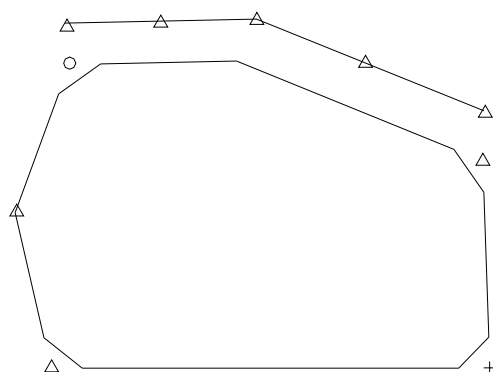
7) 仮中心線より各筆界杭、現況構造物との位置関係を「±」により表示した仮中心線設定図（標間検測図、断面図）を作成する。

1-2-30 区域線及び中心線設定

1 区域線設定

区域線は、街区交点及び曲折点に木杭または鋤を設置することにより標示し、作業結果を記載した区域線設定図（標間、断面、引照）を作成する。なお、区域標を設置することが困難な場合は、監督員の承諾を得て引照点のみの設置または視準線とすることができる。

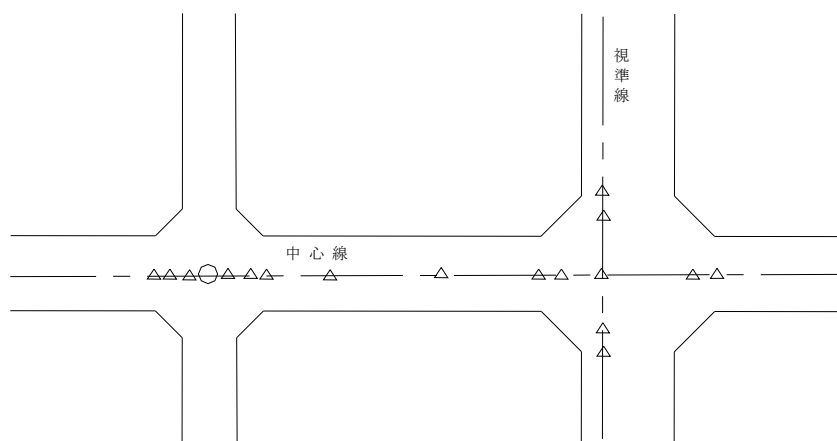
現地標示は図例参照



2 中心線設定

中心線は、中心線上に木杭または鋲、中心線交点に鋲等を設置することにより標示し、作業結果を記載した中心線設定図（標間、断面）を作成する。なお、受託人は、中心線を設置することが困難な場合は監督員の承諾を得て視準線とすることができる。

現地標示は図例参照



3 受託人は、区域線及び中心線の曲線部分については、原則として半径の1/20ピッチ程度で視準線及び中心線鋲を設置する。ただし、これによらない場合は監督員と協議しなければならない。

1-2-3 1 区域線及び中心線復元

区域線（中心線）復元とは、設定図に基づき、区域線（中心線）の復元を行うものである。

1-2-32 中心線再現

中心線再現とは、明示記録書に基づき、中心線の再現を行うものである。

1-2-33 中心線（特定）設定

中心線（特定）設定とは、確定図に数値が無い地区若しくは一部数値有り（隅切間）の地区（本市が指定する）において、街区交点、各筆界杭を探索するとともに各筆面積により間口距離並びに街区距離を算出し、「1-2-29 仮区域線及び仮中心線設定」に定める方法により中心線の設定を行うものである。

1-2-34 中心線（特定）復元

中心線（特定）復元とは、設定図に基づき、中心線の復元を行うものである。

1-2-35 中心線（特定）再現

中心線（特定）再現とは、明示記録書に基づき、中心線の再現を行うものである。

1-2-36 区域線（調査）設定

区域線（調査）設定とは、D地域における区域線設定作業であり、作業範囲として線的と面的に分けられる。区域線調査を行う場合は、事前に次の作業を行ったのち行う。

- （1）基準点測量…区域線調査を行う作業範囲で行う。
- （2）資料調査……監督員の指示する範囲の調査を行う。
- （3）公図拡大……縮尺1/250で作成する。
- （4）現地測量……監督員の指示する範囲の測量を行い、縮尺1/250で作成する。
- （5）仮区域線（調査）設定

- 1）現況構造物、現存する区域標、筆界杭、現況筆界杭の測距、各街区間並びに現況側溝間の測距を行うとともに、これらの座標値を多角点からの測距・測角によって求める。
- 2）公図上のスケール読み距離と現地実測距離との比較を数箇所で行い、伸縮率の算出を行う。

伸縮率＝現地実測距離／公図上の距離

なお、伸縮率の算出結果については、拡大公図の青焼図に実測距離を記載して比較する。

- 3）現地測量により得られた数値地形図データに拡大公図を載せ、上

記（１）、（２）で得られた資料に基づき、道路の線形との整合性をみる。また、現況地物の位置関係等を考慮して最も適切な仮区域線を決め、図上において座標計算により現況地物等の支障の有無、整合性を**確認**し、地積測量図との距離の比較を行い各筆及び街区の求積をし、地積の比較を行う。

- 4) 受託人は、上記（３）により作成した仮区域線について、監督員との**協議**の上、現地において街区交点、曲折点等の点検を受けなければならない。

（６）区域線（調査）設定

- 1) 仮区域線設定図及び現地仮区域標について点検後、街区交点及び曲折点に木杭、鋳等を設置し、視準線を設置する。
- 2) 設定に際しては、必要に応じて土地所有者等の意見を聴取し、立会を行う。
- 3) 立会**協議**を行わない場合は区域標を設置しないので、視準線を設置する。

1－2－37 区域線（調査）復元

区域線（調査）復元とは、設定図に基づき、区域線（視準線）の復元を行うものである。

第7節 準拠点測量

1－2－38 準拠点測量

準拠点測量は、区域線測量において設定または復元された区域標（街区交点等）の位置を現地において多角点からの測距、測角を行い、座標値を求めるものとする。

第8節 資料調査

1－2－39 資料調査

- 1 資料調査とは、公図等の転写、地積測量図転写、土地の登記記録調査、権利者**確認**調査（当初）、権利者**確認**調査（追跡）及び公図等転写連続図作成を行う作業である。
- 2 道路、河川、公園等の測量を行う区域について、測量対象となる土地を法務局（出張所）及びその他関係機関で閲覧調査（簿冊転記、公図等の写図）を行い、測量に必要な基礎資料を得る作業をいう。
- 3 受託人は、資料調査を行った結果、疑問及び不明な点が生じた場合は、監督員に**報告**し**指示**を受けるものとする。
- 4 公図（地図、地籍図）、地積測量図等の調査は、次により行うものとする。

（１）法務局備え付けの地図を閲覧調査する場合は、次の事項に留意

して行う。

1) 地図を写図する場合は、筆界線、地番の誤記及び脱落に細心の注意をはらうとともに、筆数に相違がないかを土地登記簿と十分な照合を行う。

2) 地図と地籍図の不明箇所については、法務局、県公文書館及び市政資料館において旧図（閲覧閉鎖図）及び旧土地台帳（閲覧閉鎖台帳）を調査し、究明に努める。

なお、道路、水路等が旧図上に着色されている場合には、写図面にも同色で着色する。

(2) 測量対象となる土地については、法務局において「**地積測量図**」の閲覧調査を全筆行い、地積測量図の有るものは全てその写しをとる。

(3) 関係機関が所有する図書類（土地区画整理組合、土地改良区の換地確定図等）で測量に必要となるものについては、測量範囲分の調査を行う。

(4) 写図した図面の余白には、調査年月日、調査箇所、調査者氏名を明記する。

5 土地登記簿の調査は、次により行うものとする。

(1) 測量対象となる土地は、法務局の土地登記簿及びその他関係機関の閲覧調査を行い、次の事項を別に定める様式（土地調査表）に転記する。

1) 土地の所在地番

2) 地目及び地積

3) 土地登記名義人の住所、氏名または名称、連絡先電話番号、登記年月日及び登記原因

4) 共有地については、共有者の持分

5) 土地に関する所有権以外の権利の登記があるときは、権利登記名義人の住所及び氏名または名称、権利の種類及び内容

6) 仮処分、差押え、その他登記簿に記載されている事項で、測量に必要と認められるもの。

7) 仮登記等があるときは、その内容

8) 課税の有無

非課税の場合は、非課税の理由と非課税措置がとられた年月日

9) その他必要と認められる事項

(2) 土地調査表には、調査年月日、調査箇所、調査者氏名を明記する。

第3章 測量作業の管理

第1節 精度管理及び点検測量率

1-3-1 精度管理及び点検測量率

- 1 受託人は、測量の正確さを確保するため、適切な精度管理を行い、この結果に基づいて品質評価表及び精度管理表を作成し、これを監督員に提出しなければならない。
- 2 受託人は、各工程別作業の終了時その他適切な時期に所定の点検を行わなければならない。
- 3 受託人は、作業の終了後速やかに点検測量を行わなければならない。

(1) 点検測量率は次表を標準とする。

測 量 種 別	率	測 量 種 別	率
1・2級基準点測量	10%	地形測量及び写真測量	2%
3・4級基準点測量	5%	線形決定	5%
レベル等による水準測量		中心線測量	5%
1～4級水準測量	5%	縦断測量	5%
簡易水準測量	5%	横断測量	5%

(2) 実施した点検測量の結果が、たとえその一部であっても、許容範囲を超えた場合には、監督員の指示に従い、さらに点検測量を追加する。

(3) 精度管理は、標準様式にならって各作業の中間工程において行う。

(4) 品質評価は、点検測量の結果等をもとに、製品仕様書に規定された品質評価手順に基づき5つの品質要素（安全性、理論一貫性、位置正確度、時間正確度、主題正確度）を満足しているかを評価するものである。

1-3-2 基準点測量

1 TS等観測制限

観測における許容範囲は、次表のとおりとする。

項 目 \ 区 分		1級基準点 測 量	2級基準点測量		3級基準点 測 量	4級基準点 測 量
			1級トータルステーション、1級セトドライト	2級トータルステーション、1級セトドライト		
水平角観測	倍 角 差	15"	20"	30"	30"	60"
	観 測 差	8"	10"	20"	20"	40"
鉛直角観測	高度定数の較差	10"	15"	30"	30"	60"
距離測定	1セット内の測定値の較差	20mm	20mm	20mm	20mm	20mm

	各セットの 平均値の較差	20mm	20mm	20mm	20mm	20mm
測 標 水 準	往復観測値の 較 差	$20\text{mm} \sqrt{s}$	$20\text{mm} \sqrt{s}$	$20\text{mm} \sqrt{s}$	$20\text{mm} \sqrt{s}$	$20\text{mm} \sqrt{s}$

(注) Sは観測距離(片道、km単位)とする。

観測誤差が所定の許容範囲を超えたときは、観測中の諸条件を吟味して再測する。

気象条件が良くない時に観測を行ったり、観測値を理由なく訂正してはならない。

また、主観的に観測値の取捨選択をしてはならない。水平角の再測は、一般にはその対回目盛の全方向について行い、特定の方向を取り出して観測することはしない。

距離の再測はセット単位で行う。

2 G N S S 観測方法

G N S S 観測は、次により行うものとする。

(ア) 観測距離が10キロメートル以上の観測は、1級G N S S 測量機により2周波で行う。ただし、2級G N S S 測量機を使用する場合には、観測距離を10キロメートル未満になるよう節点を設けることができる。

(イ) 観測距離が10キロメートル未満の観測は、2級以上の性能を有するG N S S 測量機により1周波で行う。ただし、1級G N S S 測量機による場合は2周波で行うことができる。

観測図には、同時に複数のG N S S 測量機を用いて行われる観測計画を記入する。

観測には1つのセッションを1回行う。

観測時間等は、次表を標準とする。

観測方法	観測時間	データ取得間隔	摘 要
スタティック法	120分以上	30秒以下	1～2級基準点測量(10km以上)
	60分以上	30秒以下	1～2級基準点測量(10km未満) 3～4級基準点測量
短期スタティック法	20分以上	15秒以下	3～4級基準点測量
キネマティック法	10秒以上	5秒以下	3～4級基準点測量
R T K 法	10秒以上	1 秒	3～4級基準点測量
ネットワーク型 R T K 法	10秒以上	1 秒	3～4級基準点測量

G N S S 衛星の稼働状態、飛来情報等を考慮し、片寄った配置の使用

は避ける。

G N S S 衛星の最低高度角は、15度を標準とする。

スタティック法を行なう場合のG P S・準天頂衛星の数は、同時に4衛星以上使用する。

短縮スタティック法、キネマティック法、R T K法及びネットワーク型R T K法を行う場合は5衛星以上とする。

3 点検測量

点検計算の許容範囲は、次表の通りとする。

(1) T S 等観測

区 分		1級基準点測量	2級基準点測量	3級基準点測量	4級基準点測量
項 目	水平位置の 閉 合 差	$100\text{mm}+20\text{mm}\sqrt{N} \Sigma S$	$100\text{mm}+30\text{mm}\sqrt{N} \Sigma S$	$150\text{mm}+50\text{mm}\sqrt{N} \Sigma S$	$150\text{mm}+100\text{mm}\sqrt{N} \Sigma S$
	標 高 の 閉 合 差	$200\text{mm}+50\text{mm}\Sigma S/\sqrt{N}$	$200\text{mm}+100\text{mm}\Sigma S/\sqrt{N}$	$200\text{mm}+150\text{mm}\Sigma S/\sqrt{N}$	$200\text{mm}+300\text{mm}\Sigma S/\sqrt{N}$
単 多 角 形	水平位置の 閉 合 差	$10\text{mm}\sqrt{N} \Sigma S$	$15\text{mm}\sqrt{N} \Sigma S$	$25\text{mm}\sqrt{N} \Sigma S$	$50\text{mm}\sqrt{N} \Sigma S$
	標 高 の 閉 合 差	$50\text{mm}\Sigma S/\sqrt{N}$	$100\text{mm}\Sigma S/\sqrt{N}$	$150\text{mm}\Sigma S/\sqrt{N}$	$300\text{mm}\Sigma S/\sqrt{N}$
標高差の正反較差		300mm	200mm	150mm	100mm
備 考		Nは辺数、 ΣS は路線長（km単位）とする。			

(2) G N S S 観測

ア 環閉合差及び各成分の較差の許容範囲

区 分		許容範囲
基線ベクトルの 環閉合差	水平 ($\triangle N$ 、 $\triangle E$)	$20\text{mm}\sqrt{N}$
	高さ ($\triangle U$)	$30\text{mm}\sqrt{N}$
重複する基線 ベクトルの較差	水平 ($\triangle N$ 、 $\triangle E$)	20mm
	高さ ($\triangle U$)	30mm

(注) N : 辺 数

$\triangle N$: 水平面の南北成分の閉合差又は較差

$\triangle E$: 水平面の東西成分の閉合差又は較差

$\triangle U$: 高さ成分の閉合差又は較差

イ 電子基準点のみの場合の許容範囲

区 分		許容範囲
結 合 多 角 または単路線	水平 ($\triangle N$ 、 $\triangle E$)	$60\text{mm}+20\text{mm}\sqrt{N}$
	高さ ($\triangle U$)	$150\text{mm}+20\text{mm}\sqrt{N}$

(注) N : 辺 数

$\triangle N$: 水平面の南北成分の閉合差

$\triangle E$: 水平面の東西成分の閉合差

$\triangle U$: 高さ成分の閉合差

1-3-3 水準測量

1 観測制限

(1) 往復観測値の較差の許容範囲は、次表のとおりとする。

区 分	1級水準測量	2級水準測量	3級水準測量	4級水準測量
往復観測値の較差	$2.5 \text{ mm} \sqrt{s}$	$5 \text{ mm} \sqrt{s}$	$10 \text{ mm} \sqrt{s}$	$20 \text{ mm} \sqrt{s}$

(注) Sは観測距離(片道、km単位)とする。

(2) 観測誤差が許容範囲を超えた場合は、所定の方法により再測を行う。

2 点検測量

(1) 点検計算の許容範囲は、次表のとおりとする。

区 分	1級水準測量	2級水準測量	3級水準測量	4級水準測量	簡易水準測量
環 閉 合 差	$2 \text{ mm} \sqrt{s}$	$5 \text{ mm} \sqrt{s}$	$10 \text{ mm} \sqrt{s}$	$20 \text{ mm} \sqrt{s}$	$40 \text{ mm} \sqrt{s}$
既知点から既知点までの閉合差	$15 \text{ mm} \sqrt{s}$	$15 \text{ mm} \sqrt{s}$	$15 \text{ mm} \sqrt{s}$	$25 \text{ mm} \sqrt{s}$	$50 \text{ mm} \sqrt{s}$

(注) Sは観測距離(片道、km単位)とする。

(2) 点検計算を行い、許容範囲を超えた場合は、所定の方法により再測を行う。

1-3-4 現地測量

1 TS等を用いる地形、地物等の測定

(1) 地形、地物等の測定は次表を標準とする。

地図情報レベル	機 器	水平角観測 対 回 数	距 離 測定回数	測定距離の 許容範囲
500以下	2級トータルステーション	0.5	1	150m以内
	3級トータルステーション	0.5	1	100m以内
1000以上	2級トータルステーション	0.5	1	200m以内
	3級トータルステーション	0.5	1	150m以内

(2) 数値編集の点検

図形編集装置で取得した編集済みデータは、編集漏れや誤入力等がないか**確認**、点検しなければならない。

2 キネマティック法又はRTK法による地形、地物等の測定

(1) キネマティック法又はRTK法による測定は、放射法により1セット行うこと。観測の使用衛星数及びセット内の観測回数等は、次表を標準とする。

使用衛星数	観測回数	データ取得間隔
5衛星以上	FIX解を得てから10エポック以上	1秒(ただし、キネマティック法は5秒以下)

(2) セット間較差の許容範囲は、次表を標準とする。

項 目	許容範囲	適 用
セット間較差	$\triangle N$	$\triangle N$: 水平面の南北成分のセット間較差 $\triangle E$: 水平面の東西成分のセット間較差 $\triangle U$: 水平面からの高さ成分のセット間較差 ただし、平面直角座標値で比較することができる。
	$\triangle E$	
	$\triangle U$	

初期化を行う観測点では、点検のために観測位置が明確な箇所
1セットの観測を行う。

3 ネットワーク型RTK法による地形、地物等の測定

(1) セット間較差の許容範囲は、前項(2)を準用する。

(2) 座標補正前後の距離の較差の許容範囲は、次表を標準とする。

点検距離	許容範囲
500m以上	点検距離の1/10,000
500m以内	50mm

座標補正に用いる既知点数は、3点以上を標準とする。

4 空中写真測量

各作業について規程に基づき、必要な精度管理及び点検を行う。

- (1) 標定点の設置
- (2) 対空標識の設置
- (3) 撮影
- (4) 同時調整
- (5) 現地調査
- (6) 数値図化
- (7) 数値編集
- (8) 補測編集
- (9) 数値地形図データファイルの作成

1-3-5 路線測量

1 IP設置測量

観測精度は次表の通りとする。

区 分 距 離	平 地	山 地
30m未満	10mm	15mm
30m以上	S / 3,000	S / 2,000

(注) Sは点間距離の計算値

2 中心線測量(標杭の設置)

観測精度は次表の通りとする。

区 分 距 離	平 地	山 地
20m未満	10mm	20mm
20m以上	S / 2,000	S / 1,000

(注) Sは点間距離の計算値

3 縦断測量

観測精度は、中心杭高・中心点・中心線上の地形変化点の地盤高及び
中心線上の主要な構造物の標高を仮BMまたは、これと同等以上の水準

点に基づき「規程（4級水準測量に関する項目）」に準拠して行う。

4 横断測量

距離精度は、次表の通りとする。

区 分	平 地	山 地
距 離	$L / 500$	$L / 300$
標 高	$20\text{mm} + 50\text{mm} \sqrt{L/100}$	$50\text{mm} + 150\text{mm} \sqrt{L/100}$

（注）Lは中心杭等と末端見通杭の測定距離（単位：m）

5 用地幅杭設置測量

観測は、TS等により行い、観測制限は次表を標準とする。

区 分	水平角観測	鉛直角観測	距離測定
方 法	0.5対回	0.5対回	2回測定
較差の許容範囲	———	———	5mm

6 用地幅杭点間測量

観測は、TS等により行い、観測制限は次表を標準とする。

区分 距離	平 地	山 地	摘 要
20m未満	10mm	20mm	Sは点間距離の計算値
20m以上	$S / 2,000$	$S / 1,000$	

7 IP設置工

（1）角観測

TS等（3級以上）、1対回、倍角差30"、観測差20"

（2）距離観測

1）鋼巻尺（1級）、2読定、2往復

補正（尺定数補正、温度補正、傾斜補正）

2）光波測距儀 2セット

補正（気圧補正、温度補正、傾斜補正）

（3）直線の見通し

TS等（3級以上）を使用し、3方向とする。

（4）距離の精度

復元の示誤三角形の外接円の許容範囲は、最大直径10mmとする。

1-3-6 河川測量

1 河川定期縦断測量

「規程（3級水準測量に関する項目）」に準拠して行う。

2 河川定期横断測量

水際杭を境にして、陸部と水部に分け、陸部については、「1-3-

5 路線測量」第4項を適用する。

1-3-7 区域線測量

1 制限

(1) 距離制限

鋼巻尺（1級）、片道、2読定、縮尺1/3，000

（10m以下については5mm以内）

標間測定については、傾斜補正のみとする。

(2) 視準線測角

TS等（2級以上）、1対回、較差20"以内

閉合差 $10'' \pm 20'' \sqrt{n}$ （n：内角数）

(3) 多角測量

TS等（2級以上）を使用

測角・・・2対回 較差 20"以内

測距・・・2セット

精度・・・1/10，000以上

補正・・・①尺度数補正 ②温度補正 ③傾斜補正 ④投影補正
⑤縮尺補正

1-3-8 準拠点測量

観測制限

TS等（2級以上）を使用

測角・・・1対回 較差 20"以内

測距・・・1セット（鋼巻尺1級使用の場合、片道 2読定）

補正・・・①尺度数補正 ②温度補正 ③傾斜補正 ④投影補正
⑤縮尺補正

1-3-9 用地測量

1 境界測量

（1）観測制限は、次表を標準とする。

区 分	水平角観測	鉛直角観測	距離測定
方 法	0.5対回	0.5対回	2回測定
較差の許容範囲	———	———	5mm

（2）補助基準点使用時の観測制限は、次表を標準とする。

区 分	水平角観測	鉛直角観測	距離測定
方 法	2対回（0°、90°）	1対回	2回測定
較差の許容範囲	倍角差	60"	5mm
	観測差		

2 境界点間測量

観測精度は、次表の通りとする。

区 分 距 離	平 地	山 地	摘 要
20m 未満	10mm	20mm	S は点間距離の計算値
20m 以上	S / 2, 000	S / 1, 000	

1－3－10 道路区域線（水路境界）明示測量

補点測量

T S 等（2 級以上）を使用

測角・・・0. 5 対回

測距・・・2 回測定

境界点間・・・1/3, 000 以上（10 m 以下については 5 mm 以内）

補正・・・①尺定数補正 ②温度補正 ③傾斜補正 ④投影補正
⑤縮尺補正

1－3－11 道路区域線測量（単価契約）

制限

（1）距離制限

鋼巻尺（1 級）、片道 2 読定 1 / 3, 000 以上

（10 m 以下については 5 mm 以内）

標間測定については傾斜補正のみとする。

（2）多角測量

T S 等（2 級以上）を使用

測角・・・2 対回 較差 20" 以内

測距・・・2 セット

精度・・・1 / 10, 000 以上

補正・・・①尺定数補正 ②温度補正 ③傾斜補正 ④投影補正
⑤縮尺補正

（3）境界座標測量

測角・・・0. 5 対回

測距・・・2 回測定

境界点間・・・1/3, 000 以上（10 m 以下については 5 mm 以内）

補正・・・①尺定数補正 ②温度補正 ③傾斜補正 ④投影補正
⑤縮尺補正

（4）現地測量（座標）

測角・・・0. 5 対回

測距・・・1 回測定

補正・・・①尺定数補正 ②温度補正 ③傾斜補正 ④投影補正
⑤縮尺補正

1-3-1-2 道路区域標等保全業務（単価契約）

1 使用機器

使用機器	
角観測	2 級トータルステーション、2 級セオドライト以上
距離測定	2 級トータルステーション、光波測距儀（2 級短距離型）以上 JIS 1 級鋼巻尺（※） ※引照点までの距離が 2 m 未満の場合使用

2 観測制限

観測制限		
水平角観測	読定単位	1 0 "
	対回数	1 対回
	水平目盛位置	0 °
鉛直角観測	読定単位	1 0 "
	対回数	1 対回
距離測定	読定単位	1 mm
	観測回数	TS 等：1 セット 鋼巻尺：2 読定 1 往復

3 観測精度

観測精度			
距離測定	直線上引照点間	2 点の引照点間距離と 本点から引照点までの 距離の和の較差	5 mm
		読定間の較差	3 mm
	鋼巻尺使用时	往復測定値の較差	距離の 1 /3, 000

4 可否の判定

引照距離と復元距離または残存確認距離の較差は 5 mm 以内を合格とする。

1-3-1-3 測量標等保全業務

1 効用の確認

(1) 使用機器

作業区分	使用機器	
水準成果	高低差観測	3 級レベル、2 級標尺以上
位置座標成果	角観測	2 級トータルステーション、2 級セオドライト以上
	距離測定	2 級トータルステーション、 光波測距儀（2 級短距離型）以上 JIS 1 級鋼巻尺（※） ※引照点までの距離が 2 m 未満の場合使用
高さ成果	高低差観測	2 級トータルステーション、3 級レベル、2 級標尺以上

(2) 観測制限

作業区分	観測制限		
水準成果	高低差観測	読定単位	1 mm
		観測回数	1 往復
位置座標成果 高さ成果	水平角観測	読定単位	1 0''
		対回数	1 対回
		水平目盛位置	0°
	鉛直角観測	読定単位	1 0''
		対回数	1 対回
	距離測定	読定単位	1 mm
		観測回数	TS等：2 セット 鋼巻尺：2 読定 1 往復
	高低差観測 (レベル等使用時)	読定単位	1 mm
		観測回数	片道

(3) 観測精度

作業区分	観測精度		
水準成果	高低差観測	往復観測値の較差	3 mm
位置座標成果 高さ成果	距離測定	直線上 引照点間 2 点の引照点間距離と本点から引照点までの距離の和の較差	5 mm
		鋼巻尺 使用時	読定間の較差 3 mm
		往復測定値の較差	距離の 1 / 3, 000

(4) 合否の判定

- ア 水準成果の引照時観測値と残存確認時観測値の較差は 3 mm 以内を合格とする。
- イ 位置座標成果の引照距離と復元距離又は残存確認距離の較差は 5 mm 以内を合格とする。
- ウ 高さ成果の引照時観測値と復元時又は残存確認距離の較差は 3 0 mm 以内を合格とする。

2 復旧測量

(1) 観測方法及び測量方式

測量標等の区別	測量区分	観測方法	測量方式
水準点	1 級水準測量	レベル観測	直接水準測量方式
多角点	1 級基準点測量	GNSS観測 (スティック法)	結合多角方式
多角水準点	水準点・多角点の記載による		

方位標 (構造物設置)	1級基準点測量	TS等観測	既設点からの 角観測
道路台帳基準点	2級基準点測量	GNSS観測 (ステイック法)	結合多角方式
用地測量標 その他の測量標	2級基準点測量	GNSS観測 (ステイック法)	結合多角方式
	3級基準点測量	GNSS観測	結合多角方式
	4級基準点測量	又はTS等観測	又は単路線方式

(2) 使用機器

測量標等の区別		観測 方法	使用機器
水準点		レベル 観測	1級レベル、1級標尺(※1) ※1 気温20度における標 尺改正整数が50 μ m/m以下 且つI号標尺とII号標尺の標 尺改正数の較差が30 μ m/m 以下
多角点		GNSS 観測	2級GNSS測量機以上
多角水準点		水準点・多角点の基準による	
方位標 (構造物設置)		TS等 観測	1級トータルステーション、1級セオドライト、光波測距儀
道路台帳基準点		GNSS 観測	2級GNSS測量機以上
用地測量標 その他の測量標	2級 基準点	GNSS 観測	2級GNSS測量機以上
	3級 基準点	GNSS 観測	2級GNSS測量機以上
		TS等 観測	2級トータルステーション、2級セオドライト 以上、光波測距儀
	4級 基準点	GNSS 観測	2級GNSS測量機以上
		TS等 観測	2級トータルステーション、2級セオドライト 以上、光波測距儀(※2) ※2 結合多角方式で路線辺 数15辺、路線長700mを 超える場合及び単路線方式で 路線辺数20辺、路線長1k

			mを超える場合は、3級トータルステーション、3級セオドライト以上、光波測距儀
--	--	--	--

(3) 観測制限

測量標等の観測制限については、規程を適用する。また、方位標（構造物設置）の観測制限は、次表を標準とする。

既知点の状況	測量方法	観測制限	
既知点撤去前に測量する場合	既知点からの角観測	水平角観測	
		読定単位	1"
		対回数	2対回
		水平目盛位置	0°、90°
		倍角差	15"
		観測差	8"
既知点撤去後に測量する場合	別途協議による		

1-3-14 道路台帳測量

1 4級基準点測量

点検測量誤差制限

基準点測量実測値に対し、距離 $1/5$ ，000以上
 角度 $\pm 30''$ 内角 $\pm 20'' \sqrt{n}$ （n：内角数）

2 実測距離と計算距離

実測距離と計算距離の制限

$10\text{mm} + (\text{測定長}) \times 1/3$ ，000以下

3 現地測量（道路台帳平面図）

（1）「1-3-4 現地測量」を適用する。

（2）図化は、次により行う。

1）図化紙（地形図原図紙）は、ポリエステルフィルム（#300）を使用する。

（ア）図郭線、縦横線のXY座標値を表示する。

（イ）中心線、多角点等の座標値を表示する。

2）文字、数値及び記号等の表示は、北あるいは西を上とする。

3）図名の下に見取図（縮尺 $1/10$ ，000程度）を表示する。

4）基準点、多角点、街区（道路）の交点・曲折点及び境界標（点）、引照点（角度、距離、方位標のデータ）、計画中心線、計画幅線、幅員等の表示とこれらの番号・記号を表示する。

5）道路区域標間、境界標間及び幅杭間の距離、曲線データ（曲線部分ではR，IA，TL，CL，SLのデータを載せる）、街角剪除データ（隅切り長、交点距離等）を表示する。

6）図化の図式凡例は、別に定めるところによる。

- 4 現地測量（道路台帳平面図補正）
「**1－3－14第3項 現地測量**」を適用する。
- 5 現地測量（道路台帳平面図修整）
「**1－3－14第3項 現地測量**」を適用する。

1－3－15 未認定道路測量

「**1－3－14 道路台帳測量**」を適用する。

1－3－16 復旧測量

「**1－3－2 基準点測量**」を適用する。

「**1－3－3 水準測量**」を適用する。

1－3－17 公園台帳測量

仮BM設置測量

「**1－3－3 水準測量**」を適用する。

第2節 測量機器の検定

1－3－18 測量機器の検定等

- 1 受託人は、計画機関が指定する機器については、規程の付録1に基づく測定値の正当性を保障する検定を受けた機器を使用しなければならない。ただし、1年以内に検定を受けた機器（標尺については3年以内）を使用する場合は、この限りではない。
- 2 前項の検定は、測量機器の検定に関する技術及び機器等を有する第三者機関によるものとする。ただし、計画機関が受託人の機器の検査体制を**確認**し、妥当と認められた場合には、受託人は、規程の付録2による国内規格の方式に基づき自ら検査を実施し、その結果を第三者機関による検定に代えることができる。
- 3 受託人は、観測に使用する主要な機器について、作業前及び作業中に適宣点検を行い、必要な調整をしなければならない。

第4章 測量作業の安全管理

第1節 道路上作業時の安全対策

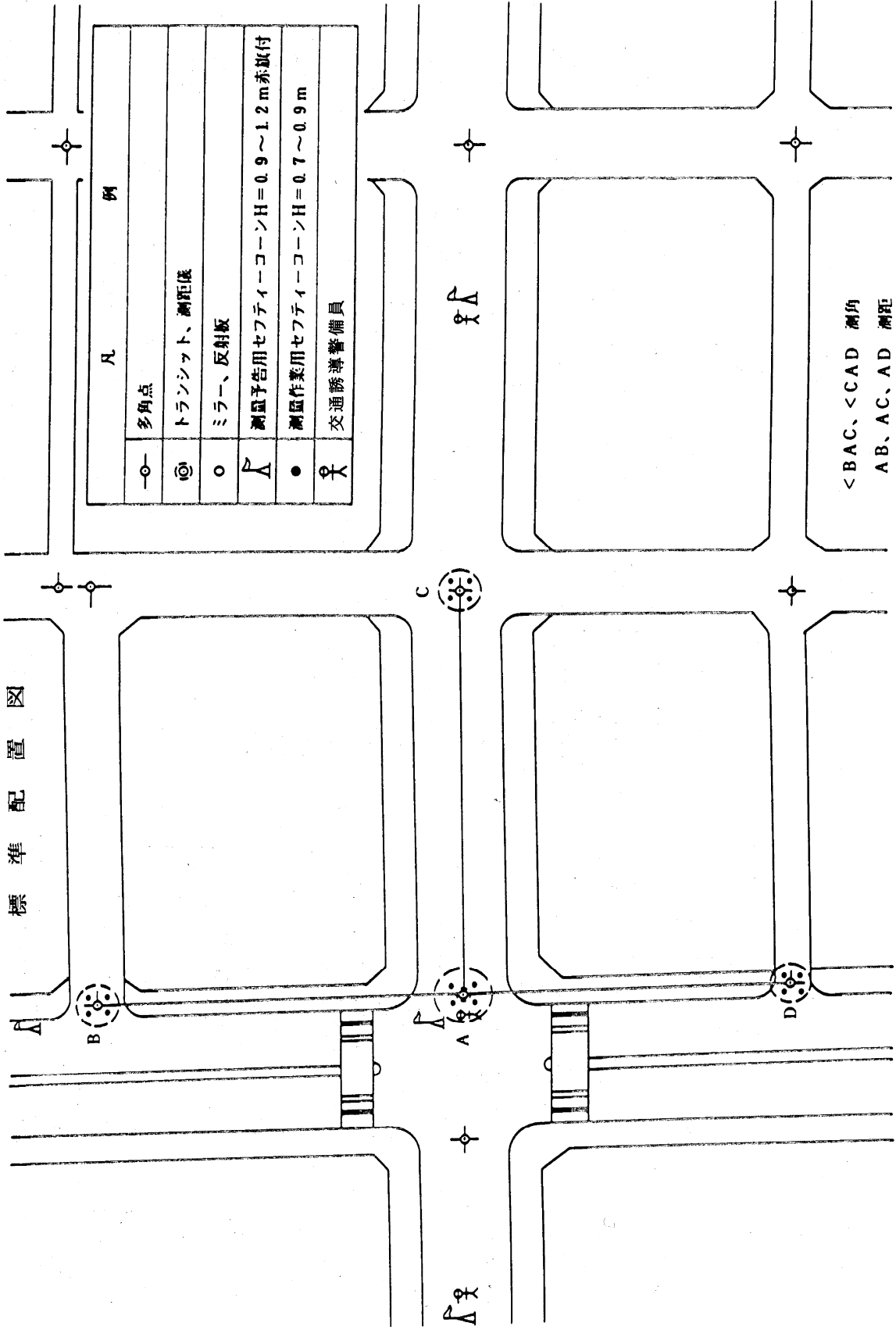
受託人は、道路において作業を行う場合は、「名古屋市道路管理規則」を遵守し、「道路に関する工事及び占用工事を施工する場合における標示施設等の設置基準」及び「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」に従って標示施設、防護施設を設置して、道路交通事故を防止し、交通を安全かつ円滑に確保しなければならない。

交通安全について監督員、道路管理者と協議し、所轄警察署の指示に従うこと。

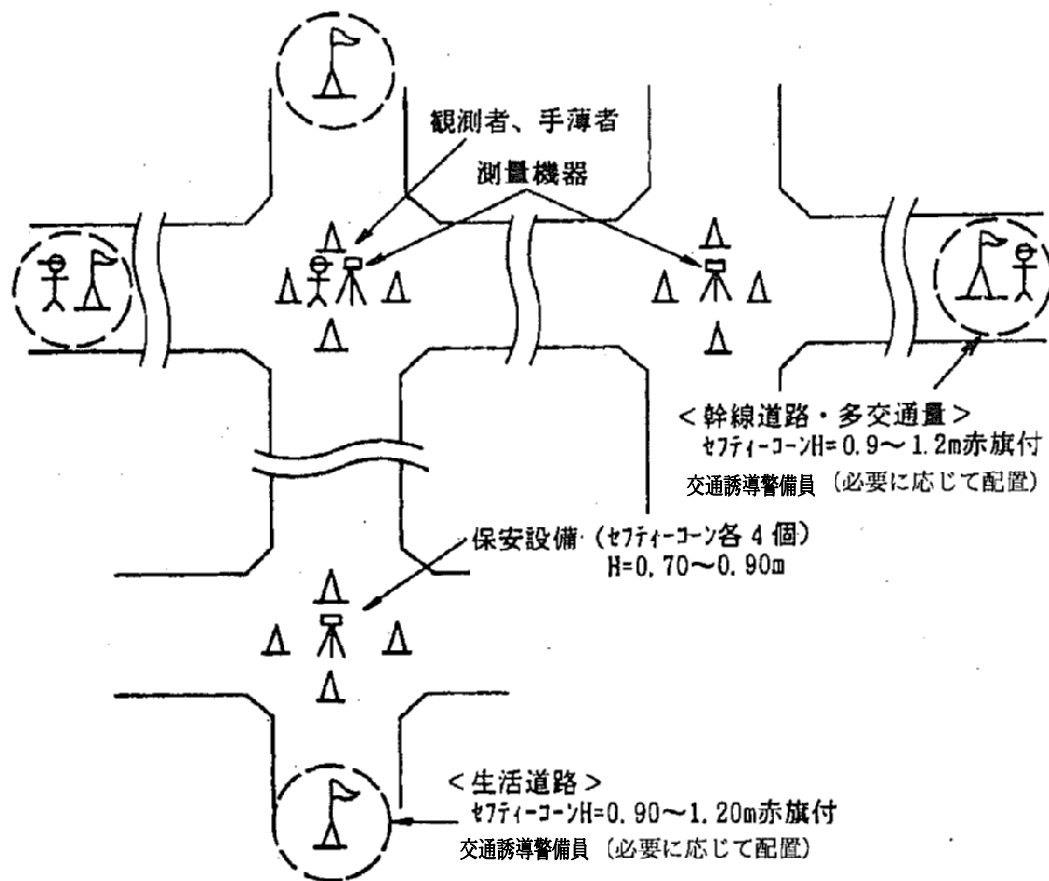
1-4-1 道路上作業時の安全対策

- 1 受託人は、業務代理人等が現場責任者としての所在を明らかにするため、社名等を明示した制服、保安帽、腕章、保安チョッキ及び名札を着用し、規律ある行動をとれるように、適切な指導を行わなければならない。
- 2 指示により所轄署に「道路使用許可申請書」を提出する。
なお、「許可書」は常時携帯する。
- 3 各作業において保安設備を設置する。
- 4 必要に応じ交通誘導警備員を配置する。
なお、次の標準配置図を参考とする。
「測量作業安全対策標準配置図」
「保安設備・交通誘導警備員標準配置図」

測量作業安全対策
標準配置図



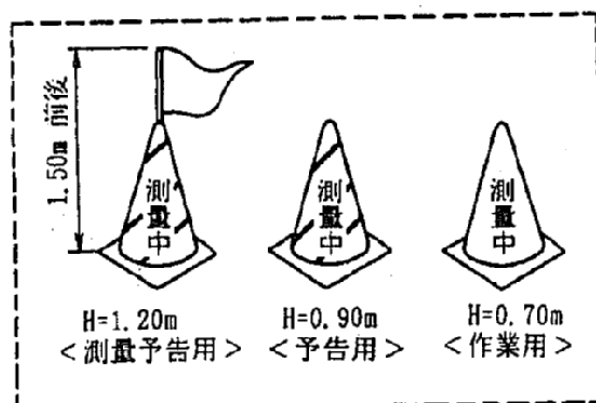
保安設備・交通誘導警備員 標準配置図



保安設備 (セフティコーン)

作業体制

- <編成> 観測者 腕章
手薄者 ヘルメット
補助者 保安チョッキ
腕章 (交通整理員)
交通誘導警備員 ヘルメット
保安チョッキ



第 2 編 用地測量編

第2編 用地測量編

第1章 総則

2-1-1	適用範囲	2-1
2-1-2	作業計画	2-1
2-1-3	現地踏査	2-1
2-1-4	4級基準点測量	2-1
2-1-5	水準測量	2-1
2-1-6	現地測量	2-1
2-1-7	路線測量	2-2
2-1-8	河川測量	2-2
2-1-9	資料調査	2-2
2-1-10	区域線測量	2-2
2-1-11	一筆地測量	2-2
2-1-12	用地測量標設置	2-5
2-1-13	成果品作成	2-6
2-1-14	業務関連図書	2-6

第2章 図書作成基準

2-2-1	総則	2-9
2-2-2	資料調査	2-9
2-2-3	立会予定者一覧表	2-9
2-2-4	境界調整図	2-9
2-2-5	土地境界立会確認書	2-10
2-2-6	立会記録簿	2-10
2-2-7	面積計算	2-10
2-2-8	数値地形図データファイル作成	2-11
2-2-9	用地実測図作成	2-11
2-2-10	現況・用地平面図作成	2-12
2-2-11	記録写真作成	2-13
2-2-12	電子記憶媒体	2-13

第3章 測量業務の作業手順（フローチャート）

2-3-1	測量業務の作業手順（フローチャート）	2-16
-------	--------------------	------

第2編 用地測量編

第1章 総則

2-1-1 適用範囲

測量業務のうち用地測量（都市計画道路・公園、河川、寄附・未処理道路）の作業については、**設計図書**によるもののほか、この「用地測量編」によるものとする。

用地測量とは、土地及び境界等について調査し、用地取得等に必要な資料及び図面を作成する作業をいい、「名古屋市公共測量作業規程」に準拠して測量作業を行うものとする。

2-1-2 作業計画

作業計画は、測量・調査範囲の**確認**、資料の収集、地形・土地利用・植生の状況把握、基準点及び用地幅杭の現況調査を行い、測量の作業方法について詳細に記載した作業計画書を作成するものである。

作業計画は、「**1-1-1 2 業務計画書**」へ追記する。

2-1-3 現地踏査

公図、登記簿等に基づき、現地調査を行い、全体の筆界関係及び各筆界点を設置することができるように適切な多角点を把握し、復元測量及び境界**確認**作業の円滑化を図るものとする。

2-1-4 4級基準点測量

4級基準点測量は、名古屋市測量標等（多角点・多角水準点・道路台帳基準点・街区三角点・街区多角点）の結合多角方式または、単路線方式により新設点の位置座標を求めるために行う測量作業をいい、区域線測量、現地測量、一筆地測量等に使用するためのものである。

なお、受託人は、上記について不都合が生じた場合は監督員の**指示**によらなければならない。

測量作業は、「**1-2-1 基準点測量**」を適用する。

2-1-5 水準測量

水準測量は、名古屋市測量標（多角水準点）の2点以上の既知点を使用して直接水準測量方式で行う。また、用地測量の測量区域内に仮BMを設置する。

測量作業は、「**1-2-2 水準測量**」を適用する。

2-1-6 現地測量

現地測量は、基準点測量で設置した多角点に基づいて、TS等またはGNS S測量機を用いて地形、地物を測量し図化を行う作業をいい、数値地

形図データファイルを作成するものである。

測量作業は、「**1－2－4 現地測量**」を適用する。

2－1－7 路線測量

道路、河川等の線形築造物建設のための調査、計画、実施設計等に用いるための測量作業をいい、中心線測量、縦断測量、横断測量、I P 設置及び仮BM設置の測量を行い、必要な図面等を作成するものとする。

測量作業は、「**第1編共通編第2章第4節路線測量**」を適用する。

2－1－8 河川測量

河川、水路等の新設及び改修に伴う調査、計画、実施設計等に用いるための測量作業をいい、河川定期縦断測量、河川定期横断測量及び深淺測量を行い、必要な図面等を作成する。

測量作業は、「**第1編共通編第2章第5節河川測量**」を適用する。

2－1－9 資料調査

資料調査は、法務局（出張所）、その他関係機関において閲覧調査を行い、用地測量に必要な資料を得るために行うものである。

調査は、「**1－2－39 資料調査**」を適用する。

2－1－10 区域線測量

道路、水路等を構成する土地の範囲を決定するため、区域線を設定する測量作業をいう。

測量作業は、「**第1編共通編第2章第6節区域線測量**」を適用する。

2－1－11 一筆地測量

1 現地測量に基づき、一筆地ごとの所有者、土地、建物の形態を調査把握し、復元測量、境界**確認**、境界測量、境界点間測量を行い、用地取得に必要な資料及び図面を作成するものである。

2 復元測量

境界**確認**に先立ち、資料調査において収集した地積測量図、本市に備える図面及びその他参考となる図面（以下「地積測量図等」という。）に基づき境界杭の位置を**確認**し、亡失等がある場合は復元するべき位置に仮杭（以下「復元杭」という。）を設置するものをいう。なお、境界**確認**を行うための準備資料として、用地幅杭、境界杭及び現況構造物等を座標化し、各筆の境界位置の比較及び概算面積の求積等を行い、境界調整図を作成する。

ア 収集した地積測量図等に基づき境界杭を調査し、亡失等の異常の有無を**確認**するものとする。

- イ 復元する範囲は、監督員が境界**確認**に必要があると認める境界杭について行うものとする。
- ウ 境界杭に亡失、異常がある場合は、復元杭を設置する。
- エ 受託人は、収集した地積測量図等に基づいて復元した杭と現地に存する境界杭の位置が相違する場合には、監督員に**報告し指示**を受けなければならない。

3 境界**確認**

- (1) 境界**確認**は、復元測量の結果、公図等転写図、土地調査表等に基づき、現地において関係権利者立会いの上、境界点を**確認**し境界杭を設置する作業をいう。

境界**確認**を行う範囲は、次のとおりとする。

- ア 一筆を範囲とする画地
- イ 一筆の土地であっても、所有権以外の権利が設定されている場合は、その権利ごとの画地
- ウ その他、必要に応じて監督員が**指示**する画地

- (2) 境界立会いの依頼と準備

「資料調査」により調べた土地調査表に基づき、立会予定者一覧表を作成し、関係権利者に対して、立会いを求める日を定め、立会い依頼を事前に通知する。

- (3) 境界立会い

境界立会いは、調査区域の土地の権利に係わる筆界及び権原界について、その境界を明らかにするために、それぞれの関係権利者が現地で立ち会うことである。

- ア 立会いの際は、土地所有者等との立会い状況を写真撮影する。
- イ 「復元測量」により復元した境界杭が関係する権利者全員の同意が得られたときは、杭または金属鋸等容易に移動できない標識を設置し、全ての境界標等について写真撮影する。原則として赤色のペイントを着色する。
- ウ 境界**確認**が完了した時は、土地境界立会**確認書**を作成し、関係権利者全員に**確認**したことの署名捺印を求める。
- エ 立会い**確認**した境界点については、立会い経緯を記録した立会記録簿を作成する。
- オ 受託人は、境界立会いにおいて、次のようなことが生じた場合は監督員に**報告し**、その後の**指示**を受けなければならない。

(ア) 関係する権利者全員の同意が得られないもの

(イ) 関係する権利者の一部が立会いを拒否、または同意をしないもの

(ウ) 必要な境界点を確定するために測量区域としていた区域以外の境界立会いまたは測量を権利者から要求されたとき

4 境界測量

- (1) 境界測量とは、境界**確認**において合意した境界点を基準点から、測距・測角し、座標計算を行い、各境界点の座標値、境界点間の距離及び方向角を求める作業をいう。境界点の観測は、次の作業を行うものとする。
- (2) 境界点の観測は、近傍の4級基準点以上の基準点に基づき、多角点からの放射法により行うものとする。ただし、やむを得ない場合は、補助基準点を設置し、それに基づいて行うことができる。
- (3) 前号の観測は、測量地域の地形、地物等の状況を考慮し、TS等により行い、次表を標準とする。

区 分	水平角観測	鉛直角観測	距離測定
方 法	0.5対回	0.5対回	2回測定
較差の許容範囲	———	———	5mm

- (4) 補助基準点は、基準点から辺長100メートル以内、節点は1点以内の開放多角測量により設置するものとする。なお、観測の区分等は、次表を標準とする。

区 分		水平角観測	鉛直角観測	距離測定
方 法		2対回 (0°、90°)	1対回	2回測定
較差の許容範囲	倍角差	60"	60"	5mm
	観測差	40"		

- (5) 第2号の結果に基づき、計算により境界点の座標値、境界点間の距離及び方向角を求めるものとする。
- (6) 計算を計算機により行う場合は、次号に規定する位以上の計算精度を確保し、座標値及び方向角は、次号に規定する位の次の位において四捨五入するものとし、距離及び面積は、次号に規定する位の次の位以下を切り捨てるものとする。
- (7) 座標値等の計算における結果の表示単位等は、次表を標準とする。

区 分	方向角	距離	座標値	面積
単 位	秒	m	m	m ²
位	1	0.001	0.001	0.000001

5 境界点間測量

境界点間測量は、境界測量等において隣接する境界点間の距離を、TS等を用いて測定し精度を**確認**する作業をいう。

境界点間測量は、隣接する境界点間または境界点と用地境界杭を設置した点との距離を全辺について現地で測定し、境界測量及び境界杭設置において求められた計算値と測定値の差を比較するものとする。

なお、較差の許容範囲は、次表を標準とする。

区分 距離	平地	山地	摘要
20m未満	10mm	20mm	Sは点間距離の計算値
20m以上	S/2,000	S/1,000	

2-1-1-2 用地測量標設置

1 多角点杭設置

基準点測量をするに当たり、監督員の指示により必要な箇所にコンクリート杭（90×90×600 mm）を設置し、上部に金属鋳（黄銅製）を埋め込み白色に着色する。

ただし、多角点杭を設置しようとする箇所付近にコンクリート構造物等がある場合は、設計図書または、監督員の指示により、コンクリート構造物等を削孔し金属鋳（黄銅製）を埋め込むことが出来る。

2 境界杭設置

境界確認において確定した境界点に、半永久的に境界を明確にしておくために設置する。

（1）観測は、「2-1-1-1 一筆地測量」を適用する。

（2）設置方法は、TS等により4級基準点以上の基準点から放射法により行うものとする。

（3）杭の種類は、十字鋳（No.4）、金属プレート、刻み、プラスチック杭等とする。

（4）全ての境界杭について写真撮影する。原則として赤色のペイントを着色する。

（5）受託人は、上記について、不都合が生じた場合は監督員の指示によらなければならない。

3 用地境界仮杭設置

用地境界仮杭設置は、境界確認で合意が得られた筆界線上に表示するものである。

（1）観測は、「2-1-1-1 一筆地測量」を適用する。

（2）設置方法は、交点計算等で求めた座標値に基づいて、4級基準点以上の基準点から放射法または用地幅杭線及び境界線の交点を視通法により行うものとする。

（3）杭の種類は、十字鋳（No.4）、金属プレート、刻み、プラスチック杭等とする。

（4）全ての用地境界仮杭について写真撮影する。原則として黄色のペイントを着色する。

（5）受託人は、上記について、不都合が生じた場合は監督員の指示によらなければならない。

4 コンクリート杭設置

境界点及び幅点において、コンクリート杭に設置し換える作業である。

(1) 杭の種類

ア Cタイプ：コンクリート杭（90×90×600mm）

道路予定地の隅切、BC、ECまたは折点にコンクリート杭（90×90×600mm）を原則設置する。

イ Dタイプ：コンクリート杭（75×75×600mm）

道路予定地と私有地境界にコンクリート杭（75×75×600mm）を原則設置する。

(2) 設置方法

ア 2台のTS等の視準線の交点として行う方法あるいは、2本の水系の交点として行う方法、1台のTS等の視準線上で距離を測定して行う方法、レーザー基準出し器を使用する方法によって、既に設置している復元杭を、コンクリート杭（C・Dタイプ）に置き換え埋設するものとする。

イ 埋設に当たり、移動することのないよう垂直に設置し、埋設した後は、再度検測すること。

ウ 埋設の際は、付近の建物、構造物等に損傷を与えないこと。

2-1-13 成果品作成

用地測量作業が完了したときは、成果品一覧表に示す成果品を作成する。

2-1-14 業務関連図書

成果品以外に業務関連図書一覧表に示す資料を作成する。

用地測量成果品一覧表

	名 称	縮 尺	用紙・規格寸法	納品別	拡張子	提出部数	備 考
1	基準点測量						
	多 角 網 図		上質紙 最大 A 1	紙+ 電子	S X F (sfc) + S I M	各 1	SIM : 画地SIMAデータ
	多角対照図		上質紙 最大 A 1	紙+ 電子	S X F (sfc) + S I M	各 1	SIM : 画地SIMAデータ 実測値は朱書き
	多角計算書		A 4	電子	P D F	1	座標一覧表
	観 測 手 簿		A 4	電子	P D F	1	
2	水 準 測 量						
	水準計算書		A 4	電子	P D F	1	
	観 測 手 簿		A 4	電子	P D F	1	
3	現地測量						
	数値地形図 データファイル	1 / 2 5 0	上質紙 最大 A 1	紙+ 電子	P D F + S X F (sfc) + S I M	各 1	SIM : 画地SIMAデータ 計画線・中心線 朱書き
4	路線・河川測量						
	座標計算書 (中心線)		A 4	電子	P D F	1	座標一覧表
	観 測 手 簿		A 4	電子	P D F	1	
	縦 断 面 図	横 1/500 縦 1/100	上質紙 最大 A 1	紙+ 電子	S X F (sfc) + S I M	各 1	SIM : 画地SIMAデータ
	横 断 面 図	縦 1/100	上質紙 最大 A 1	紙+ 電子	S X F (sfc) + S I M	各 1	SIM : 画地SIMAデータ
5	資 料 調 査						
	土地調査表		A 4	電子	P D F	1	
	公 図 写 し (公図拡大)		上質紙 最大 A 1	紙+ 電子	P D F + S X F (sfc)	各 1	計画線朱書き
	公図連続転写図		上質紙 最大 A 1	紙+ 電子	P D F + S X F (sfc)	各 1	計画線朱書き
6	用地・一筆地測量						
	座標計算書		上質紙 A 4	紙+ 電子	P D F	各 1	座標一覧表 (境界点・幅杭点)
	面積計算書 面積計算書一覧表	1 / 2 5 0	上質紙 最大 A 3	紙+ 電子	P D F	各 1	各筆ごと

	現況平面図 用地平面図	1 / 2 5 0	上質紙 最大 A 1	紙＋ 電子	P D F＋ S X F (sfc)	紙 2 電子 1	SIM： 画地SIMAデータ 計画線・中心線 朱書き
	用地実測図	1 / 2 5 0	上質紙 最大 A 1	紙＋ 電子	P D F＋ S X F (sfc)	紙 2 電子 1	同上
	道路区域線 設定図		最大 A 1	電子	S X F (sfc) ＋ S I M	1	SIM： 画地SIMAデータ
	境界調整図			電子	S X F (sfc)	1	SIM： 画地SIMAデータ
7	点の記明細書		A 4	電子	P D F	1	
8	立会予定者 一覧表		A 4	電子	P D F	1	
9	土地境界立会 確認書		上質紙	紙		1	
10	立会記録簿		A 4	電子	P D F＋ オリジナルファ イル	1	
11	境界確認立会 記録写真		A 4	電子	P D F	1	カラー、サービスマサイズ
12	用地測量標 記録写真		A 4	電子	P D F	1	カラー、サービスマサイズ
13	精度管理表		A 4	電子	P D F	1	

用地測量業務関連図書一覧表

	名 称	規格寸法	納品別	拡張子	提出部数	備 考
1	業務計画書	A 4	紙		1	着手時に提出 作業計画がある場合 は、業務計画書に記 載する。
2	測量機器検定証明書					着手時に提出
3	道路使用許可書の写し					監督員の指示により 提出
4	業務記録簿					
5	打合せ記録簿					
6	委託業務記録写真					
7	貸与品					

(注) デジタル写真は、「第11編 記録写真作成方法編」を準拠する。

第2章 図書作成基準

2-2-1 総則

全ての成果図において、座標データの作成方法は以下のとおりとする。

座標データとは、基準点、境界点、幅杭点、中心点など用地実測図・境界調整図に記載している測点の点名及び座標値（調整段階の仮点・未立会のポイントも含む。）であり、以下により作成する。

（１）座標値のまるめは、小数点以下３桁表示（４桁目四捨五入）

（２）点名のつけ方は以下を標準とする。

基準点・・・・基－〇〇

多角点・・・・T－〇〇

境界点・・・・K－〇〇

幅杭点・・・・C－〇〇

主要点等・・・・I A〇〇、I P〇〇、B C〇〇、

E C〇〇、No.〇〇

注）ローマ字は半角大文字とする

2-2-2 資料調査

１ 公図については、法務局等において収集・複写した図面を提出する。

２ 登記簿調査の結果を整理して、以下に示す項目を土地調査表に記入し、町字ごと地番順にまとめる。

（１）土地の所在地番

（２）地目及び地積

（３）土地登記名義人の住所、氏名または名称、連絡先電話番号、登記年月日及び登記原因

（４）共有地については、共有者の持分

（５）土地に関する所有権以外の権利の登記があるときは、権利登記名義人の住所及び氏名または名称、権利の種類及び内容

（６）仮登記がある場合は、その内容

（７）その他必要と認められる事項

2-2-3 立会予定者一覧表

立会依頼状を送送するために、土地調査表に基づいて作成するものである。

記載内容は、立会土地の地番、立会予定者の氏名・住所、立会予定日時等を記入する。その他、監督員の指示を受け作成すること。

2-2-4 境界調整図

１ 境界確認を行うための基礎資料として、境界杭、現況構造物の位置座標を図面に展開し、各筆の位置関係の比較（地積測量図）及び求積

結果並びに調整後の境界位置を図示したものである。

- 2 記載内容は、多角点及び既設境界杭、現況境界にある構造物等の位置及び種類、土地所有者等とする。

2-2-5 土地境界立会確認書

- 1 現地において立会が完了したら立会**確認書**に、その場で署名捺印を依頼する。代理人の場合、あるいは一部未**確認**箇所があるようなときは、名義人との関係、電話番号等を付記する。署名は必ず自筆とする。
- 2 記載内容等は、立会土地の地番・境界点番号・所有者氏名、立会人の氏名・住所、立会日、**確認印**、本人**確認**の方法、摘要（電話番号・委任状の有無等）とし、境界点を明示した図面を添付する。

2-2-6 立会記録簿

境界**確認**時の記録をまとめ、立会記録簿を作成する作業である。

立会記録簿には以下の事項を記載すること。

- (1) 立会当該筆の町名・地番
- (2) 土地所有者氏名
- (3) 境界立会者氏名
- (4) 境界立会年月日
- (5) 立会時の記録：参考資料・使用資料、立会点ごとの設定内容、立会者の意見
- (6) 立会結果：当該筆の図面、立会点、所有者名（隣接も含む）、境界杭、方位、なお、必要に応じて監督員の**指示**を受け作成することとする。

2-2-7 面積計算

境界測量に基づき、各筆等の事業地及び残地の面積を算出し、面積計算書を作成する作業をいう。

成果の作成基準

- (1) 面積の算定方法は、直角座標法により行い、辺長の数値はmm未満切り捨てとし、座標値の和差はmm未満四捨五入で計算し、乗積の数値は末尾の桁まで計算する。
- (2) 曲線は、曲線総延長（CL）、半径（R）、中心点座標（XY）、内角（IA）を表示し、面積は欠円計算により求積する。また、ピッチ間の標間直線距離は（ ）書きで記入する。
- (3) 隅切りは、折点とし、座標化して計算する。（欠円計算は適用しない）
- (4) 民々境界不調箇所は、K番号を（ ）書きする。
- (5) 裏筆の境界点で、直線上の民々境界点で直線方向は認めている

が、民々境界点の立会い不調点がある場合（ ）書きK番号以外の境界点を経由し求積を行う。

(6) 立会い完了点に設置した測量標の種別を調書図面に表示する。

(7) 面積計算書一覧表の作成は、面積計算書を町字別にまとめ一覧表にしたもので、用地平面図、用地実測図に記載する。

2-2-8 数値地形図データファイル作成

1 現地測量により検出した数値地形図データを基に数値地形図データファイルを作成する。なお、境界線・間口寸法・現況構造・計画中心線・凡例・タイトル等、項目ごとにレイヤーを分けて作成する。成果図の作成は次の基準によること。

2 図面様式

原則として、道路関係は北、西を上にし、河川関係は下流を左にして作成する。

3 表題、見取り図

表題は、縦130mm、横250mmとし、見取り図は、測量箇所が**確認**できる縮尺とする（1/10000程度）。

4 数値地形図データファイル

以下の項目について記載すること。

- (1) 現況（家屋等に陰影は入れない）
- (2) 公共建物及び主要施設の名称
- (3) 鉄道、主要道路、河川その他必要と認める地物の名称
- (4) 行政区画名、町名、及びその境界
- (5) 主要地番及び隣接地番、地目、方位

2-2-9 用地実測図作成

数値地形図データファイル等を基に用地実測図を作成する作業である。

なお、境界線・間口寸法・現況構造・計画中心線・凡例・タイトル等、項目ごとにレイヤーを分けて作成する。

用地実測図には以下の項目について記載すること。

- (1) 数値地形図データファイルに記入したもの
- (2) 境界線（筆界線）、計画中心線、幅線
- (3) 立会い完了筆界線は実線、立会い不調筆界線は破線表示
- (4) 民々境界立会い不調点は、K番号を（ ）書き
- (5) 縦横線のX、Y座標値
- (6) 多角点、中心点、幅点の番号及び記号
- (7) 多角杭、中心杭、幅杭、境界杭（筆界杭）、主要点杭等の測量標図式及び番号
- (8) 主要点杭の引照点図（方位標）

- (9) 中心線の曲線等のデータ（I A、R、T L、C L、S L）
- (10) 中心線のI P、B C、E C等の追加距離
- (11) 仮B M（T・P）の数値及び位置（起終点、中間点）
- (12) 図面の起終点及び幅員の変化点に計画幅員寸法
- (13) 多角点、中心点、幅点の座標及び幅線の間口寸法
- (14) 事業地部分の周囲距離
- (15) 面積計算書一覧表
- (16) 事業地関係等が判断しにくい箇所は、縮尺をかえて拡大する。
- (17) 周囲距離（残地を含むすべての筆の周囲距離）
- (18) 座標記号、番号（一連番号とする）及び座標一覧表
- (19) 計画線と交差する枝道については幅杭間の距離
- (20) 計画線と交差する枝道の路線名
- (21) その他明記すべき必要事項

2－2－10 現況・用地平面図作成

- 1 数値地形図データファイル等を基に現況・用地平面図を作成する作業である。なお、境界線・間口寸法・現況構造・計画中心線・凡例・タイトル等、項目ごとにレイヤーを分けて作成する。
- 2 現況平面図には以下の項目について記載すること。
 - (1) 数値地形図データファイルに記入したもの（ただし座標値は記入しない）
 - (2) 境界線（筆界線）、計画中心線、幅線
 - (3) 立会い完了筆界線は実線、立会い不調筆界線は破線表示
 - (4) 民々境界立会い不調点は、K番号を（ ）書き
 - (5) 縦横線のX、Y座標値
 - (6) 多角点、中心点、幅点の番号及び記号
 - (7) 多角杭、中心杭、幅杭、境界杭（筆界杭）、主要点杭等の測量標図式及び番号
 - (8) 主要点杭の引照点図（方位標）
 - (9) 中心線の曲線等のデータ（I A、R、T L、C L、S L）
 - (10) 中心線のI P、B C、E C等の追加距離
 - (11) 仮B M（T・P）の数値及び位置（起終点、中間点）
 - (12) 図面の起終点及び幅員の変化点に計画幅員寸法
 - (13) 多角点、中心点、幅点の座標及び幅線の間口寸法
- 3 用地平面図には以下の項目について記載すること。
 - (1) 現況平面図に記入したもの
 - (2) 事業地部分の周囲距離
 - (3) 面積計算書一覧表
 - (4) 事業地関係等が判断しにくい箇所は、縮尺をかえて拡大する。

2-2-1.1 記録写真作成

委託業務の適正な履行を**確認**するため、記録写真を作成するもので、「**第1.1編記録写真作成方法編**」による。

2-2-1.2 電子記憶媒体

委託成果の電子納品については、以下のとおりとする。

(1) 様式類

基本的に拡張子はPDFとする。

(2) 図面類（成果図、境界調整図、多角網図）

基本的に拡張子はSXF（sfc）とし、SIMAデータと共に納品する。

また、数値地形図データファイル、現況・用地平面図及び用地実測図については、PDFデータも納品する。

(3) 保存媒体

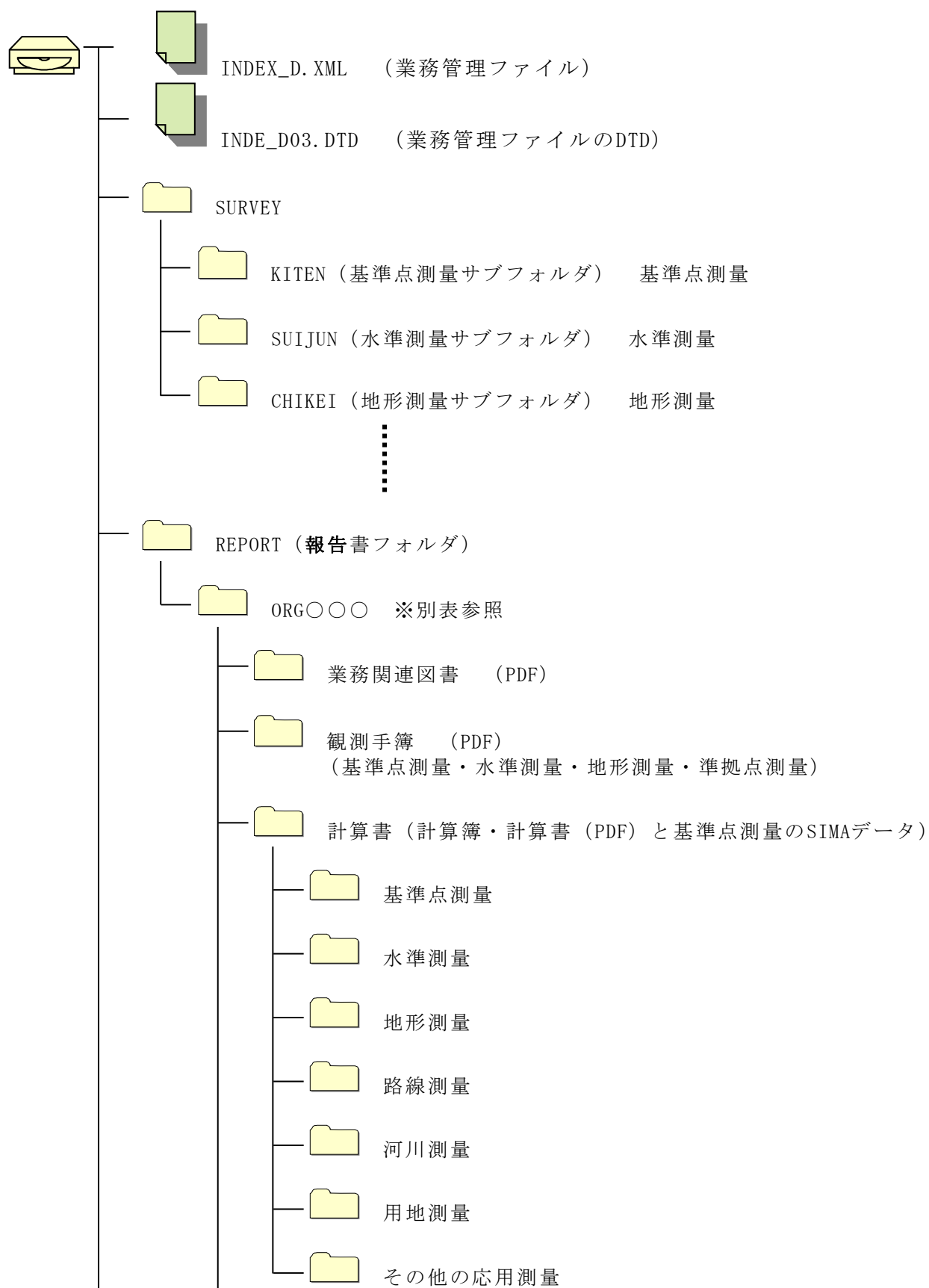
媒体は、CD-RまたはDVD-Rを使用する。

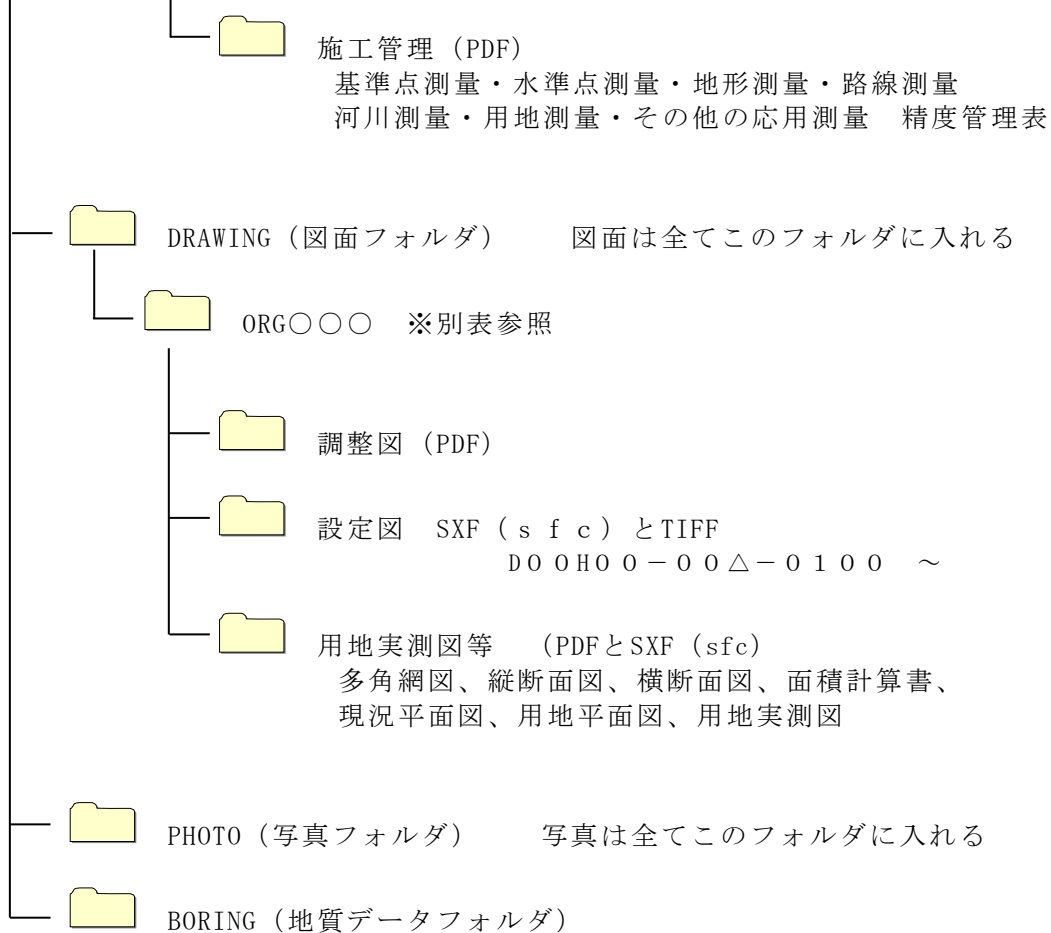
マスター、汎用それぞれ1部ずつ**提出**する。

ラベルには、委託年度、委託業務名、作成年月、発注者、受託人を明記する。

(4) 受託人は、上記について、不都合が生じた場合は監督員の**指示**によらなければならない。

電子成果作成例





※別表

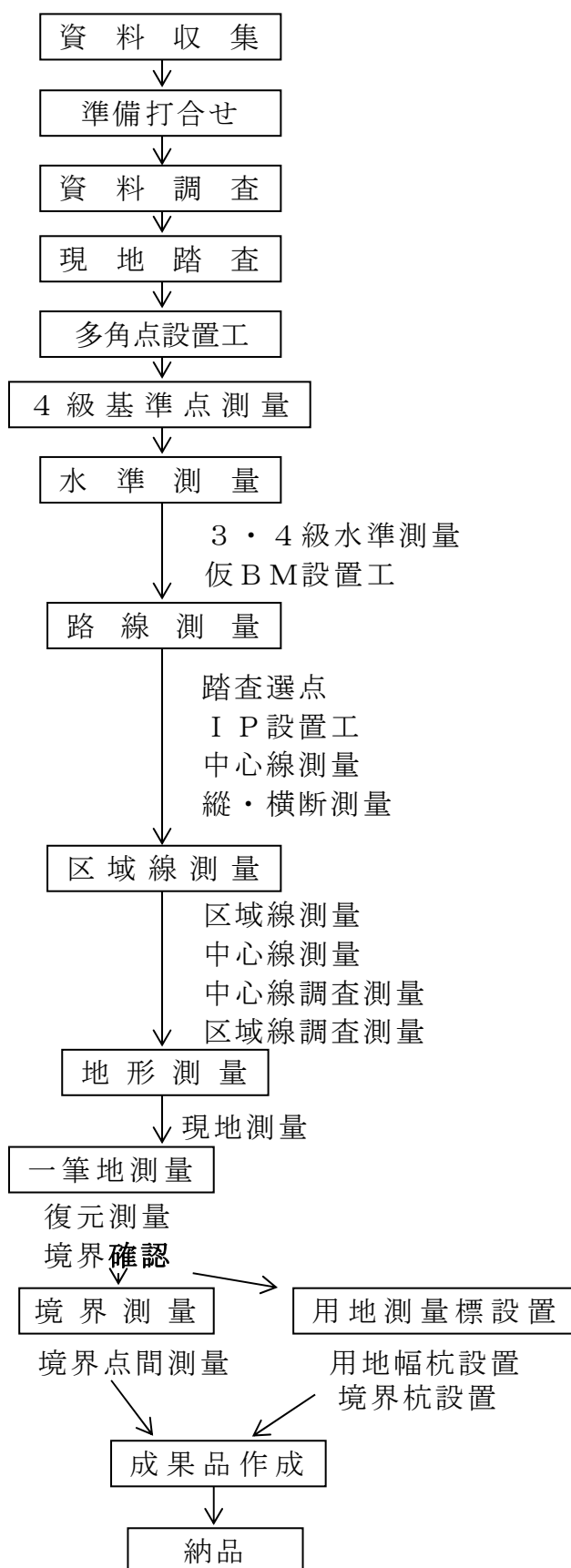
ORG541	用地測量
ORG542	寄附道路測量

・CDは以下のように作成してください



第3章 測量業務の作業手順（フローチャート）

2-3-1 測量業務の作業手順（フローチャート）



第3編 道路区域線（河川・水路境界）確認測量編

第3編 道路区域線（河川・水路境界）確認測量編

第1章 総則

3-1-1	適用範囲	3-1
3-1-2	業務委託	3-1
3-1-3	資料作成委託	3-1
3-1-4	資料調査	3-1
3-1-5	基準点測量	3-1
3-1-6	現地測量	3-1
3-1-7	区域線測量	3-1
3-1-8	準拠点測量	3-1
3-1-9	補点測量	3-1
3-1-10	調整計算	3-1
3-1-11	座標展開図作成	3-2
3-1-12	求積図作成	3-2
3-1-13	公図拡大	3-2
3-1-14	区域線設定図	3-2
3-1-15	成果品作成	3-2
3-1-16	業務関連図書	3-2
3-1-17	支給品	3-2

第2章 図書作成基準

3-2-1	総則	3-4
3-2-2	基準点測量	3-4
3-2-3	現地測量	3-5
3-2-4	区域線測量	3-5
3-2-5	準拠点測量図	3-7
3-2-6	資料調査	3-7
3-2-7	座標展開図	3-7
3-2-8	求積図	3-7
3-2-9	公図拡大	3-8
3-2-10	境界杭探索	3-8
3-2-11	業務報告書	3-8
3-2-12	支給品出納簿	3-8
3-2-13	業務記録写真作成	3-8

第3章 測量業務の作業手順（フローチャート）

3-3-1	測量業務の作業手順（フローチャート）	3-10
-------	--------------------	------

第3編 道路区域線（河川・水路境界）確認測量編

第1章 総則

3-1-1 適用範囲

道路及び水路の境界または管理区域を示す区域線を**確認**するには、区域線**確認**作業を委託するものと、**確認**作業を行うための資料作成を委託するものに分けられる。

測量業務のうち「道路区域線（河川・水路境界）**確認**測量」の作業については、設計図書によるもののほか、この「道路区域線（河川・水路境界）**確認**測量編」によるものとする。

3-1-2 業務委託

業務委託は、A・B・C地域で行うものとする。

3-1-3 資料作成委託

資料作成委託は、主にD地域で行うものとする。

3-1-4 資料調査

資料調査は、「**1-2-39 資料調査**」を適用する。

3-1-5 基準点測量

基準点測量は、「**1-2-1 基準点測量**」を適用する。

3-1-6 現地測量

現地測量は、「**1-2-4 現地測量**」を適用する。

3-1-7 区域線測量

区域線測量は、「**第1編共通編第2章第6節区域線測量**」を適用する。

3-1-8 準拠点測量

準拠点測量は、「**1-2-38 準拠点測量**」を適用する。

3-1-9 補点測量

補点測量は、区域線測量の基礎となる境界杭及び現況構造物等を座標化する作業をいう。

3-1-10 調整計算

調整計算とは、区域線を求めるため補点測量によって求められた座標 値を使用して、仮境界点、線中、求積及び座標変換等の諸計算を行うことをい

う。

3-1-1.1 座標展開図作成

座標展開図は、区域線測量（C地域）により設定された中心線（多角路線）により、区域標（街区交点及び曲折点等）の座標を道路幅員の半幅員にて平行移動によって求め、これを図面に展開する。

3-1-1.2 求積図作成

求積図作成は、数値地形図データを基に、電子座標読取機を使用して座標求積を行う。

3-1-1.3 公図拡大

公図拡大は、公図の各筆界点を電子座標読取機にて読取り、平面図と同縮尺に拡大プロットする作業をいう。

3-1-1.4 区域線設定図

区域線設定図は、区域線測量の作業経過等を記した図面で新規作成と補正（本市貸与図面の追加記入及び一部補正）に区分される。

3-1-1.5 成果品作成

道路区域線（河川・水路境界）**確認**測量が完了したときは、成果品一覧表に示す成果品を作成する。

3-1-1.6 業務関連図書

成果品以外に、業務関連図書一覧表に示す資料を作成する。

3-1-1.7 支給品

区域線及び中心線設置に使用する木杭、丸八鋌及び座金は本市より支給する。

規格については次のとおりとする。

品 名	品 質
木杭（30mm×30mm×450mm）	檜
丸八鋌（φ9-135、φ9-65）	S45C（JIS G4051）
丸八座金（直径20mm、厚さ1.6mm）	SS400（JIS G3101）

道路区域線（河川・水路境界）確認測量成果品一覧表

	名 称	縮 尺	規格寸法	納品別	拡張子	提出部数	備 考		
1	基準点測量								
	多 角 網 図	1/1000	最大 A 1	電 子	SXF (sfc) +SIM	1			
	多角次数網図		最大 A 1	電 子					
	多 角 対 照 図		最大 A 1	電 子			実測値は朱書き		
	多 角 計 算 書 観 測 手 簿		A 4	電 子	PDF	1	準拠点測量、補点測量を含む		
2	現 地 測 量								
	数値地形図 データファイル	1/250 1/500	最大 A 1	電 子	SXF(sfc) +SIM	1			
3	区域線測量（境界調整図を含む）								
	区 域 線 設 定	1/500	最大 A 1	電 子	SXF(sfc) +SIM	1	A ・ B 地域		
	区 域 線 復 元	1/500					A ・ B 地域		
	中 心 線 設 定	1/600					C 地域		
	中 心 線 復 元	1/600					C 地域		
	中 心 線 再 現	1/600					C 地域		
	区域線調査設定 区域線調査復元	1/250 1/250	最大 A 1	電 子			D 地域		
4	準拠点測量図	1/1000	最大 A 1	電 子					数値地形図データ ファイル記載あり
5	補 点 測 量								
6	資 料 調 査								
	土 地 調 査 書		A 4	電 子	DOCまたはXLS	1	要約書は紙で提出		
	公 図 写 し			紙		1			
	座 標 展 開 図	1/1000	最大 A 1	電 子	SXF(sfc) +SIM	1			

	名 称	縮 尺	規格寸法	納品別	拡張子	提出部数	備 考
8	求 積 図	1/250	最大 A 1	電 子	SXF(sfc) +SIM	1	または1/500
9	公 図 拡 大	1/250					
10	境界杭探索写真 (境界杭引照図)		A 4	電 子	PDF	1	
11	業 務 報 告 書						
12	基準点測量 精度管理表						

（注）画地SIMAデータは、成果フォルダに収めるものとする。

道路区域線（河川・水路境界）確認測量業務関連図書一覧表

	名 称	規格寸法	納品別	拡張子	提出部数	備 考
1	業務計画書	A 4	紙		1	着手時に提出
2	測量機器検定証明書					着手時に提出
3	道路使用許可書の写し					監督員の指示により提出
4	業務記録簿					
5	打合せ記録簿					
6	支給品出納簿					
7	委託業務記録写真					

（注）デジタル写真は、「第11編 記録写真作成方法編」を準拠する。

第2章 図書作成基準

3-2-1 総則

全ての成果図において、左上余白に委託業務名、委託業務場所を記入すること。

成果図に記載する文字・線種等については、レイヤー名一覧（区域線）のとおりとすること。

3-2-2 基準点測量

基準点測量の成果を図示したものであり、以下の成果品を作成する。

（1）多角網図

拡張子は、S X F（sfc）とし、縮尺は1 / 1，0 0 0を原則と

する。

図面は、多角点による網図を作成する。

(2) 多角対照図

多角網図を基に、実測距離、実測角を朱色で記入し作成する。

(3) 多角次数網図

多角計算を行う順序を色別に記入し作成する。

3-2-3 現地測量

数値地形図データファイルを作成するものである。

3-2-4 区域線測量

1 区域線（中心線）設定図において、左上余白に街区番号、受託人名及び発注者名を記入する。

2 区域線設定図（新規）

本市より貸与された確定図に次の項目を記載する。

(1) 成果数値は黒色で記入する。

(2) 仮成果図については、ボールペン書きで、標間検測図及び断面測定図を作成する。（1回目赤色、2回目青色、3回目緑色とする）

仮区域線の設定根拠を記入する。

(3) 成果図は、標間検測、断面測定及び引照を記載した図面（最大A1判）とし、引照についてはオフセット図を記入する。

(4) 既存の境界杭の種類、構造物の測定位置及び区域標の色別を記入する。また、新しく設置する区域標の種類を入れる。

(5) 実測数値は、街区外に記入する。

(6) 標間検測数値の比較は、確定図に対しての「±」を用いて表示し、境界間及び街区間（TOTAL）について行う。

(7) 曲折点がある場合は、街区点間及び街区の厚みを確定図と実測の比較を行う。（仮成果図、成果図共記入する）

(8) 視準線測角値は、一対回データと中数値を記入する。

(9) 断面測定については、視準線より街区側の境界ごとに詳細な断面を記入する。ただし、A・B地域は隅切部分の位置で反対側の断面も記入する。

(10) 視準線測角及び標間検測の資料にて閉合比を記入する。

(11) 曲線部における成果については、既存境界杭、区域標及び多角点の座標値と曲線中心交点より、各境界間の比較図及び曲線データを追記する。

(12) 区域線設定図の縮尺は1/500を原則とする。ただし、1/1,000以下の確定図については1/500に拡大して作成する。記載数値等が見づらい場合は、なぞって清書するか確定数値の下段に記

入する。

3 中心線設定図（新規）

本市より貸与した資料を基に作成したプロット図に確定数値を記入するとともに次の項目を記載する。

- （１）成果数値は黒で記入する。
- （２）仮成果図については、標間検測図及び断面測定図を作成する。（１回目赤色、２回目青色、３回目緑色とする）
仮区域線の設定根拠を記入する。
- （３）既存の境界杭、中心鋳等の種類及び構造物の測定位置を明確にする。
- （４）実測数値は、街区内に記入する。
- （５）中心線の基点（▲）を記入する。
- （６）標間検測数値の比較は、確定図に対して「±」を用いて表示し、境界間及び街区間（TOTAL）を行う。
- （７）曲折点がある場合は、中心線から区域標を仮設定し、周辺の標間検測も合わせて行う。
- （８）中心線測角は、一対回データと中数値を記入する。
（保全鋳を使用した場合は成果図に「保全鋳」と記入する）
- （９）断面測定は、中心線より、両側へ１街区あたり５断面以上詳細な断面図を作成する。
- （１０）曲線部における成果については、既存境界杭、区域標及び多角点の座標値と曲線中心交点より、各境界間の比較図及び曲線データを作成する。
- （１１）中心線設定図の縮尺は1/600を原則とする。ただし、確定図の縮尺が1/1000以下の場合については、本市より貸与する公図の縮尺によることができる。

4 区域線調査設定図

現地測量で得られた数値地形図データファイルに、次の項目を記載する。

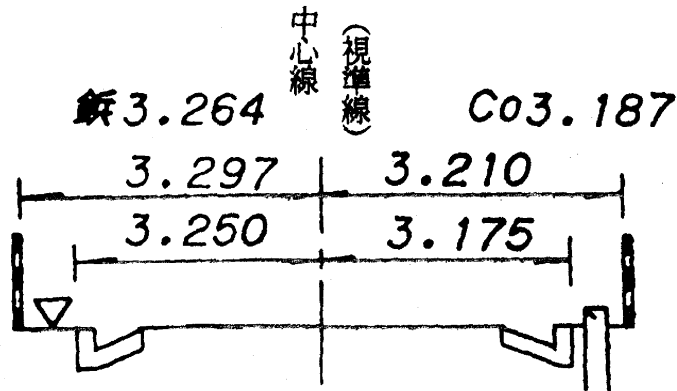
- （１）基準点測量の多角点番号、座標値、種類を記入する。
- （２）準拠点番号、座標値、種類を記入する。
- （３）区域標番号、座標値、種類を記入する。
- （４）標間距離、断面を記入する。
- （５）街区または筆の求積結果を記入する。
- （６）曲線データ（R，IA，TL，CL，SL）は、その曲線部分の隣接位置に記載する。
- （７）街角剪除は、区域線測量により監督員から**指示**されたデータを記載する。
- （８）道路横断面図は、別図に基づき、道路現況の成果を記載し、縮尺

は任意とする。

（9）区域標間距離は道路上ではなく、区域線近くの民地側に計算距離を記載する。

（10）記載数値、文字、横断面図は北あるいは西を上向きにして、全て測量区域内に収める。

（道路横断面図・図式例）



3-2-5 準拠点測量図

準拠点測量から得られた成果の座標値を図示したものである。

（1）図面の規格は最大A1判とし、縮尺は1/1,000を原則とする。

（2）記載内容は多角点及び準拠点の番号、座標値、種類を記入する。

3-2-6 資料調査

作成内容については、「2-2-2 資料調査」を適用する。

3-2-7 座標展開図

道路中心線からの半幅員移動計算により求められた区域標の座標値を図示したものである。

（1）図面の規格は最大A1判とし、縮尺は1/1,000を原則とする。

（2）記載内容は多角点及び区域標の番号、座標値、街角剪除並びに街区面積を記入する。

（3）区域標番号は、監督員の指示による。

3-2-8 求積図

区域線調査において、設置した区域標、筆界杭及び現況筆界等を使用して各筆、街区を電子座標読取機にて求積した図面である。

（1）図面は数値地形図データを使用する。

（2）実測面積、登記面積、比較値を記入する。

3－2－9 公図拡大

資料調査により得た公図を拡大したものである。

図面の規格は最大A1判とし、縮尺1/250を原則とする。

3－2－10 境界杭探索

引照図（C地域のみ）については、引照点付近のオフセット図と合わせて記入する。

3－2－11 業務報告書

仮区域線（仮中心線）の設定根拠並びに監督員との**協議**事項及び**指示**事項を記入する。

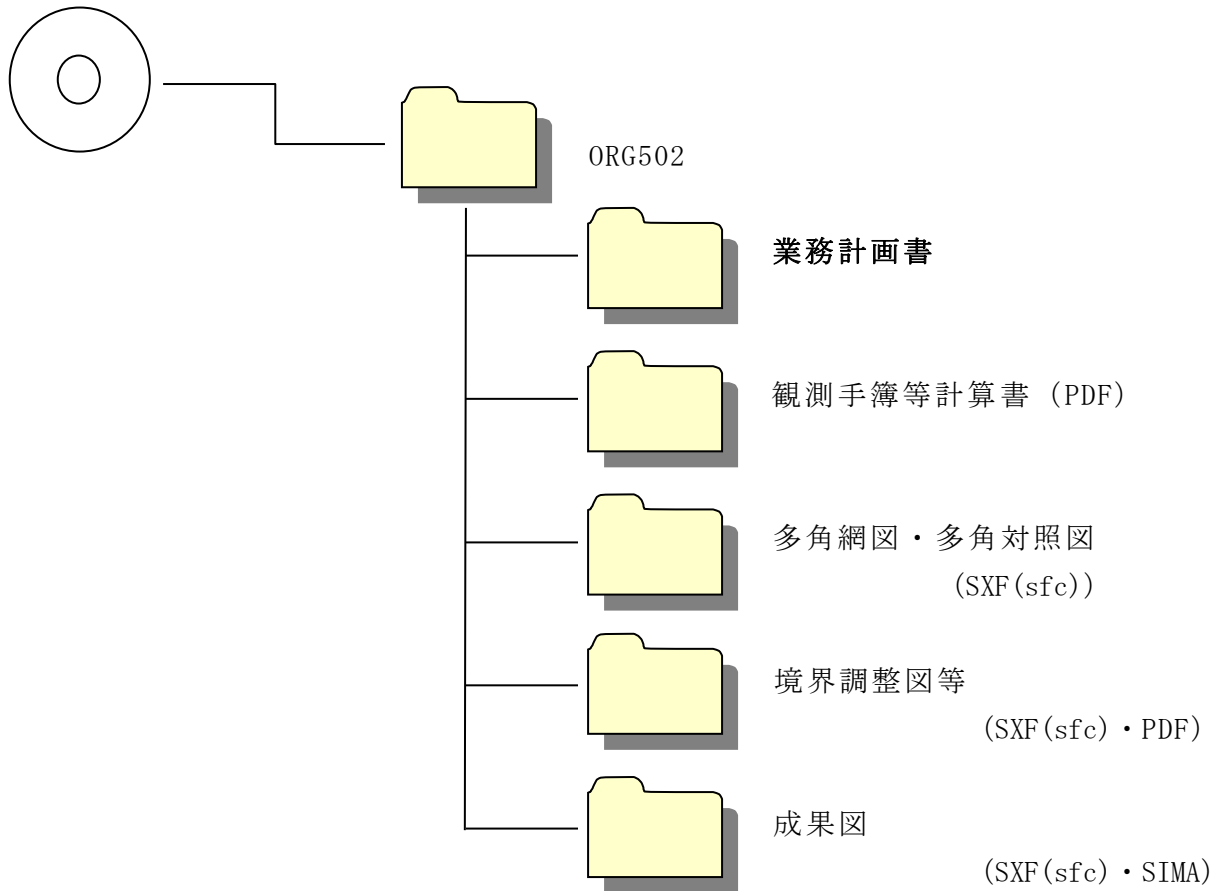
3－2－12 支給品出納簿

支給品出納簿には、受領年月日、受高数量、使用日、使用箇所、使用数量、残量、返却数、返却年月日を記入する。

3－2－13 業務記録写真作成

委託業務の適正な履行を**確認**するため、記録写真を作成するもので、「**第1編共通編第1章委託業務記録写真作成方法**」を適用する。

電子成果作成例



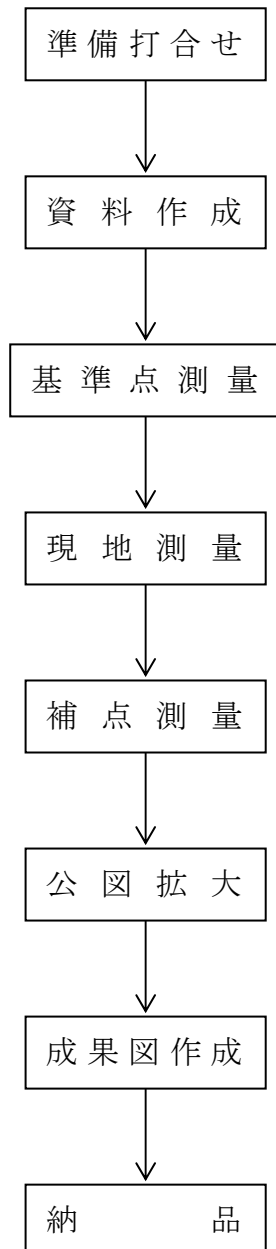
第3章 測量業務の作業手順（フローチャート）

3-3-1 測量業務の作業手順（フローチャート）

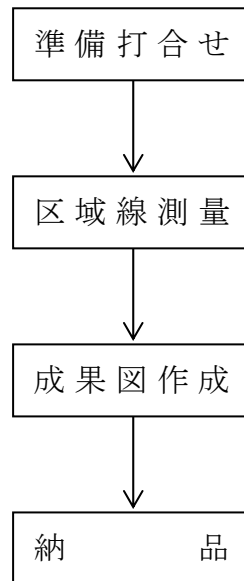
道路区域線（河川・水路境界）
確認測量

道路区域線（河川・水路境界）
確認測量

（資料作成委託）



（業務委託）



第 4 編 道路区域線（河川・水路
境界）測量業務（単価契約）
編

第4編 道路区域線（河川・水路境界）測量業務（単価契約）編

第1章 総則

4-1-1	適用範囲	4-1
4-1-2	業務種別の分類	4-1
4-1-3	作業内容	4-1
4-1-4	区域線標示区分	4-2
4-1-5	作業範囲	4-2
4-1-6	現況調査	4-2
4-1-7	座標設定（区域線及び中心線）	4-2
4-1-8	座標復元（区域線及び中心線）	4-2
4-1-9	境界調査	4-3
4-1-10	視準・中心線補鋸	4-3
4-1-11	平面図作成（座標平板）	4-3
4-1-12	成果図作成	4-3
4-1-13	境界確認（半日・1日）	4-3
4-1-14	境界杭設置	4-4
4-1-15	境界杭探索	4-4
4-1-16	成果品作成	4-4
4-1-17	業務関連図書	4-4
4-1-18	支給品	4-4

第2章 図書作成基準

4-2-1	総則	4-6
4-2-2	区域線設定図	4-7
4-2-3	中心線設定図	4-8
4-2-4	境界調査図	4-8
4-2-5	資料調査	4-9
4-2-6	公図拡大	4-9
4-2-7	現地測量	4-9
4-2-8	座標復元	4-9
4-2-9	視準・中心線補鋸	4-9
4-2-10	境界杭探索	4-9
4-2-11	業務報告書	4-9
4-2-12	支給品出納簿	4-9
4-2-13	業務記録写真作成	4-9

第3章 測量業務の作業手順（フローチャート）

4-3-1	測量業務の作業手順（フローチャート）	4-11
-------	--------------------	------

第4編 道路区域線（河川・水路境界）測量業務（単価契約）編

第1章 総則

4-1-1 適用範囲

道路区域線（河川・水路境界）測量（単価契約）（以下、単価契約という。）は、本市が管理する道路・河川及び水路を地域別、難易度別の一件当たりの単価を定め実施するものである。

測量業務のうち、単価契約の作業については、設計図書によるもののほか、この「**第4編道路区域線（河川・水路境界）測量業務（単価契約）編**」による。

4-1-2 業務種別の分類

業務種別は、地域別、難易度別、作業方法及び方向別の組み合わせにより構成され、分類表は別添のとおりとする。

1 地域区分

地域の区分は、「**1-2-23 地域の分類**」を適用する。

2 難易度区分

難易度の区分は、住宅密集度により区分するものとする。

3 作業方法区分

作業方法の区分は、次のとおりとする。

座標設定・・・座標計算により、区域線及び中心線を定めることをいう。（全地域対象）

座標復元・・・単価契約（座標設定）または道路台帳測量等の設定図に基づいて座標値より中心線または区域標（視準線）の復元を行うことをいう。

4-1-3 作業内容

1 A地域・B地域

区域線座標設定

2 C地域（数値地形図データファイル無し）

- | | |
|--------------|------------------|
| （1）境界（区域）調査C | （0.3ha未満） |
| （2）境界（区域）調査C | （0.3ha以上0.6ha未満） |
| （3）境界（区域）調査C | （0.6ha以上0.9ha未満） |
| （4）境界（区域）調査C | （0.9ha以上1.2ha未満） |
| （5）境界（区域）調査C | （1.2ha以上1.5ha以下） |

3 C・D地域（数値地形図データファイル有り）

- | | |
|--------------|------------------|
| （1）境界（区域）調査D | （0.3ha未満） |
| （2）境界（区域）調査D | （0.3ha以上0.6ha未満） |
| （3）境界（区域）調査D | （0.6ha以上0.9ha未満） |
| （4）境界（区域）調査D | （0.9ha以上1.2ha未満） |
| （5）境界（区域）調査D | （1.2ha以上1.5ha以下） |

4 共通作業

- (1) 資料調査 (0.3 ha未満)
- (2) 資料調査 (0.3 ha以上 0.6 ha未満)
- (3) 資料調査 (0.6 ha以上 0.9 ha未満)
- (4) 資料調査 (0.9 ha以上 1.2 ha未満)
- (5) 資料調査 (1.2 ha以上 1.5 ha以下)
- (6) 平面図作成
- (7) 成果図作成
- (8) 座標復元（図面あり）
- (9) 座標復元（図面なし）
- (10) 視準・中心線補鋺
- (11) 境界**確認**（半日）
- (12) 境界**確認**（1日）
- (13) 境界杭設置
- (14) 境界杭探索

4-1-4 区域線標示区分

区域線標示区分は、「**1-2-25 区域線標示区分**」を適用する。

4-1-5 作業範囲

区域線は、道路区域線**確認**申請地の属する街区を含む全部の道路について、また中心線は、原則として道路区域線**確認**申請地の属する全直線または全曲線区間について設定すること。

各地域別の作業範囲は、「**1-2-26 作業範囲**」を適用する。

4-1-6 現況調査

現況調査は、「**1-2-27 資料調整と現地調査**」を適用する。

また、必要に応じて「**1-2-28 境界杭の探索**」を適用する。

4-1-7 座標設定（区域線及び中心線）

座標設定とは、設定路線に曲線または変化点が非常に多くある箇所も含めて、既設区域標（中心点）並びに構造物、各境界杭等を座標化（多角測量、境界座標測量）し、座標計算により区域線（中心線）を求める作業をいい、合わせて各筆または各街区の面積も算出するものである。

4-1-8 座標復元（区域線及び中心線）

座標復元は、座標測量図等に記載されている区域標を多角測量並びに残存する区域標を境界座標測量により求め、従前の位置関係を調整し滅失した区域標等を復元する作業をいう。

4-1-9 境界調査

区域線を**確認**するために、次の1～5号までの作業を実施し、「**1-2-3 6 区域線（調査）設定**」を適用して行う。

1 資料調査（別途計上）

資料調査は、「**1-2-3 9 資料調査**」を適用する。

2 公図拡大

公図拡大は、資料調査で得られた公図を電子座標読取機で座標化し、現地測量の縮尺に拡大する。

3 多角測量

多角測量は、既知点若しくは任意に設置した点を多角網として測量作業を行い、位置座標を定める作業をいう。

4 現地測量

現地測量とは、T S等（2級以上）を用いて多角点等に基づき、地上の地形、地物及び境界等を座標化し、数値地形図データファイルを作成する作業をいう。

5 境界座標測量

境界座標測量とは、区域線明示において仮設定された、区域標（街区交点等）及び現況構造物、民地境界杭など計算の基礎となる位置を現地において多角点からの測距測角を行い座標値を求める作業をいう。

6 境界調整図作成

境界調査の作業結果を境界調整図として整理し、監督員の点検調整を受けるものとする。

4-1-10 視準・中心線補鋺

監督員の**指示**する図面（既設点）を基に視準・中心線を設置する作業をいう。

原則、交差点内にはさみ打ち（止め打ち）・街区交点・スミ切点・中間点に補鋺を設置する。

4-1-11 平面図作成（座標平板）

T S等（2級以上）を用いて、数値地形図データファイルを作成する作業をいう。

4-1-12 成果図作成

監督員の**指示**する点を基に座標測量図を含む成果図を作成する作業をいう。

4-1-13 境界確認（半日・1日）

現地において利害関係人を含む地権者と立会いを行う際に適用する。

4－1－14 境界杭設置

境界確認により確定した境界点に本市の支給するコンクリート杭を設置する作業をいう。

4－1－15 境界杭探索

全地域において設定に必要なだと認められた場合、監督員の指示する街区交点・筆界点の整理杭を探索する際に適用する。

4－1－16 成果品作成

道路区域線（河川・水路境界）測量業務（単価契約）が完了したときは、成果品一覧表に示す成果品を作成する。

4－1－17 業務関連図書

成果品以外に、業務関連図書一覧表に示す資料を作成する。

4－1－18 支給品

支給品については、「3－1－17 支給品」を適用する。

道路区域線（河川・水路境界）測量業務（単価契約）成果品一覧表

	名 称	縮 尺	規格寸法	納品別	拡張子	提出部数	備 考
1	区域線設定図						
	座標設定	1/500	最大 A 1	電 子	SXF (sfc)	1	標準設定図 座標測量図
2	中心線設定図	1/600	最大 A 1	電 子	+SIM	1	標準設定図 座標測量図
3	座標復元			電 子	PDF	1	標準設定図 座標測量図
	(座標測量図)、(標準設定図)は貸与品に記入 座標測量図については、観測手簿・計算書を含む（復元は、比較図も提出）						
4	境界杭探索記録写真			電 子	PDF	1	
5	業務報告書		A 3	電 子	PDF	1	
6	境界調査図						
	(1)多角測量						
	観測手簿		A 4	電 子	PDF	1	紙ベースも可
	多角計算書		A 4	電 子	PDF	1	
	多角網図	1/1000	最大 A 1	電 子	SXF (sfc)	1	
	多角対照図		最大 A 1	電 子	+SIM	1	
	(2)現地測量 数値地形図データファイル		境界調整 図に記載 最大 A 1	電 子	SXF (sfc) +SIM	1	
	(3)境界座標測量 境界座標測量図		境界調整 図に記載 最大 A 1	電 子	SXF (sfc) +SIM	1	
	(4)資料調査						
	土地調査書			電 子	Docまたは XLS	1	要約書は紙で提出
	公図写し			紙		1	
	(5)求積図	1/250	境界調整 図に記載	電 子	SXF (sfc)	1	
	(6)公図拡大	1/250	ポリ#300 最大 A 1	電 子	+SIM	1	打合せに使用したもの
	(7)現地管理 ファイル		1連の作業を記録した 管理ファイル			1	例) btw

(注) 1. 各種成果図については境界明示システムに登録するためのデータ

としてT I F F画像（白黒二値200dpi）も作成すること。尚、数ページにわたる場合は、マルチページ画像とする。

2. 画地SIMAデータは成果図フォルダに収めるものとする。

道路区域線（河川・水路境界）測量業務（単価契約）業務関連図書一覧表

	名 称	規格寸法	納品別	拡張子	提出部数	備 考
1	測量機器検定証明書	A 4	紙		1	着手時に提出
2	支給品出納簿					
3	委託業務記録写真					

（注）デジタル写真は、「第11編 記録写真作成方法編」を準拠する。

第2章 図書作成基準

4-2-1 総則

全ての成果図において、左上余白に委託業務名、整理番号、工種記号、委託業務場所、受付番号を記入すること。その他、図書作成は、下記のとおりとする。

1 業務報告書

拡張子は、PDFとする。

2 観測手簿等計算書

拡張子は、PDFとする。紙ベースも可とする。

3 図面類（成果図・境界調整図・多角網図等）

基本的に拡張子は、SXF（sfc）とし、SIMAデータと共に納品する。

境界明示システムに登録するためのデータはT I F F画像（白黒二値200dpi）で作成する。

最大A1とする。A1またはA2の場合は図面図枠外左上に、A3の場合は左上にファイル名を明記すること。

復元工種の場合は、貸与資料をスキャニングした画像（T I F F）をベースに作成するものとする。

ファイル名については、境界明示システム取扱説明書ファイル命名規則に従うものとし下記のとおりとする。

道路区域線測量業務委託（単価契約）成果図

A(区番号)(年度) - 000 - (整理番号)

A ○○ H○○ - 000 - 00##

例) 千種区の整理番号H19-30の場合

A01H19-000-0030

注意：成果図が数枚にわたる場合のSXF（sfc）の取扱いは、1ファイルでレイアウトが固定されるためファイル名の最後に枝番を付与するものとする。

4 関連図書

紙ベースとする。

5 納品

納品媒体は、CD-RまたはDVD-Rとする。

紙ベースのものは、そのまま、まとめて納品とする。

4-2-2 区域線設定図

境界調整図の拡張子は、SXF（sfc）あるいはPDFとする。

本市より貸与された確定図を電子化し、次の項目を記載する。

各種文字類・記号・画像等は、レイヤー名一覧（区域線）のとおりとする。

- 1 成果数値は、街区外側に記載する。
- 2 境界調整図については、監督員との**協議**に基づき、標間検測図及び断面測定図をその都度作成する。（打合せ回数を表題部に記載すること。）仮区域線の設定根拠を記入する。
- 3 成果図は、標間検測、断面測定及び引照を記載した図面（A1判～A3判）とし、引照についてはオフセット図を記入する。
- 4 既存の境界杭の種類、構造物の測定位置及び区域標の色別を記入する。また、新しく設置する区域標の種類を入れる。
- 5 標間検測数値の比較は、確定図に対しての「±」を用いて表示し、境界間及び街区間（TOTAL）について行う。
- 6 曲折点がある場合は、街区点間及び街区の厚みを確定図と実測の比較を行う。（境界調整図、成果図に記入する。）
- 7 視準線測角値は、座標より求めた値を記入する。
- 8 断面測定については、視準線より街区側の境界毎に詳細な断面を記入する。A・B地域は隅切部分の位置で反対側の断面も記入する。（広幅員の場合は、省略可）
- 9 閉合比を記入する。
- 10 区域線設定図の縮尺は、1/500を原則とする。ただし、1/1,000以下の確定図については1/500に拡大して作成する。記載数値等が見づらい場合は、なぞって清書するか確定数値の下段に記入する。
- 11 区域線設定図は、標準設定図及び座標測量図を作成する。
- 12 座標測量図は、本市より貸与された資料を電子化し、次の項目を記載する。
 - 1) 多角点の番号、種類、座標値
 - 2) 区域標の番号、種類、座標値
 - 3) 既存境界杭の種類、座標値
 - 4) 構造物の種類、座標値
 - 5) 曲線データ
 - 6) 標間距離、断面

4-2-3 中心線設定図

中心線設定図

本市より貸与された資料を電子化し、次の項目を記載する。

- 1 成果数値を記入する。
- 2 境界調整図は監督員との**協議**に基づき、標間検測図及び断面測定図をその都度作成する。（打合せ回数を表題部に記載すること。）
- 3 既存の境界杭、中心鉤等の種類及び構造物の測定位置を明確にする。
- 4 実測数値は、街区外に記入する。
- 5 中心線の基点（▲）を記入する。
- 6 標間検測数値の比較は、確定図に対して「±」を用いて表示し、境界間及び街区間を行う。
- 7 曲折点がある場合は、中心線から区域標を仮設定し、周辺の標間検測も合わせて行う。
- 8 中心線測角は、座標より求めた値を記入する。
（保全鉤を使用した場合は、成果図に「保全鉤」と記入する。）
- 9 断面測定は、中心線より、両側へ1街区あたり5断面以上詳細な断面図を作成する。
- 10 中心線設定図の縮尺は、1/600を原則とする。ただし、確定図の縮尺が1/600以下の場合については、本市より貸与する公図の縮尺にすることができる。
- 11 中心線設定図は、標準設定図及び座標測量図（A1判～A2判）を作成する。
- 12 座標測量図は、次の項目を記載する。
 - 1）多角点の番号、種類、座標値
 - 2）区域標の番号、種類、座標値
 - 3）既存境界杭の種類、座標値
 - 4）構造物の種類、座標値
 - 5）各筆または街区の求積結果
 - 6）曲線データ
 - 7）標間距離、断面

4-2-4 境界調査図

現地測量により作成された図面に、次の項目を記載する。

- 1 多角点の番号、種類、座標値
- 2 区域標及び視準線等の番号、種類、座標値
- 3 既存境界杭の種類、座標値
- 4 構造物の種類、座標値
- 5 標間距離、断面
- 6 各筆または街区の求積結果
- 7 地名、地物名等

4-2-5 資料調査

資料調査は、「**2-2-2 資料調査**」を適用して行う。

4-2-6 公図拡大

資料調査により得た公図を拡大したものである。

図面の規格は、ポリエステルフィルム#300とし、打合せで使用したものとする。

4-2-7 現地測量

地形測量は、数値地形図データファイルを作成するものである。

4-2-8 座標復元

本市より貸与した資料に朱書で数値を記入する。

4-2-9 視準・中心線補鋏

貸与した図面に既設点を▲新設点を△として記入する。

撮影写真は、全景及び3地点とし、着手前後の写真を図面に添付して提出する。

4-2-10 境界杭探索

境界杭探索については、「**第11編記録写真作成方法編第2章杭探索記録写真作成方法**」を適用する。

引照図（C地域のみ）については、引照点付近のオフセット図と合わせて記入する。

4-2-11 業務報告書

仮区域線（仮中心線）の設定根拠並びに監督員との協議事項及び指示事項を記入する。

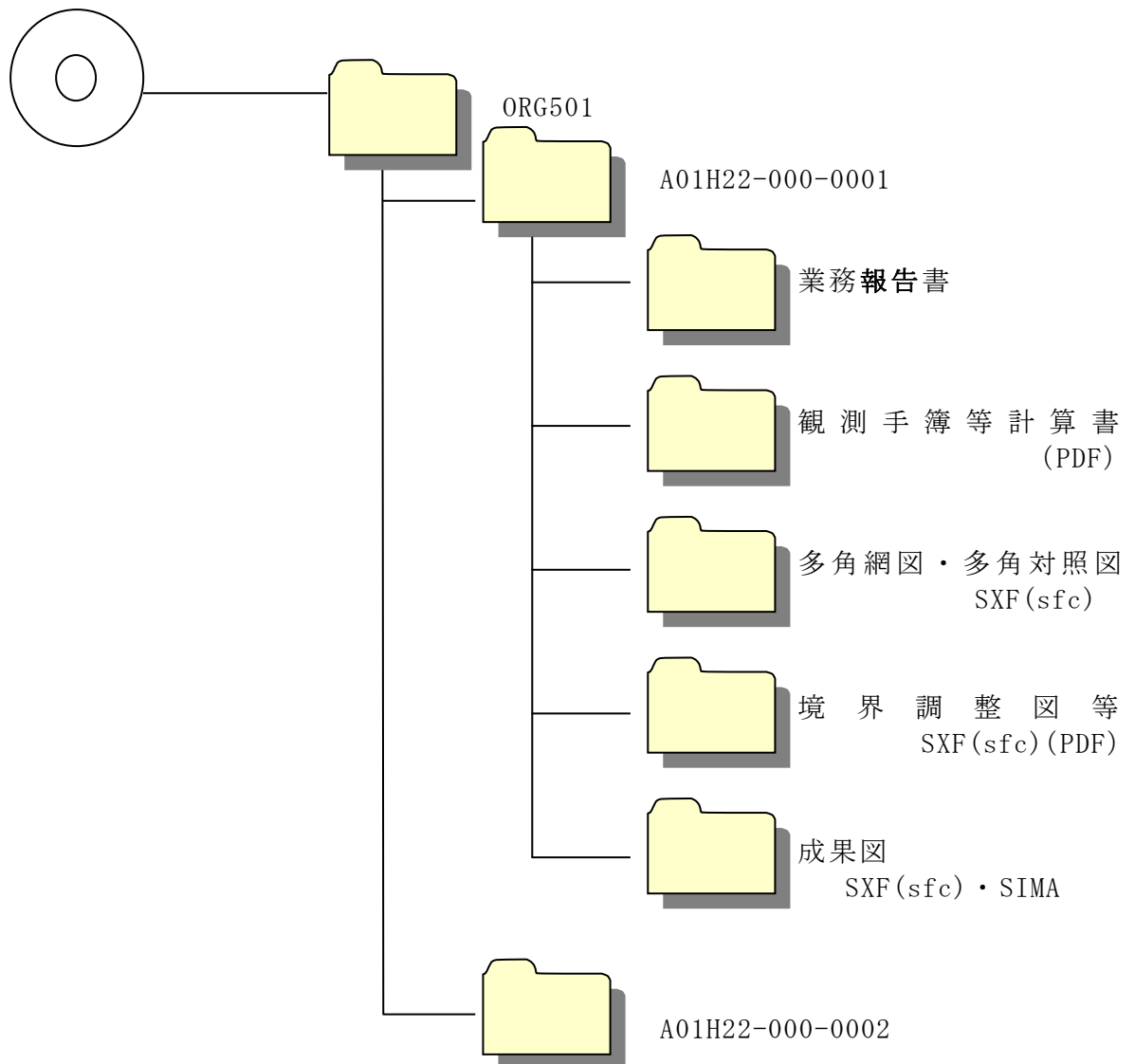
4-2-12 支給品出納簿

支給品出納簿は、「**3-2-12 支給品出納簿**」を適用して行う。

4-2-13 業務記録写真作成

委託業務の適正な履行を確認するため、記録写真を作成するもので、「**第11編記録写真作成方法編第1章委託業務記録写真作成方法**」を適用する。

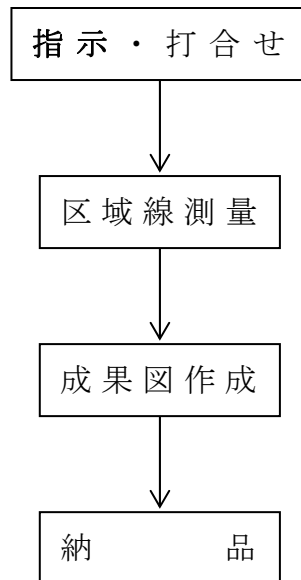
電子成果作成例



第3章 測量業務の作業手順（フローチャート）

4－3－1 測量業務の作業手順（フローチャート）

単 価 契 約



第5編 道路区域標保全業務（単価 契約）編

第5編 道路区域標等保全業務（単価契約）編

第1章 総則

5-1-1	適用範囲	5-1
5-1-2	保全業務の種別	5-1
5-1-3	引照作業（引照）	5-1
5-1-4	復元作業（復元）	5-2
5-1-5	残存確認作業（残存確認）	5-3
5-1-6	作業確認	5-4
5-1-7	成果品作成	5-4
5-1-8	業務関連図書作成	5-4
5-1-9	支給品	5-4

第2章 図書作成基準

5-2-1	総則	5-6
5-2-2	位置図	5-6
5-2-3	引照点設置箇所図	5-6
5-2-4	引照点位置図	5-6
5-2-5	引照・復元・残存確認測量図（保全要綱 第5号様式の2）	5-6
5-2-6	電子記録媒体	5-7

第3章 測量業務の作業手順（フローチャート）

5-3-1	測量業務の作業手順（フローチャート）	5-9
-------	--------------------	-----

第5編 道路区域標等保全業務（単価契約）編

第1章 総則

5-1-1 適用範囲

本編は、緑政土木局所管工事に伴い、支障となる道路区域標等（以下「区域標等」という。）を「名古屋市緑政土木局測量標等保全要綱」（以下「保全要綱」という。）に基づいて保全する作業に適用する。なお、観測制限等については、「**第1編 共通編**」を適用する。

5-1-2 保全業務の種別

道路区域標等保全業務の作業については次に示すものとする。

1 引照作業

あらかじめ工事等の影響の受けない場所に引照点を設置し、区域標等との距離測定・内角観測を行う作業をいう。

2 復元作業

工事等の掘削範囲に区域標等がある場合、引照作業を行った後に一時的に撤去した区域標等を工事等完了後に引照点から復元する作業をいう。

3 残存確認作業

引照測量を行った区域標等が工事等完了後に残存している場合、引照点との距離測定・内角観測を行い、区域標等の位置を確認する作業をいう。残存確認作業は、引照測量を行った区域標等のうち、工事完了後に舗装復旧端から1mの範囲に残存しているものについて適用することを標準とする。

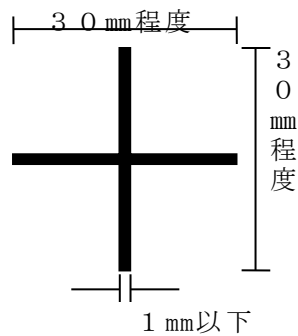
5-1-3 引照作業（引照）

1 現地調査

受託人は、作業前に監督員の指示により、引照作業が必要な区域標等の**確認**と、引照点の設置場所の選定を行う。

2 引照点の設置

- （1）引照点は、工事等による影響を受けない永久構造物への刻印または鋳等を設置することとし、これによりがたい場合は監督員と**協議**しなければならない。また、民地内への引照点の設置は極力避けることとし、実施する場合は所有者の**了承**を必ず得ること。
- （2）引照点は、他の区域標等と兼ねることが出来る。
- （3）刻印を設置する場合は、下図の様に30mm程度の大きさの十文字とし、溝の深さは最も深い箇所において3mm程度、幅は1mm以下を標準とする



- (4) 区域標等が引照点で表示されている場合は、区域標等を復元後、引照点を設置する。
- (5) 引照点の設置は、1直線2方向の4点以上を標準とする。1直線は引照点にT S等を設置し、区域標等との見通し線上の対側にもう1点引照点を設けることを原則とし、2方向は、1直線に対しできる限り90度に近づけるものとする。
- 3 引照測量

区域標等にT S等を設置し、引照点との距離測定及び内角観測を行う。観測する内角は、最終角を除いた角とする。1直線については、線上の引照点にT S等を設置し、区域標等と対側の引照点の距離測定を行う。
- 4 ペイント塗布

引照測量を行った区域標等及びその引照点は、朱ペイントを塗布する。なお、民地やその付近に引照点を設置した場合は、なるべく小さく塗布する。
- 5 記録写真

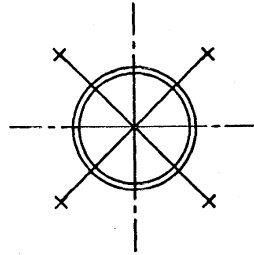
区域標等及び引照点について、舗装等周囲の状況が確認できるように写真を撮影する。

5－1－4 復元作業（復元）

- 1 現地調査

受託人は作業前に監督員の指示により、復元作業が必要な区域標等の確認を行う。
- 2 復元測量
 - (1) 引照測量図に基づき、引照点からの距離観測を行い、区域標等を復元する。復元時の誤差の調整は直線方向を優先とし、それぞれの距離が均等になるようにする。
 - (2) 復元した区域標等にT S等を設置し、区域標等と引照点との内角観測を行う。観測する内角は、最終角を除いた角とする。
 - (3) 区域標等は、撤去前と同じ種類で復元することを標準とする。ただし、用地測量多角点等については、復元作業には既設の鉤等の種類にかかわらず十字鉤No. 2等を使用するものとする。現場の状況によりこれが困難な場合は、監督員の指示によるものとする。

- （４）復元した区域標等の位置がマンホール上等、現地に設置できない場合は、引照点４点を設置し、その交点で表示する。（下図参照）



3 ペイント塗布

復元した区域標等は、青ペイントを塗布する。ペイントは極力小さく行うものとする。

4 記録写真

復元した区域標等及び引照点について、舗装等周囲の状況が確認できるように写真を撮影する。

5 区域標等の再測量

受託人は、引照測量と復元測量の距離測定の違いが制限を超える場合は再測量を行わなければならない。

再測量の結果、なお制限を超える場合は、監督員に報告をしなければならない。

5－1－5 残存確認作業（残存確認）

1 現地調査

受託人は、作業前に監督員の指示により、残存確認作業が必要な区域標等の確認を行う。

2 残存確認測量

（１）引照測量図に基づき、区域標等にＴＳ等を設置し、引照点との距離測定を行う。１直線上については線上の引照点にＴＳ等を設置し、引照点間の距離測定を行う。

（２）区域標等にＴＳ等を設置し、区域標等と引照点との内角観測を行う。観測する内角は、最終角を除いた角とする。

（３）残存確認を行った区域標等についてはペイントを塗布しない。

3 記録写真

区域標等及び引照点について、周囲の舗装等の状況が確認できるように写真を撮影する。

4 区域標等の再測量

受託人は、引照測量と復元測量の距離測定の違いが制限を超える場合は再測量を行わなければならない。

再測量の結果、なお制限を超える場合は、監督員に報告をしなければならない。

5－1－6 作業確認

受託人は、監督員が必要と認めるときは、作業の進捗状況を報告しなければならない。

5－1－7 成果品作成

この業務が完了したときは、「道路区域標等保全業務（単価契約）成果品一覧表」に示す成果品を作成する。なお、作成した成果品は、一件ごとに、青色のフラットファイルに綴って提出する。

5－1－8 業務関連図書作成

成果品の他に、「道路区域標等保全業務（単価契約）業務関連図書一覧表」に示す図書を作成する。

5－1－9 支給品

この業務における本市からの支給品及び規格は、次のとおりとする。

品 名	品 質
丸八鉚（φ 9－1 3 5、φ 9－6 5）	S45C(JIS G4051)
丸八座金（直径20mm、厚さ1.6mm）	SS400(JIS G3101)

道路区域標等保全業務（単価契約）成果品一覧表

	名 称	規格 寸法	納品別	拡張子	提出部数	備 考
1	位置図	A 4	電子＋紙	P D F	【引照測量】 電子：1 紙：2 ※1 (※1 正・副 各1部)	
2	引照点設置箇所図					
3	引照点位置図					
4	引照・復元・残存確認 測量図（保全要綱 5号様式の2）			P D F S X F (sfc)		
5	記録写真一式 （本点、引照点）		電子	P D F	【復元測量・残存確認測量】 電子：1 紙：1 ※2 (※2 引照測量時の副 を使用して作成)	
6	観測手簿 計算簿					

（注） 1． 引照点位置図、引照・復元・残存確認 測量図（保全要綱 5号様式の2）、記録写真、観測手簿・計算簿は区域標等毎にまとめる。

2． 区域標等及び引照点の写真の撮影を行う場合は、A 4判のホワイトボード等を使用する。

道路区域標等保全業務（単価契約）業務関連図書一覧表

	名 称	規格寸法	納品別	提出部数	備 考
1	測量機器検定証明書	A 4	紙	1	着手時に提出
2	支給品出納簿				
3	委託業務記録写真				

（注） 委託業務記録写真は、「第 1 1 編 記録写真作成方法編」を適用する。

第 2 章 図書作成基準

5-2-1 総則

図書作成については、「第 1 3 編 図式・様式一覧編（第 1-4 図式）」を適用する。

5-2-2 位置図

位置図は、都市計画基本図等を使用して、保全場所を赤色で記載する。

5-2-3 引照点設置箇所図

- 1 道路台帳平面図等を使用し作成する。
- 2 縮尺は 1/500 を標準とする。
- 3 図面の上を北にして作成し、方位を記載する。
- 4 区域標等の位置を赤色の三角で表示し、番号を記載する。番号はアルファベット大文字の A から順に付する。

5-2-4 引照点位置図

- 1 道路台帳平面図等を使用して作成する。
- 2 区域標等 1 点毎に作成する。
- 3 縮尺は 1/250 を標準とする。
- 4 図面の上を北にして作成し、方位を記載する。
- 5 区域標等と引照点の位置を三角で表示し、番号を記載する。区域標等の番号は、「5-2-3 引照点設置箇所図」と同じ番号を使用する。引照点の番号は、アルファベット小文字に 1 から 4 までの番号を付する。
- 6 引照点を他の区域標等と兼用する場合は、対象となる区域標等の引照点番号とは別に兼用する区域標等と引照点の番号を括弧書きで記載する。
- 7 対象となる区域標等の近くに他の区域標等がある場合は、その位置も併せて記載する。
- 8 対象となる区域標等の引照点の近くに他の区域標等の引照点がある場合は、その位置も併せて記載する。

5-2-5 引照・復元・残存確認測量図（保全要綱 第 5 号様式の 2）

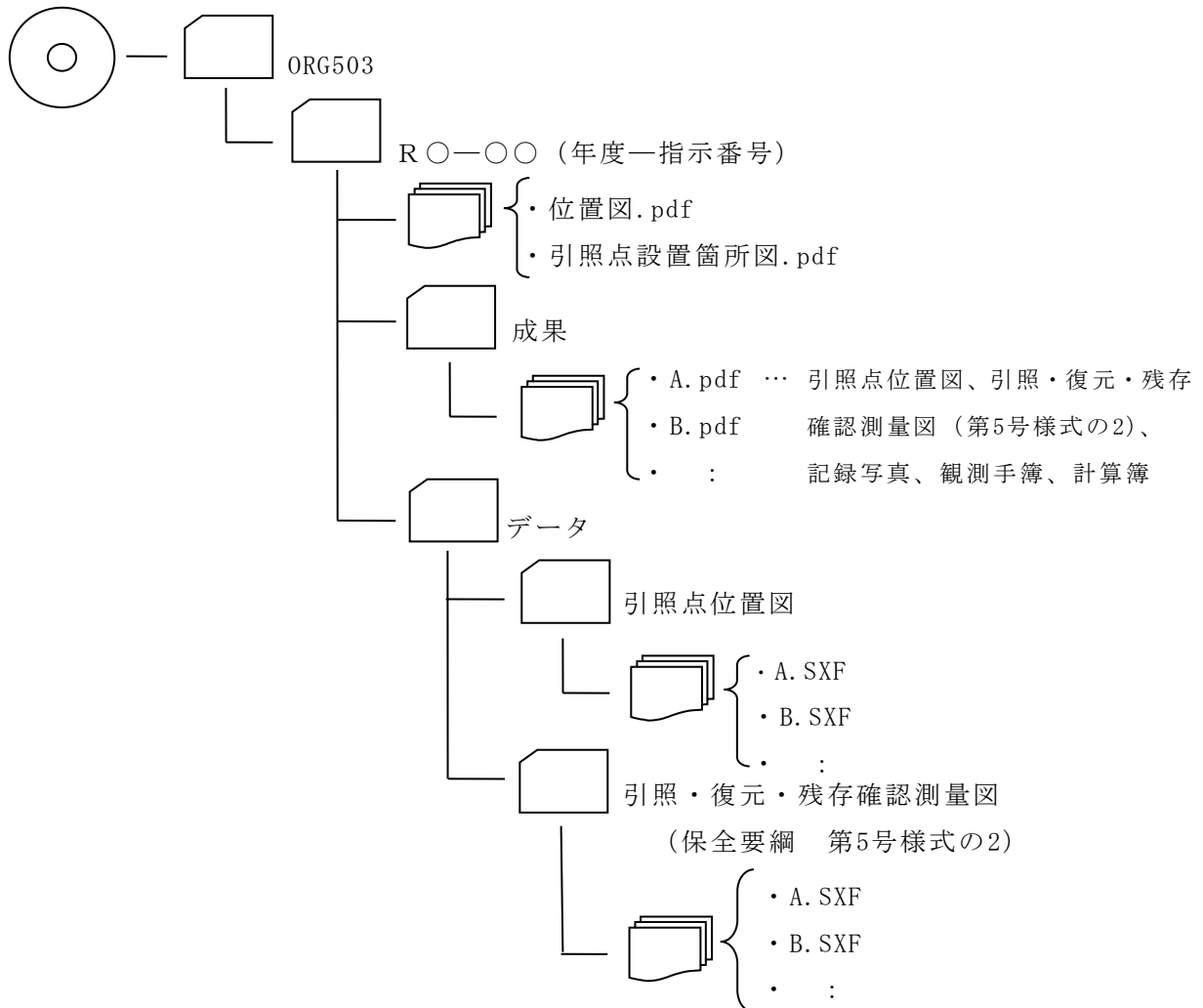
- 1 様式は保全要綱の第 5 号様式の 2 を使用する。
- 2 縮尺については、任意とする。
- 3 図面の上を北とするが、区域標等と引照点の設置状況により、これにより難しい場合は任意とする。
- 4 対象となる区域標等と引照点までの距離及び直線上の引照点間の距離を記載する。また、実測した引照点との内角についても記載する。
- 5 実測数値は黒文字で記載する。復元測量及び残存確認測量については、赤文字括弧書きで引照測量との差異を併せて記載する。

5－2－6 電子記録媒体

電子成果については、「**電子成果作成例**」を参考に作成したデータを、電子媒体に格納して**提出**する。なお、使用する電子媒体は、C D－R 若しくは D V D－R とする。

電子成果作成

1指示につき1枚作成



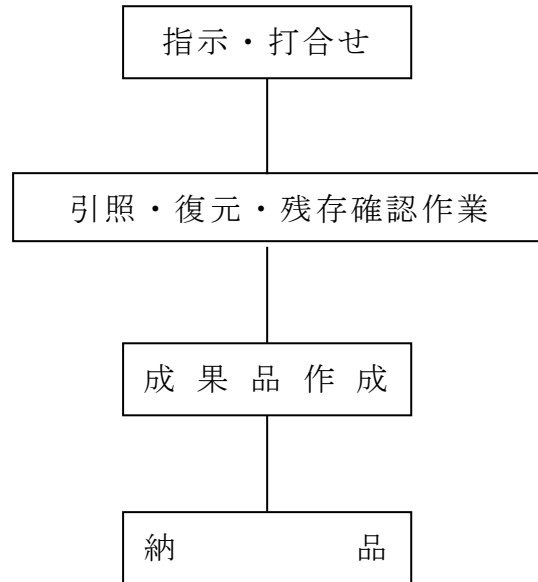
〔 引照測量、復元測量及び残存確認測量は、同様のフォルダ構成とする。 〕

電子記憶媒体の表記規則



第3章 測量業務の作業手順（フローチャート）

5－3－1 測量業務の作業手順（フローチャート）



第 6 編 測量標等保全業務編

第6編 測量標等保全業務編

第1章 総則

第1節 要旨

6-1-1	適用範囲	6-1
6-1-2	保全業務の種別	6-1
6-1-3	作業確認	6-1
6-1-4	支給品	6-1

第2節 効用の確認（引照作業）

6-1-5	引照作業方法	6-2
6-1-6	効用の確認【引照作業（1）】	6-3
6-1-7	効用の確認【引照作業（2）】	6-3
6-1-8	効用の確認【引照作業（3）】	6-3
6-1-9	効用の確認【引照作業（4）】	6-3

第3節 効用の確認（復元作業）

6-1-10	復元作業方法	6-3
6-1-11	効用の確認【復元作業（1）】	6-4
6-1-12	効用の確認【復元作業（2）】	6-4

第4節 効用の確認（残存確認作業）

6-1-13	残存確認作業方法	6-4
6-1-14	効用の確認【残存確認作業（1）】	6-5
6-1-15	効用の確認【残存確認作業（2）】	6-5
6-1-16	効用の確認【残存確認作業（3）】	6-5
6-1-17	効用の確認【残存確認作業（4）】	6-5

第5節 復旧測量

6-1-18	復旧測量方法	6-6
--------	--------	-----

第6節 成果品作成

6-1-19	成果品作成	6-6
--------	-------	-----

第2章 図書作成基準

6-2-1	総則	6-9
6-2-2	位置図	6-9
6-2-3	引照点設置箇所図	6-9
6-2-4	引照点位置図	6-9
6-2-5	引照・復元・残存確認測量図（保全要綱 第5号様式の1、2）	6-9
6-2-6	電子記憶媒体	6-10

第3章 測量業務の作業手順（フローチャート）

6-3-1	測量業務の作業手順（フローチャート）	6-12
-------	--------------------	------

第6編 測量標等保全業務編

第1章 総則

第1節 要旨

6-1-1 適用範囲

本編は、緑政土木局所管工事に伴い支障となる測量法に基づく測量標及び国土調査法に基づく標識（以下「測量標等」という。）を保全する作業に適用する。この作業は、「名古屋市長緑政土木局測量標等保全要綱」（以下「保全要綱」という。）に基づいて行うものである。なお、観測制限等については、「第1編 共通編」を適用する。

6-1-2 保全業務の種別

測量標等保全業務の作業については次に示すものとする。

1 効用の確認（引照作業）

あらかじめ工事等の影響を受けない場所に引照点を設置し、測量標等との高低差観測及び距離測定・内角観測を行う作業をいう。

2 効用の確認（復元作業）

工事等の掘削範囲に測量標等がある場合、効用の確認（引照作業）を行った後に一時的に撤去した測量標等を工事等完了後に引照点から復元する作業をいう。

3 効用の確認（残存確認作業）

効用の確認（引照作業）を行った測量標等が工事完了後に残存している場合、引照点との高低差観測及び距離測定・内角観測を行い、工事等により影響を受けていないか確認する作業をいう。

4 復旧測量

測量標等の位置を変えて再設置する作業をいう。また、測量標等の成果に異常が判明したときに、再測量を行い成果を改定することをいう。

6-1-3 作業確認

受託人は、監督員が必要と認めるときは、作業の進捗状況を報告しなければならない。

6-1-4 支給品

この業務における本市からの支給品及び規格は、次のとおりとする。

品 名	品 質
鉄蓋（φ250）	FCD600-3

第2節 効用の確認（引照作業）

6-1-5 引照作業方法

1 現地調査

受託人は、作業前に監督員の指示により、引照作業が必要な測量標等の確認と引照点の設置場所の選定を行う。

2 引照点の設置

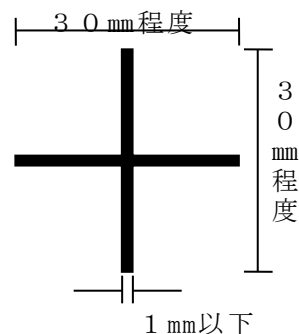
（1）引照点の点数及び設置方法については次表に示す。測量標等の種類により保全が必要な成果が異なる為、保全要綱により確認の上、アからウのうち必要な作業を行う。

効用の確認の 作業区分	引照点の点数及び設置方法
ア 水準成果	（ア）3点以上 （イ）測量標等を挟むように引照点を設ける。
イ 位置座標成果	（ア）4点以上（1直線2方向） （イ）1直線は引照点にTS等を設置し、測量標等との見通し線上の対側にもう1点引照点を設ける。 （ウ）2方向は1直線に対し出来る限り90度に近づけて設ける。
ウ 高さ成果	（ア）3点以上 （イ）測量標等を挟むように引照点を設ける。 （ウ）位置座標成果の引照点との兼用を可能とする。

（2）引照点は、工事等による影響を受けない永久構造物への刻印又は鋳等を設置することとし、これによりがたい場合は監督員と協議しなければならない。また、民地内への引照点の設置は極力避けることとし、実施する場合は所有者の了承を必ず得ること。

（3）引照点は、他の測量標等と兼ねることが出来る。

（4）刻印を設置する場合は、下図の様に30mm程度の大きさの十文字とし、溝の深さは最も深い箇所において3mm程度とし、幅は1mm以下を標準とする。



3 引照測量

測量標等の種類により、下記の（１）から（３）のうち、必要な作業を行う。

（１）引照測量（水準成果）

レベル等による直接水準測量により、測量標等と引照点の高低差観測を行う。

（２）引照測量（位置座標成果）

測量標等にＴＳ等を設置し、測量標等と引照点との距離測定及び内角観測を行う。観測する内角は、最終角を除いた角とする。１直線については、線上の引照点にＴＳ等を設置し、測量標等と対側の引照点の距離測定を行う。

（３）引照測量（高さ成果）

レベル等による直接水準測量又はＴＳ等による間接水準測量により、測量標等と引照点の高低差測定を行う。

4 ペイント塗布

引照測量を行った測量標等及びその引照点は、朱ペイントを塗布する。測量標等については横に小さく塗布し、引照点については直接塗布する。なお、民地やその付近に引照点を設置した場合は、なるべく小さく塗布する。

5 記録写真

測量標等及び引照点について、舗装等周囲の状況が確認できるように写真を撮影する。

6-1-6 効用の確認【引照作業（１）】

測量標等の「位置座標成果」の引照作業を行う。

6-1-7 効用の確認【引照作業（２）】

測量標等の「位置座標成果」及び「高さ成果」の引照作業を行う。

6-1-8 効用の確認【引照作業（３）】

測量標等の「水準成果」の引照作業を行う。

6-1-9 効用の確認【引照作業（４）】

測量標等の「水準成果」及び「位置座標成果」の引照作業を行う。

第3節 効用の確認（復元作業）

6-1-10 復元作業方法

1 現地調査

受託人は、作業前に監督員の指示により、復元作業が必要な測量標等

の確認を行う。

2 復元測量

測量標等の種類により、下記の（１）及び（２）のうち、必要な作業を行う。

（１）復元測量（位置座標成果）

引照測量図に基づき、次に示す作業により測量標等の復元を行い、引照測量成果との差異を確認する。

ア 引照測量時の引照点からの距離により、測量標等を復元する。復元時の誤差の調整は直線方向を優先とし、それぞれの距離が均等になるようにする。

イ 復元した測量標等にT S等を設置し、測量標等と引照点との内角観測を行う。観測する内角は、最終角を除いた角とする。

（２）復元測量（高さ成果）

復元測量（位置座標成果）の作業により復元した測量標等について、レベル等による直接水準測量又はT S等による間接水準測量により、測量標等と引照点の高低差測定を行う。

3 測量標等の構造

測量標等は、原則撤去前と同じ構造で復元する。ただし、現場の状況によりこれにより難い場合は、監督員の指示によるものとする。

4 ペイント塗布

復元した測量標等は、横に小さく青ペイントを塗布する。

5 記録写真

復元した測量標等及び引照点について、舗装等周囲の状況が確認できるように写真を撮影する。

6 測量標等の再測量

受託人は、引照測量と復元測量との測定結果の差異が制限を超える場合は、再測量を行わなければならない。

再測量の結果、なお制限を超える場合は、監督員に報告をしなければならない。

6－1－1 1 効用の確認【復元作業（１）】

測量標等の「位置座標成果」の復元作業を行う。

6－1－1 2 効用の確認【復元作業（２）】

測量標等の「位置座標成果」及び「高さ成果」の復元作業を行う。

第4節 効用の確認（残存確認作業）

6－1－1 3 残存確認作業方法

1 現地調査

受託人は、作業前に監督員と指示により、残存確認が必要な測量標等

の確認を行う。

2 残存確認測量

測量標の種類により、下記の（１）から（３）のうち、必要な作業を行う。なお、残存確認を行った測量標等についてはペイントを塗布しない。

（１）残存確認測量（水準成果）

引照測量図に基づき、レベル等による直接水準測量により、測量標等と引照点の高低差測定を行い、引照測量成果との差異を確認する。

（２）残存確認測量（位置座標成果）

引照測量図に基づき次に示す作業を行い、引照測量成果との差異を確認する。

ア 測量標等にT S等を設置し、引照点との距離測定を行う。一直線上については、線上の引照点にT S等を設置し、引照点間の観測を行う。

イ 測量標等にT S等を設置し、測量標等と引照点との内角観測を行う。観測する内角は、最終角を除いた角とする。

（３）残存確認測量（高さ成果）

引照測量図に基づき、レベル等による直接水準測量又はT S等による間接水準測量により、測量標等と引照点の高低差測定を行う。

3 記録写真

測量標等本点及び引照点について、舗装等周囲の状況が確認できるように写真を撮影する。

4 測量標等の再測量

受託人は、引照測量と残存確認測量との測定結果の差異が制限を超える場合は、再測量を行わなければならない。

再測量の結果、なお制限を超える場合は、監督員に報告しなければならない。

6－1－14 効用の確認【残存確認作業（１）】

測量標等の「位置座標成果」の残存確認作業を行う。

6－1－15 効用の確認【残存確認作業（２）】

測量標等の「位置座標成果」及び「高さ成果」の残存確認作業を行う。

6－1－16 効用の確認【残存確認作業（３）】

測量標等の「水準成果」の残存確認作業を行う。

6－1－17 効用の確認【残存確認作業（４）】

測量標等の「水準成果」及び「位置座標成果」の残存確認作業を行う。

第 5 節 復旧測量

6－1－18 復旧測量方法

1 選点

- (1) 受託人は、測量標等の再設先について、監督員との立会いにより選点を行う。
- (2) 2 級基準点以上の精度を有する測量標等を設置する場合は、監督員との立会いにより付近の構造物（建物本体が望ましい）を利用して方位標を 3 点選定する。

2 測量標等の設置

受託人は、選点した箇所に測量標等を設置する。設置する測量標等の構造については「名古屋市緑政土木局工事共通構造図」を適用する。

3 復旧測量

復旧測量は、保全要綱に基づいて行う。

第 6 節 成果品作成

6－1－19 成果品作成

この業務が完了したときは、「測量標等保全業務成果品一覧表」に示す成果品を作成する。作成した成果品は、工事毎に青色のフラットファイルに綴って提出する。ただし、一件の工事の中で、効用の確認と復旧測量の両方の作業を行った場合は、成果品を分けて提出する。

測量標等保全業務成果品一覧表

1 効用の確認

	名 称	規格 寸法	納品別	拡張子	提出部数	備 考
1	位置図	A 4	電子＋紙	P D F	電子：2 紙：2	
2	引照点設置箇所図					
3	引照点位置図			P D F S X F (sfc)		
4	引照・復元・残存確認測量図 (保全要綱 5号様式の1・2)					
5	記録写真一式 (本点、引照点、使用機器)		電子			
6	観測手簿 計算簿			P D F		
7	機械器具検定証明書					

- (注) 1. 引照点位置図、引照・復元・残存確認測量図（保全要綱 5号様式の1・2）、記録写真、観測手簿・計算簿は測量標等毎にまとめる。
2. 測量標等及び引照点の写真の撮影を行う場合は、A 4判のホワイトボード等を使用する。

2 復旧測量

	名 称	規格 寸法	納品別	拡張子	提出部数	備 考
1	公共測量成果一式	A 4	電子＋紙	P D F S X F (sfc)	電子：2 紙：2	
2	測量成果検定証明書			P D F		
3	記録写真一式					
4	公共測量手続き書類 (国土地理院・愛知県 提出用)			P D F S X F (sfc)	一式	
5	機械器具検定証明書			P D F	電子：2 紙：2	

(注) 1. 着手時の公共測量手続き書類は、国土地理院長宛測量法第36条に基づく提出書類と愛知県知事宛測量法第14条第1項・第39条に基づく提出書類を紙で提出する。

2. 完了時の公共測量手続き書類は、国土地理院長宛測量法第40条第1項に基づく提出書類と愛知県知事宛測量法第14条第2項・第39条に基づく提出書類を電子及び紙で提出する。

第 2 章 図書作成基準

6-2-1 総則

効用の確認の図書作成については、「**第 1 3 編 図式・様式一覧編（第 1-4 図式）**」を適用する。

復旧測量の図書作成については、保全要綱に基づいて行う。

6-2-2 位置図

位置図は、都市計画基本図等を使用し、保全場所を赤色で記載する。

6-2-3 引照点設置箇所図

- 1 道路台帳平面図等を使用して作成する。
- 2 縮尺は1/500を標準とする。
- 3 図面の上を北にして作成し、方位を記載する。
- 4 測量標等の位置を赤色の三角で表示し、測量標等番号を記載する。

6-2-4 引照点位置図

- 1 道路台帳平面図等を使用して作成する。
- 2 測量標等 1 点毎に作成する。
- 3 縮尺は1/250を標準とする。
- 4 図面の上を北にして作成し、方位を記載する。
- 5 測量標等と引照点の位置を三角で表示し、番号を記載する。測量標等については測量標等番号を記載し、引照点についてはアルファベットの大文字を A から順に付する。
- 6 引照点を他の測量標等と兼用する場合は、対象となる測量標等の引照点番号とは別に兼用する測量標等と引照点の番号を括弧書きで記載する。
- 7 対象となる測量標等の近くに他の測量標等がある場合は、その位置も併せて記載する。
- 8 対象となる測量標等の引照点の近くに他の測量標等の引照点がある場合は、その位置も併せて記載する。

6-2-5 引照・復元・残存確認測量図（保全要綱 第 5 号様式の 1、2）

- 1 「水準成果」の効用の確認については保全要綱の第 5 号様式の 1 を使用し、測量標等と引照点との比較高低差と点間距離を記載する。
- 2 「位置座標成果」及び「高さ成果」の効用の確認については、保全要綱の第 5 号様式の 2 を使用する。位置座標成果については、測量標等と引照点までの距離及び直線上の引照点間の距離を記載する。また、実測した引照点との内角についても記載する。高さ成果については、測量標等と引照点との高低差を記載する。
- 3 縮尺については、任意とする。
- 4 図面の上を北とするが、測量標等と引照点の設置状況により、これによ

り難い場合は任意とする。

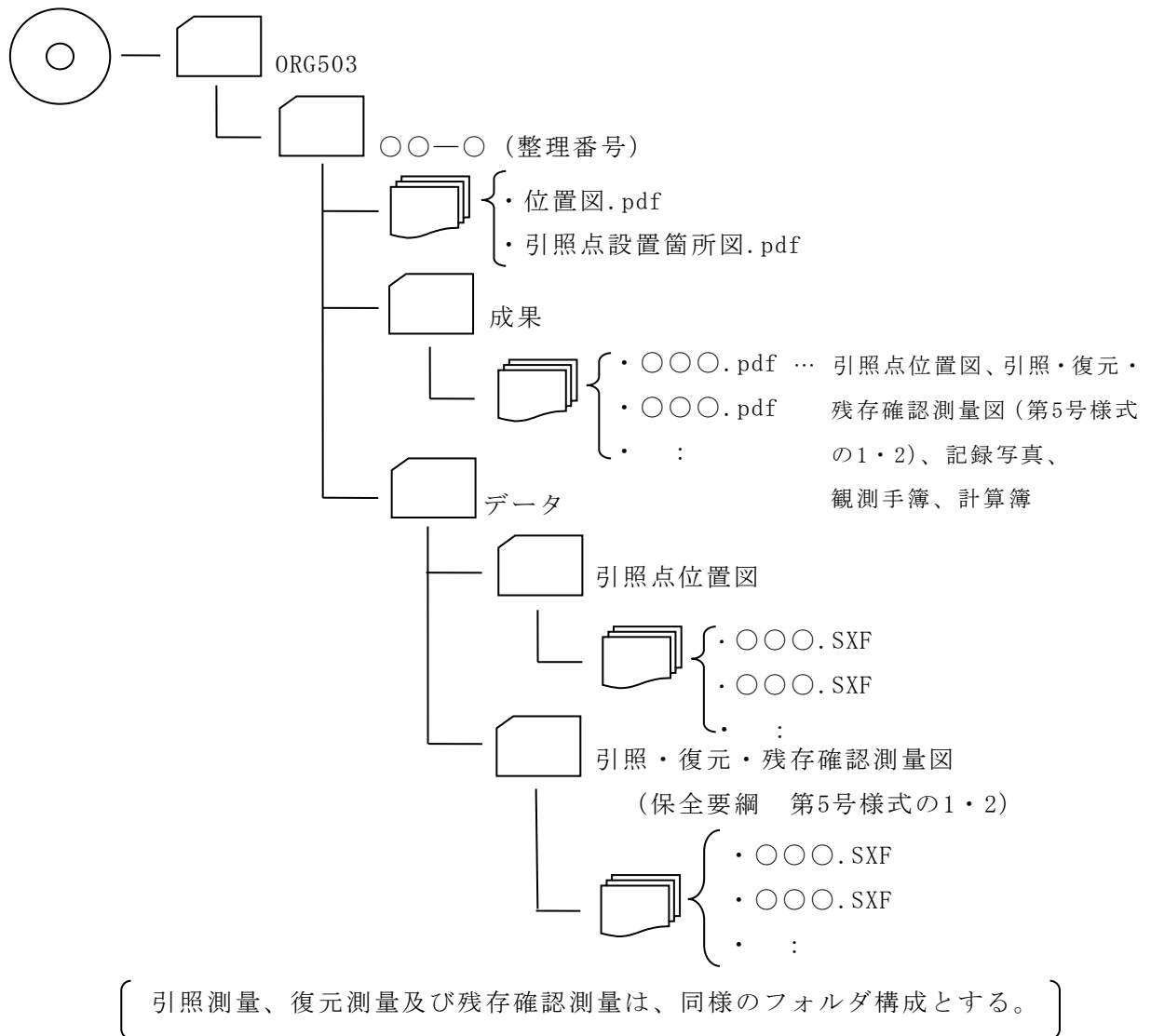
- 5 実測数値は黒文字で記載する。復元測量及び残存確認測量については、赤文字括弧書きで引照測量との差異を併せて記載する。

6－2－6 電子記録媒体

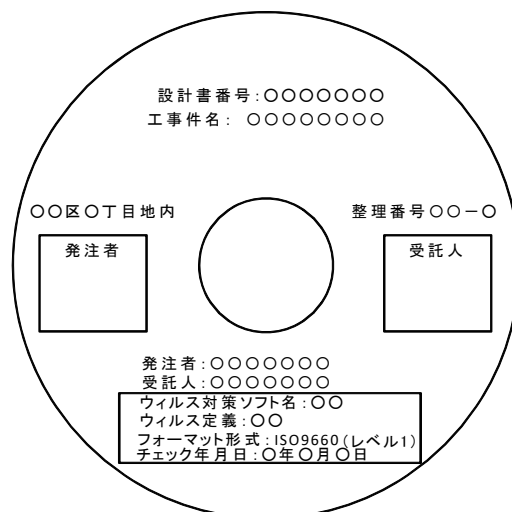
効用の確認の電子成果については、電子成果作成例を参考にして作成する。また、復旧測量の電子成果については規程に基づいて作成する。なお、使用する電子媒体は、CD－R若しくはDVD－Rとする。

電子成果作成例

1工事につき1枚作成

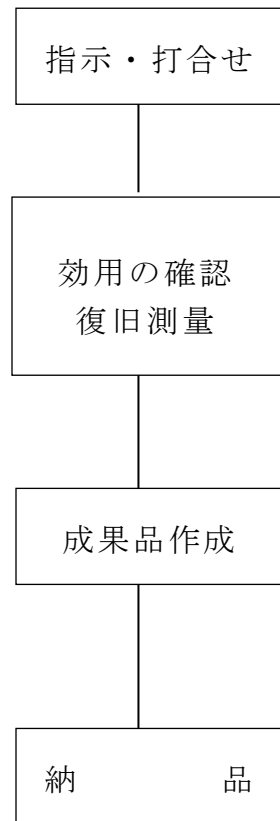


電子記憶媒体の表記規則



第3章 測量業務の作業手順（フローチャート）

6－3－1 測量業務の作業手順（フローチャート）



第 7 編 道路台帳測量編

第7編 道路台帳測量編

第1章 総則

7-1-1	適用範囲	7-1
7-1-2	4級基準点測量	7-1
7-1-3	3級水準測量	7-2
7-1-4	現地測量	7-2
7-1-5	資料調査	7-3
7-1-6	公図拡大	7-3
7-1-7	区域線測量	7-3
7-1-8	準拠点測量	7-5
7-1-9	道路台帳現況調査	7-5
7-1-10	支給品	7-9
7-1-11	作業管理	7-9
7-1-12	成果品作成	7-10
7-1-13	業務関連図書	7-10
7-1-14	その他	7-10

第2章 図書作成基準

7-2-1	路線対照図	7-13
7-2-2	交差部標高図（T・P値）	7-13
7-2-3	多角・中心線網図	7-13
7-2-4	道路台帳平面図	7-14
7-2-5	道路台帳座標測量図	7-17
7-2-6	区域線設定図	7-18
7-2-7	資料調査	7-19
7-2-8	成果品の製本等	7-19
7-2-9	業務関連図書の製本等	7-20
7-2-10	その他	7-20
7-2-11	電子記憶媒体	7-20

第3章 測量業務の作業手順（フローチャート）

7-3-1	測量業務の作業手順（フローチャート）	7-24
-------	--------------------	------

第7編 道路台帳測量編

第1章 総則

7-1-1 適用範囲

道路台帳測量の業務は、設計図書によるもののほか、この「**第7編道路台帳測量編**」により行うものとする。

これは、道路台帳整備に伴う図面（縮尺1/500、メッシュ図郭）作成のための測量委託を行うものである。

業務委託における使用工種と定めは、次のとおりとする。

7-1-2 4級基準点測量

1 4級基準点測量は、「**1-2-1 基準点測量**」を適用する。

2 選点

（1）測量区域の隣接する箇所については、受託人間において連絡、調整を行い多角点は同一点を使用する。

（2）多角点の選点箇所は、全ての区域で車両等の通行に支障がなく後続の作業に適した位置とする。

（3）2分割以上の測量ブロック（例．千種－18－1、千種－18－2）の場合の測点番号は、千種－18－1の受託人が1番から設定しなければならない。

千種－18－2の受託人は、前記の最終番号を**確認・調整**し、その後の番号で設定しなければならない。この場合受託人は、監督員と**協議**しなければならない。

例 No.1～No.110まで設定した場合、隣接者はNo.201～とする。

3 観測

（1）観測手簿の処理はすべて四捨五入とする。

（2）測量時期が隣接区域の測量と競合する場合は、道路を含む区域の受託人が観測する。

（3）測量区域内及び必要に応じて測量区域の周辺の測量標（多角点、多角水準点、街区三角点、街区多角点）を与点として観測する。

4 計算

（1）受託人は、計算方法について、できる限り厳密水平網平均計算によらなければならない。また、計算前に計画平均図、計画観測図を監督員に**提出**し、**承諾**を得なければならない。

（2）受託人は、やむを得ず簡易水平網平均計算を行う場合には、平均次数を2次までとしなければならない。

計算前に次数網図計画図を、監督員に**提出**し**承諾**を得なければならない。

- (3) 既知点間の内分計算は、必ず方向角指定により行う。
- (4) 座標決定した既知点間の距離とこれを内分する点の点間距離の和は、必ず等しくする。
- (5) 交点計算の場合の精度管理は、節点（トラバー）間ごとに実測距離と計算距離で行う。
- (6) 測量区域の隣接する箇所については、受託人間において連絡、調整を密に行い、多角点は同一点を使用するが、作業の都合により自社の番号を使用して観測、計算を行った場合、訂正が必要な箇所は、インクあるいはボールペンを使用し見え消しで行う。その他の座標計算書の訂正箇所も同様とする。
- (7) 計算はすべてフル桁で計算し、電算打出しの時点で端数処理をする。

5 現地表示

基準点は、十字鋺（No. 4）を設置する。

7-1-3 3級水準測量

1 3級水準測量は、「**1-2-2 水準測量**」を適用する。

2 観測

- (1) 既知点および取付路線は、監督員の**指示**による。
- (2) 観測点は、交差点中心部および縦断勾配変化点とし、「水準路線網図」を監督員に**提出し承諾**を得るものとする。
- (3) 縦断勾配変化点には、十字鋺（No. 2）を設置する。
- (4) 広幅員等の計算中心点の観測は、付近の多角点からの現況中心線への取付により行う。

3 計算

- (1) 観測結果に基づき計算簿を作成し、勾配 8 % 以上の区間については勾配計算も行う。
- (2) 閉合差の配分は、測点数に応じて行うこと。

7-1-4 現地測量

1 現地測量は、「**1-2-4 現地測量**」の T S 等による細部測量を適用する。

新規に道路台帳平面図を作成する場合または既製の道路台帳平面図を使用し、新規認定等による道路の道路台帳平面図を作成する場合の作業をいう。

- (1) 測量範囲は、道路及び道路の区域から民地側の 5 m までとする。
- (2) 縮尺は、1 / 5 0 0 とする。
- (3) メッシュ座標値、経緯度値は、監督員の**指示**による。
- (4) 地形、地物等の状況により、基準点に T S 等を整置して細部測量

を行うことが困難な場合は、1次点のTS点を設置することができる。

2 現地測量（道路台帳平面図修正）

既製の道路台帳平面図を使用し、道路工事等による道路の形状の変化のあった箇所の道路台帳平面図を作成する場合の作業をいう。

（1）縮尺は、1/500とする。

（2）設計書・設計図に記載された道路の敷地内の実測を行い、貸与するマイラー原図の修正を行う。

7-1-5 資料調査

資料調査は、「1-2-39 資料調査」を適用する。

7-1-6 公図拡大

公図拡大は、「3-1-13 公図拡大」を適用する。

7-1-7 区域線測量

1 区域線測量は、「第1編共通編第2章第6節区域線測量」を適用する。

2 視準点を設ける場合、現地では視準線交点の鉤のみ設置することとし視準線上の鉤は設置しない。

ただし、街区（折点）間に筆界がない場合、最少でも5断面の調査に基づき視準線の補点鉤を設置しておく。なお、曲線部分についても同様とする。

3 既製の設定図がある路線の仮区域線設定図は、その設定図を使用して提出する。

4 仮区域線設定図には、既設の丸八鉤、十字刻み、十字鉤等についてはマーキングの色を記載する。更に十字鉤については、号数も記載する。標間検測と横断については、2枚に分けて別々に提出してもよい。

5 曲線部分のSP点の幅杭は、設置しない。

6 街区交点、曲折点から当該路線の中心線へ直角となる点、横断面図を必要とする点を挟んで鉤を設置する。

7 区域標の設置について

（1）地域による設置鉤等は、次のとおりとする。（BC, EC, SP, IP は共通）

ア A, B地域（設定、復元）

（ア） 区域線（街区交点、曲折点）

……丸八鉤（座金なし）

……木杭（丸八刻印付）

（イ） 区域線（視準線交点）……十字鉤（No. 1, 座金なし）

イ C地域（設定、復元、再現、（特定）設定、（特定）復元、

(特定) 再現)

(ア) 杭探索から直角方向への半幅員

.....十字鋌 (No. 1, 座金なし)

(イ) 中心線 (交点、曲折点)

.....十字鋌 (No. 4, 座金なし)

(ウ) 中心線 (交点、曲折点の挟み)

.....十字鋌 (No. 1, 座金なし)

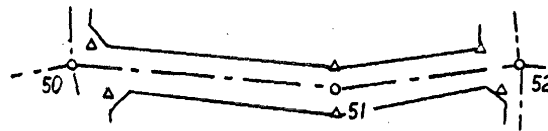
(エ) 中心線 (街区交点、曲折点)

....十字鋌 (No. 0 1, 十字有, 座金なし)

ウ D地域 ((調査) 設定、(調査) 復元)

区域線 (街区交点、曲折点)

....十字鋌 (No. 0 1, 十字有, 座金なし)



(2) 原則として、区域標は上記の鋌、または十字刻みを現地に設置することとするが、現地の状況に応じて次のとおり統一する。

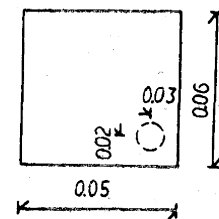
ア 区域標設置に当たり既設丸八鋌、十字刻み、十字鋌等については、変更のない限り打ち替えは行わない。

ただし、十字鋌 (No. 1) については、新設扱いとして打ち替える。

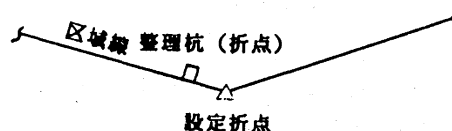
イ 隅切のある街区交点については、木杭、丸八鋌、または十字刻みのいずれかにより設置する。

ウ 隅切のない街区交点、または折点については次の通りとする。

(ア) 設置位置に杭があり、この杭の表面にのる場合は、設定記録書にデータを記載する。
(整理杭等には刻みの現地表示はせず計算点として処理する。)



(イ) 設置位置が整理杭等からはずれる場合は、設定された折点等の位置に十字鋌 (No. 0 1) を設置する。



(ウ) 設位置に杭がない場合は、木杭、丸八鋸、または刻みのいずれかにより設置するが、個人所有の構造物等に設置する必要がある場合は、土地所有者に**確認**のうえ刻みを設置し、設置不能の場合は、引照点を設置してそのデータを設定記録書に記載する。

8 区域標のマーキングについて

- (1) 新設の区域標には、ペンキを塗布しない。
- (2) 区域標保全に伴いペンキの塗布してあるものは、そのままにしておく。

9 杭探索

- (1) 杭探索の記録写真の表題は「杭探索記録写真帳」とし、委託業務名、委託業務場所、作成年月日、作成業者名を記載する。
- (2) B地域においては、杭探索により各筆間口を測距するが、探索した杭が地表面に出ていないときに写真撮影を行う。

なお、裏筆からの杭を使用し、これが区域線設定の根拠となった場合は、地表面に出ている、出ていないにかかわらず写真撮影を行う。

10 道路敷地に接する水路敷地の区域線の取扱い

- (1) 水路敷地とは、国有・市有水路（私有水路敷地は含まない。）をいう。
- (2) 水路敷地が暗渠になっている場合は、道路区域に含める。
- (3) 水路が開渠であっても水路幅が74cm未満の場合は、道路区域に含む。
- (4) 道路区域に含めない水路敷地が存在し、緑政土木局所管水路の場合、区域線のC地域であれば、水路敷地と民地の境界を座標化する。

7-1-8 準拠点測量

準拠点測量は、「**1-2-38 準拠点測量**」を適用する。

7-1-9 道路台帳現況調査

- 1 道路構造物、道路の付属物、道路占用等の調査を行うとともに道路横断面の実測を行う。
- 2 道路構造物等の調査
 - (1) 舗装種別は、監督員の**指示**による。ただし、現地調査の結果、舗装種別が明らかに異なっている場合は、この限りではない。
 - (2) 電柱で共架（中部電力㈱、N T T）している場合は、中部電力㈱の電柱とする。
- 3 道路横断面図

ただし、メッシュ図郭内に該当箇所がない場合、メッシュ図郭内で1路線につき1箇所は実測する。

(2) 複数のメッシュ図郭にまたがる道路横断面図については、道路の中心線を含むメッシュ図郭に記載する。ただし、横断線と幅員については全てのメッシュ図郭に記載する。

(3) 実測結果は、野帳を使用する。野帳は監督員が分かるように整理して提出する。

また、野帳に替えて、本市の道路台帳平面図を使用しても良い。

(4) 路肩コンクリート舗装幅は、0.05m刻みの値で記入する。

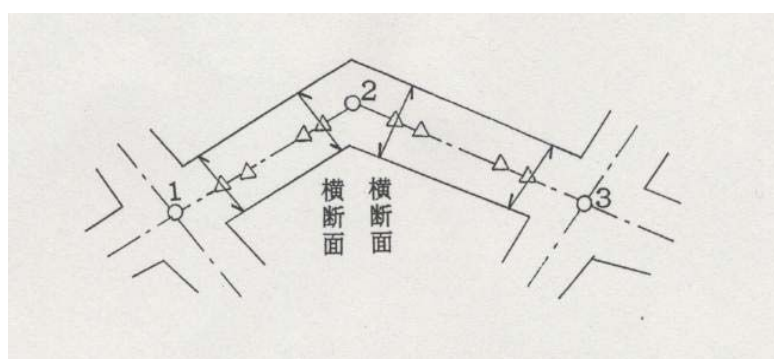
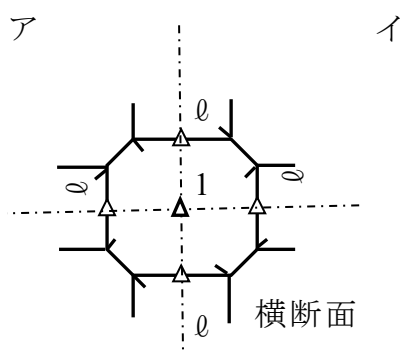
ただし、舗装幅が0.75mの場合は、道路横断面図に舗装幅を記載しない。

例

実測 0.72 m → 0.70 m 実測 0.73 m → 0.75 m

実測 0.68 m $\rightarrow$ 0.70 m 実測 0.77 m $\rightarrow$ 0.75 m

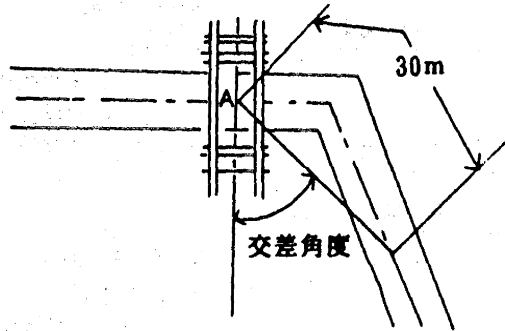
(5) 道路横断面の実測位置については、次のとおりとする。



交差点に近い
横断面点で実
測する。

道路台帳現況調査において実測された道路横断面の距離が一定となっている場合、どちらか一方の横断面図を道路台帳平面図に記載すればよい。

(6) 踏切道の中心線と最縁端軌道の中心線の交点 A から外方道路の中心線との交角を記入する。なお、直角に交差する場合以外は、最鋭角を記載する。



- ア 路線の起終点が袋小路等により、30m未満の場合は、上記にかかわらず路線の起終点との交差角度を記載する。
- イ 直角に交差する場合は、『90°』を記載する。
- ウ 交差角度が起点側、終点側で異なる場合は、狭い角度を記載する。

(7) 幅員

道路の幅員のとり方は、次の図-1～6に示すとおりとする。

図-1 歩道を有しない道路

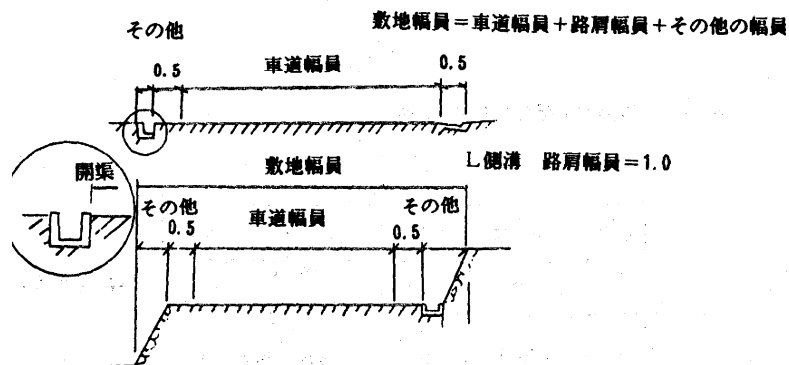


図-2 歩道及び分離帯を有する道路

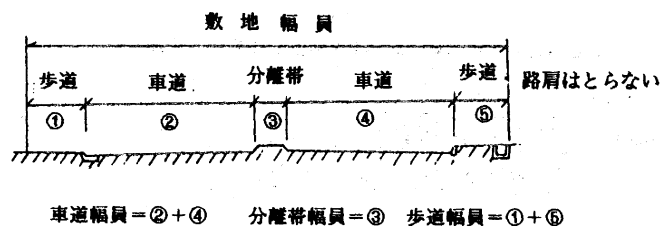


図-3 橋梁部分

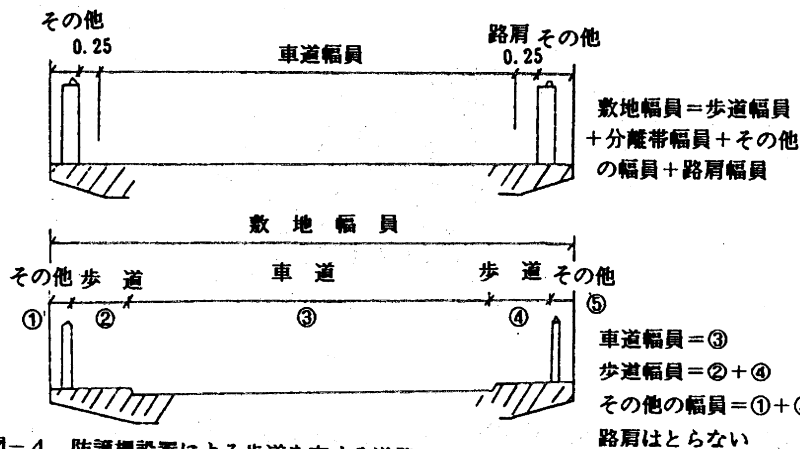


図-4 防護柵設置による歩道を有する道路

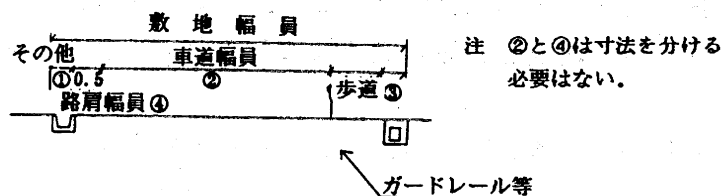
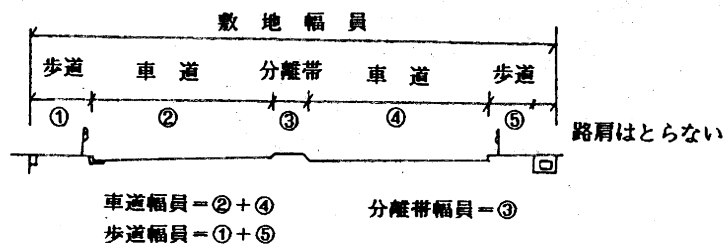
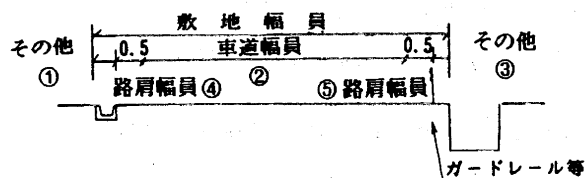


図-5 歩道及び分離帯を有する道路



注 歩道部分に防護柵がある場合、寸法を分ける必要はない。

図-6 歩道を有しない道路（防護柵設置がされている場合）



注 ②④⑥は寸法を分ける必要はない。

7-1-10 支給品

区域線及び中心線設置に使用する木杭、丸八鋌は、本市より支給する。
木杭、丸八鋌の規格は、「**3-1-17 支給品**」を参照とする。

7-1-11 作業管理

1 業務計画書等

- (1) 業務計画書……受託人は、「業務計画書」を作成し、速やかに監督員に提出し承諾を得なければならない。
- (2) 電子計算機用プログラム検定証明書……受託人は、使用する電子計算機用プログラム検定証明書、計算受託書（計算を受託する場合のみ）の写しを添付した「電子計算機用プログラム検定証明書」を監督員に提出しなければならない。

2 作業の確認

週始めに「週間予定表」、前週の「測量業務記録簿」の写しと「業務工程管理表」を提出する。

「測量業務記録簿」の測量作業箇所は、路線番号、測点番号、ブロック番号で記載する。

3 現場管理

- (1) 受託人は、作業にあたり、発注者が発行した「身分証明書」及び貸与した「腕章」、「広報なごや」の写し、「測量のお知らせ」等は常に携帯し、土地所有者への対応に不備のないようにしなければならない。
- (2) 作業中の安全については、「**第1編共通編第4章測量作業の安全管理**」を守り、腕章をつけた交通誘導警備員を配置する。また、必要に応じて「簡易工事標示板A」を設置する。
- (3) 監督員は、保安設備、交通誘導警備員の配置に不備がある場合には、受託人に作業中止を命ずるものとする。
受託人は、万一、作業中に事故が発生した場合は、その大小にかかわらず速やかに監督員に報告しなければならない。（労働基準監督署の管轄は、会社の所在地です。）
- (4) 受託人は、測量区域の所轄警察署へ「道路使用許可申請書」を提出し許可を得なければならない。（「道路使用許可証」の写しを「業務計画書」に綴じる。）

なお、毎週監督員と打ち合わせた後、週間予定表、予定箇所図を所轄警察署へ提出しなければならない。

- (5) 歩道のある道路での測量作業は、車道上でなく歩道上で行うこと。
- (6) 業務代理人が現場に常駐できないときは、必ず監督員に連絡しなければならない。
- (7) ヘルメット、保安チョッキの着用を徹底すること。

(8) 降雨、積雪等天候悪化の際は、作業を中止すること。

7-1-12 成果品作成

道路台帳測量業務が完了したときは、成果品一覧表に示す成果品を作成する。

7-1-13 業務関連図書

道路台帳測量業務が完了したときは、業務関連図書一覧表に示す関連図書を作成する。

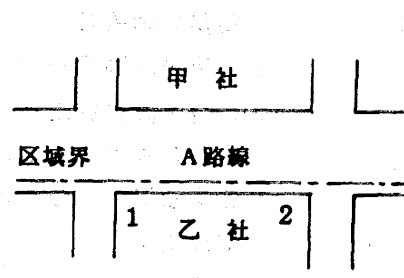
7-1-14 その他

1 隣接する測量区域における作業の分担は、次のとおりとする。

(1) 隣接区域の測量が同時進行の場合

- ア 街区交点 1、2 の設定および区域標の設置
- イ A 路線の断面
- ウ 準拠点測量（街区交点 1，2）

地域 作業	A・B	C	D
ア	乙 社	甲 社	乙 社
イ	甲 社	甲 社	甲 社
ウ	乙 社	甲 社 (計算)	乙 社



(2) 隣接区域の測量時期が異なる場合

すべての作業を当該業者が行う。ただし、両者の結果が異なるときは、後で測量を行なった乙社のデータを優先し、甲社のデータを訂正する。

2 成果表示数値

工 種	表 示	処 理
水準測量 (勾配)	2 位表示 (%以下切捨て)	3 位四捨五入
道路幅員	2 位表示	3 位切り捨て
街角剪除	2 位表示	3 位四捨五入
区域標間距離	2 位表示	3 位切り捨て
道路台帳座標測量	3 位表示	4 位四捨五入
面積関係	3 位表示	4 位切り捨て

道路台帳測量成果品一覧表

	名 称	縮 尺	規格寸法	納品別	拡張子	提出部数	備 考
1	基準点測量						
	観測手簿		A 4	電子	P D F	1	
	座標計算書		A 3	紙＋ 電子	P D F	各1	
	多角・中心線網図	1/1000	600×700	ポリ※＋ 紙＋電子	S X F (sfc)	各1	
	基準点測量次数網図		A 3			1	
	多角対照図	1/1000	600×700	紙＋ 電子	S X F (sfc)	紙 : 2 電子 : 1	
2	水準測量						
	観測手簿・計算簿		A 4	電子	P D F	1	
	交差部標高図	1/2500	600×700	ポリ※＋ 紙＋電子	S X F (sfc)	各 1	
3	現地測量						
	数値地形図 データファイル	1/250 1/500	最大 A 1 600×700	電子	S X F (sfc)	各 1	区域線測量 道路台帳平 面図
	道路台帳平面図	1/500	600×700	ポリ※＋ 紙＋電子	S X F (sfc)	各 1	
4	区域線測量（境界調 整図を含む）						
	区域線設定	1/500	最大 A 1	電子	S X F (sfc)	1	A・B 地域
	区域線復元	1/500					C 地域
	中心線設定	1/600					
	中心線復元	1/600					
	中心線再現	1/600					D 地域
	区域線調査設定 区域線調査復元	1/250					
	杭探索記録写真		A 4	電子	P D F	1	
5	準拠点測量						
	観測手簿		A 4	電子	P D F	1	
	座標計算書		A 3	紙＋ 電子	P D F	各1	
	道路台帳座測量図	1/1000	600×700	紙＋ 電子	S X F (sfc)	各 1	最大600× 880
	面積比較図	1/1000	600×700	紙＋ 電子	S X F (sfc)	紙 : 2 電子 : 1	道路台帳座 標測量図を 利用する
6	資料調査						
	土地調査書		A 4	電子	P D F	1	要約書は紙 で提出
	公図写し			紙		1	
	公図拡大図	1/250	最大 A 1	電子	S X F (sfc)	1	
7	道路台帳現況調査						

	野帳			紙		1	
	現況平面現地調査図	1/500		紙		1	道路台帳平面図写し
8	道路台帳平面図製本		380×515	紙		1	
	路線対照図	1/2500	600×700	ポリ※+紙+電子	S X F (sfc)	各 1	
9	施工管理						
	基準点精度管理表		A 4	紙+電子	P D F	各 1	
	基準点点検比較表		A 4	紙+電子	P D F		
	基準点点検比較図		A 4	紙+電子	P D F		
	基準点点検手簿		A 4	紙+電子	P D F		
	現地測量精度管理表		A 4	紙+電子	P D F		
	メッシュ図郭点検表		A 4	紙+電子	P D F		
	現地測量点検比較図	1/500	A 4	紙+電子	P D F		

※ ポリとは、ポリエステルフィルム#300のことをいう。

道路台帳測量業務関連図書一覧表

	名 称	規格寸法	納品別	拡張子	提出部数	備考
1	業務計画書	A 4	紙+電子	P D F	各 1	紙は着手時に提出
2	測量機器検定証明書					紙は着手時に提出
3	電子計算機用プログラム検定証明書					紙は着手時に提出
4	道路使用許可書の写し					紙は現地作業前に提出
5	測量業務記録簿					
6	打合せ記録簿					
7	支給品出納簿					
8	委託業務記録写真		電子	J P E G	1	
9	道路台帳平面図製本 (保全用)		紙		1	路線対照図 道路台帳平面図
10	身分証明書返納書	A 4	紙		1	

(注) デジタル写真は、「第 1 1 編 記録写真作成方法編」を準拠する。

第2章 図書作成基準

7-2-1 路線対照図

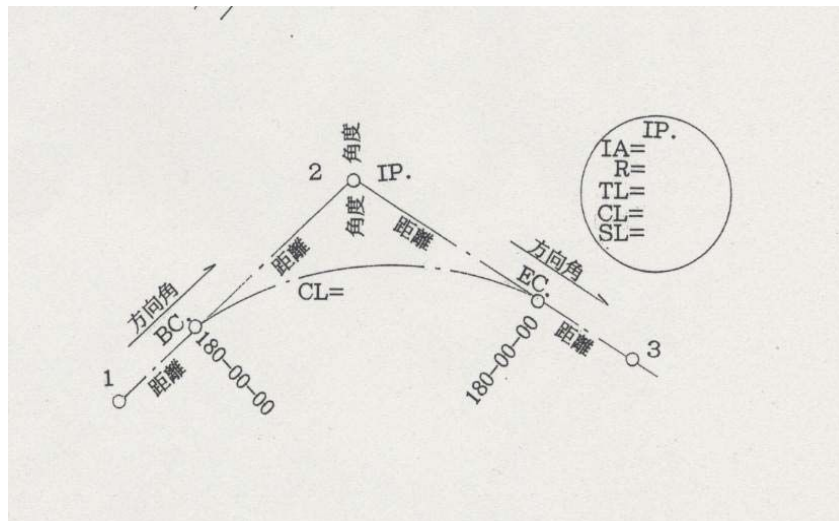
- 1 「名古屋市道路認定図」に基づき、当該測量区域内の道路認定図と路線対照表をポリエステルフィルム#300(600×700mm)に縮尺1/2, 500で作成する。
- 2 図面にメッシュ図郭線、メッシュ番号、図面番号および町名を記載し、対照番号、路線名、認定幅員を一覧表にする。
- 3 測量区域は朱色で記入する。

7-2-2 交差部標高図(T・P値)

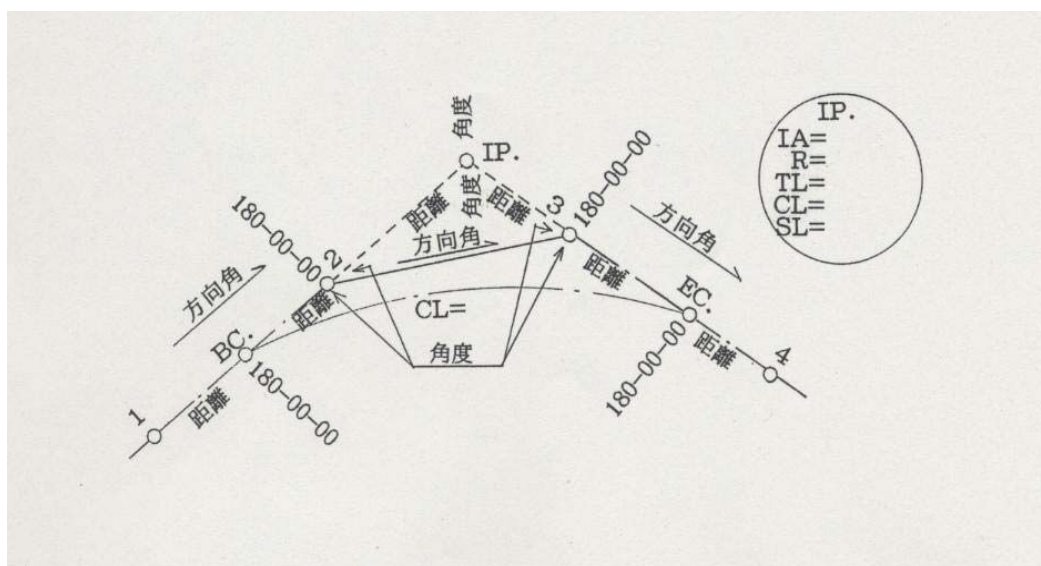
- 1 交差部標高図は、水準測量の成果を図示したものである。
- 2 図面には、多角点、計算中心点、BC点、EC点、勾配変化点を記載する。
- 3 中央分離帯等で段差がある場合には、車道面の標高値とする。
- 4 標高値はメートル単位として小数点以下2桁表示(3桁目四捨五入)とする。
- 5 図面の余白に表題を「交差部標高一覧表」としてその下段に使用水準点番号及び標高を記載する。
一覧表には、基準点番号、中心点番号及び標高を記載する。
- 6 各測点間の勾配が8%以上の場合は、その箇所に○%と記載する。この時、矢印の頭部は高い方を表すものとする。なお、勾配計算は、1%未満切り捨てとする。
また、表題を勾配算出表として路線番号、区間、標高、距離及び勾配を記載する。

7-2-3 多角・中心線網図

- 1 多角・中心線網図は、基準点測量の成果を図示したものである。
- 2 図面は多角点および計算中心点による網図を作成する。
- 3 網図に計算距離、方向角と矢印を記載し、多角・中心線網図として作成する。
- 4 曲線部分の図示は次のとおりとする。
(1) 現場でIP点が設置できる場合



(2) 現場で I P 点の設置が不可能で、多角中心線を接線方向として
使用して I P 点を求めた場合



- 5 詳細図を設ける場合、多角線、多角中心線、計算中心線の行き先の多角点（計算点）番号を記載する。
- 6 原則として距離と方向角は線を挟むように描き、方向角は値の下に矢印がくるように描く。
- 7 多角中心線網図を使用して、観測角、観測距離（各補正後）を朱書きし「多角対照図」として作成する。

7-2-4 道路台帳平面図

- 1 道路台帳平面図は、現地測量により作成された図面に、下記の事項を記載したものである。

(1) 道路区域線

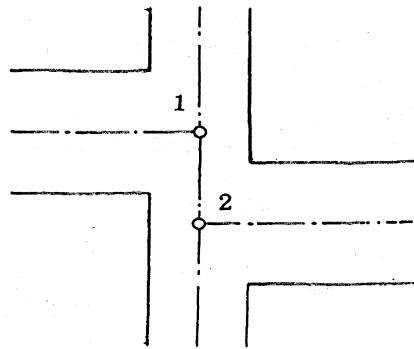
(2) 道路中心線

ア 中心線の起点は、測量区域の北あるいは西とし、その起点から20mごとにピッチ線、および100mごとに丸印を記入する。

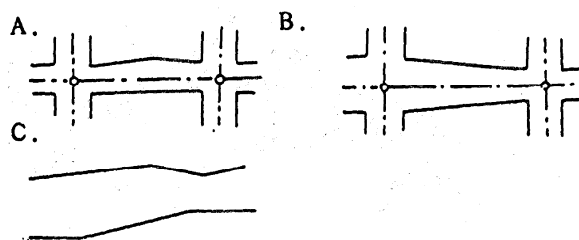
また、100m単位ごとの追加距離も記入する。ピッチの起終点は路線認定の起終点と一致させる必要はない。

イ 20mピッチ及び100mごとの丸印と中心線交点、曲折点との端数距離を記入する。

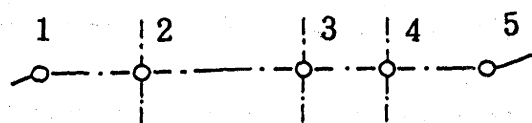
ウ 中心線が段違いの場合のピッチ距離は、ズレが幅員の1/2以下であれば継続し、1/2を超えれば下図の1の点でピッチ終了とし、再び下図の2から始める。



エ 下図A, Bの場合は同図のような中心線とし、Cのような複雑な場合は、監督員と協議する。



オ 中心線の中割及び交点の計算を次のように行い、多角・中心線網図に記載する。



(ア) 1～5の各間距離を決定する。

(イ) 1～2、2～3、3～4、4～5を各々座標により距離を求める。

(ウ) イで計算された各々の距離のトータルを1～5の距離に合うように区間距離の長い方へ補正する。計算によりmm以下の距離が出た場合、拡大図により0.0001を記入する。

(3) 曲線データ

ア 曲線データ (R, I A, T L, C L, S L)をその曲線部分の隣接位置に記載する。

イ 記載する曲線データは次の通りとする。

(ア) A, B地域…中心線の曲線データ、区域線の曲線データ (各ブロック単位)

(イ) C地域…中心線の曲線データ

(4) 街角剪除

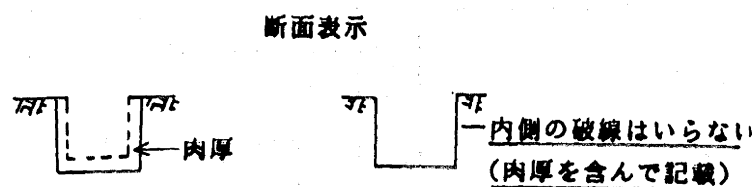
区域線測量により監督員から指示されたデータを小数点以下2桁表示 (3桁目四捨五入) で記載する。

(5) 道路横断面図

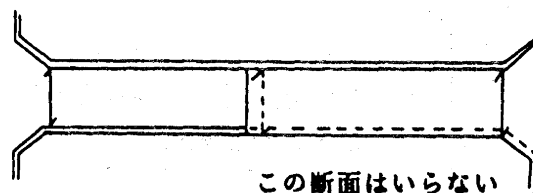
ア 道路現況調査に基づき、横断面の成果を記載する。数値は、小数点以下2桁表示 (3桁目切り捨て) とする。

イ 縮尺は任意とする。

ウ 現場打ち側溝が布設されている場合の横断面表示については次のとおりとする。



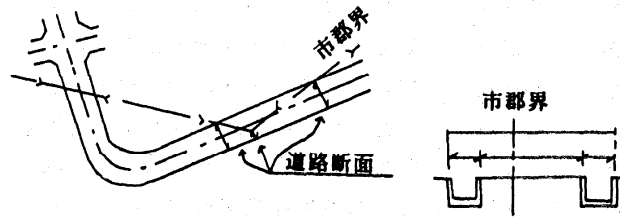
エ 道路横断面の変化がある場合は下図のとおり表示する。
(西・北向きを基準)



途中から側溝に蓋掛けされていた場合、西側の蓋なし側の横断面を記載する。

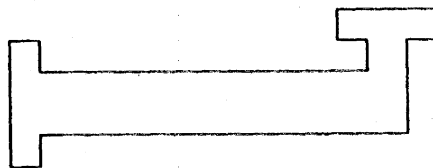
オ 市郡界に係る道路横断面 (市郡界は隣接市町村のデータ、地籍

図を参考にする) は下図のとおり表示する。



(6) 視覚障害者誘導ブロックを下図のように記載する。

<点字ブロック記載例>



* 現場の形をそのまま記載する
(縮尺は任意とする)

- 2 区域標間距離は道路上ではなく、区域線近くの民地側に計算距離を小数点以下2桁表示(3桁目切り捨て)で記載する。
- 3 記載数値、文字、横断面図は、北あるいは西を上向きにしてすべて測量区域内に収める。

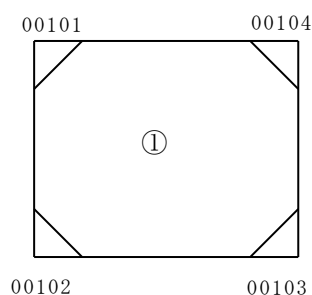
7-2-5 道路台帳座標測量図

道路台帳座標測量図作成とは、道路台帳座標測量図・道路台帳座標展開図を作成するものである。

準拠点測量の成果と、道路中心線からの半幅員の計算により求められた区域標の座標値を図示したものである。

- (1) 図面の規格寸法は、(600×700mm)を原則とするが、これによりがたい場合は、監督員と協議して、(600×880mm)までとすることができる。
- (2) 道路台帳座標測量図は、A・B・D地域、道路台帳座標展開図は、C地域について作成する。
- (3) 区域標の番号は次のように付す。

例.



- (4) 曲線データは区域線の曲線データをブロック毎に記載する。(西東、北南の順)
- (5) 数値は小数点以下3桁表示(4桁目四捨五入)とする。ただし、面積については4桁目切り捨てとする。
- (6) 道路敷地に接する水路敷地の区域線の取扱いについて、次のとおりとする。
- ア 水路敷地とは国有、市有水路(私有水路敷地は含まない)をいう。
- イ 水路敷地が暗渠になっている場合は道路区域に含める。
- ウ 水路が開渠であっても水路幅が7.4cm未満の場合は道路区域に含む。
- エ 道路区域に含まない水路敷地(緑政土木局所管水路)でC地域であれば、水路敷地と民地の境界を座標化し道路台帳座標測量図に記載する。



- (7) 道路台帳座標測量図、道路台帳座標展開図を使用して、確定図、土地法典等の面積をブロック単位で実測面積と比較し朱書きする。これを「面積比較図」として作成する。

7-2-6 区域線設定図

- 1 区域線設定図は、「第3編道路区域線(河川・水路境界)確認測量編 第2章「図書作成基準」」に準拠する。
- 2 各設定図の表題については以下のとおりとする。
 - (1) A, B地域……区域線設定図
 - (2) C地域……中心線設定図
 - (3) D地域……区域線調査図
- 3 B地域については、監督員が指示した規格寸法で作成する。
- 4 探索杭のうち、整理杭については、黒色にて塗り潰しておく。
- 5 各筆の実測により得られたトータル距離と確定図との比較を記載。
- 6 実測数値記載については、各地域とも斜体で行う。

7 B地域において、発注者が用地実測図を貸与するものについては、そのデータを使用して設定図を作成する。

8 C地域において、整理杭探索により根拠とする杭から道路幅員の1/2で設置した中心点または構造物を根拠として道路幅員の1/2で設置した中心点の位置は「▲」（黒色で塗り潰す）で表示する。

9 区域線設定図の詳細

各設定図に調製年月日を記載する。

(1) A, B地域

ア 設定図に記載する街区は、当該街区のみでよい。

イ 各区域標は、全て引照点を設置する。

(2) D地域

ア 区域線**確認**申請により確定……当該民地のスペースに記入「S00.00.00 確定」

イ 区域線**確認**依頼により確定……当該道路のスペースに記入「S00.00.00確定」

ウ 未確定……破線表示

※破線と現況線が重複した場合、破線を優先する。

エ 平面図の民地側の5m以上は、名古屋市都市計画基本図（購入）を参考にして記入する。

(3) C地域

ア 角度について

境界調整図は、座標より求めた角度を記入する。

イ 工種について

「○○中心線（千種△－△）」と記入する。（千種△－△）は、単契及び記録書の番号とする。

隣接業者がいる場合で、境の道路を含まない場合は、「○○中心線（台帳千種△－1）」と記入する。（台帳千種△－1）は、台帳ブロック番号とする。

7-2-7 資料調査

資料調査は、「2-2-2 資料調査」を適用する。

7-2-8 成果品の製本等

1 「路線対照図」、「交差部標高図」、「道路台帳座標測量図・道路台帳座標展開図」、「多角・中心線網図」、「道路台帳平面図」の順に図面上と左をそろえ、表紙の大きさに合わせて図面の下方を折る。

次に図面の右側を折り、折った図面の上に図面名、図面番号を書き製本する。

2 製本の裏表紙に「多角対照図」、「面積比較図」、「多角点座標一覧表

(小数点以下 6 桁)」を袋綴じする。

7-2-9 業務関連図書の製本等

各業務関連図書の綴じ込みは、「業務計画書」、「測量機器検定証明書」、「電子計算機用プログラム検定証明書」、「業務記録簿」、「委託業務記録写真」、「支給品出納簿」の順で目次、見出しを付ける。

7-2-10 その他

1 「道路台帳設定資料配置図」について

(1) 基図は白地図とし、ブロック番号、町名を記入し、大きさはA4またはA3サイズとする。記載事項は以下のとおりとする。

ア 記録書(申請、依頼、事務所内)

イ 設定図(単契、地域明示、道路台帳、用地測量、未認定道路等)

ウ 用地測量図(丈量図)

エ 測量図、実測図等

オ 区画整理組合箇所図

(2) 配置図は、基図を使用し、前号ア～オを以下のようにまとめる。

ア 前号アを記載し、「記録書配置図」とする。

イ 前号イを記載し、「設定図配置図」とする。

ウ 前号ウ、前号エを記載し、「その他資料配置図」とする。

エ 前号オを記載し、「区画整理組合箇所図」とする。

オ 以上4枚を業務計画書、設定図に入れる。また、設定図には土地宝典のコピーも入れる。

2 「測量記録簿」の記載について

(1) 測量作業箇所は、路線番号、測点番号、ブロック番号で記載する。

(2) 測量内容は、「基準点測量」、「道路現況調査」等を記載し、「成果図作成」については、各々成果品名で記入する。

3 委託業務記録写真

「委託業務記録写真帳(表紙)」、「工種別撮影基準表」、「工種別撮影表」「写真撮影箇所図」、記録写真の順とする。

7-2-11 電子記憶媒体

道路台帳整備に伴う測量委託に関わる納品については、以下のとおりとする。

(1) 業務報告書

拡張子は、PDFとする。

(2) 観測手簿

拡張子は、PDF とする。

(3) 計算書

基準点測量、水準測量、面積計算書の拡張子は、PDF とする。

基準点測量の座標データは、SIMA データを含む。

(4) 施工管理

拡張子は、PDF とする。

(5) 図面類

ア 境界調整図

拡張子は、PDF、TIFF、JPEG、などの様な形式でもよい。

イ 設定図

拡張子は、TIFF とする。ファイル名については、半角で下記のとおりとする。

D (区番号) (年度) - (委託番号) - (ブロック番号)

D ○○ H ○○ - 00△ - ###

複数枚の場合はブロック番号の後に - 1、- 2、…と追記する。

成果とともに街区のブロック番号図も入れる

ウ 道路台帳平面図等

(ア) 拡張子は、PDF と SXF (s f c) とする。

(イ) レイヤー、色分けについては別紙参照。

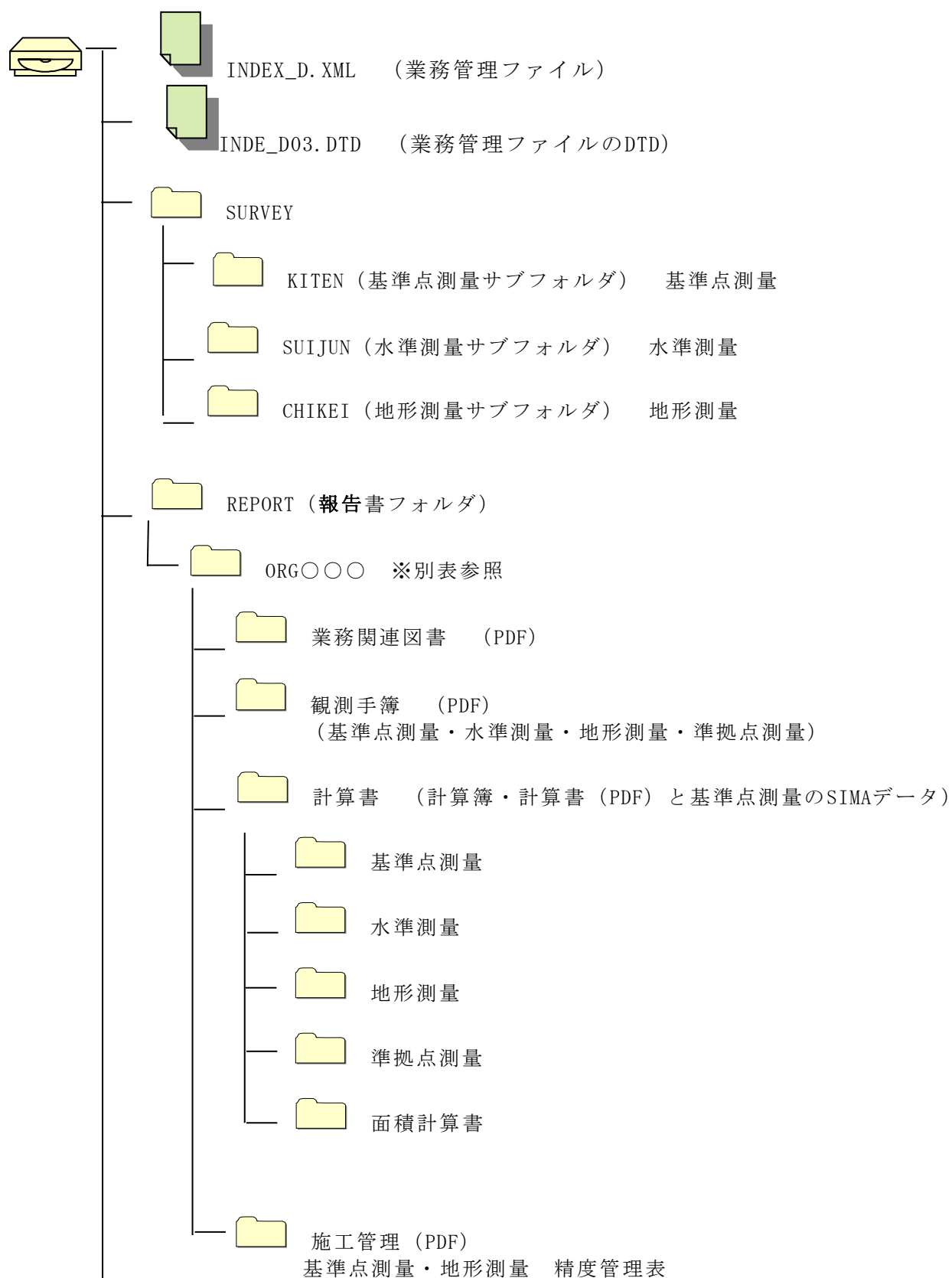
(ウ) 文字サイズ・線の太さについては、紙出力の際に仕様書と同じサイズ・太さになるようにする。

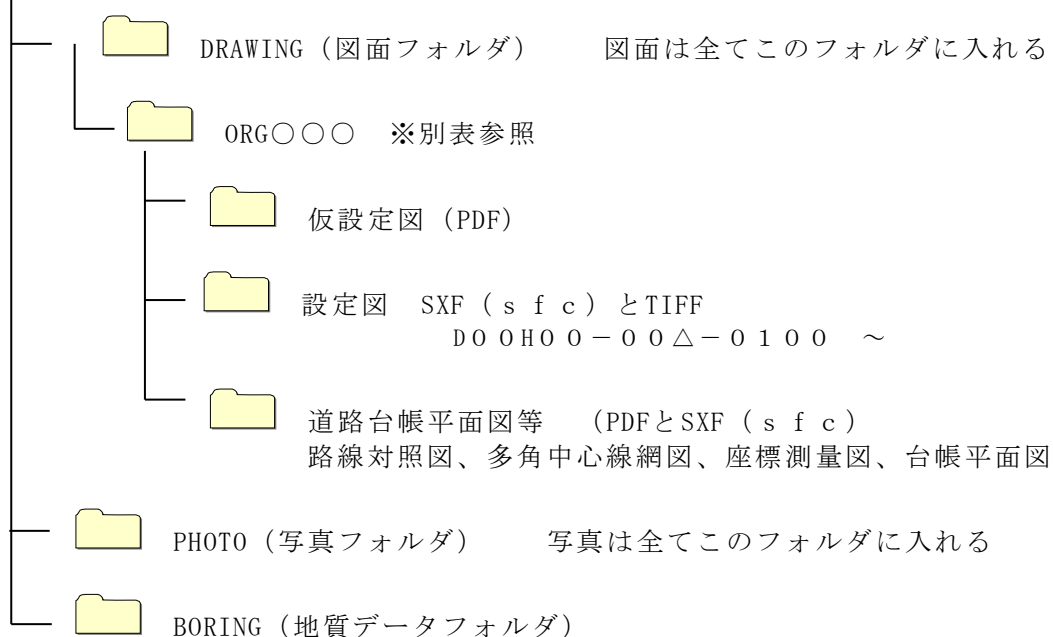
(エ) 路線対照図については、作成した業者から隣接ブロックの業者がデータをもらって測量範囲を入れる。

(6) 納品

納品媒体は、CD-R または DVD-R とする。

電子成果作成例

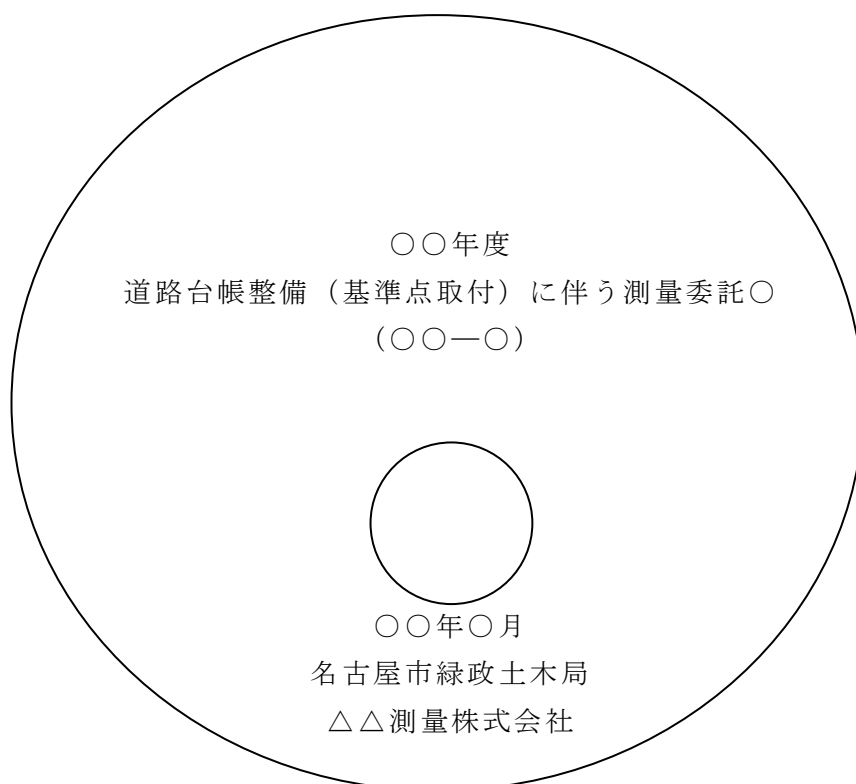




※別表

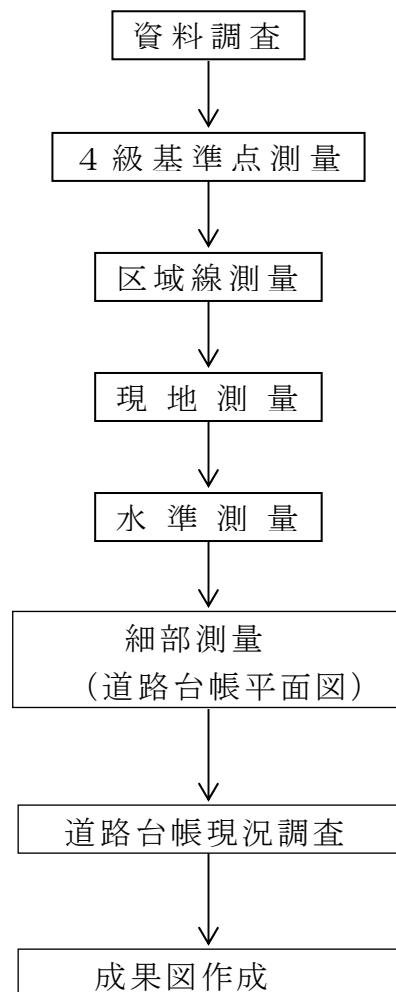
ORG521	公共測量
ORG522	道路台帳
ORG523	公園台帳
ORG524	河川台帳
ORG525	未認定道路

- ・CDは以下のように作成してください



第3章 測量業務の作業手順（フローチャート）

7-3-1 測量業務の作業手順（フローチャート）



第 8 編 未認定道路測量編

第8編 未認定道路測量編

第1章 総則

8-1-1	適用範囲	8-1
8-1-2	4級基準点測量	8-1
8-1-3	現地測量	8-1
8-1-4	資料調査	8-1
8-1-5	区域線測量	8-1
8-1-6	準拠点測量	8-1
8-1-7	道路台帳現況調査	8-1
8-1-8	成果品作成	8-1
8-1-9	業務関連図書	8-1

第2章 図書作成基準

8-2-1	成果図作成	8-3
8-2-2	区域線設定図	8-4
8-2-3	業務記録写真作成	8-4
8-2-4	電子記憶媒体	8-4

第3章 測量業務の作業手順（フローチャート）

8-3-1	測量業務の作業手順（フローチャート）	8-4
-------	--------------------------	-----

第8編 未認定道路測量編

第1章 総則

8-1-1 適用範囲

未認定道路測量の業務は、設計図書によるもののほか、この「第8編未認定道路測量編」により行う。

これは、未認定道路整備に伴う道路台帳平面図を作成するための測量委託を行うものである。

業務委託における使用工種と定めは、次のとおりとする。

8-1-2 4級基準点測量

4級基準点測量は、「1-2-1 基準点測量」を適用する。

8-1-3 現地測量

現地測量は、「1-2-4 現地測量」を適用する。

8-1-4 資料調査

資料調査は、「1-2-3 9 資料調査」を適用する。

8-1-5 区域線測量

区域線測量は、「第1編共通編第2章第6節区域線測量」を適用する。

8-1-6 準拠点測量

準拠点測量は、「1-2-3 8 準拠点測量」を適用する。

8-1-7 道路台帳現況調査

道路台帳現況調査は、「7-1-9 道路台帳現況調査」を適用する。

8-1-8 成果品作成

未認定道路測量作業が完了したときは、成果品一覧表に示す成果品を作成する。

8-1-9 業務関連図書

成果品以外に、業務関連図書一覧表に示す資料を作成する。

未認定道路測量成果品一覧表

	名 称	縮 尺	規格寸法	納品別	拡張子	提出部数	備 考
1	基準点測量						
	観測手簿		A 4	電子	P D F	1	
	座標計算書		A 3	紙＋電子	P D F	各1	
	多角・中心線網図	1/1000	600×700	ポリ※＋ 紙＋電子	S X F (sfc)	各1	
	基準点測量次数網図		A 3			1	
	多角対照図	1/1000	600×700	紙＋電子	S X F (sfc)	紙 2 電子 1	
2	現地測量						
	数値地形図 データファイル	1/250	最大 A 1	電子	S X F (sfc)	各 1	区域線測量
		1/500	600×700				道路台帳平面図
	道路台帳平面図	1/500	600×700	※ポリ＋ 紙＋電子	S X F (sfc)	各 1	
3	区域線測量（境界調整 図を含む）						
	区域線設定	1/500	最大 A 1	電子	S X F (sfc)	1	A・B 地域
	区域線復元	1/500					
	中心線設定	1/600					C 地域
	中心線復元	1/600					
	中心線再現	1/600					
	区域線調査設定 区域線調査復元	1/250					D 地域
	杭探索記録写真		A 4	電子	P D F	1	
4	準拠点測量						
	観測手簿		A 4	電子	P D F	1	
	座標計算書		A 3	紙＋電子	P D F	各1	
	道路台帳座測量図	1/1000	600×700	紙＋電子	S X F (sfc)		最大 600×880
5	資料調査						
	土地調査書		A 4	電子	P D F	1	要約書は紙 で提出
	公図写し			紙		1	
	公図拡大図	1／250	最大 A 1	電子	S X F (sfc)	1	

6	道路台帳現況調査						
	野帳			紙		1	
	現況平面現地調査図	1/500		紙		1	道路台帳平面図写し
7	施工管理						
	基準点精度管理表		A 4	紙＋電子	P D F	各 1	
	基準点点検比較表						
	基準点点検比較図						
	基準点点検手簿						
	現地測量精度管理表						
	現地測量点検比較図	1/500					

※ ポリとは、ポリエステルフィルム#300のことをいう。

道路台帳測量業務関連図書一覧表

	名 称	規格寸法	納品別	拡張子	提出部数	備 考
1	業務計画書	A 4	紙＋電子	P D F	各 1	紙は着手時に提出
2	測量機器検定証明書					紙は着手時に提出
3	電子計算機用プログラム検定証明書					紙は着手時に提出
4	道路使用許可書の写し					紙は現地作業前に提出
5	測量業務記録簿					
6	打合せ記録簿					
7	支給品出納簿					
8	委託業務記録写真	A 4	電子	J P E G	1	
9	身分証明書返納書		紙		1	

(注) デジタル写真は、「第11編 記録写真作成方法編」に準拠する。

第2章 図書作成基準

8-2-1 成果図作成

未認定道路測量委託の成果図については、「第7編道路台帳測量編第2章 図書作成基準」を準用して、下記成果の図面補正を行う。

- (1) 多角・中心線網図
- (2) 道路台帳平面図及び路線対照図
- (3) 道路台帳座標測量図・道路台帳座標展開図

8－2－2 区域線設定図

区域線設定図については、「**第3編道路区域線（河川・水路境界）確認測量編第2章図書作成基準**」を適用する。

8－2－3 業務記録写真作成

業務記録写真作成は、委託業務の適正な履行を確認するために、記録写真を作成するもので、「**第11編記録写真作成方法編第1章委託業務記録写真作成方法**」を適用する。

8－2－4 電子記憶媒体

電子記憶媒体は、「**7－2－11 電子記憶媒体**」を適用する。

第3章 測量業務の作業手順（フローチャート）

8－3－1 測量業務の作業手順（フローチャート）

未認定道路測量作業手順については、「**第7編道路台帳測量編第3章測量業務の作業手順（フローチャート）**」を適用する。

第 9 編 公園台帳測量編

第9編 公園台帳測量編

第1章 総則

9-1-1	適用範囲	9-1
9-1-2	4級基準点測量	9-1
9-1-3	道路台帳平面図補正（公園台帳測量）	9-1
9-1-4	現地測量	9-1
9-1-5	公園水準測量	9-2
9-1-6	公園台帳平面成果図作成	9-2
9-1-7	準拠点測量	9-2
9-1-8	成果品作成	9-3
9-1-9	業務関連図書	9-3

第2章 図書作成基準

9-2-1	図書作成基準	9-5
9-2-2	現地測量	9-5
9-2-3	その他	9-6
9-2-4	留意事項	9-6
9-2-5	電子記憶媒体	9-7

第3章 測量業務の作業手順（フローチャート）

9-3-1	測量業務の作業手順（フローチャート）	9-7
-------	--------------------------	-----

第9編 公園台帳測量編

第1章 総則

9-1-1 適用範囲

- 1 公園台帳測量編は、公園台帳平面図・調書作成に適用する。
- 2 公園台帳平面図作成には、道路台帳平面図（平成13年度以降作成の図書に限る。）の使用を原則とする。

9-1-2 4級基準点測量

- 1 道路台帳測量成果図が平成13年度以前に作成されている区域で、公園台帳測量を行う場合は、多角点を任意に設置し、任意の座標値を設ける。
- 2 道路台帳測量成果図が平成13年度以降に作成されている区域で、公園台帳測量を行う場合は、既存の道路台帳の多角点の位置座標の**確認**をするため、発注者が貸与する「多角対照図」により角度、距離の**確認**を行い、その結果について受託人は、監督員の点検、**指示**を受けなければならない。
- 3 この作業により**確認**または設置した多角点を現地測量、公園区域線（境界）測量に使用するものとする。
- 4 測量作業の内容及び方法は、「**1-2-1 基準点測量**」を使用する。

9-1-3 道路台帳平面図補正(公園台帳測量)

- 1 名古屋市が貸与する道路台帳平面図のデータを使用し、経年変化による図面の補正のための測量を行う。
- 2 測量作業の内容は、「**7-1-4 現地測量第2項**」を適用する。

9-1-4 現地測量

- 1 4級基準点測量で設置された多角点に基づいて、公園及びその周囲の地形及び地物等を測定し、公園平面図及び公園見取り図を作成するものである。
- 2 現地測量の作業範囲及び作業の管理
 - (1) 道路台帳平面図を使用しない場合の作業範囲
公園区域の外周から外側約5mの範囲を原則とし、公園が道水路と接する部分については、相対する道水路界より民地側約5mとする。ただし、公園と接する道水路の幅員が12mを越える場合は、道水路の中央までとする。
 - (2) 道路台帳平面図を使用する場合の作業範囲
前号の作業範囲から、道路台帳平面図使用部分を除いた範囲とする。
 - (3) 作業の管理
第10-1号様式により公園ごとに脱落、誤記の有無を点検する。
- 3 現地測量の作業方法及び図化
現地測量は、「**1-2-4 現地測量**」を適用して行うものとし、公園平面

図を作成する。

4 公園内施設調査

現地測量作業を補うために、現地において主要施設の構造、材質及び地下埋設物の調査を行い、建築物及び公園施設調書を作成する。

なお、地下埋設物は、所管土木事務所において「工事竣工図書」等により地下埋設物件、埋設位置の調査を行う。

9-1-5 公園水準測量

- 1 公園内の傾斜変化点、主要構造物、周囲道水路及び主要施設（集水桝天端、集水桝底等）の高さを現地観測し、現況平面図上に、等高線及び主要地点の高さを表示するために行うものとする。

測量作業は、「**1-2-2 水準測量**」を適用する。

- 2 作業方法

測量作業は、公園に設置した仮BMを基点にして、次により行う。

- (1) 仮BMは、公園規模に応じて1～3点設置すること。

ア 名古屋市測量標（水準点：T・P点）取付は不要。

イ 仮BMの設置箇所は、公園内及び公園周囲の永久構造物とする。

（門柱のある、公園出入り口付近）

ウ 仮BMを複数設置した場合は、1点目の仮BMの標高を10mとして他の仮BMの標高は3級水準測量により求めるものとする。

- (2) 観測データは、計算整理を行い、現況平面図上の対照する点にその高さを表示すること。高さはm単位でmmまで表示すること。

- (3) 高低差のある箇所は、各点の高低差を比例按分して等高線を書き入れること。

ア 等高線は、0.5m間隔で表示すること。

一部施設が高い箇所（例 つき山）

イ 公園内の平坦な場所（例 グランド）は、15～20mメッシュで測定する。

9-1-6 公園台帳平面成果図作成

現地測量成果に区域線測量・公園水準測量・公園内施設調書に関する成果を加えて、公園台帳平面図を作成する。

9-1-7 準拠点測量

本市が管理する道水路の境界明示後の現地立会によって確認された道水路区域標等（街区交点、同曲折点及び水路区域界点等）は、「**1-2-38 準拠点測量**」を適用して測量作業を行い、位置座標を求める。

9-1-8 成果品作成

- 1 本委託業務の測量作業が完了したときは、別表-1「**公園台帳測量成果品一覧表**」に示す資料を作成する。
- 2 新規公園の場合は、新たにファイルを作成し、修正測量の場合は、既存のファイルに差し込む。

9-1-9 業務関連図書

本委託業務の測量作業が完了したときは、成果品以外に別表-2「**公園台帳測量業務関連図書一覧表**」に示す資料を作成する。

別表—1 公園台帳測量成果品一覧表

	名 称	縮尺	規格寸法	納品別	拡張子	提出部数	備 考
1	基準点測量						
	観測手簿		A 4	電子	P D F	1	
	座標計算書					1	
	多角点網図				S X F (sfc)	1	
	多角対照図					1	
2	準拠点測量						
	観測手簿		A 4	電子	P D F	1	
	座標計算書					1	
3	公園水準測量						
	観測手簿		A 4	電子	P D F	1	
	水準計算書					1	
4	現地測量						
	数値地形図データファイル			電子	S X F (sfc)	1	
	公園台帳平面図	1/250 または 1/500		ポリ※+ 紙+電子		ポリ 1 紙 3 電子 1	境界線は朱書き
	公園見取図		B 4	ポリ※+ 紙+電子		ポリ 1 紙 3 電子 1	
5	精度管理表			紙+電子	P D F		
6	その他						
	公園風景写真			電子	J P E G		
	仮BM写真			電子	J P E G		
	建築物及び公園施設 調書		B 4	紙+電子	P D F	紙 2 電子 1	
	地下埋設物写し			紙+電子	P D F	紙 1 電子 1	

※ ポリとは、ポリエステルフィルム#300のことをいう。

別表—2 公園台帳測量業務関連図書一覧表

	名 称	規格寸法	納品別	拡張子	提出部数	備 考
1	業務計画書	A 4	紙＋ 電子	P D F	紙 1 電子 1	
2	機械器具検定証明書					
3	道路使用許可書の写し					
4	業務記録簿					
5	業務打合せ記録簿					
6	支給品出納簿					
7	委託業務記録写真		電子	J P E G	1	

(注) デジタル写真は、「第11編 記録写真作成方法編」を準拠する。

第2章 図書作成基準

9-2-1 図書作成基準

公園台帳測量委託に伴う成果図等の作成は、下記により作成するものとする。

9-2-2 現地測量

1 公園台帳平面図

(1) 作成方法

公園台帳平面図ポリエステルフィルム（#300）は、地形及び地物の所在を点検のうえ作成する。

(2) 次の事項を記入する。

- ア 現況（地形、地物）
- イ 公園名及び調製年月
- ウ 受託人名、発注者名
- エ 境界標及び多角点の番号、記号
- オ 主要公園施設及び公共建物の名称
- カ 鉄道、主要道路、河川、その他必要と認める地物の名称
- キ 行政区、町、大字、丁目、字界及びその名称
- ク 方位、縮尺、スケール及び凡例
- ケ 仮BMの位置・数値

コ 文字表示する場合は、高さ2.0mmの直立体で記入。

サ 実測数字は、高さ2.0mm斜体で記入。

シ 確定数字は、高さ1.5mmの直立体で記入。

ス 境界線を朱書きすること。

セ その他監督員の指示する事項（別添参照）

2 公園見取図

「公園台帳平面図」の成果を基にして、B4判に収まる最大縮尺（1/100単位）に調整し、公園見取図を作成する。

（1）原図作成

縮尺調整（縮小）図面は、不要な文字等は消去して必要なデータ等を記載して作成する。

（2）B4判の図面3枚作成を1組とする。

9-2-3 その他

1 建築物及び公園施設調書

支給するデータ用紙に記入し、提出する。

2 記録写真作成

委託業務の適正な履行を確認するため、業務記録写真を作成するものとし、作成方法は、「第11編記録写真作成方法編」によるものとする。

9-2-4 留意事項

図面の表示には、下記の点に注意すること。

（1）公園の各種施設の表記について

ア 施設の名称については、原則として文字表示しない。

イ 樹木についても樹種名の記載はしない。

ウ 特殊施設については別途協議すること。

（2）方位について

ア 図面の方位（磁方位）は、上方180度の範囲で設定する。

イ 南北に長い公園については、図面の左を北として図化する。

（3）縮尺は、1/250、ただし面積500m²以下は、1/100、大面積の公園等は、1/500。

（4）舗装面は、すべてに舗装の表示を行うのではなく、舗装範囲の分かる程度（四隅とその中間位）にすること。

（5）U・L形側溝の形状寸法及びフェンス等の高さを記入すること。

（6）側溝蓋（グレーチング・蓋付U字溝）等の表示する量が多い場合には部分表示とし、詳細については別途協議すること。

（7）公園の出入り口付近の高さも測定する。

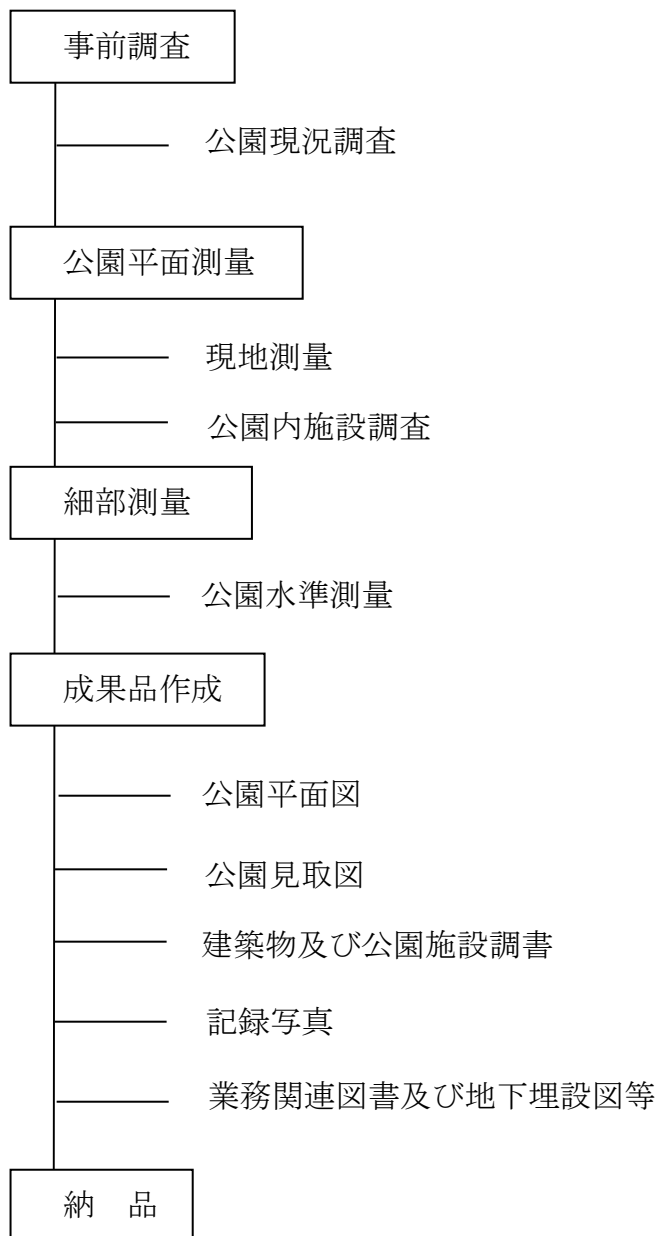
（8）長尺公園の場合は、1枚の図面の中で2段書きとしてよい。

9-2-5 電子記憶媒体

電子成果作成は、「7-2-11 電子記憶媒体」を適用する。

第3章 測量業務の作業手順（フローチャート）

9-3-1 測量業務の作業手順（フローチャート）



第 1 0 編 河川台帳整備測量編

第 10 編 河川台帳整備測量編

第 1 章 総則

10-1-1	適用範囲	10-1
10-1-2	4 級基準点測量	10-1
10-1-3	3 級水準測量	10-1
10-1-4	現地測量	10-1
10-1-5	準拠点測量	10-1
10-1-6	資料調査	10-1
10-1-7	区域線測量	10-1
10-1-8	境界確認	10-1
10-1-9	多角網図	10-1
10-1-10	河川台帳座標測量図	10-2
10-1-11	河川測量	10-2
10-1-12	河川現況台帳平面図	10-2
10-1-13	河川施設台帳	10-2
10-1-14	起終点杭設置	10-3
10-1-15	記録写真	10-3
10-1-16	成果品作成	10-4
10-1-17	業務関連図書	10-4

第 2 章 図書作成基準

10-2-1	各種ポリエステルフィルム	10-6
10-2-2	河川現況台帳平面図	10-6
10-2-3	河川施設台帳	10-7
10-2-4	電子記憶媒体	10-12

第 3 章 測量業務の作業手順（フローチャート）

10-3-1	測量業務の作業手順（フローチャート）	10-12
--------	--------------------------	-------

第 10 編 河川台帳整備測量編

第 1 章 総則

10-1-1 適用範囲

- 1 河川台帳整備管理要綱（昭和 52 年 4 月 21 日）に基づき河川台帳を作成する。
- 2 河川測量は、河川の洪水等災害発生を防止するための調査及び河川の流水の正常な機能等を保全するため総合的な管理に必要な資料を得るための測量をいい、規程に準拠して測量作業を行う。

10-1-2 4 級基準点測量

- 4 級基準点測量は、「1-2-1 基準点測量」を適用する。
- 道路台帳等で設置された多角点あるいは、任意で設置した多角点を多角網として測量作業を行う。

10-1-3 3 級水準測量

- 3 級水準測量は、「1-2-2 水準測量」を適用する。
- 名古屋市水準点を与点として使用する。
- 高さの成果値は T・P 値で表す。

10-1-4 現地測量

- 現地測量は、「1-2-4 現地測量」の TS 等による細部測量を適用する。

10-1-5 準拠点測量

- 準拠点測量は、「1-2-38 準拠点測量」を適用する。

10-1-6 資料調査

- 資料調査は、「1-2-39 資料調査」を適用する。

10-1-7 区域線測量

- 区域線測量は、「第 1 編共通編第 2 章第 6 節区域線測量」を適用し、河川及び道路・水路等を構成する土地の範囲を決定するために行う。

10-1-8 境界確認

- 境界確認は、「2-1-11 一筆地測量」に基づき、河川敷地と接する土地の境界を土地所有者または管理者と立会・確認をする作業をいう。

10-1-9 多角網図

- 基準点測量成果の角度・距離を示し、余白部分に座標一覧表を図示する。

10-1-10 河川台帳座標測量図

境界確認等で確認された点を基準点より観測し面積等を算定したのち、図面を作成し、余白部分に座標一覧表を図示する。

10-1-11 河川測量

1 河川定期縦断測量

河川定期縦断測量は、3 級水準測量により行う。

下流側を No. 0 として左右兩岸の堤防等の距離、標高を順次求め、縦断図を作成する。

縦断図の作成は、下流側を左側として逐次上流に向かって描写する。

測点間隔は、20 m とする。

2 河川定期横断測量

河川定期横断測量は、計画中心線に対して直角線上に河川の地形、変化点、距離、標高を求め、横断図を作成する。

10-1-12 河川現況台帳平面図

1 平面図は現地測量成果を基に、河川区域＋両側 5 m の範囲とする。

製本成果図は河川区域を朱色で記入する。

2 河川現況台帳製本

多角網図、河川台帳座標測量図、河川縦断図、河川横断図、公図等の図面をまとめ製本する。

黒表紙の文字は、金文字とする。

10-1-13 河川施設台帳

1 河川施設平面図

(1) 河川現況台帳平面図のデータを使用し、名称は、河川施設平面図として、管理施設の位置を記入する。

(2) 記入する管理施設

ア 河川管理施設

堤防、堰、床止、護岸、落差工、樋門、建築物、余水吐、尺八、防護柵、足掛金具、その他

イ 占用許可工作物

橋、通路橋、樋門、樋管、ガス管、上下水道管、送電管、排水機場、その他とする。

(3) 物件が、不法物件かどうか不明な場合は、占用許可工作物として調査する。

(4) 河川に平行する道路で、兩岸あるいは左右岸のどれかに設置してあるガードレール物件は本件調査事項に含まれない。

(5) 図面に記入する施設を表す番号は、次のように一連番号を付ける。

護岸以外の河川施設については・・・	A ₁ 、A ₂ 、・・・
護岸については・・・・・・・・・・	B ₁ 、B ₂ 、・・・
占用工作物については・・・・・・・・	C ₁ 、C ₂ 、・・・

2 河川管理施設構造図

- (1) 発注者が貸与する資料に基づき、管理施設の構造図を作成する。
- (2) 上記の資料の無いものまたは不足している管理施設については現地調査を行い、構造図を作成する。
- (3) 施設構造図は縮尺1/10から1/50の範囲で1枚の図面に1か所ないし2か所の施設に係る平面図及び断面図が大幅な余白なく記載できるように配置する。

3 河川施設台帳製本

- (1) 河川施設平面図と河川管理施設構造図のポリエステルフィルムをビニール袋に1枚ずつ入れ製本する。
- (2) 黒表紙の文字は、金文字とする。

10-1-14 起終点杭設置

1 起終点杭について

- (1) 起終点杭の設置については、関係機関の立会**確認**を行い、左岸、右岸に設置する。
- (2) 起終点杭の材料は、花崗岩（中目石）とし強度耐久力を有し良質なもので形状、寸法は別図－1、別図－2による。
- (3) 水準値と座標値を与える。
- (4) 石杭上部40cmについては全面グラインダー表面仕上げを行い、文字は深さ6mm程度で彫り込み、これに黒エナメルを塗布する。
- (5) 字体は、監督員の**指示**による。

2 点の記作成

- (1) 引照距離はmm単位とし、方位標方向角を設ける。
- (2) 別図－3を参照し、作成する。

3 点の記製本

黒表紙に文字は、金文字で製本する。

10-1-15 記録写真

- 1 当該河川の起点、中間点付近、終点位置とし、上下流の概景撮影をすること。
- 2 使用する機械器具をすべて撮影する。
- 3 設置する材料の規格が明瞭に読取りできる状況写真を撮影する。

10-1-16 成果品作成

河川台帳整備測量が完了したときは、**河川台帳整備測量成果品一覧表**に示す成果品を作成する。

10-1-17 業務関連図書

成果品以外に**河川台帳整備測量業務関連図書一覧表**に示す資料を作成する。

河川台帳整備測量成果品一覧表

	名 称	縮 尺	規格寸法	納品別	拡張子	提出部数	備 考
1	基準点測量						
	観測手簿		A 4	電子	P D F	1	
	座標計算書		A 3	電子	P D F	1	座標一覧表を含む
	多角網図	1/1000	600×700	ポリ※+紙+電子	S X F (sfc)	各 1	
	多角対照図	1/1000	600×700	紙+電子	S X F (sfc)	各 1	実測値は朱書き
2	水準測量						
	観測手簿		A 4	電子	P D F	1	
	計算書		A 4	電子	P D F	1	与点の点の記号し添付
3	現地測量						
	数値地形図 データファイル			電子	S X F (sfc)	1	
	河川現況台帳平面図 縦断面図	1/500 横 1/500 縦 1/100	880×1000	ポリ※+紙+電子	S X F (sfc)	各 1	
	河川施設平面図	1/500	A 2	ポリ※+電子	S X F (sfc)	各 1	
	河川管理施設構造図	1/10～1/50	A 2	ポリ※+電子	S X F (sfc)	各 1	
4	準拠点測量						
	観測手簿		A 4	電子	P D F	1	
	座標計算書		A 3	電子	P D F	1	座標一覧表を含む
	面積計算書		A 3	電子	P D F	1	
	河川台帳座標測量図	1/1000	600×700	ポリ※+紙+電子	S X F (sfc)	各 1	
5	中心線測量						
	線形図	1/1000	600×700	紙+電子	S X F (sfc)	各 1	
	中心線計算書		A 4	電子	P D F	1	座標一覧表を含む
6	河川定期縦断測量						
	観測手簿		A 4	電子	P D F	1	
	計算書		A 4	電子	P D F	1	

7	河川定期横断測量						
	観測手簿		A 4	電子	P D F	1	
	計算書		A 4	電子	P D F	1	
	河川横断面図	1/100	880× 1000	ポリ※+紙 +電子	S X F (sfc)	各 1	
8	点の記						
	起終点杭点の記明 細書		A 4	紙+ 電子	P D F	各 1	
	観測手簿		A 4	電子	P D F	1	
	座標計算書		A 4	電子	P D F	1	
9	区域線測量(境界調 整図を含む)						
	区域線設定図		最大 A 1	電子	S X F (sfc)	1	
	境界調整図		最大 A 1	電子	S X F (sfc)	1	
10	資料調査						
	土地調査書		A 4	電子	P D F	1	要約書は紙で 提出
	公図写し			紙		1	
	公図拡大	1/250	最大 A 1	ポリ※+ 電子	S X F (sfc)	1	
11	施工管理						
	精度管理表		A 4	紙+ 電子	P D F	各 1	
	点検測量観測手簿		A 4	紙+ 電子	P D F	各 1	
	点検比較図		A 4	紙+ 電子	P D F	各 1	

※ ポリとは、ポリエステルフィルム#300のことをいう。

河川台帳整備測量業務関連図書一覧表

	名 称	規格寸法	納品別	拡張子	提出部数	備 考
1	業務計画書	A 4	紙＋ 電子	P D F	各 1	紙は着手時に提出
2	測量機器検定証明書					紙は着手時に提出
3	電子計算機用プログラム 検定証明書					紙は着手時に提出
4	道路使用許可書の写し					紙は現地作業前に提出
5	測量業務記録簿					
6	打合せ記録簿					
7	支給品出納簿					
8	委託業務記録写真		電子	J P E G	1	

(注) デジタル写真は、第 11 編「記録写真作成方法編」に準拠する。

第 2 章 図書作成基準

「10-1-16 成果品」による各区分の編集、製本は下記のとおりとする。

10-2-1 各種ポリエステルフィルム

- (1) 多角網図
- (2) 河川現況台帳座標測量図
- (3) 河川現況台帳平面図・縦断面図
- (4) 河川横断面図
- (5) 公図 (写)

上記ポリエステルフィルムは一括して一つの筒に入れて提出すること。

10-2-2 河川現況台帳平面図

- (1) 多角網図
- (2) 河川現況台帳座標測量図
- (3) 河川現況台帳平面図・縦断面図
- (4) 河川横断面図
- (5) 多角対照図一別途図面袋に入れて添付
- (6) 公図 (写)

上記図面をまとめ製本する。

10-2-3 河川施設台帳

(1) 河川施設平面図

(2) 河川管理施設構造図

上記図面のポリエステルフィルムをビニールに1枚ずつ入れ製本する。

河川施設平面図は下記のように表示する。

表-1	用紙の中心に 5mmの線を記入する
表-2	(方位)

表-1

40 ↑ 8 8 8 8 8 ↓	準 用 河 川 ○ ○ ○ 川	
	河 川 施 設 平 面 図	○-○
	縮 尺	1 : 5 0 0
	令 和 年 月 日 調 製	
	名 古 屋 市 緑 政 土 木 局	

←—————→
 70
 (単位：mm)

表－2

7 0	
4 0	凡 例
	A 護岸以外の河川管理施設
	B 護 岸
	C 占用工作物

(単位：mm)

河川施設台帳表紙

河 川 施 設 台 帳 ○準用河川○○○川 令和○○年○○月 名古屋市緑政土木局

河川現況台帳平面図表紙

河川現況台帳平面図 ○準用河川○○○川 令和○○年○○月 名古屋市緑政土木局

丸文字は、準用河川一連番号

背表紙には、○準用河川○○○川 河川施設台帳 と記入

背表紙には、○準用河川○○○川 河川現況台帳平面図 と記入

※ ○の中に河川番号記入

河川管理施設構造図には下記のように表示する。

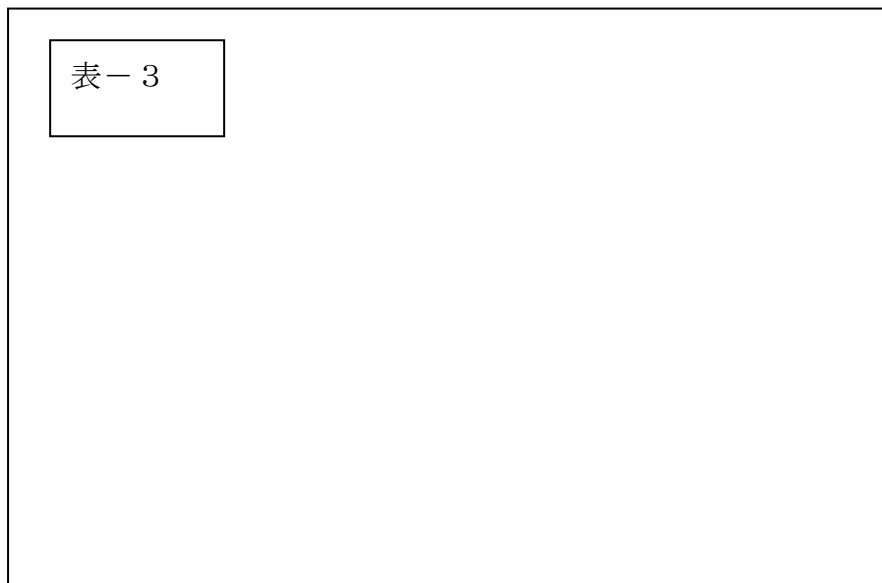
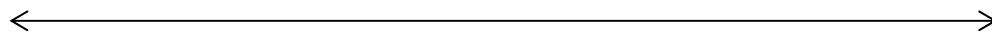


表-3

↑ ↓	準 用 河 川 ○ ○ ○ 川	
	河 川 管 理 施 設 構 造 図	○-○
	令 和 年 月 日 調 製	
	名 古 屋 市 緑 政 土 木 局	



7 0

(単位：mm)

図－ 1

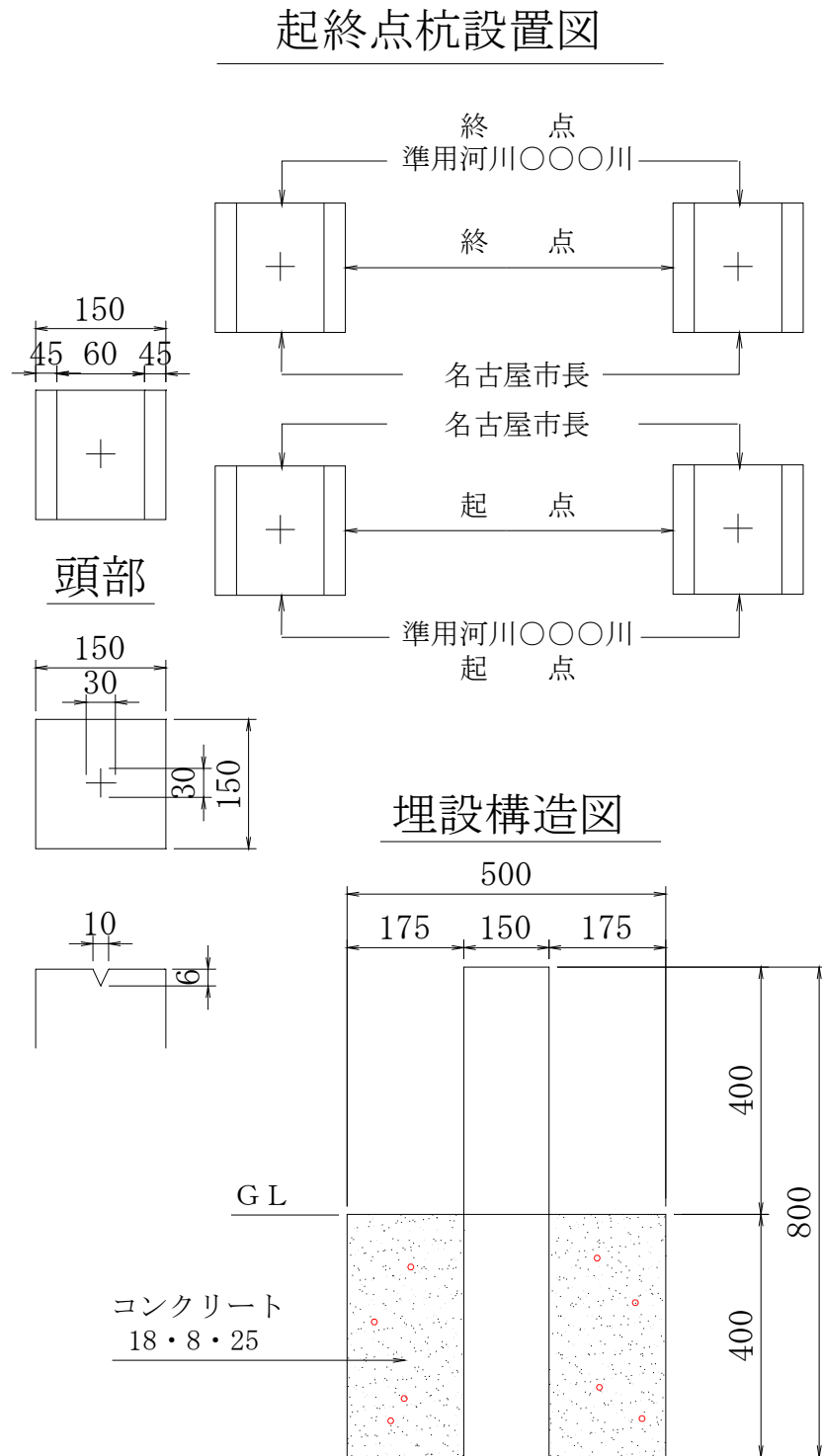


図-2

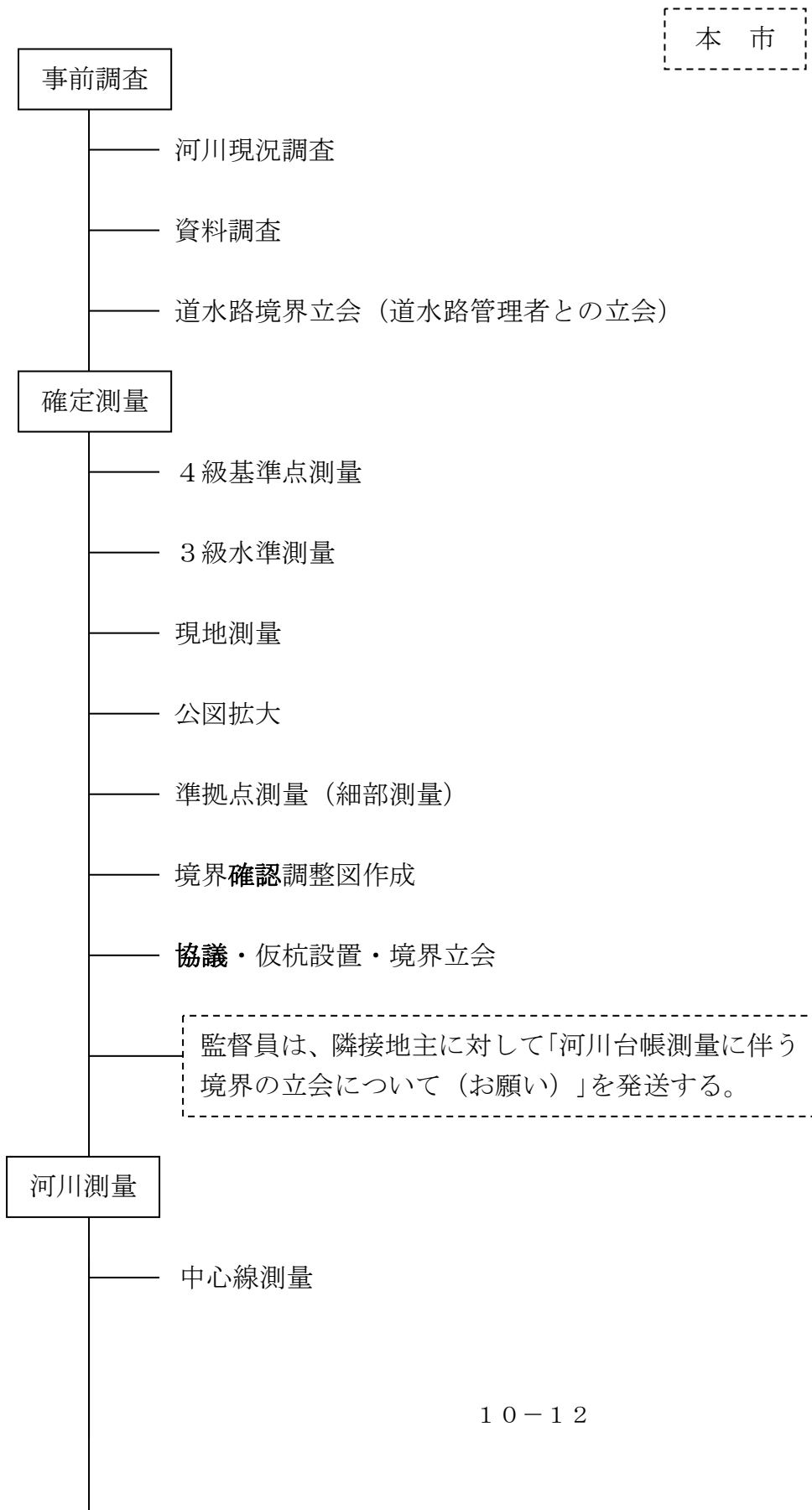
近景写真		1		成果点の記号番号		右岸 終点杭	
		成果図の枚数番号		守山区大字小幡字北山2761-1081番地先			
		点附近の所在地		名古屋市			
		点の所有者		水路・道路・宅地・田・畑・山林・(原野)・墓地・雑種地			
		点の現況地目		平成13年2月3日 緑政土木局 河川計画測量			
		点を設けた年月日		平成13年3月12日 観測者 岩本利希			
		観測年月日		平成13年2月3日 受託人氏名 株式会社〇〇測量			
		埋設年月日		現場代理人 〇〇〇〇			
		埋設の方式		地上			
		標識の種類		(石杭)・真ちゅう杭(起終点) コンクリート杭・真ちゅう杭・十字鉄水色カラー付字入(距離標) コンクリート杭・真ちゅう杭・十字鉄字入(区域標・境界杭・区域点) 丸太杭・角木杭・プラスチック十字杭・プラスチック矢印杭・プラスチック一字杭 座金付鉄(赤・黄・青・白・水)・カラー付鉄(赤・黄・青・白・水) 金属十字鉄・小さい鉄・刻み・丸八鉄			
		起終点・距離標		座標値 X -87522.641 Y -16628.333 高さ TP=34.939			
起終点・距離標区		日 35-12-39.1112 縮尺係数 0.999903 L 136-59-02.4175 方位標方向角 209-29-49					
遠景写真		航空写真図		要図2		見取図	
		要図1		方位標		要図3	

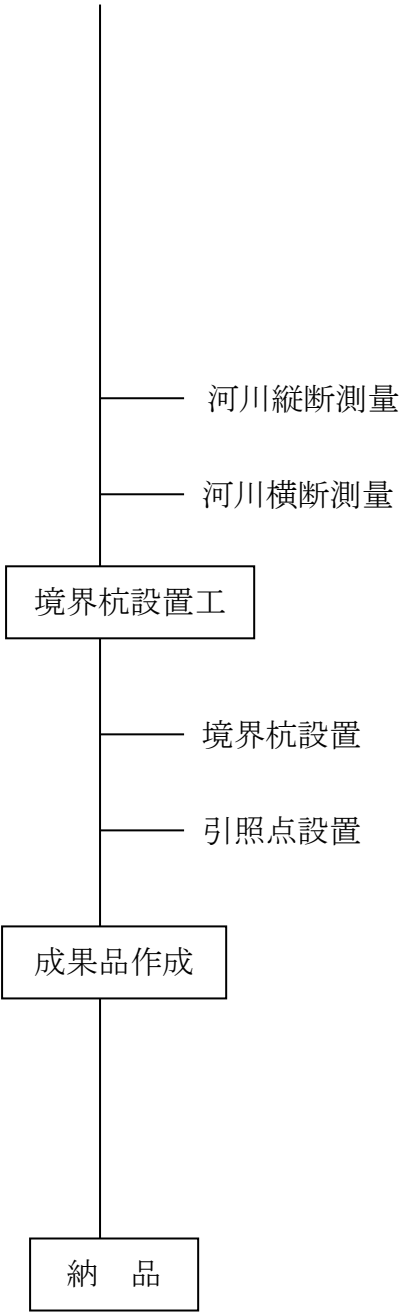
10-2-4 電子記憶媒体

電子記憶媒体は、「7-2-11 電子記憶媒体」を適用する。

第3章 測量業務の作業手順（フローチャート）

10-3-1 測量業務の作業手順（フローチャート）





第 11 編 記録写真作成方法編

第 1 1 編 記録写真作成方法編

第 1 章 委託業務記録写真作成方法

1 1 - 1 - 1	一般事項	1 1 - 1
1 1 - 1 - 2	撮影方法	1 1 - 1
1 1 - 1 - 3	写真の編集	1 1 - 2
1 1 - 1 - 4	写真帳の提出等	1 1 - 2

第 2 章 杭探索記録写真作成方法

1 1 - 2 - 1	一般事項	1 1 - 1 1
1 1 - 2 - 2	撮影の方法	1 1 - 1 1
1 1 - 2 - 3	写真の編集	1 1 - 1 1

第 3 章 境界確認立会及び用地測量標記録写真作成方法

1 1 - 3 - 1	境界確認立会記録	1 1 - 1 2
1 1 - 3 - 2	用地測量標記録	1 1 - 1 2

第 4 章 公園及び仮ベンチマーク写真の作成方法

1 1 - 4 - 1	撮影方法	1 1 - 1 2
1 1 - 4 - 2	写真の編集	1 1 - 1 3

第 5 章 道路区域標等保全業務（単価契約）記録写真作成方法

1 1 - 5 - 1	一般事項	1 1 - 1 3
1 1 - 5 - 2	撮影の方法	1 1 - 1 3
1 1 - 5 - 3	写真の編集	1 1 - 1 3

第 1 1 編 記録写真作成方法編
第1章 委託業務記録写真作成方法

1 1 - 1 - 1 一般事項

1 趣旨

この委託業務記録写真作成方法（以下「写真作成方法」という。）は、委託業務の適正な履行を**確認**するために記録する写真の撮影内容、方法及び編集等について必要な事項を定めたものである。

2 適用

この写真作成方法は、緑政土木局が所管する委託業務（測量委託、単価契約）に適用する。

3 目的

この撮影は、委託業務の業務管理の履行証拠として行うものであり、測量機器等、材料及び業務の各工種に撮るものである。

4 写真の構成

委託業務 記録写真	測量機器等	・・・	T S 等、水準標尺、 G P S 測量機、 レベル、鋼巻尺等
	材 料	・・・	コンクリート杭、樹脂杭、 鋳、木杭等
	作業状況	・・・	各工種に作業状況
	保安設備	・・・	各外業作業の保安設備の状況

5 撮影内容及び頻度

写真の撮影内容及び頻度は、工種別撮影基準表による。

6 撮影箇所

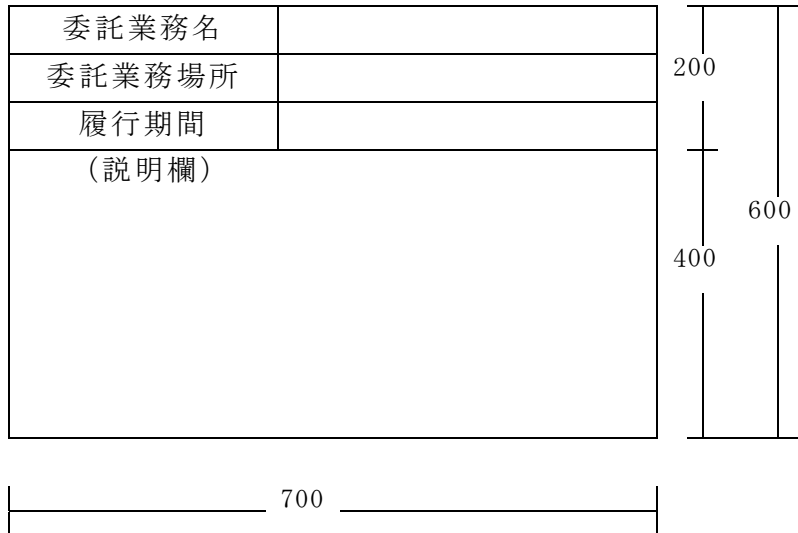
撮影箇所は**業務計画書**による。ただし、単価契約は監督員の**指示**による。

1 1 - 1 - 2 撮影方法

1 撮影の基本

- （１）撮影は被写体の位置**確認**を明確にするため、背景等を考慮して撮影地点、方向を選ばなければならない。
- （２）写真には位置等を記入した表示板を置き、表示板の内容がわかるように撮影するものとする。

表示板の寸法及び様式は下図を標準とする。



(単位：mm)

説明欄には、撮影の位置を明確にするため路線名及び測点番号を記入すること。

2 形状寸法の確認等

- (1) 使用材料を被写体とする場合は、写真で寸法が判明できるようにテープ等を添えて撮影する。
- (2) 名古屋市測量標及び用地測量標等については、作業状況の内容が確実に証明できるよう撮影しなければならない。

1 1 - 1 - 3 写真の編集

1 写真の種類

写真は、デジタルカメラにより撮影し、カラー写真とすること。大きさはサービスサイズを標準とする。

2 写真帳の作成

- (1) 写真帳は、構成区分を参考にし、業務の進行順序及び工種別に従い分かり易く系統的に組み立てなければならない。
- (2) 写真帳の表紙及び台紙の大きさは、A4版サイズとする。
- (3) 写真帳の第一頁には、写真撮影箇所を凡例で記入し、「写真撮影箇所図」として添付する。
- (4) 写真帳の第二頁には、工種別撮影表を添付する。

1 1 - 1 - 4 写真帳の提出等

- 1 原本は、電子媒体を標準とする。
- 2 業務写真の原本は、当該委託の完了後3年間を良好な状態で保存する。

- 3 電子媒体は、C D - R、D V D - R を原則とし、これ以外の電子媒体の場合については、監督員の**承諾**を得るものとする。
- 4 受託人は、記録画像ファイル型式及び電子媒体による写真の有効画素数は、国土交通省 デジタル写真管理情報基準（案）を原則とし、これ以外による場合には監督員の**承諾**を得なければならない。
- 5 電子媒体による写真については、必要な文字、数値等の内容の判読ができる機能、精度を確保できる撮影機材を用いるものとする。
（プリンターはフルカラー 3 0 0 d p i 以上、インク・用紙等は通常の使用条件のもとで 3 年程度、顕著な劣化が生じないものとする。）

受託人は、上記において、不都合が生じた場合は、監督員と**協議**しなければならない。

工種別撮影基準表（測量委託）

撮影工種	撮影頻度	備 考
測量機器等一式	1回	器械は正面、側面とする
測量に使用する材料一式 （支給品、発生品を含む）	1回	長さ、太さ等 写真で 確認 できる幅の広いテ ープを使用
区域線測量に関する作業	2kmに 1回毎	A、B、D 地域
	1kmに 1回毎	C 地域
1 ～ 3 級基準点測量に関する作業	5点に 1回毎	測距、測角
4 級基準点測量に関する作業	25点に 1回毎	多角点設置、測距、測角
水準測量に関する作業	2kmに 1回毎	
現地測量に関する作業	5haに 1回毎	
準拠点測量に関する作業	50点に 1回毎	
補点測量に関する作業	50点に 1回毎	
道路台帳現況調査に関する作業	2kmに 1回毎	
1 ～ 4 級基準点点検測量	1回	
名古屋市測量標（道路台帳基準点）設置工	全点	
現地測量点検測量	1回	
中心線測量	1kmに 1回毎	
縦断測量	1kmに 1回毎	
横断測量	1kmに 1回毎	
河川定期縦断測量	1kmに 1回毎	
河川定期横断測量	1kmに 1回毎	
境界測量に関する作業	50点に 1回毎	
境界 確認 に関する作業	立会者毎	立会状況写真
用地測量標設置	全点	多角点杭・境界杭・用地幅杭
多角点杭設置に関する作業	25点に 1回毎	
用地境界仮杭設置に関する作業	25点に 1回毎	
境界杭設置に関する作業	25点に 1回毎	
	5点に 1回毎	1筆地測量に適用
コンクリート杭設置に関する作業	25点に一回毎	
成果図作成に関する作業	1 回	
区域標保全に関する作業	50点に 1回毎	
保安設備設置の状況	各工種につき 1回毎	交通誘導警備員も含む

工種別撮影基準表（道路区域線測量業務委託・単価契約）

撮影工種	撮影頻度	備 考
測量機器等一式	1 回	機器は正面、側面とする
測量に使用する材料一式 （支給材、業者持等）	1 回	長さ、太さ等 写真で 確認 できる幅の広 いテープを使用
A、B、C 地域毎に	1 セット	
・ 現況調査状況 ・ 境界杭探索状況 ・ 標間距離測定状況 ・ 断面測定状況 ・ 多角測量（測距・測角） ・ 境界座標測量（測距・測角） ・ 区域標・視準線設置状況及び測角 ・ 中心線設置状況及び測角	各 1 枚	
D 地域	1 セット	
・ 現況調査状況 ・ 多角測量（測距・測角） ・ 現地測量（測距・測角） ・ 境界座標測量（測距・測角） ・ 標間距離測定状況 ・ 断面測定状況 ・ 区域標・視準線設置状況及び測角	各 1 枚	
成果図作成に関する作業	1 回	
保安設備設置の状況	各工種につき 1回毎	交通誘導警備員も含む

工種別撮影基準表（道路区域標等保全業務（単価契約））

撮影工種	撮影頻度	備 考
測量機器等一式	1 回	器械は正面、側面とする。
測量に使用する材料一式	1 回	長さ、太さ等 写真で確認できる幅の広いテープを使用
引照作業	1 委託 1 セット	
・ 現地調査 ・ 引照点設置状況 ・ 測距状況 ・ 直線視準状況 ・ 内角観測状況	各 1 枚	
復元作業	1 委託 1 セット	
・ 現地調査 ・ 測距状況 ・ 直線視準状況 ・ 区域標等設置状況 ・ 内角観測状況	各 1 枚	
残存確認作業	1 委託 1 セット	
・ 現地調査 ・ 測距状況 ・ 直線視準状況 ・ 内角観測状況	各 1 枚	
成果図作成に関する作業	1 回	
保安設備設置の状況	1 回	交通誘導警備員も含む

工種別撮影基準表（公園測量）

撮影工種（内容）	撮影頻度	備 考
測量機器等一式	1 回以上	器械は正面・側面とする。 据え付け状態で撮影（正面及び側面）
使用材一式	1 回以上	規格寸法、巾広テープ添え撮影
4 級基準点測量	3 公園で 1 回以上	測距、測角で 1 回
道水路区域線測量	3 公園で 1 回以上	
現地測量	3 公園で 1 回以上	
公園水準測量	3 公園で 1 回以上	
公園現況調査	3 公園で 1 回以上	調査状況
公園区域 確認	公園毎 1 回以上	隣接地の立ち会い状況を各筆土地所有者毎に撮影
境界 確認	筆毎 1 回以上	
多角点杭設置	全点	遠景及び近景（点の記明細図にも添付）
多角点杭設置に関する作業	公園毎 1 回以上	杭は埋設前、中、後で各 1 回
境界杭設置	全点	遠景及び近景（点の記明細図にも添付）
境界杭設置に関する作業	公園毎 1 回以上	杭は埋設前、中、後で各 1 回
保安設備状況	各工種 1 回	交通誘導警備員も含む
仮 B M 写真	公園毎 1 回以上	遠景及び近景で 1 回
点検測量	1 回以上	現地測量・1 ～ 4 級基準点測量
成果図作成状況	1 回以上	

工種別撮影表（記入例）

撮影工種	撮影頻度	設計作業数量	撮 影
測量に使用する機器等一式	1回		一式
測量に使用する材料一式	1回		一式
区域線設定（A地域）	2kmに 1回毎	1.53km（1か所）	1か所
区域線復元（A地域）	2kmに 1回毎	1.31km（1か所）	2か所
区域線設定（B地域）	2kmに 1回毎	0.83km（1か所）	1か所
区域線復元（B地域）	2kmに 1回毎	0.37km（1か所）	1か所
中心線設定（C地域）	1kmに 1回毎	0.51km（1か所）	1か所
中心線再現（C地域）	1kmに 1回毎	0.87km（1か所）	1か所
区域線（調査・面的）設定（D地域）	2kmに 1回毎	0.21km（1か所）	1か所
1～3級基準点測量	25点に 1回毎	4点（1か所）	1か所
4級基準点測量	25点に 1回毎	47点（2か所）	2か所
1～4級水準測量	2kmに 1回毎	3.48km（2か所）	2か所
現地測量	5haに 1回毎	2.61ha（1か所）	1か所
現地測量〔道路台帳〕	2kmに 1回毎	3.53km（2か所）	2か所
準拠点測量	50点に 1回毎	45点（1か所）	2か所
補点測量	50点に 1回毎	45点（1か所）	2か所
道路台帳現況調査（A、B地域）	2kmに 1回毎	0.65km（1か所）	1か所
道路台帳現況調査（C地域）	2kmに 1回毎	2.78km（2か所）	2か所
道路台帳現況調査（D地域）	2kmに 1回毎	1.72km（1か所）	2か所
道路台帳基準点設置工	全点	2点（2か所）	2か所
1～3級基準点測量	1回		1回
4級基準点測量	1回		1回
現地測量点検測量	1回		1回
成果図作成に関する作業	1回		一式
保安設備設置の状況	各工種につき 1回毎		一式

(表紙)

委託業務記録写真帳		
委託業務名		
委託業務場所		
委託代金額		
履行期間		
令和 年 月 日 から		
令和 年 月 日 まで		
発注者監督員 所属職氏名		
受託人氏名		
業務代理人氏名		
写真撮影及び編集者氏名		ネガ保管 整理番号

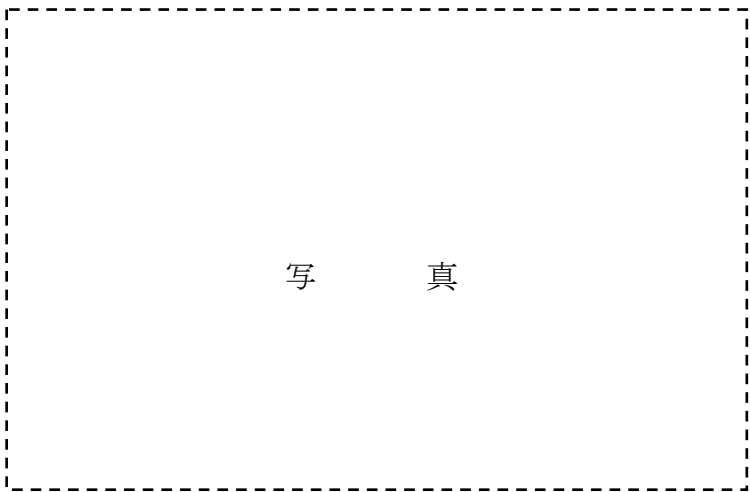
(台紙)



境界点
K - 1
鋳



境界点
K - 2
プレート標



境界点
K - 3
コンクリート杭

第 2 章 杭探索記録写真作成方法

1 1 - 2 - 1 一般事項

1 趣旨

この杭探索記録写真作成方法（以下「写真作成方法」という。）は、区域線測量業務の適正な履行を**確認**するために記録する写真の撮影内容、方法及び編集等について必要な事項を定めたものである。

2 適用

この写真作成方法は、緑政土木局が所管する測量委託のうち区域線測量を含むもの並びに道路区域線（河川・水路境界）測量業務委託（単価契約）に適用する。

3 目的

この撮影は、区域線測量における区域線または中心線の設定根拠となる杭（整理杭）を保全するために行うものである。

4 撮影箇所及び内容

写真の撮影箇所及び内容は次のとおりとする。

A 地域……**提出**を要しない。

B 地域……杭を大写しした写真（探索したもののみ）

C 地域……杭を大写しした写真（境界杭の発見できたもの）
復旧後の写真

D 地域……**提出**を要しない。

1 1 - 2 - 2 撮影の方法

1 撮影の基本

（１）撮影は、杭を明確に**確認**できるように行うものとする。

（２）写真には探索位置等を記入した表示板を置き、同時に撮影するものとする。

表示板の寸法及び様式については、「**1 1 - 1 - 2 撮影方法**」に記載の表示板を標準とする。

説明欄には、撮影の位置を明確にするため街区番号または路線番号を記入すること。

2 形状寸法の確認等

（１）写真で杭の種類、寸法及び深さが判明できるようにテープ等を添えて撮影する。

（２）復旧については、復旧後の状態が確実に判明できるように撮影しなければならない。

1 1 - 2 - 3 写真の編集

編集は、「**1 1 - 1 - 3 写真の編集**」を適用する。

第 3 章 境界確認立会及び用地測量標記録写真作成方法

1 1 - 3 - 1 境界確認立会記録

1 撮影内容

関係土地所有者との現地立会状況を、立会者が写真により**確認**できるように撮影すること。

この撮影は、立会業務の管理上の証拠として行うものである。

2 撮影方法

撮影は、被写体の位置を明確にするため、関係土地の背景等を考慮して撮影する。

3 写真の編集

編集は、「**1 1 - 1 - 3 写真の編集**」を適用し、余白に土地の地番及び立会者氏名を記入する。

1 1 - 3 - 2 用地測量標記録

1 撮影内容

現地立会により**確認**した境界標の設置状態を撮影する。

2 撮影方法

撮影は、測量標を明確に**確認**できるように行うものとし、写真には撮影位置等を記入した表示板を置き、同時に撮影する。

表示板の寸法及び様式は、「**1 1 - 1 - 2 撮影方法**」を適用する。

説明欄には、撮影の位置を明確にするために測量標番号を記入する。

3 写真の編集

編集は、「**1 1 - 1 - 3 写真の編集**」を適用する。

第 4 章 公園及び仮ベンチマーク写真の作成方法

1 1 - 4 - 1 撮影方法

1 公園風景写真

(1) 公園と隣地間の状況を順次一回り撮影した後に、公園内の状況を撮影するものとする。

(2) 撮影は、“パノラマ的”となるように、高所を選んだり、広角レンズ（24mmレンズ）を使用するなど、公園が広範囲に撮影されるように工夫するものとする。

(3) 公園見取図（B4版）をコピーしたものに、写真撮影方向等必要事項を記載するものとする。

2 仮ベンチマーク写真

(1) 仮BM写真は、遠景及び近景を公園毎に撮影するものとする。
(写真は、ピンポール等を立てて撮影のこと。)

(2) 撮影は被写体の位置を明確に**確認**できるように、背景等を考慮

- して撮影地点及び方向を選定し行う。
- (3) 写真には、位置等を記入して撮影する。

1 1 - 4 - 2 写真の編集

編集は、「1 1 - 1 - 3 写真の編集」を適用する。

第 5 章 道路区域標等保全業務（単価契約）記録写真作成方法

1 1 - 5 - 1 一般事項

1 趣旨

この道路区域標等保全業務（単価契約）記録写真作成方法は、道路区域標等保全業務（単価契約）の適正な履行を確認するために、記録する写真の撮影内容、方法及び編集等について必要な事項を定めたものである。

2 適用

この写真作成方法は、緑政土木局が所管する測量委託のうち道路区域標等保全業務（単価契約）に適用する。

3 目的

この記録写真は、委託業務の業務管理の履行証拠として行うものである。

1 1 - 5 - 2 撮影の方法

- 1 写真は、当該区域標等及び引照点と舗装等周囲の状況が確認できるように撮影する。
- 2 写真の撮影には、A 4 判のホワイトボード等を使用する。
- 3 日付などは、含まない写真とする。

1 1 - 5 - 3 写真の編集

写真の編集は、「1 1 - 1 - 3 写真の編集」を適用する。

第 12 編 委託業務様式編

第 1 2 編 委託業務様式編

第 1 章 総価契約

(第 2 号様式)	業務着手届	1 2 - 1
(第 3 号様式) 甲	業務日程表	1 2 - 2
(第 3 号様式) 乙	日程表	1 2 - 3
(第 4 号様式) 甲	業務変更日程表	1 2 - 4
(第 4 号様式) 乙	変更日程表	1 2 - 5
(第 7 号様式) の 1	業務代理人等届	1 2 - 6
(第 7 号様式) の 2	業務代理人等変更届	1 2 - 7
(第 9 号様式)	業務関係者に関する措置請求書	1 2 - 8
(第 1 0 号様式) 甲	業務下請負届 (再委託申請書)	1 2 - 9
(第 1 0 号様式) 乙	業務下請負届 (再委託申請書)	1 2 - 1 0
(第 1 0 号様式) 甲	業務下請負届 (再委託申請書) 記入例	1 2 - 1 1
(第 1 0 号様式) 乙	業務下請負届 (再委託申請書) 記入例	1 2 - 1 2
(第 1 1 号様式) の 2	支給品出納簿	1 2 - 1 3
(第 1 3 号様式)	事故発生報告書	1 2 - 1 4
(第 1 6 号様式)	履行期間延長願	1 2 - 1 5
(第 1 7 号様式)	業務完了届	1 2 - 1 6
(第 1 9 号様式)	業務完了確認通知書	1 2 - 1 7
(第 2 0 号様式)	検査結果通知書	1 2 - 1 8
(第 2 5 号様式)	業務計画書	1 2 - 1 9
(第 2 6 号様式)	変更業務計画書	1 2 - 2 0
(第 2 7 号様式) の 1	委託業務成果品一覧表	1 2 - 2 1
(第 2 7 号様式) の 2	委託業務関連図書一覧表	1 2 - 2 2
(第 2 8 号様式)	指示・催告・請求・通知・協議・承諾書	1 2 - 2 3
(第 2 9 号様式)	請求・通知・協議・承諾・報告書	1 2 - 2 4
(第 3 0 号様式)	業務打合せ記録簿	1 2 - 2 5
(第 3 0 号様式)	業務打合せ記録簿 記入例	1 2 - 2 6
(第 3 1 号様式) 甲	業務記録簿	1 2 - 2 7
(第 3 1 号様式) 乙	業務記録簿	1 2 - 2 8
(第 3 2 号様式) の 1	身分証明書交付申請書	1 2 - 2 9
(第 3 3 号様式)	身分証明書	1 2 - 3 0
(第 3 4 号様式) の 1	身分証明書返納書	1 2 - 3 1

第 1 2 編 委託業務様式編

第 2 章 単価契約

(第 3 5 号様式)	道路区域線 河川・水路境界測量業務着手指示書…	1 2 - 3 2
(第 3 6 号様式)	道路区域線 河川・水路境界測量業務完了届 ……	1 2 - 3 3
(第 3 7 号様式)	道路区域標保全業務着手指示書 ……………	1 2 - 3 4
(第 3 8 号様式)	道路区域標保全業務完了届 ……………	1 2 - 3 5
(第 4 0 号様式)	道路区域線 河川・水路境界測量業務委託(一)単価契約 整理簿 ……………	1 2 - 3 6
(第 4 1 号様式)	道路区域標保全測量業務委託(一)単価契約 整理簿 ……………	1 2 - 3 7
(第 4 2 号様式)	業務再委託届 ……………	1 2 - 3 8
(第 4 3 号様式) 甲	業務完了届 ……………	1 2 - 3 9
(第 4 3 号様式) 乙	単価契約出来高内訳 ……………	1 2 - 4 0

(第2号様式)

業 務 着 手 届

令和 年 月 日

名古屋市長

受託人 (住所)

(氏名)

次のように、契約書（業務着手届及び業務日程表）の規定に基づき届出します。

委 託 業 務 名	
委 託 業 務 場 所	
委 託 代 金 額	
業務着手予定年月日	令和 年 月 日
業務完了予定年月日	令和 年 月 日
特 記 事 項	

※ 業務着手予定年月日の着手とは、業務代理人等が業務の実施のため監督員との打合せまたは現場踏査を開始することをいう。

(日本産業規格 A 4)

(第3号様式) 甲

業 務 日 程 表

令和 年 月 日

名古屋市長

受託人 (住所)

(氏名)

次のように、契約書（業務着手届及び業務日程表）の規定に基づき提出します。

委 託 業 務 名

委 託 業 務 場 所

日 程

別紙日程表のとおり

特 記 事 項

(日本産業規格 A 4)

(第3号様式) 乙

目 程 表

[illegible]

(日本産業規格 A 4)

(第4号様式) 甲

業 務 変 更 日 程 表

令和 年 月 日

名 古 屋 市 長

受託人 (住所)

(氏名)

次のように、契約書（変更に伴う手続）の規定に基づき提出します。

委 託 業 務 名

委 託 業 務 場 所

日 程

別紙変更日程表のとおり

特 記 事 項

(日本産業規格 A 4)

(第4号様式) 乙

變更日程表

[illegible]

(日本産業規格 A)

業 務 代 理 人 等 届

令和 年 月 日

名 古 屋 市 長

受託人 (住所)

(氏名)

業務代理人

次のように、契約書（業務代理人及び主任技術者）の規定に基づき、主任技術者を届出します。

委 託 業 務 名	
委 託 業 務 場 所	
氏 名	
業 務 代 理 人 の 権 限	
主任技術者最終学歴 (卒業年) 又は資格	
職 歴 (該当業務に類する 業 務 に 限 る)	

※ 資格の写しを添付すること。
(日本産業規格A4)

業務代理人等変更届

令和 年 月 日

名古屋市 長

受託人 (住所)

(氏名)

業務代理人

次のように、契約書（業務代理人及び主任技術者）の規定に基づき、主任技術者を変更しましたので届出します。

委 託 業 務 名	
委 託 業 務 場 所	
氏 名 (変 更 前)	
氏 名 (変 更 後)	
業 務 代 理 人 の 権 限	
主任技術者最終学歴 (卒業年) 又は資格	
職 歴 (該当業務に類する 業 務 に 限 る)	

※ 資格の写しを添付すること。
(日本産業規格A4)

(第9号様式)

業務関係者に関する措置請求書

令和 年 月 日

受 託 人

名 古 屋 市 長

契約書（業務代理人等に対する措置要求）の規定に基づき、下記業務関係者に対し必要な措置をとることを請求します。

委 託 業 務 名		
委 託 業 務 場 所		
関 係 者	該 当 種 別	
	氏 名	
措 置 請 求 理 由		

(日本産業規格A4)

業務下請負届 (再委託申請書)

令和 年 月 日

名古屋市 長

受託人 (商号又は名称)

業務代理人 (氏名)

次のように、契約書（一括再委託等の禁止等）の規定及び情報取扱注意項目に基づき、届出及び申請します。

委託業務名

職種別	下請負人名	住 所	代表者氏名	電 話	許可番号	下請予定金額

機密情報を取り扱う事業者への再委託に係る情報保護措置

- 再委託に係る業務が、名古屋市からの業務である事を再委託先に了知させます。
- 再委託先の事業者にも情報取扱注意項目を遵守させ、当社と同等の情報保護対策を講じさせます。
- 再委託した業務のうち機密情報を取り扱う業務を、再委託先の事業者から更に委託はさせません。
- 再委託先の事業者が与えた損害等については当社が一切の責任を負います。

※添付書類 再委託に関する契約書の写し等

(日本産業規格A4)

(第 10 号様式) 乙

[illegible]

(日本産業規格 A 4)

業務下請負届 (再委託申請書)

令和 年 月 日

名古屋市 長

受託人 (商号又は名称)

業務代理人 (氏名)

次のように、契約書（一括再委託等の禁止等）の規定及び情報取扱注意項目に基づき、届出及び申請します。

委託業務名

職種別	下請負人名	住 所	代表者氏名	電 話	許可番号	下請予定金額
		機密情報を取り扱う事業者				
〇〇	〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇〇
		機密情報を取り扱わない事業者				
〇〇	〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇〇

機密情報を取り扱う事業者への再委託に係る情報保護措置

- 再委託に係る業務が、名古屋市からの業務である事を再委託先に了知させます。
- 再委託先の事業者にも情報取扱注意項目を遵守させ、当社と同等の情報保護対策を講じさせます。
- 再委託した業務のうち機密情報を取り扱う業務を、再委託先の事業者から更に委託はさせません。
- 再委託先の事業者が与えた損害等については当社が一切の責任を負います。

※添付書類 再委託に関する契約書の写し等

(第 10 号様式) 乙

[illegible]

(日本産業規格 A 4)

(第 11 号様式) の 2

[illegible]

(日本産業規格 A 4)

事故発生報告書

令和 年 月 日

名古屋市 長

受託人（住所）

（氏名）

下記のとおり事故が発生したので報告します。

記

委託業務名	
事故発生場所	
事故発生日時	
事故の内容	
事故発生後の応急措置	
今後の対策	

備考：図面現場写真添付のこと。

(第16号様式)

履 行 期 間 延 長 願

令和 年 月 日

名 古 屋 市 長

受託人 (住所)
(氏名)

次のとおり履行期間延長をしたいので、契約書（受注者の請求による履行期間の延長）の規定に基づき願い出します。

委 託 業 務 名	
委 託 業 務 場 所	
履 行 期 間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日まで
希 望 延 長 日 数	日間 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで
延 長 理 由	

(日本産業規格 A 4)

(第17号様式)

業 務 完 了 届

令和 年 月 日

名 古 屋 市 長

受託人 (住所)

(氏名)

次のように、契約書（検査及び引渡し）の規定に基づき届出します。

委 託 業 務 名	
委 託 業 務 場 所	
委 託 代 金 額	
履 行 期 間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで
完 了 年 月 日	令和 年 月 日
特 記 事 項	

(日本産業規格A4)

(第19号様式)

業務完了確認通知書

令和 年 月 日

受 託 人

名 古 屋 市 長

次のとおり業務の完了を確認しましたので通知します。

委 託 業 務 名	
委 託 業 務 場 所	
委 託 代 金 額	
履 行 期 間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで
完 了 年 月 日	令和 年 月 日
検 査 年 月 日	令和 年 月 日
引 渡 年 月 日	令和 年 月 日
特 記 事 項	

(日本産業規格A4)

(第20号様式)

検 査 結 果 通 知 書

令和 年 月 日

受 託 人

名 古 屋 市 長

下記業務は 令和 年 月 日の完了検査の結果不合格であるので通知します。

委 託 業 務 名	
委 託 業 務 場 所	
履 行 期 間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで
理 由	
履 行 要 求 年 月 日	令和 年 月 日 まで

(日本産業規格A4)

委託業務名 _____

業 務 計 画 書

受 託 人 (商号又は名称) _____

業務代理人 (氏名) _____

目 次

- (1) 業務概要 P -
- (2) 実施方針 P -
- (3) 実施日程表 P -
- (4) 業務組織計画 P -
- (5) 打合せ計画 P -
- (6) 成果物の内容、部数 P -
- (7) 使用する主な図書及び基準 P -
- (8) 連絡体制(緊急時含む) P -
- (9) 使用する主な機器 P -
- (10) その他 P -

委託業務名 _____

変 更 業 務 計 画 書

受 託 人 (商号又は名称) _____

業務代理人 (氏名) _____

目 次

- (1) 業務概要 P -
- (2) 実施方針 P -
- (3) 実施日程表 P -
- (4) 業務組織計画 P -
- (5) 打合せ計画 P -
- (6) 成果物の内容、部数 P -
- (7) 使用する主な図書及び基準 P -
- (8) 連絡体制(緊急時含む) P -
- (9) 使用する主な機器 P -
- (10) その他 P -

委託業務名 _____

委託業務成果品一覧表

受 託 人 (商号又は名称) _____

業務代理人 (氏名) _____

目 次

(1)	．．．．． P－
(2)	．．．．． P－
(3)	．．．．． P－
(4)	．．．．． P－
(5)	．．．．． P－
(6)	．．．．． P－
(7)	．．．．． P－

委託業務名 _____

委託業務関連図書一覧表

受 託 人 (商号又は名称) _____

業務代理人 (氏名) _____

目 次

(1)	・ ・ ・ ・ ・ P -
(2)	・ ・ ・ ・ ・ P -
(3)	・ ・ ・ ・ ・ P -
(4)	・ ・ ・ ・ ・ P -
(5)	・ ・ ・ ・ ・ P -
(6)	・ ・ ・ ・ ・ P -
(7)	・ ・ ・ ・ ・ P -

(第 2 8 号様式)

指示・催告・請求・通知・協議・承諾書

令和 年 月 日

受 託 人

名 古 屋 市 長

下記のように指示・催告・請求・通知・協議・承諾します。

委 託 業 務 名	
委 託 業 務 場 所	
内 容	

注 不要な文字は＝で消すこと。

(日本産業規格 A 4)

(第 2 9 号様式)

請求・通知・協議・承諾・報告書

令和 年 月 日

名古屋市長

受託人（住所）
（氏名）

次のように、請求・通知・協議・承諾・報告します。

委託業務名	
委託業務場所	

内 容

注 不要な文字は＝で消すこと。

（日本産業規格 A 4）

(第 3 0 号様式)

業 務 打 合 せ 記 録 簿

令和 年 月 日

発議者	☐ 発注者 ☐ 受託人
発議事項	☐ 指示 ☐ 協議 ☐ 通知 ☐ 承諾 ☐ 報告 ☐ 提出 ☐ その他（ ）
委託業務名	
委託業務場所	
受託人	
内 容	添付書類
処 理 ・ 回 答	上記について ☐ 承諾 ☐ 協議 ☐ 提出 ☐ 報告 ☐ 受理 ☐ その他（ ） 令和 年 月 日

業務代理人

注 本様式は「業務代理人」との協議等で使用。

(日本産業規格 A 4)

業務打合せ記録簿（記載例）

令和 ○年 ○月 ○○日

発議者	☐ 発注者 ☒ 受託人
発議事項	☐ 指示 ☒ 協議 ☐ 通知 ☐ 承諾 ☐ 報告 ☐ 提出 ☐ その他（ ）
委託業務名	○○○○○○○○○○○○
委託業務場所	○区○○○地内
受託人	○○○○株式会社
内 容	○○○○○○○○○○○○○について、協議します。 添付書類 図面 ○ 枚
処 理 ・ 回 答	上記について ☒ 承諾 ☐ 協議 ☐ 提出 ☐ 報告 ☐ 受理 ☐ その他（ ） します。 令和 ○年 ○月 ○○日

業務代理人

記名

注 本様式は「業務代理人」との協議等で使用。

(日本産業規格A4)

業 務 記 録 簿

委 託 業 務 名 _____

委 託 業 務 場 所 _____

履 行 期 間 令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで

受 託 人 (商号又は名称)

業 務 代 理 人 (氏名)

(第31号様式) 乙

[illegible]

(日本産業規格 A 4)

身分証明書交付申請書

令和 年 月 日

名古屋市長

受託人 (住所)

(氏名)

測量法第 1 5 条第 3 項及び第 3 9 条の規定に基づく身分証明書の交付を下記のとおり申請します。

記

委託業務名

委託業務場所

委託業務期間 令和 年 月 日 から 令和 年 月 日まで

受領代表者

氏 名	生年月日	所属機関名 所属機関所在地	作業地域	作業の名称

(第 3 3 号様式)

(表)

身分証明書		国土 測量計	
第 号		左記の者は、測量法第15条第1項の規定により	
氏 名	写真	理院の長 命令	
生 年 月 日		の 委任	
所 属 機 関 名		に基づいて土地に立ち入ること	
所属機関所在地		ができる者であることを証する。	
		令和 年 月 日 発行	
		発行機関	印

(裏)

測量法（昭和24年法律第188号）抜粋 第15条 国土地理院の長又はその命を受けた者若しくは委任を受けた者は、基本測量を実施するために必要があるときは、国有、公有又は私有の土地に立ち入ることができる。 2 前項の規定により宅地又はかき、さく等で囲まれた土地に立ち入ろうとする者は、あらかじめその占有者に通知しなければならない。但し、占有者に対してあらかじめ通知することが困難であるときは、この限りでない。 3 第1項に規定する者が、同項の規定により土地に立ち入る場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。 第39条 第14条から第26条までの規定は、公共測量に準用する。	有効期間	自 年 月 日 至 年 月 日	自 年 月 日 至 年 月 日	自 年 月 日 至 年 月 日
	作業地域			
	作業の 名称			
	発行機関			

(日本産業規格 B 8)

備考 不要の文字は、発行機関で消すこと

身分証明書返納書

令和 年 月 日

名古屋市長

受託人（住所）
（氏名）

下記業務にあたり、契約書（土地の立入り）の規定に基づく土地への立入の際に
使用いたしました身分証明書を返納します。

記

委託業務名

委託業務場所

委託業務期間 令和 年 月 日 から 令和 年 月 日まで

身分証明書番号	氏 名	備 考

※ 身分証明書を添付すること。
（日本産業規格A4）

〔道路区域線
河川・水路境界〕 測量業務着手指示書

令和 年 月 日

様

名古屋市長

下記の測量業務の施行を指示します。

指 示 内 訳

委託業務名						
指示番号	種 別	業 務 箇 所 (確 認 申 請 地)	着 手 年 月 日	仮成果提出 指 定 日	完 了 指 定 日	備 考
受付番号	区番号					
担当監督員 (職・氏名)						

〔道路区域線
河川・水路境界〕 測量業務完了届

令和 年 月 日

名古屋市長

受託人(商号又は名称)
業務代理人(氏 名)

次のとおり測量業務が完了しましたので、届け出します。

[illegible]

上記の業務の検査（合格・不合格）しました。

令和 年 月 日

検査員(職・氏名)

上記の業務の検査結果（合格・不合格）を通知します。

受託人

名古屋市長

道路区域標保全業務着手指示書

令和 年 月 日

様

名古屋市 長

下記の測量業務の施行を指示します。

指 示 内 訳

委託業務名						
指示番号	工 種 名	業 務 箇 所	数 量	着 手 年 月 日	完 了 指 定 日	備 考
受付番号						
担当監督員 (職・氏名)						

(第 3 8 号様式)

道路区域標保全業務完了届

令和 年 月 日

名古屋市 長

受 託 人 (商号又は名称)
業務代理人(氏 名)

次のとおり測量業務が完了したので、届け出します。

指示番号 受付番号	工 種 名	業 務 箇 所	数量	着 手 日 年 月 日	完 了 日	備 考

上記の業務の検査 (合格・不合格) しました。

令和 年 月 日

検査員(職・氏名)

上記の業務の検査結果 (合格・不合格) を通知します。

受託人

名古屋市 長

(日本産業規格 A 4)

道路区域線
河川・水路境界

整理簿

支払い限度額:

緑政土木局測量課

合計

所 属 名:

境界測量係

[illegible]

業 務 再 委 託 届

令和 年 月 日

名 古 屋 市 長

受託人 (住所)

(氏名)

次のように、契約書（一括再委託等の禁止等）の規定に基づき、届出します。

委 託 業 務 名		
委 託 業 務 場 所		
再委託人	住 所	
	氏 名	
再委託人の代理人 住 所 氏 名		
再委託させる範囲		
再委託させる理由		
特 記 事 項		

業 務 完 了 届

令和 年 月 日

名古屋市長

受託人 (住所)
(氏名)

次のとおり業務が完了しましたので、届出します。

委 託 業 務 名	
委 託 業 務 場 所	
委 託 代 金 額	(請求済額)
出 来 高 金 額	
出 来 高 内 訳	別記単価契約出来高内訳書のとおり
履 行 期 間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで
完 了 年 月 日	令和 年 月 日
特 記 事 項	

(第 4 3 号様式) 乙

単価契約出来高内訳

※ 単価契約コード	※ 工 種	※ 細 目	※ 単位	※ 出来高 数 量	※ 契約単価 (円)	※ 金 額 (円)	備 考

※印欄は、受託人において記載すること。

第 13 編 図式・様式一覧編

第 13 編 図式・様式一覧編

(第 1-1 号様式)	業務計画書の提出について	13-1
(第 1-2 号様式)	測量機器検定証明書の提出について	13-2
(第 1-3 号様式)	電子計算機用プログラム検定証明書の提出について	13-3
(第 1-4-1 号様式)	基準点測量精度管理表 その1	13-4
(第 1-4-2 号様式)	基準点測量精度管理表 その1-2	13-5
(第 1-4-3 号様式)	基準点測量精度管理表 その1-3	13-6
(第 1-4-4 号様式)	基準点測量精度管理表 その2	13-7
(第 1-5 号様式)	水準測量勾配計算簿	13-8
(第 1-6 号様式)	水準測量精度管理表	13-9
(第 1-7 号様式)	簡易水準測量精度管理表	13-10
(第 1-8 号様式)	細部測量・地形補備測量・地図編集・数値編集 ・補測編集・数値地形図データ作成精度管理表	13-11
(第 1-9 号様式)	縦断測量精度管理表	13-12
(第 1-10 号様式)	縦断測量成果表	13-13
(第 1-11 号様式)	横断測量精度管理表	13-14
(第 1-12 号様式)	I P の設置測量精度管理表	13-15
(第 1-13 号様式)	中心線測量精度管理表	13-16
(第 1-14 号様式)	用地幅杭設置測量精度管理表	13-17
(第 1-15 号様式)	境界点間測量精度管理表	13-18
(第 1-16 号様式)	品質評価表 総括表	13-19
(第 1-17 号様式)	品質評価表 個別表	13-20
(第 1-18 号様式)	土地調査表	13-21
(第 1-1 図式)	平面図凡例	13-22
(第 1-2 図式)	レイヤー対応表	13-23
(第 1-3 図式)	レイヤー名一覧(区域線)	13-24
(第 1-4 図式)	レイヤー名一覧(保全)	13-25
(第 1-5 図式)	線の規格、記載線の種類・太さ	13-26
(第 1-6 図式)	出力サイズ表	13-27
(第 1-7 図式)	舗装種別記号の大きさ、書体等	13-28
(第 1-8 図式)	記載文字および数値の大きさ、書体等	13-29
(第 1-9 図式)	公図写し	13-30
(第 1-10 図式)	縦断面図	13-31
(第 1-11 図式)	横断面図	13-32
(第 2-1 号様式)	立会予定者一覧表	13-33
(第 2-2 号様式)	土地境界立会確認書	13-34
(第 2-3 号様式)	立会記録簿	13-35

(第2-4号様式)	面積計算書	13-36
(第2-5号様式)	面積計算書一覧表	13-37
(第2-6号様式)	点の記明細図 (I P、主要点)	13-38
(第2-7号様式)	点の記明細図 (仮BM)	13-39
(第2-1図式)	基準点多角網図	13-40
(第2-2図式)	現況平面図	13-41
(第2-3図式)	用地平面図	13-42
(第2-4図式)	用地実測図	13-43
(第2-5図式)	用地測量特記凡例	13-44
(第3-1号様式)	業務報告書	13-45
(第3-1図式)	区域線設定図	13-46
(第3-2図式)	中心線設定図	13-47
(第3-3図式)	区域線調査設定図	13-48
(第3-4図式)	座標展開図	13-49
(第3-5図式)	準拠点測量図	13-50
(第3-6図式)	公図拡大図	13-51
(第4-1号様式)	業務報告書	13-52
(第4-1図式)	区域線設定図	13-53
(第4-2図式)	中心線設定図	13-54
(第4-3図式)	境界調査図	13-55
(第4-4図式)	公図拡大図	13-56
(第7-1図式)	基準点測量 (点検測量比較図)	13-57
(第7-2図式)	基準点測量 (点検測量比較表)	13-58
(第7-3図式)	路線対照図	13-59
(第7-4図式)	多角・中心線網図	13-60
(第7-5図式)	多角・中心線網図 (多角対照図)	13-61
(第7-6図式)	交差部標高図 (T・P値)	13-62
(第7-7図式)	道路台帳座標測量図	13-63
(第7-8図式)	道路台帳座標測量図 (面積比較図)	13-64
(第7-9図式)	道路台帳平面図 (図式・規格)	
	「基準点取付測量委託の場合」	13-65
(第7-10図式)	メッシュ図郭線点検表	13-66
(第9-1号様式)	測量標 (多角点・多角水準点・基準点) の記	13-67
(第9-2号様式)	測量標 (基準点) の記	13-68
(第9-3号様式)	測量標 (水準点) の記	13-69
(第9-4号様式)	測量標 (道路台帳基準点) の記	13-70
(第10-1号様式)	現地測量 [公園] (現地調査・原図作成)	
	精度管理表 No 1	13-71
	現地測量 [公園] (現地調査・原図作成)	

	精度管理表 N o 2	1 3 - 7 2
	現地測量 [公園] (現地調査・原図作成)	
	精度管理表 N o 3	1 3 - 7 3
	現地測量 [公園] (現地調査・原図作成)	
	精度管理表 N o 4	1 3 - 7 4
(第 1 0 - 2 号様式)	主要施設調書 建築物及び公園施設調書	1 3 - 7 5
(第 1 0 - 3 号様式)	基本調書	1 3 - 7 6
(第 1 0 - 4 号様式)	許可調書 (公園名)	1 3 - 7 7
(第 1 0 - 1 図式)	公園平面図	1 3 - 7 8
(第 1 0 - 2 図式)	公園平面図	1 3 - 7 9
(第 1 0 - 3 図式)	平面図凡例	1 3 - 8 0
(第 1 0 - 4 図式)	公園各種施設凡例	1 3 - 8 1

(第 1－1 号様式)

令和 年 月 日

名古屋市 長

受託人
住所
氏名

業務計画書の提出について

みだしのことについて、別紙のとおり業務計画を立案しましたの
で、名古屋市公共測量作業規程第 11 条に基づき提出します。

(日本産業規格 A 4)

(第 1－2 号様式)

令和 年 月 日

名古屋市 長

受託人
住所
氏名

測量機器検定証明書の提出について

みだしのことについて、別添のとおり名古屋市公共測量作業規程
第 1 4 条に基づき、検定証明書を提出します。

(日本産業規格 A 4)

(第 1－3 号様式)

令和 年 月 日

名古屋市 長

受託人
住所
氏名

電子計算機用プログラム検定証明書の提出について

みだしのことについて、別添のとおり名古屋市公共測量作業規程
第 1 4 条に基づき、検定証明書を提出します。

(日本産業規格 A 4)

(第 1 - 4 - 1 号様式)

基準点測量精度管理表 その 1

作 業 名		地 区 名		計画機関名		作業機関名		点 検 者	
目 的		期 間		作 業 量		主任技術者			

路線番号	測点番号	路線長	内角数	辺数	点検計算				偏心	再測数	厳密網平均計算				摘要
					水平位置		標高				単位重量の標準偏差	許容範囲	高低角の標準偏差	許容範囲	
					閉合差	許容範囲	閉合差	許容範囲							
										再測率					

点 検 測 量									
測点番号	距 離			水 平 角			鉛 直 角		
	点検値	採用値	較 差	点検値	採用値	較 差	点検値	採用値	較 差

主要機器名称及び番号		
永久標識の種別等		
種 別	数 量	埋設形式
特 記 事 項		

用紙の大きさはA 4 判とする

(第 1 - 4 - 2 号様式)

基準点測量精度管理表 その 1 - 2

作 業 名		地 区 名		計画機関名		作業機関名		点 検 者	
目 的		期 間		作 業 量		主任技術者			

路 線 番 号	測点番号	路線長	内 角 数	辺 数	点 検 計 算				偏 心	再測数	厳 密 網 平 均 計 算					摘 要
					水平位置		標 高				新点位置の標準偏差（m）					
					閉 合 差	許容範囲	閉 合 差	許容範囲			点番号	水 平	許容範囲	標 高	許容範囲	

点 検 測 量									
測点番号	距 離			水 平 角			鉛 直 角		
	点検値	採用値	較 差	点検値	採用値	較 差	点検値	採用値	較 差

主要機器名称及び番号		
永久標識の種別等		
種 別	数 量	埋設形式
特 記 事 項		

用紙の大きさはA 4 判とする

(第 1 - 4 - 3 号様式)

基準点測量精度管理表 その 1 - 3

作 業 名		地 区 名		計画機関名		作業機関名		点 検 者	
目 的		期 間		作 業 量		主任技術者			

路 線 番 号	測点番号	路 線 長	内 角 数	辺 数	点 検 計 算				偏 心	再測数	厳 密 網 平 均 計 算					摘 要
					水平位置		標 高				新点位置の標準偏差（m）					
					閉 合 差	許容範囲	閉 合 差	許容範囲			点番号	水平	許容範囲	標 高	許容範囲	

点 検 測 量									
測点番号	距 離			水 平 角			鉛 直 角		
	点 検 値	採 用 値	較 差	点 検 値	採 用 値	較 差	点 検 値	採 用 値	較 差

簡 易 網 平 均 計 算						
各 路 線 の 残 差						
路 線 番 号	方向角 (")	許 容 範 囲 (")	座標差 (cm)	許 容 範 囲 (cm)	高低差 (cm)	許 容 範 囲 (cm)

用紙の大きさはA 4 判とする

(第 1 - 4 - 4 号様式)

基準点測量精度管理表 その2

作業名		地区名		計画機関名		作業機関名		点検者	
目的		期間		作業量		主任技術者			

基線解析辺			仮定三次元網平均						三次元網平均計算	
測点名		辺長 (斜距離)	∠X又は方位角		∠Y又は斜距離		∠Z又は楕円体比高		斜距離の残差	
自:	至:		残差	許容範囲	残差	許容範囲	残差	許容範囲	残差	許容範囲

主要機器名称及び番号		
永久標識の種別等		
種別	数量	埋設形式
特記事項		

新点位置の標準偏差				
新点名	水平位置		標高	
	標準偏差	許容範囲	標準偏差	許容範囲

点検測量					
測点名		セッション番号		較差 (dN, dE, dU)	許容範囲
自:	至:	点検値 (∠X, ∠Y, ∠Z)	採用値 (∠X, ∠Y, ∠Z)		

用紙の大きさはA 4判とする

(第 1 - 5 号様式)

水 準 測 量 勾 配 計 算 簿

[illegible]

(日本産業規格 A 4)

(第 1－6 号様式)

水準測量精度管理表

作 業 名		地 区 名		計画機関名		作業機関名		点 検 者	
目 的		期 間		作 業 量		主任技術者			

環番号	距 離	閉合差	許容範囲	観測者	距 離	鎖部数	観測者毎 標準偏差	正の回数	負の回数	零の回数	正の総和	負の総和	概 要	特記事項
			往復差から求め た全線の1km当 たりの標準偏差							単位重量当たりの観 測の標準偏差				

主 要 機 器 名 称 及 び 番 号		観 測 路 線 図		再 測 率				
永 久 標 識 種 別 等				点 検 測 量				
				区 間	距 離	点検値	採用値	較 差

用紙の大きさはA 4判とする

(第 1 - 7 号様式)

簡易水準測量精度管理表

作業名又は 地 区 名		作 業 量		作業機関名		主任技術者		点 検 者	
		点							
路線番号	距 離	閉合差の 許容範囲	閉合差	路線番号	距 離	閉合差の 許容範囲	閉合差		
	km	mm	mm		km	mm	mm		
使 用 機 器						備 考			

用紙の大きさはA4判とする。

注 1. 閉合差の制限は、 $50\text{mm}\sqrt{S}$ （既知点から既知点までの閉合差）、 $40\text{mm}\sqrt{S}$ （閉合差）により算出する。
 2. Sは観測距離（片道、km単位）とする。

(第1－8号様式)

細部測量・地形補備測量・地図編集・数値編集 補測編集・数値地形図データ作成

精度管理表

作業名又は地区名		図面名又は図面番号		縮 尺		作 業 量		作 業 期 間		作 業 機 関 名		主 任 技 術 者		点 検 者				
								自 年 月 日 至 年 月 日										
項 目		脱落	誤記	項 目		脱落	誤記	項 目		脱落	誤記	項 目		脱落	誤記			
境界等 (11**)	種類			公共施設	形状 (41*)			諸 地 (621*)	区域界形状			※ 整 飾 等	図名又は図面番号					
	形状				その他の 小物体	記念碑等 (420*)				記号の種類				図郭及び方眼寸法				
道 路 (210*)	道路記号・道幅			水 部		消火栓 (421*)			場 地 (622*,3*)	記号の種類				座標値等				
	形状					噴水・井戸 (422*)				記号の位置				概見図行政区画図				
道 路 施 設	橋 (220*)					水 部 構 造 物	タノ・高塔 (423*)			植 生 (63**)	植生界等形状				方位			
	階段・トンネル(221*)						灯台 (424*)				植生記号の種類				図歴等			
	構造物 (222*)						観測所 (425*)			等高線 (71**)	形状				その他			
	側溝・並木(223*)						輸送管 (426*)				数値				接 合			
	道路標識等(224*)						法 面	形状 (51**)			変形地 (72**)	種類						
	付属物 (22 5*,6*)				栈橋 (520*)					形状								
鉄 道 (23**)	記号及び軌道幅			講 囲	護岸 (521*)				基準点 (73**)	位置・種類								
	形状				滝・水門 (522*)					数値								
鉄 道 施 設	橋・トンネル(240*, 1*)				注 記	水制 (523*)					行政名							
	雪覆い等 (242*)					流水方向 (524*)					居住地名							
建 物 (30**)	種類					距離標 (525*)					交通施設							
	形状					人工斜面 (610*)					建物等							
建物付属物 (34**)						法 面	被覆 (611*)				小物体							
建物記号 (35**)	種類						法面保護 (612*)				水部等							
	位置			講 囲		さく (613*)			土地利用									
公共施設	種類					へい (614*)			地形等									

- 注 1. 各工程作業ごとに、該当する項目を選んで図面単位に作成する。該当しない項目欄には斜線で抹消する。
 2. 各項目の脱落、誤記等は点検紙に基づいて集計し、その個数を記載する。
 3. ※印欄は、地形補備測量の場合記載しない。
 4. (****)は、取得分類コードを示す。

用紙の大きさはA 4判とする

(第 1 - 9 号様式)

縦断測量精度管理表

作業名		地 区		計画機関名		作業機関名		点 検 者	
路線名		期 間	自 至	作 業 量		主任技術者		そ の 他	

路線番号	距 離	閉合差	許容範囲	摘 要	路線番号	距 離	閉合差	許容範囲	摘 要	観測者
										主要機器の名称及び番号
										レベル
										標 尺 (箱 尺)
										手簿、計算簿の誤りの有無
										再測率%

用紙の大きさはA 4 判とする

(第 1 - 1 0 号様式)

縦断測量成果表

[illegible]

用紙の大きさはA4判とする。

(第1-11号様式)

横断測量精度管理表

作業名		地区		計画機関名		作業機関名		点検者	
路線名		期間	自 至	作業量		主任技術者		その他	

測 点	水 平 位 置 （ 距 離 ）								標 高												摘 要
	測定値		検測値		較 差		許容範囲		測定値		検測値		較 差		許容範囲						
	左側	右側	左側	右側	左側	右側	左側	右側	左側	右側	左側	右側	左側	右側	左側	右側					
																				手簿、計算簿の誤りの有無	
																				使用与点の異常の有無	

用紙の大きさはA4判とする

(第1-12号様式)

IP の設置測量精度管理表

作業名		地 区		計画機関名		作業機関名		点 検 者	
路線名		期 間	自 至	作 業 量		主任技術者		そ の 他	

[illegible]

用紙の大きさはA 4判とする

(第1-13号様式)

中心線測量精度管理表

作業名		地 区		計画機関名		作業機関名		点 検 者	
路線名		期 間	自 至	作 業 量		主任技術者		そ の 他	

測 点	水 平 位 置 (距 離)				摘 要	測 点	水 平 位 置 (距 離)				摘 要
	計算値	測定値	較 差	許容範囲			計算値	測定値	較 差	許容範囲	

用紙の大きさはA4判とする

(第1-14号様式)

用地幅杭設置測量精度管理表

作業名		地 区		計画機関名		作業機関名		点 検 者	
路線名		期 間	自 至	作 業 量		主任技術者		そ の 他	

測 点	水 平 位 置 (距 離)				摘 要	測 点	水 平 位 置 (距 離)				摘 要
	計算値	測定値	較 差	許容範囲			計算値	測定値	較 差	許容範囲	

用紙の大きさはA4判とする

(第1-15号様式)

境界点間測量精度管理表

作業名		地 区		計画機関名		作業機関名		点 検 者	
路線名		期 間	自 至	作 業 量		主任技術者		そ の 他	

測 点	水 平 位 置 (距 離)				摘 要	測 点	水 平 位 置 (距 離)				摘 要
	計算値	測定値	較 差	許容範囲			計算値	測定値	較 差	許容範囲	

用紙の大きさはA4判とする

(第 1 - 1 6 号様式)

品質評価表 総括表

製 品 名			
ラ イ セ ンス		作 成 時 期	
作 成 者		座 標 系	
領域又は地名		検 査 実 施 者	

番 号	データ品質適用範囲	品質要求					品質評価結果 (可否)
		安全性	論 理 一貫性	位 置 正確度	時 間 正確度	主 題 正確度	

用紙の大きさはA4判とする。

【参考】

- ・空間データ製品仕様書作成マニュアル 国土地理院
- ・JMP2.0 仕様書 国土地理院
- ・品質の要求、評価及び報告のための規則 国土地理院

(第 1 - 1 7 号様式)

品質評価表 個別表

データ品質適用範囲				
品質要素		品質要求	品質評価方法	品質評価結果
安全性	過剰			
	漏れ			
論 理 一貫性	書式一貫性			
	概念一貫性			
	定義域一貫性			
	位相一貫性			
位 置 正確度	絶対又は外部 正確度			
	相対又は内部 正確度			
	グリッドデータ位置 正確度			
時 間 正確度	時間測定正確度			
	時間一貫性			
	時間妥当性			
主 題 正確度	分類の正しさ			
	非定量的属性の 正しさ			
	定量的属性の正 確度			

用紙の大きさはA4判とする。

記載要領

1. データ品質適用範囲は、品質評価の対象とするデータの内容又は範囲を記述する。
(地物の名称等データの特性や空間的な範囲、時間範囲を指定する。)
2. 品質要求は、製品仕様書に記述されている品質要件の概要を記述する。
3. 品質評価方法は、製品仕様書に記述されている品質評価方法の概要を記述する。
4. 品質評価結果は、品質評価方に基づいた評価結果を記述する。

土地調査表

(第1—18号様式)

調査箇所 名古屋市

区

町

NO.

法務局調査		調査場所		〇〇法務局〇〇出張所		調査年月日		令和〇年〇月〇日		閲覧者		氏 名	
地 番	地 目	台帳面積 m ²		住 所		氏 名		連絡先電話 番号	登記年月日 登記原因	共有者 持分	備 考		

(日本産業規格A4)

(第 1 - 1 図式)

平面图凡例

[illegible]

建物レイヤー						公共施設レイヤー																	法面レイヤー				構面レイヤー				植生レイヤー						その他レイヤー								
建 物						公 共 施 設																	法 面				構 面				植 生						そ の 他								
																																													
平屋建	コンクリート建	バラック建	二階建	階段	電力孔	電話孔	下水孔	雨・汚水孔	ガス孔	電力柱	電話柱	信号柱	公共衆電話	ボス機	警報機	バス停	アーケード	消火栓	制水栓	仕切栓	本管用止水栓	ガスメーター	地下鉄空気塔	鉄塔	法面コンクリート擁壁	コンクリート土	崩壊防止柵	防鉄板垣	生木板柵	恒久田	石田				竹林	荒地	針葉樹	広葉樹	植樹帯	暗きよ	河川水路敷	墓			

(第 1 - 2 図式)

レイヤー対応表

レイヤー名		カラー	
1	プロット	1	黒
2	舗装種別	7	シアン
3	行政区	1	黒
4	道路施設	1	黒
5	建物	1 1	橙
6	公共施設	3	緑
7	法面	1 4	青紫
8	構囲	1 0	茶
9	植生	1	黒
1 0	その他	1	黒
1 1	横断図	1 3	明青
1 2	拡大図	1 6	暗灰
1 3	メッシュ・図枠線	1	黒
1 4	凡例図	1	黒
1 5	多角線	1	黒
1 6	中心線	2	赤
1 7	区域線	4	青
1 8	路線番号	1	黒
1 9	市区町村名	1	黒
2 0	官公庁名及び会社名	6	マゼンダ
2 1	測点名	1	黒
2 2	中心線・ピッチデータ	2	赤
2 3	幅員・断面データ	1 3	明青
2 4	標間・隅切りデータ	4	青
2 5	その他名称	1	黒
2 6	メッシュ等文字	1	黒
2 7			
2 8			
2 9			
3 0			

(第 1 - 3 図式)

レイヤー名一覧 (区域線)

レイヤー名		レイヤーに含まれる内容	線色	線幅 (mm)	文字 高	文字 フォント	線種			
責任 主体	図面 作業要素 オブジェクト									
	タイトル	外枠	黄	0.7	—	全角 ゴシック	実線			
		凡例、見取図（注１）	黄		(3.5)					
		縮尺、縮尺係数	白	0.25	3.5					
		テーブ			2.5					
		整理番号、工種、業務場所			5					
		タイトル			7					
	確定図(注２)/公図	確定図線/公図線	白	0.13	—	半角 ゴシック	実線			
		地番			1.8					
		確定数値			—					
		幅員、方位			2.5					
		町界、町名		0.25	2.5					
	中心線/視準線	中心線	赤	0.25	—			一点 鎖線		
		視準線			—				破線	
		仮中心線	赤	0.25	—					
		▲マーク	赤	0.13	—					
		文字	白		3.5					
		境界標			1.8					
	標間距離	標間距離	白	0.13	2.5			実線		
		寸法線								
		比較								
		TOTAL 距離								
	断面図	断面図	白	0.13	2.5				半角 ゴシック	実線
		番号及び引出し線								
		断面線								
	引照図	枠	白	0.13	2.5					
		引照番号								
		現況図								
		引照線及び距離								
	数値地形図データ	現況地物	白	0.13	1.8			図式 どおり		
多角点	多角点	黄	0.13	2.5	実線					
	プロット点(現況点)	緑								
面積	面積	白	0.25	2.5						
	区域線	赤	0.25							
	座標リスト	白	0.13							
その他	上記以外	白	0.13	2.5						
	角度									
	拡大図、詳細図									
	説明用記号	赤								
登記情報	所有者住所・氏名	青	0.25	2.5						
	登記面積									

注 1 : ラスターでもよい。注 2 : 確定図はラスターに変換し挿入

- ・線の太さ等 : 原則 1 : 2 : 4
- ・C A D : クリップ (塗りつぶし) は認めない。線の集合体とすること
- ・t i f f の取扱い : 位置図など必要最小限に加工して画像を小さくすること (窓禁止)
- ・実測数値も直立体 (斜体禁止)
- ・記入する文字はマスクしないこと

(第 1 - 4 図式)

レイヤー名一覧 (保全)

引照点位置図

レイヤ名			レイヤに含まれる内容	線色	線幅 (mm)	文字高 (mm)	文字フォント	線種
責任 主体	図面 オブジェクト	作業要素						
	タイトル		タイトル	白	0.13	10	全角ゴシック	実線
			方位、縮尺			7		
	平面図		排水構造物			—		
			準歩道・舗装止等			—		
	測点		プロット点			5	半角ゴシック	
			点名			2.5		

保全要綱 5号様式の1

レイヤ名			レイヤに含まれる内容	線色	線幅 (mm)	文字高 (mm)	文字フォント	線種
責任 主体	図面 オブジェクト	作業要素						
	タイトル		外枠	白	0.7	—	全角ゴシック	実線
			図面種別		0.13	5		
			タイトル			7		
			測量標種別			2.5		
			番号、種類、業務場所等			5		
	経路図		距離等		0.13	2.5	半角ゴシック	

保全要綱 5号様式の2

レイヤ名			レイヤに含まれる内容	線色	線幅 (mm)	文字高 (mm)	文字フォント	線種
責任 主体	図面 オブジェクト	作業要素						
	タイトル		外枠	白	0.7	—	全角ゴシック	実線
			図面種別		0.13	5		
			タイトル			7		
			測量標種別			2.5		
			番号、種類、業務場所等			5		
	経路図		距離等		0.13	2.5	半角ゴシック	

(第 1 - 5 図式)

線の規格

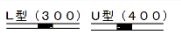
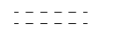
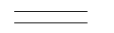
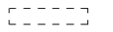
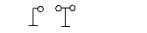
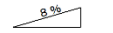
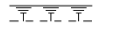
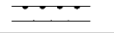
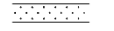
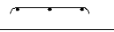
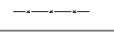
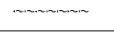
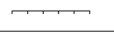
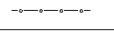
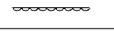
線 号	線の太さ	
1 号	0. 0 5 mm	—————
2 号	0. 1 0 mm	—————
3 号	0. 1 5 mm	—————
4 号	0. 2 0 mm	—————
6 号	0. 3 0 mm	—————

記載線の種類・太さ

メッシュ図郭線	—————		2号 (0.10)
多 角 線	—————		2号 (0.10)
多角中心線	— · — · — · — · — · — · —	5. 0 1. 0 0. 5	2号 (0.10)
計算中心線	— · · · — · · · — · · · — · · · — · · · —	1. 0	2号 (0.10)
道路区域線	—————		2号 (0.10)
舗 装 界	— · · · — · · · — · · · — · · · — · · · —	1. 0	2号 (0.10)
家 屋 等	—————		4号 (0.20)
バラック	— — — — — · — — — — — · — — — — —	2. 0 1. 0	2号 (0.10)
市 郡 界	— — — — — · — — — — — · — — — — —	5. 0 1. 0 0. 5	6号 (0.30)
区 界	— — — — — · — — — — — · — — — — —	5. 0 1. 0 0. 5	6号 (0.30)
大字町界	— — — — —	5. 0 1. 0	4号 (0.20)
丁目字界	— — — — — · — — — — — · — — — — —	4. 0 1. 0	4号 (0.20)

(第 1 - 6 図式)

出力サイズ表

種 別		大 き さ (mm)		線の太さ (号)	種 別	大 き さ (mm)		線の太さ (号)	種 別	大 き さ (mm)		線の太さ (号)	
三 角 点	プロットマーク		3.0	4	街 路 樹		2.0	2	田	植生レイヤー		2	
水 準 点			3.0	4	雨水井 (既設の井)		1.5	2	畑			2	
国 の 多 角 点			3.0 1.0	3	特殊井 (既設でない井)		3.0	2	竹林			2	
名古屋市測量標			3.0 1.0	3	側 溝 蓋 有			4	荒地			2	
主 要 点			2.0	2	側 溝 蓋 無			2	植樹帯			2	
道路台帳基準点			3.0 2.0	2	街 路 灯		1.5		針葉樹、広葉樹 (独立樹)			2	
街区三角点			3.0	2	共同溝 (マンホール)				暗さよ			1.0 0.1	2
街区多角点			3.0	2	電線共同溝 (ハンドホール)				河川水路敷				2
多角点・道路中心点			1.5	2	道路標識 (本体設置のみ)				墓地				2
ピッチ (100m毎)			1.0	2	片持式標識				断面勾配 (8%以上)			1.5 0.4 0 (文字2.0)	2
道路標識 (木杭)			1.5	2	門型式標識								
道路標識 (紙)			1.5	2	カーブミラー								
道路標識 (刻)			1.5	2	法		3.0 1.0 3.0 0.5						
電柱 (電柱、電話)	公共施設レイヤー		1.5 (文字2.0)	2	コンクリート擁壁		1.0 0.1						
警 報 機			1.5 (文字2.0)	2	コンクリート		4.0 2.0						
人 孔			2.0	2	崩 土		3.0 1.0						
消 火 栓			3.0 2.0 (文字2.0)	3	防 護 柵		3.0 1.0						
制、仕、ガス、本管用止水栓			1.2	2	鉄 柵		4.1 1.0 1.0						
信 号 柱			1.5 (文字2.0)	2	生 垣		3.0 1.0						
地下鉄空気孔				2	板 塀		3.0 1.0						
アーケード			1.0 (文字1.5)	2	木 柵		2.1 2.0 1.0						
公 衆 電 話			2.0 (文字2.0)	3	恒 久 塀		3.0 1.0						
パ ス 停			1.5 (文字2.0)	2	石 垣								
ポ ス ト			2.5	3									
鉄 塔				2									

(第 1 - 7 図式)

舗装種別記号の大きさ、書体等

舗 装 種 別		記号	大きさ (mm)	書 体	サイズ (mm)
7 シ ア ン	セメントコンクリート舗装道	CO	3/2 3/1.5	H G P 教 科 書 体	4. 35 0. 70 0. 70
	アスファルトコンクリート舗装道(一般)	A	3/2. 5		4. 35 0. 90 1. 00
	アスファルトコンクリート舗装道(カラー)	AC	3/2 3/1.5		4. 35 0. 70 0. 70
	アスファルト舗装道(一般)	a	3/2. 5		5. 00 0. 80 0. 80
	アスファルト舗装道 (カラー)	ac	3/2 3/1.5		6. 50 0. 60 0. 60
	コンクリート平板舗装道	C†	3/2 3/1.5		4. 35 0. 70 1. 00
	ブロック・タイル系舗装道	B	3/2. 5		4. 35 0. 90 1. 00
	樹脂系舗装道	Re	3/2 3/1.5		4. 35 0. 70 1. 00
	簡易舗装道 (ソイル)	Sg	3/2 3/1.5		4. 35 0. 90 1. 00
	砂 利 道	G	3/2. 5		4. 35 0. 90 1. 00
	防 塵 処 理 道	G†	3/2 3/1.5		4. 35 0. 70 1. 00
					5. 00 1. 00 1. 00

(第1－8図式)

記載文字および数値の大きさ、書体等

色	種 別	大きさ(mm)	書 体	サイズ (mm)
黒	当該メッシュ番号	5. 5	ゴシック体	8. 0 1. 0 1. 0
黒	隣接メッシュ番号	3. 5	ゴシック体	5. 0 1. 0 1. 0
黒	路 線 番 号	5. 0	ゴシック体	5. 0 1. 0 1. 5
黒	他 市 郡 町 名	4. 0	ゴシック体	4. 5 1. 0 1. 5
黒	区 町 名	4. 0	ゴシック体	4. 5 1. 0 1. 5
黒	大 字 名	4. 0	ゴシック体	4. 5 1. 0 1. 5
黒	丁 目 字 名	4. 0	ゴシック体	4. 5 1. 0 1. 5
マジエ ンタ	官公庁名及び主たる会社名	2. 5	明朝体	3. 0 1. 0 1. 0
赤	道路中心線ピッチ及び幅員の数字	1. 5	斜体ゴシック体	1. 5 1. 0 1. 0
黒	主要点多角点NO. (数字)	1. 5	斜体ゴシック体	2. 0 0. 8 1. 0
明青	断面図記載数字	1. 0~1. 5	斜体ゴシック体	1. 8 0. 9 0. 8
橙	建 物	2. 0	ゴシック体	2. 5 1. 0 1. 0
緑	注 記 文 字	1. 5	ゴシック体	2. 0 1. 0 1. 0
青	標 間 距 離	1. 5	斜体ゴシック体	2. 0 1. 0 1. 0
青	隅 切 り 距 離	1. 0~1. 5	斜体ゴシック体	2. 0 0. 8 1. 0

- * 記載する文字は必ず全角文字で入力する。
- * 外字は文字ではなく線の集合体とする。
- * 文字及びプロットマークの層は上位にする。

(第 1－9 図式)

公図写し

委 託 業 務 名
委 託 業 務 場 所

縮尺 1 : 〇〇

調査年月日
令和〇〇年〇〇月〇〇日
〇〇法務局調査

調査者氏名
受 託 人
〇〇〇〇 (氏名)

(注) 計画幅線を朱線 () で記入する。

(第 1－10 図式)

150 mm

80 mm

委 託 業 務 名

委 託 業 務 場 所

縦 断 面 図

縮 尺 縦 1 : 1 0 0

横 1 : 1 0 0

発 注 課 公 所 名

受 託 人

水準値 : T P 値

(第 1－1 1 図式)

	← 150 mm →	
↑ 80 mm ↓	委託業務名 委託業務場所 横断面図 縮尺 1 : ○○ 発注課公所名 受託人	
	水準値 : T P 値	

(第 2 - 1 号様式)

立会予定者一覧表

委 託 業 務 名	
委 託 業 務 場 所	
測 量 立 会 日	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
予 算 科 目	
担 当 者 職 氏 名	局 部 課 技術職員

通 番	地 番	立 会 予 定 者		報償金概算所要額	立会予定日時	摘 要
		氏 名	住 所	旅費概算所要額		
			報償金合計	¥		
			旅費合計	¥		

(日本産業規格 A 4)

(第2-2号様式)

土地境界立会確認書

事業名：令和〇〇年度 都計
場所：名古屋市〇〇区〇〇から〇〇
発注機関：名古屋市緑政土木局〇〇〇部〇〇〇〇課
担当職員：技術職員 〇〇〇〇
所在：名古屋市〇〇区
地番：

上記の土地について、下記のとおり土地所有者（又は代理人）立会のもとに境界を確認したものに相違ない。

記

No.	所有者	氏名	電話番号	立会年月日	印又は署名
			() —	令和 年 月 日	
立会境界点	立会人	氏名			
		住所	本人確認方法		
			☐ (1) 身分証明書 ☐ (3) 各種被保険者証 ☐ (5) 委任状 ☐ (7) 自宅訪問 ☐ (9) 他の立会人の申述 ☐ (10) その他 () ☐ (2) 運転免許証 ☐ (4) 住基カード ☐ (6) 立会通知書持参 ☐ (8) 面識あり		
		所有者との関係			
摘要欄					

(日本産業規格A3)

確認した境界点の見取図

注1 余白には、地図の種類、方位及び縮尺を記載すること。

(第 2 - 3 号様式)

立 会 記 録 簿	
町 名 ・ 地 番	
土地所有者氏名	
境界立会者氏名	
境界立会年月日	参考資料・使用資料及び立会意見

(日本産業規格 A 3)

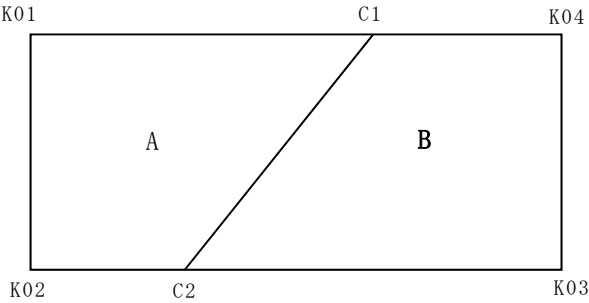
立 会 結 果

(第2—4号様式)

都計	線面積計算書	検算者氏名	検算者氏名	測量担当者氏名

区	町 大字	丁目 字	地番	地目	台帳面積 m ²	道路 河川 公園 予定面積 m ²	台帳残地面積
							実測残地面積 m ²
							m ²
							m ²

所有者氏名	所有者住所	備考
	登記住所	
	現住所	
境界立会人	住所	所有者との関係



地番	A			
測点	X _n	Y _n	(X _{n+1} - X _n - 1) Y _n	距離
		倍面積		
		面積		
		地積	m ²	

地番	B			
測点	X _n	Y _n	(X _{n+1} - X _n - 1) Y _n	距離
		倍面積		
		面積		
		地積	m ²	

(注) 方位は北又は西を上にする。
(注) 縮尺 1 / 250
(注) 判読が困難な場合は、拡大図を書く。
(注) 設置した測量標を記入する。

(日本産業規格 A 4)

(第2-5号様式)

mm

10mm

15mm

7mm

都計〇〇〇線 面積計算書一覧表												
区	町 大字	丁目	地番	地目	台帳面積 m ²	道路 河川 公園	予定面積 m ²	3分割面積 (A) m ²		土地所有者		備考
										住所	氏名	
10mm	20mm	20mm	20mm	10mm	30mm	35mm		35mm		mm	mm	30mm

(日本産業規格A4)

(注) 備考欄

- 1 全筆事業地の場合は全筆と記入
- 2 共有者がある場合は共有外〇名と記入
- 3 3分割の場合は3分割と記

(第 2－6 号様式)

点 の 記 明 細 図

I P、主要点 点の記				
件 名			写 真	
名 称				
杭 高		H＝		
座 標	X＝			
	Y＝			
選 点	令和 年 月 日			
	氏 名			
観 測	令和 年 月 日			
	氏 名			
所 在 地				
備 考				
方 位 標			杭の種類	
詳 細 図				

(日本産業規格 A 4)

(第2－7号様式)

点 の 記 明 細 図

仮BM 点の記				
件 名			写 真	
名 称		仮BM		
杭 高		H＝		
座 標	X＝			
	Y＝			
選 点	令和 年 月 日			
	氏 名			
観 測	令和 年 月 日			
	氏 名			
所 在 地				
備 考				
方 位 標			杭の種類	
詳 細 図				

(日本産業規格 A 4)

(第 2 - 1 図式)

基準点多角網図

委託業務名
委託業務場所

縮尺 1 : ○○

(第 2 - 2 図式)

←

→

250 mm

1

2

3

↑

↓

130 mm

委託業務名

委託業務場所

現況平面図

縮尺 1 : 250

自 令和〇〇年〇〇月〇〇日

至 令和〇〇年〇〇月〇〇日

発注課公所名

受託人

現地見取図

凡例

(第 1 - 1 図式)

(第 2 - 5 図式)

座標一覧表

多角点

中心点

幅点 を記入

(第 2 - 3 図式)

←

250 mm

→

1

2

3

↑

130 mm

↓

委託業務名

委託業務場所

用地平面図

縮尺 1 : 250

自 令和〇〇年〇〇月〇〇日

至 令和〇〇年〇〇月〇〇日

発注課公所名

受託人

面積計算書一覧表
(第 2 - 5 様式)

現地見取図

凡例
(第 1 - 1 図式)
(第 2 - 5 図式)

(第 2 - 4 図式)

↑	← 250 mm → 1 2 3	面積計算書一覧表 (第 2 - 5 様式)
130 mm ↓	委託業務名 委託業務場所 用地実測図 縮尺 1 : 250 自 令和〇〇年〇〇月〇〇日 至 令和〇〇年〇〇月〇〇日 発注課公所名 受託人	座標一覧表 多角点 中心点 幅点 境界点 を記入
現地見取図	凡例 (第 1 - 1 図式) (第 2 - 5 図式)	

用地測量特記凡例

特 記 凡 例					
	計画中心線	計画幅員線	立会い済境界線	未立会い済境界線	計算点
	朱	朱			

(第 3 - 1 号様式)

業 務 報 告 書

点 検 者

作 成 者

作業経過・結果及び協議内容

街区番号又は
路線番号
(月 日)

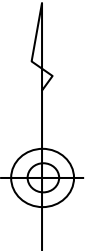
街区番号又は
路線番号
(月 日)

街区番号又は
路線番号
(月 日)

(日本産業規格 A 4)

区域線設定図

委 託 業 務 名 所
委 託 業 務 場 所



発注者



凡 例

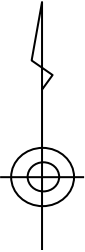
- S = 1 :
- 1. 現地実測時気温
 - 2. 温度補正計算式
 - 3. 尺定数
 - 4. テーブルN o.

受託人

(日本産業規格 A 3)

中心線設定図

委 託 業 務 名 所
委 託 業 務 場 所



凡 例



- S = 1 :
- 1. 現地実測時気温
 - 2. 温度補正計算式
 - 3. 尺定数
 - 4. テーブルNo.

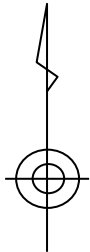
発注者

受託人

(日本産業規格A2)

区域線調査設定図

委託業務場所
委託業務場所



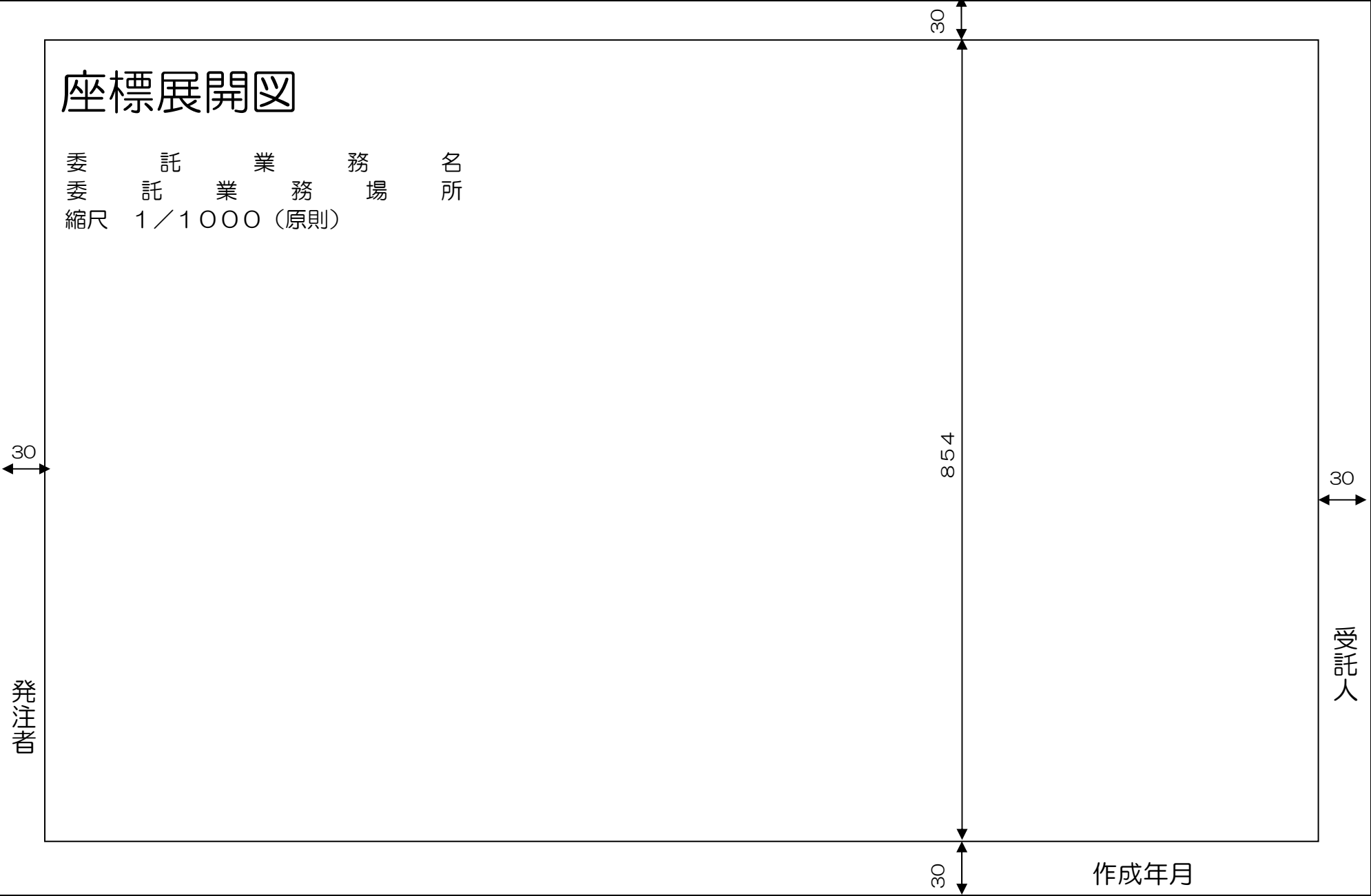
平面図凡例

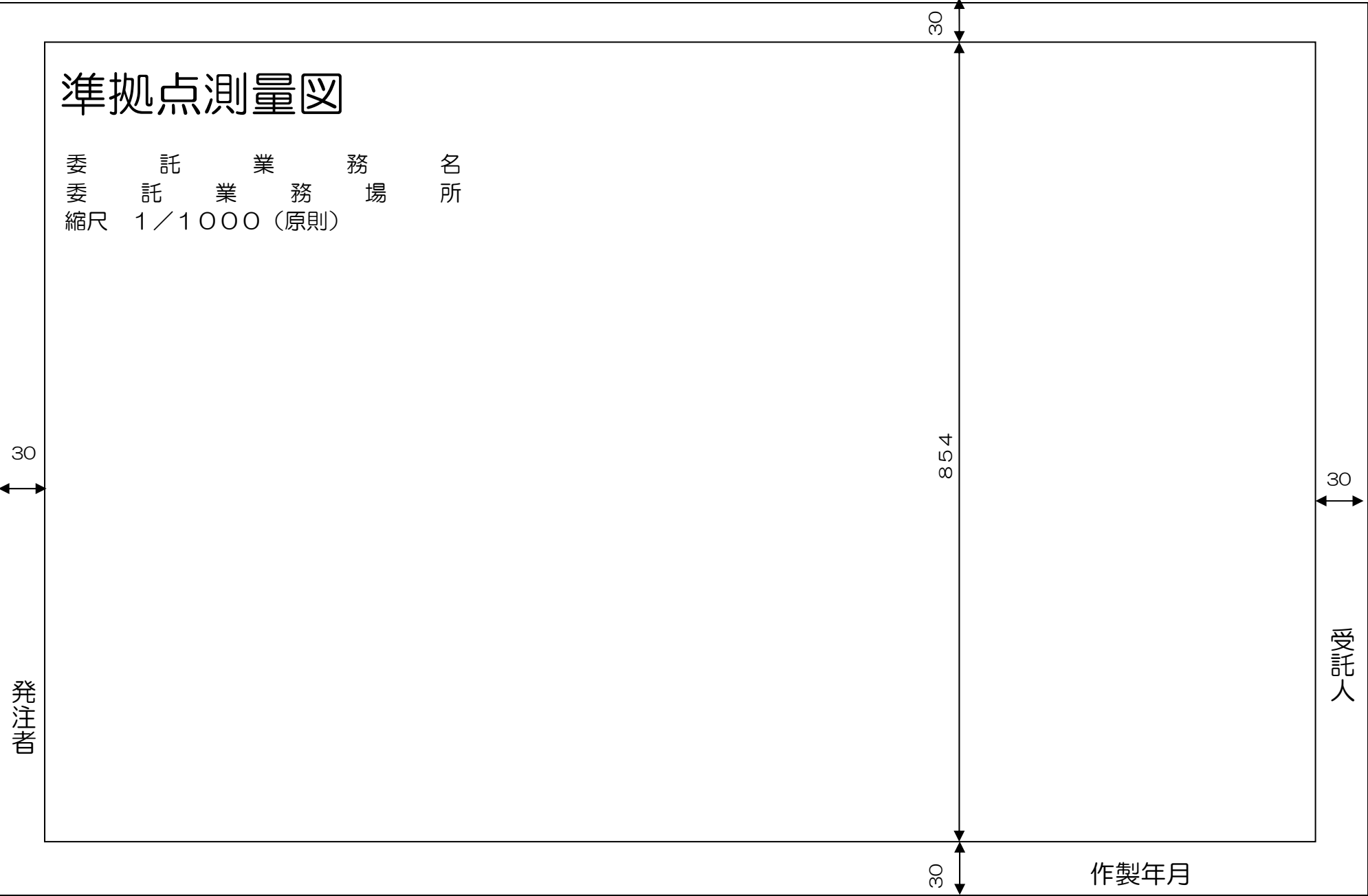
- S = 1 :
- 1. 現地実測時気温
 - 2. 温度補正計算式
 - 3. 尺定数
 - 4. テーブルNo.
 - 5. 縮尺係数

受託人

発注者

(日本産業規格A2)





(第4-1号様式)

業 務 報 告 書

整理
番号

[illegible]

(日本産業規格 A 4)

区域線設定図

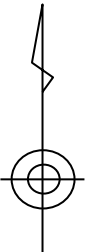
委 託 業 務 名

整理番号
区・番号

工種名

委託業務場所

申請番号
依頼番号



発注者

凡 例



- S=1 :
- 1. 現地実測時気温
 - 2. 温度補正計算式
 - 3. 尺定数
 - 4. テーブルNo.
 - 5. 縮尺係数

受託人

中心線設定図

委 託 業 務 名

整理番号
区・番号

工種名

委託業務場所

申請番号
依頼番号

見取り図

凡 例

S＝1：

1. 現地実測時気温
2. 温度補正計算式
3. 尺定数
4. テーブルNo.
5. 縮尺係数

発注者

受託人

(日本産業規格 A 2)

1 3－5 4

境界調査図

委託業務名

整理番号
区・番号

工種名

委託業務場所

申請番号
依頼番号

見取り図

平面図凡例

S＝1：
1. 現地実測時気温
2. 温度補正計算式
3. 尺定数
4. テーブルNo.
5. 縮尺係数

発注者

受託人

公図拡大図

委 託 業 務 名

整理番号
区・番号

工種名

委託業務場所

申請番号
依頼番号

縮尺 1：〇〇〇

見取り図

閲 覧 場 所	
閲覧年月日	
閲 覧 者	

発注者

受託人

(日本産業規格 A 2)

1 3－5 6

基準点測量（点検測量比較図）

道路台帳整備（〇〇〇）に伴う測量委託〇〇（〇〇—〇〇—〇）

〇〇区〇〇町外〇か町地内

点検測量率

(第7-2図式)

基準点測量（点検測量比較表）

道路台帳整備（〇〇〇）に伴う測量委託〇〇（〇〇—〇〇—〇）
〇〇区〇〇町外〇か町地内

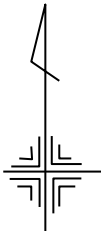
測角

測距

路線対照図

縮尺1：2500

道路台帳整備（〇〇〇）に伴う測量委託〇〇（〇〇—〇〇—〇）
〇〇区〇〇町外〇か町地内



凡 例

路線対照表

〇年〇月調製

名古屋市緑政土木局

受託人

700

600

多角・中心線網図

縮尺1：1000

道路台帳整備（〇〇〇）に伴う測量委託〇〇（〇〇—〇〇—〇）
〇〇区〇〇町外〇か町地内

凡 例

〇年〇月調製

名古屋市緑政土木局

受託人

600

700

多角・中心線網図
[多角対照図]

縮尺1：1000

道路台帳整備（〇〇〇）に伴う測量委託〇〇（〇〇—〇〇—〇）
〇〇区〇〇町外〇か町地内

凡 例

〇年〇月調製

受託人

交差部標高図 (T・P 値)

縮尺 1 : 2500

道路台帳整備 (〇〇〇) に伴う測量委託〇〇 (〇〇—〇〇—〇)
〇〇区〇〇町外〇か町地内

交差部標高一覧表

勾配算出表

名古屋市緑政土木局

受託人

700

600

道路台帳座標測量図 縮尺1：1000

道路台帳整備（〇〇〇）に伴う測量委託〇〇（〇〇—〇〇—〇）
〇〇区〇〇町外〇か町地内

座標一覧表

凡 例

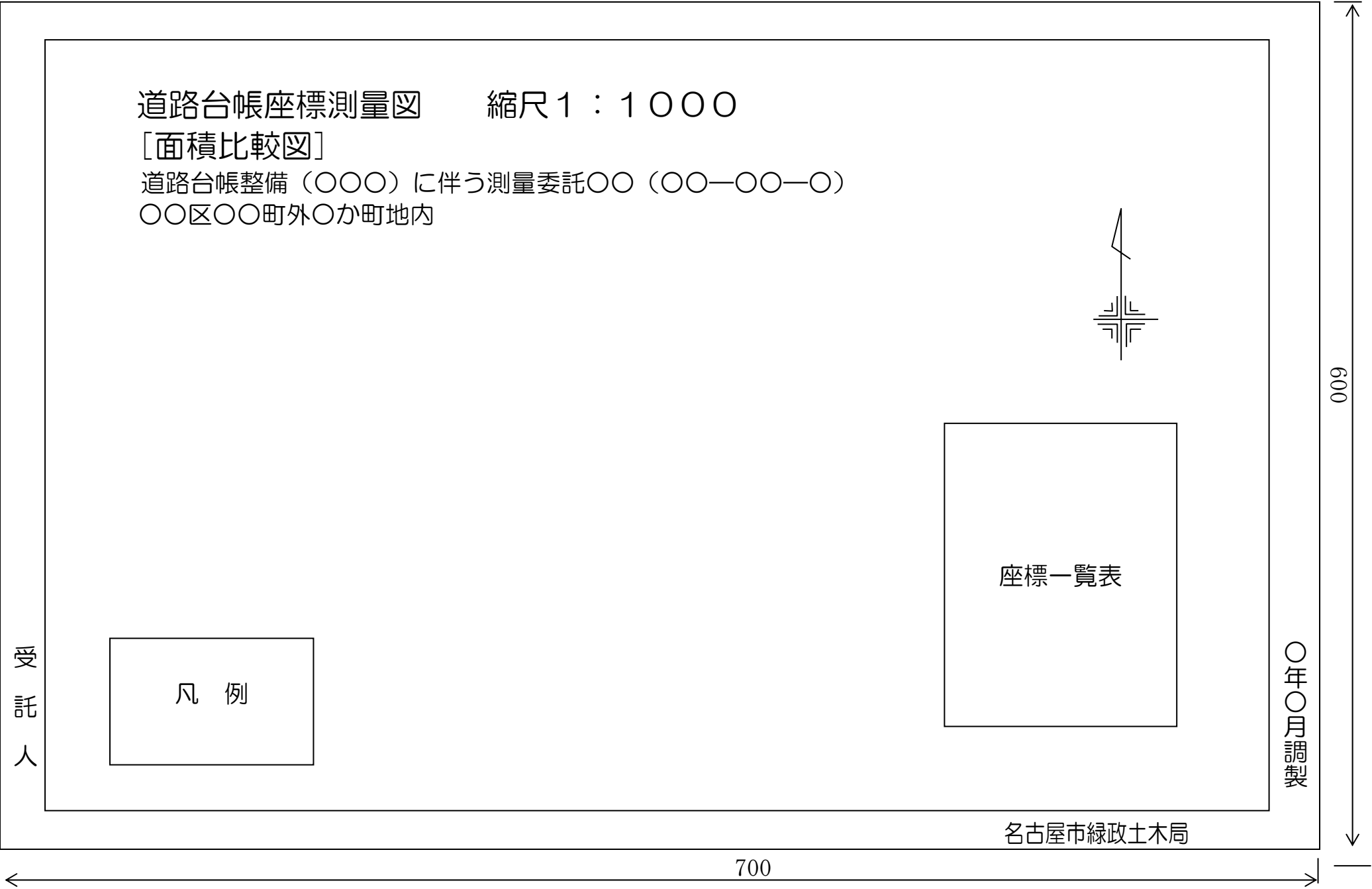
受託人

〇年〇月調製

名古屋市緑政土木局

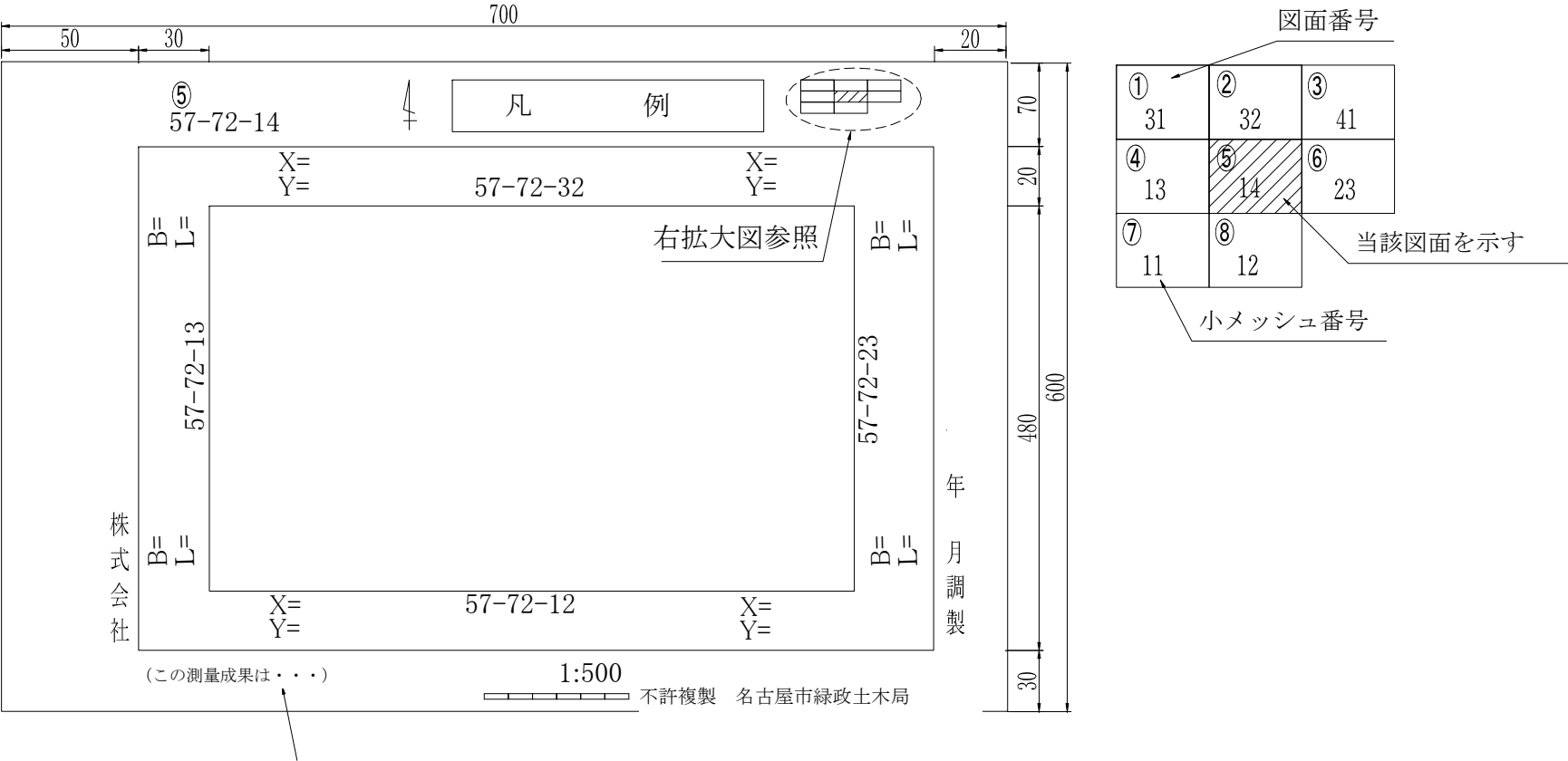
700

600



(第7－9図式)

道路台帳平面図(図式・規格)「基準点取付測量委託の場合」



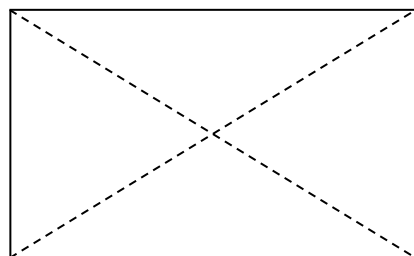
「この測量成果は、国土地理院の助言をうけて得たものである。」「平面直角座標は、世界測地系による。」
(助言番号)： 部公第 号」

メッシュ図郭線点検表
道路台帳整備（基準点取付）に伴う測量委託〇〇（〇〇—〇〇—〇）
〇〇区〇〇町外〇か町地内

図面番号

メッシュ番号

メッシュ図点検表



点検メッシュ座標値

(日本産業規格 A 4)

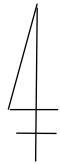
測量標（多角点・多角水準点・ 級基準点）の記

点	名							
所	在 地							
選	点	年 月 日	選 点 者					
			選 点 立 会 者					
埋	設	年 月 日	埋 設 者					
観	測	年 月 日	観 測 者					
方 位 標 再 設			観 測 の 方 法					
標 識 の 種 類			埋 設 法					
管 理 者			備 考					
成 果 値			位置図（見取図） 1 : 2 5 0 0					
緯 度								
経 度								
真 北 方 向 角								
X 座 標								
Y 座 標								
H（参考値）								
縮 尺 係 数								
水 準 成 果 （ T . P ）								
位置詳細図								
方位標 1		方位標 A		方位標 B				

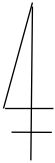
測量標 (級基準点) の記

点 名				
所 在 地				
選 点	年 月 日	選 点 者		
		選 点 立 会 者		
埋 設	年 月 日	埋 設 者		
観 測	年 月 日	観 測 者		
方 位 標 再 設		観 測 の 方 法		
標 識 の 種 類		埋 設 法		
管 理 者		備 考		
成 果 値		位置図 (見取図) 1 : 2 5 0 0		
緯 度				
経 度				
真 北 方 向 角				
X 座 標				
Y 座 標				
H (参考値)				
縮 尺 係 数				
水 準 成 果 (T . P)				
位置詳細図				
現 況 写 真				
近 景		遠 景		

測量標（水準点）の記

点 名				
所 在 地				
選 点	年 月 日	選 点 者		
		選 点 立 会 者		
埋 設	年 月 日	埋 設 者		
標 識 の 種 類	年 月 日	埋 設 法		
管 理 者		備 考		
水準成果 (T. P.)	別表に記載			
<u>位置詳細図</u> 				
<u>位置図（見取図） 1 : 2 5 0 0</u> 				

測量標（道路台帳基準点）の記

測 量 ブ ロ ッ ク 番 号									
道 路 台 帳 基 準 点 番 号									
所 在 地									
選 点	年 月 日	選 点 者							
		選 点 立 会 者							
埋 設	年 月 日	埋 設 者							
観 測	年 月 日	観 測 者							
方 位 標 再 設		観 測 の 方 法							
標 識 の 種 類		埋 設 法							
管 理 者		備 考							
成 果 値		位置図（見取図） 1 : 2 5 0 0							
緯 度									
経 度									
真 北 方 向 角									
X 座 標									
Y 座 標									
H（参考値）									
縮 尺 係 数									
水 準 成 果 （ T . P ）									
位置詳細図									
方位標 A		方位標 B		方位標 C					

現地測量 [公園] (現地調査・原図作成)

精度管理表No. 1

公園台帳測量委託 (その)			公園始め 公園							
作 業 機 関 名			作 業 機 関				主任技術者		点 検 者	
公 園 名										
項 目			脱落	誤記	脱落	誤記	脱落	誤記	脱落	誤記
設置・管理	記 念 碑									
	売 店									
	公 衆 便 所									
	倉 庫									
占用許可施設	防 火 貯 水 槽									
	標 識 類									
	案 内 板									
	市 広 報 板									
	町 内 掲 示 板									
	公 衆 電 話 所									
	電 柱 類									
	支 線									
	測 量 標									
	郵 便 ポ ス ト									
園 路 及 び 広 場	舗装種別	ブロック (ILB)								
		アスファルト								
		コンクリート								
		平 板								
		石 張								
		レンガ・タイル								
		砂 利 道								
	側溝	L 形								
		U 形								
		(グレーチング)								
		(コンクリート蓋)								
	枿	集 水								
		汚 水								
	縁石	ブ ロ ッ ク								
		玉 石								
		レ ン ガ								
		雑 割 石								
	階段	コ ン ク リ ー ト								
		石 張								
		擬 木								
	広場等	ミニスポーツ広場								
		スポレク広場								
		多 目 的 広 場								

現地測量 [公園] (現地調査・原図作成)

精度管理表No. 2

公園台帳測量委託 (その)				公園始め 公園								
作 業 機 関 名			作 業 機 関		主任技術者				点 検 者			
公 園 名												
項 目			脱落	誤記	脱落	誤記	脱落	誤記	脱落	誤記	脱落	誤記
修 景 施 設	植 栽	独 立 樹										
		寄 植										
		保 存 樹 ・ 記 念 樹										
		自 然 林										
		生 垣										
	張 地 花 パ 噴 流 彫	芝										
		被 類										
		壇										
		ゴ ラ										
		水										
		れ										
		像										
休 養 施 設	あ ず ま や											
	シ エ ル タ ー											
	テ ー ブ ル											
	ベ ン チ											
	ス ツ ー ル											
遊 戯 施 設	鉄製遊具	ぶ ら ん こ										
		シ ー ソ ー										
		す べ り 台										
		ジャングルジム										
		ラ ダ ー										
		グローブジャングル										
		チェーンネットクライム										
	C O N 製遊具	砂 場										
		クライミングスライダー										
		プレイマウント										
		石 の 山										
		プレイウォール										
		ス テ ッ プ 類										
		小 動 物										
		円 木										
	ス プ リ ン グ 遊 具											
	コンビネーション遊具											

現地測量 [公園] (現地調査・原図作成)

精度管理表No. 3

公園台帳測量委託 (その)					公園始め 公園					
作 業 機 関 名			作 業 機 関		主任技術者			点 検 者		
公 園 名										
項 目			脱落	誤記	脱落	誤記	脱落	誤記	脱落	誤記
運動施設	鉄 棒									
	ス ポ ー ツ ウ ォ ー ル									
	器 具 庫									
	ジ ョ ギ ン グ コ ー ス									
	健 康 増 進 コ ー ナ ー									
	野 球 場									
	テ ニ ス コ ー ト									
教養施設										
便益施設	水 飲 場									
	便 所									
	時 計 台									
	駐 車 場									
管 理 施 設	門 柱									
	案 内 板									
	標 識									
	公 園 灯									
	く ず か ご									
	架 空 線									
	地 下 ケ ー ブ ル									
	柵 類	鎖 柵								
		車 止								
		パ イ プ 柵								
		フ ェ ン ス								
	擁壁	防 護 柵								
		石 積								
		ブ ロ ッ ク 積								
		コンクリート壁								
給排水施設	管 渠									
	給 水 管									
	水 道 メ ー タ ー									
	止 水 栓									
	散 水 栓									

現地測量 [公園] (現地調査・原図作成)

精度管理表No. 4

公園台帳測量委託 (その)				公園始め 公園								
作 業 機 関 名			作 業 機 関		主任技術者				点 検 者			
公 園 名												
項 目			脱落	誤記	脱落	誤記	脱落	誤記	脱落	誤記	脱落	誤記
周 辺 道 路 施 設	排水施設	U 形 側 溝										
		L 形 側 溝										
		柵										
	舗装	コンクリート										
		アスファルト										
		ブロック・タイル										
	防護柵	ガードレール										
		ガードパイプ										
	照明施設	街 路 灯										
	道路標識											
	街 路 樹											
	その他											
	信 号											
	横 断 歩 道											
	占用施設	電 柱 類										
人 孔 類												
埋 設 栓 類												
隣接民地	塀 ・ 門 扉 類											
	建 築 物 等											
境 界 標												
町 名 ・ 字 界 線												

主要施設調書

建築物及び公園施設調書

(第10－2号様式)

		公園番号					
種 別	名 称	構 造	個 数	面 積	m	設 置 年 月 日	備 考
修景施設	バーゴラ						
	シェルター						
	あずまや						
休養施設	ベンチ						
	テーブル						
	ブランコ						
遊戯施設	シーソー						
	すべり台						
	鉄棒						
	グローブジャングル						
	パイプ類						
	チェーンネット類						
	その他						
	砂場						
	クライミングスライダー						
	プレイマウント						
	石の山						
	プレイウオール						
	小動物						
	ステップ類						
	その他						
運動施設	コンビネーション遊具						
	SP遊具						
	その他						
	SP遊具						
	その他						
	水のみ場						
便益施設	便所						
	くずかご						
	水銀灯						
管理施設	その他の公園等						
	門柱						
	時計塔						
そ の 他	その他時計						

建 ペ イ 率 及 び 運 動 施 設 面 積 の 割 合 調 書

		建ペイ率				運 動 施 設 面 積 の 割 合	備 考
基 準 値 (許 容 率)		一 般 施 設	運・休・教 施設	屋根付広場等	合 計	50%	
基準値を明らかに 下回っている場合		2%	10%	10%	22%	50%	
基準値の上限に 近い場合 (90%以上)		□1.8%以下	□9.0%以下	□9.0%以下	□19.8%以下	□45%以下	
□ 記 載							
建物面積又は 施設面積		m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	
建物面積又は 敷地面積割合		%	%	%	%	%	

(第10－3号様式)

基 本 調 書

種 別						公園番号				
ふりがな 都市公園の名称 (都市計画公園名)				所在地			設 置 年月日			
告 示 の 経 緯	告 示 年 月 日	告 示 番 号	面 積 (ha)	告 示 事 由				付 図 番 号		
土 地 の 経 緯 権 原	取 得 年 月 日	面 積	土 地 所 有 者	公 園 管 理 者 の 有 する 権 原	取 得 方 法	備 考				
都 市 計 画 決 定	設 定 年 月 日	計 画 番 号	計 画 面 積 (ha)	そ の 他 法 規	法 令	適 用 関 係			特 記 事 項	有

Page: _____

許可調書(公園名)

(第10-4号様式)

許可の種類		番号	名称・種別	使用者住所	使用者名	土地 使用面積	建築面積	構 造	(当初) 許可年月日
1	○ 設 置	1							
		2							
		3							
2	△ 管 理	1							
		2							
許可の種類		番号	名称・種別	使用者住所	使用者名	占用物件の 数量・面積	物件の面積	地下占用 構 造	(当初) 許可年月日
3	□ 占 用	1							
		2							
		3							
		4							
		計							

土地所有者別調書

土地の所在	地 番	地 目	地 積	氏 名	異 動 原 因	異 動 年 月 日

Page: _____

1 : ○○○

○ ○ 公 園 平 面 図

○○-○○

平面図凡例

訂正年月日	

年
月
日調製

受託人

名古屋市緑政土木局

(第 1 0 - 2 図式)

S =

○ ○ 公 園 平 面 図

○○-○○

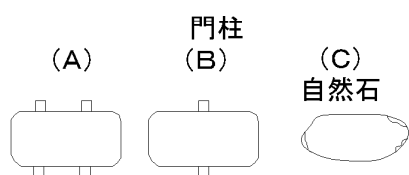
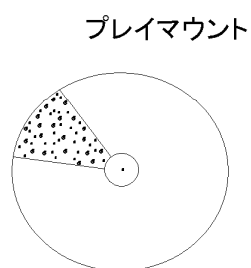
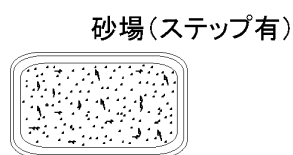
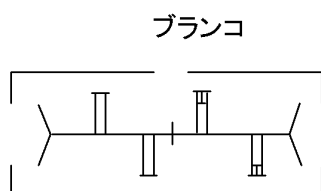
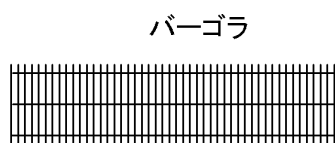
境界点
座標一覧表

凡例

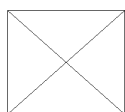
平面図凡例

	市 郡 界		張 芝
	区 界		集 水 樹
	町・大字界		汚 水 樹
	丁目・字界		ハンドホール
	名古屋市基準点		管 渠
	立会い境界線(朱線)		給 水 管
	未確定境界線(朱破線)		地 下 ケ ー ブ ル
	計 算 式 点		架 空 線
	多角点-台帳板		車止(固定・鎖・可動)
	多角点-区域線明示板		バ イ プ 柵
	多角点-その他		フ ェ ン ス
	基 準 点 杭		防 護 柵
	コンクリート杭		鉄 柵
	鋳・金属プレート		木 柵
	刻 み		恒 久 堀
	プラスチック杭		板 堀
	木 杭		家屋(構造・階層)
	石 杭		崩 土
	アスファルト舗装道		中 電 柱
	コンクリート舗装道		電 話 柱
	砂 利 道		信 号 柱
	コンクリート平板舗装		街 路 灯
	コンクリートカー-平板舗装		標識類(公園内)
	コンクリート舗装		道 路 標 識
	アスコン舗装(カー)		消 火 栓
	樹脂系舗装		ガ ス 栓
	ブロック舗装		制 水 弁
	レンガ・タイル舗装		仕 切 弁
	石 張 舗 装		止 水 栓 (公園内)
	L型側溝・L型側溝樹		止 水 栓 (道路上)
	U型側溝(グレチング)		散 水 栓 (公園内)
	U型側溝(蓋付)		散 水 栓 (道路上)
	U型側溝(蓋無)		量 水 器
	U型側溝(雨水樹)		電 力 孔
	街 渠・街 渠 樹		電 話 孔
	特 殊 樹		ガ ス 孔
	境界ブロック・縁石		上 水 孔
	コンクリート壁		下 水 孔
	ブロック積		マ ン ホ ー ル
	石 積		公 衆 電 話
	レ ン ガ 壁		バ ス 停
	玉 石 縁 石		ポ ス ト
	法		警 報 機
	土 留		針 葉 樹
	階 段		広 葉 樹
	高木・中木(独立木)		田
	低 木 (寄 植)		畑
	生垣(公園内)		荒 地
	地 被 類		竹 林
	公 園 灯		生垣(道路上)
	公園灯(時計付)		案 内 板
	公園灯(引込)		ベ ン チ
	公園灯(引込柱)		水 飲 場
	街 路 樹		

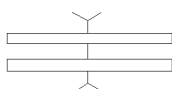
公園各種施設凡例



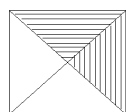
シェルター



シーソー



四阿(東屋)



すべり台



テーブルスツール



時計塔



グローブジャングル 円形ジャングルジム



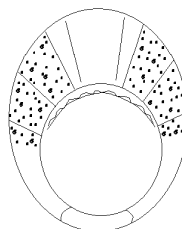
噴水



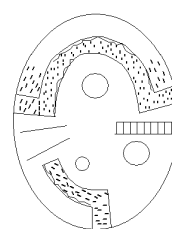
ラダー



クライムスライダー



石の山



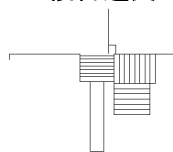
SP遊具



チェーンネットクライム



複合遊具



器具庫

器具庫

案内板



(低) 鉄棒 (中) (高)

